













早稲田大學  
教授

上坂酉三著

◆最新刊◆

菊判總布函入  
總頁五八〇

定價四・二〇  
送料三・三〇

九六八

# 海上賣買論

海上貿易に於ける賣買慣習の商學的研究

外國貿易は、國の内外を問はず、必ずCIF・FOB等特種形態の海上賣買により實現せられてをる。然るに之が研究は、法理と實證との錯綜せる荆棘の道として商學者から敬遠せられ、全く未開拓の處女地として取殘されてきた。著者之を遺憾とし、昭和元年英國留學中初て本研究の端緒を得てより孤學無援刻苦九年に及んで、茲に我國最初の商學的研究を完成した。本書の内容は、序論・本論・結論の三部より成り、其中本論は、CIF賣買論・FOB賣買論・揚地賣買論の三編に分ち、専ら貿易經營論の觀點より、その本質・特性・構成要件・賣買兩者の義務の内容並に其經濟的機能を、一一參考文獻に照して論攷することと精緻を極めてをる。加之附録として、貿易契約に關する國際統一規則並に米國標準定義等の好資料を添へてをる。洵に、是れ、貿易經營にとり座右不可缺の指南車であり、貿易關係の銀行海運保險倉庫並に工業家にとり唯一無二の貿易知識である。

上坂酉三著

## 貿易實務

菊判上製函入  
定價三・五〇  
送料二・二〇

東京泰文社 電話一六〇九  
東京市牛込區 電話一六〇九  
東京市牛込區 電話一六〇九

# 機械・建築圖書

實地工作術 ゆにばーさるみりんぐましん せんばんにてねちを切る法 發動機大意 ポケット機械實用表 機械工師必携 鍛工法 木型及鑄型製作法 實用製罐及鍍金法 電弧鎔接法 實用アセチレン鎔接法 齒車の割出方	四・一〇 一・五〇 一・五〇 二・五〇 二・五〇 二・六〇 一・七〇 三・一〇 二・七〇 二・七〇 二・五〇 一・八〇	旋盤工携 ベヴルギヤの表 精密機械工具使用法 機械工場用算術 日本建築規矩術 日本家屋構造 神社建築構造法 床棚書院 破風造構造法 近代的角度 實用建築製圖講義 最新便所の設計及改良法	九・〇〇 〇・六〇 特價・八〇 一・五〇 一・五〇 三・五〇 二・五〇 二・五〇 二・一〇 一・〇〇 一回三付 一・五〇
--	--	---	---

機械建築圖書出版

東京市牛込區 信友堂書店  
電話一六〇九  
東京市牛込區 電話一六〇九

(呈進第次込申御録目書圖)

九六九











!!りあ書本に東・りあズルエウに西

# 世界古代文化史

## 合本普及版

早稻田大学教授  
文學博士 西村眞次 著

西村眞次教授は曩に『日本文化史概論』を出版して、日本民族の自重自主を奨示し、今や十版を重ねて國民生活に新動向を與へた。尋いで『世界古代文化史』を上梓し、日本人が國家の爲めに活動する以前、世界人として爲さざる可からざる多くを指摘した。該書は浩瀚で、大型五百三十頁に餘り、圖版七十六、挿圖三百六十八、美畫し盡したもので、其裝飾版は定價十圓を算し一般の要求に準負したから、今回訂正を加へて合本普及版を増刷して特價販賣を開始した。『世界古代文化史』は四海同胞、文化原源、協同進歩の立場から世界史を見たもので、刻下の日本民族に世界人として如何に動くべきかを教ゆる大著である。

徳富蘇峰氏評(東京日日新聞所載)……右の題目を見れば、其の一章にて一冊乃至數冊を成す可きもの。然るに此れを一冊に初編したるは、詢とに良工苦心と云うも可、此の手際に於ては、ウエルズの世界史をして、獨り美を專にせしめざるものと云うも溢言でない。本書は四六倍判五百乃至六百頁。而して其の特色の一は、七十六の圖版と、三百六十八の挿圖とである。而して其の圖版の中には、鮮麗なる色刷などもありて、讀む可き書であると同時に、又た觀る可き書である。乃ち此の一冊中には、科學と藝術とが、著者の手によりて、見事に融合、渾化してゐる。

四六倍判總タロス美裝函入 定價金六圓  
本文六百餘頁九ポイント組 特 金四圓八拾錢  
挿圖三色版十二、地圖七  
オフセット一、別刷寫眞版六十餘  
本文挿入圖三百六十八

### 東京堂

下段九・町麩・京東  
〇七二京東特振

九七四

## 第六部 出版關係諸名簿

九七五



發行所名簿 (五十音順)

(ア)

アオイ書房 中野區新井町五九四(中野四三三〇)  
 アチクミューゼム 芝區三田綱町濠澤邸内  
 アトリエ社 牛込區喜久井町三四(牛込六四二)  
 アトラス社 牛込區北町三〇(牛込三三五五)  
 アラギ發行所 赤坂區青山南町六ノ二(青山三六二六)  
 アルカン書房 神田區神保町三ノ二(神田二七五)  
 アルバカン書房 中野區宮園町五ノ一(中野二七五)  
 馬酔木發行所 神田區小川町一ノ一(内神田セル内)  
 青い鳥 豊島區池袋五ノ二三八  
 青垣發行所 豊島區西巢鴨二ノ二二(大塚三五〇三)  
 青木學修堂 中野區宮園通一ノ二六(中野二八四)  
 青木誠意堂 神田區神保町三ノ一三  
 青野文魁堂 世田ヶ谷區太子堂町三四九  
 青山書院 日本橋區通三ノ五ノ二(日本橋三〇八八)  
 赤い虹 赤坂區青山南町三ノ三三(青山二〇八八)  
 赤い鳥 世田ヶ谷區下馬町三ノ六七六  
 赤橋區西大久保一ノ四六一

赤城書房 牛込區赤城下町二八  
 赤城出版 牛込區章筒町二〇  
 愛國新聞社出版部 日本橋區本町二ノ一(日本橋一九五六)  
 愛鶴書院 麩町區有樂町一ノ四  
 愛民書社 小石川區竹早町七四  
 會津辰辰史編纂會 杉並區阿佐ヶ谷一ノ六九〇  
 曙社出版部 澁谷區下落合二ノ八一 飯沼方  
 曙山料理研究所 小石川區上富坂町二三  
 淺見文林會 豊島區巢鴨四ノ三(大塚三三三三)  
 淺沼香商會 赤坂區溜池町一〇  
 朝日新聞社出版部 日本橋區大傳馬町一(浪花五九〇七一八)  
 朝日新書房 日本橋區室町三ノ三(日本橋五四九一五〇)  
 朝日新書房 本郷區丸山福山町一三(小石川一六三八)  
 朝日新書房 麩町區上二番町二(九段一三八)  
 朝日新書房 麩町區有樂町二ノ三(丸ノ内一三)  
 飛鳥書園 杉並區高圓寺二ノ四一三  
 飛鳥書園 奈良市登大路町  
 飛鳥書園 神田區駿河臺一ノ八(神田二七五五)  
 飛鳥書園 杉並區天沼二ノ四九四  
 飛鳥書園 長野市西長野町 師範附屬小學校前

安進社出版部 麻布區森元町一ノ二七(赤坂一九九二)  
 安全自動車株式會社 四谷區永住町二(四谷五一九二)  
 安全自動車株式會社 赤坂區傳馬町三ノ四(青山一八八六)

(イ)

いろは書房 淺草區南元町二四(淺草二〇六七)  
 文業社 本郷區駒込千駄木町四一  
 文藝學社 大阪市住吉區駒川町八ノ七  
 井田書行會 本郷區新花町九七(小石川五二七二)  
 井上辭典刊行會 神田區錦町一ノ七(神田二三八一)  
 伊坂出版部 日本橋區本町四ノ一五(日本橋二六一六)  
 伊豆遊覽案内所 靜岡縣伊東町二七五  
 伊林文堂 下谷區上車坂町六四(下谷七三三八)  
 伊藤書院 日本橋區寶町(日本橋四五九二)  
 伊藤書院 麩町區飯田町四ノ二〇(九段三〇六六)  
 伊藤書院 本郷區動坂町九四  
 以文會館 品川區大井町六四六六  
 育英會館 豊島區西巢鴨三ノ八〇七(大塚一六九三)  
 育英會館 牛込區横寺町六四  
 育英會館 澁谷區千駄ヶ谷四ノ七三〇(四谷五二六二)  
 育英會館 本郷區元町一ノ一五(小石川五七七七)  
 育英會館 本郷區森川町七(小石川七八一)  
 育英會館 神田區紺屋町三六

郁文書院 小石川區原町一二  
 石川松齋堂 本郷區森川町八〇(小石川二五八)  
 石原求龍堂 下谷區仲御徒町四ノ一〇  
 石原求龍堂 牛込區矢來町二  
 磯部甲陽堂 澁谷區代々木初臺町六〇七  
 磯部甲陽堂 奈良縣法隆寺二六八  
 磯部甲陽堂 日本橋區本町四ノ二(茅場町六六七三)  
 磯部甲陽堂 本郷區弓町一ノ二五(小石川三八九二)  
 磯部甲陽堂 麩町區下二番町三七  
 磯部甲陽堂 大阪市南區安堂寺橋通四ノ三九  
 磯部甲陽堂 小樽市綠町三ノ四  
 磯部甲陽堂 神田區錦町一ノ一九(神田三一四三)  
 磯部甲陽堂 本郷區湯島新花町二〇(小石川三七二)  
 磯部甲陽堂 芝區二本榎町三(高輪三四五〇)  
 磯部甲陽堂 麩町區九段四ノ八ノ八(九段二五六八)  
 磯部甲陽堂 神田區神保町一ノ七(神田〇〇七五)  
 磯部甲陽堂 神田區旅籠町一ノ一〇(下谷一一八七)  
 磯部甲陽堂 芝區濱松町一ノ七  
 磯部甲陽堂 本所區東兩國一  
 磯部甲陽堂 蒲田區女塚町四〇三  
 磯部甲陽堂 名古屋市中區流川町一八  
 磯部甲陽堂 牛込區新小川町一ノ二  
 磯部甲陽堂 千葉縣市川町在國分  
 磯部甲陽堂 牛込區市ヶ谷山伏町一  
 磯部甲陽堂 神田區一ツ橋二ノ三(九段一八七九)



岩本農園出版部 芝區片門前二ノ四(芝四三九七)  
岩村文藝堂 世田ヶ谷區松原町三ノ八六五  
印刷雜誌社 大阪市東區豊後町三六(東二二四九)  
麴町區大手町二ノ二(日清生油第三二六)

(ウ)

5きよ川柳社 荏原區戸越町九一四  
宇宙文藝社 麴町區九ノ内(新上七四四)  
上田泰文堂 淀橋區戸塚町一ノ一三(牛込一八五九)  
上田書屋 神田區神保町一ノ一(神田三五五八)  
白井書館 神田區神保町二ノ五(九段一九七二)  
内田美術書肆 京都市竹屋町通高倉東入  
内田老鶴園 日本橋區大傳馬町一ノ四(茅場町五五九二)  
内田模型製圖社 本郷區元町二ノ四一(小石川一五四六)  
下田昭文館 神田區神保町三丁目  
芸文堂 本郷區西區二丁目(本三六〇〇)  
芸と空社 京橋區架地 市立京橋圖書館内  
海と空社 麴町區内幸町一ノ四(銀座四九五〇)

(エ・エ)

エスベラント研究社 麴町區九段三ノ二  
江戸文化研究会 麴町區日比谷公園 市政會館内  
永樂堂 麻布區市兵衛町二ノ三七  
小笠原書院 品川區五反田一ノ二七七  
小樽新聞株式會社 小樽市港町一六  
小野大興書房 神田區五軒町四一  
織田書店 小石川區林町五六  
大岡山書屋 麻布區龍土町一三(青山三二六八一)  
大倉書店 麻布區一本松町二七(高輪一七六〇)  
大倉書房 淺草區藏前三ノ六(淺草一五七三)  
大倉書房 日本橋區茅場町一ノ三(茅場町四一五)  
大倉書房 京橋區京橋一ノ八(京橋五六六)  
大倉書房 大藏出版株式會社 本郷區本郷三ノ二(小石川六三〇)  
大藏出版株式會社 大阪市南區上本町二ノ一一  
大阪商科大学 大阪市天王寺區  
大阪商社 大阪市東區高麗橋二丁目  
大阪圖書販賣株式會社 大阪市浪速區惠美須町二ノ五〇  
大阪毎日新聞社 大阪市西區阿波座堀通三ノ三五  
大阪日新新聞社 大阪市北區堂島二  
大阪矢野書房 日本橋區吳服橋二ノ五(日本橋三七三七)  
大阪巧書社 本郷區金助町四五(小石川三六八)  
大阪野正書房 岐阜縣掛妻郡小島村大字岡  
大阪原正書房 岡山縣倉敷市  
大阪村來書房 小石川區武島町一〇(小石川五一二四)  
往來書房 麴町區内幸町一ノ六(新橋五三三)  
櫻關書房 神田區淡路町二ノ一(神田一四〇四)

發行所名簿

英語教育社 本郷區曙町九  
英語研究會 本郷區動坂町九四  
英語研究會 澁谷區榮通二ノ一三(青山二七八三)  
英語青年會 小石川區白山御殿町二〇(小石川九七六)  
英語通信社 本郷區西片町一〇(小石川二二)  
英語進修社 日本橋區大傳馬町一ノ二 淺見文林堂方  
英文週報社 本郷區千駄木町二八六  
英文法通論發行所 淀橋區百人町三ノ三三九(四谷二〇六六)  
英文法通論發行所 麻布區龍土町一八  
映畫技術出版社 澁谷區千駄ヶ谷一ノ三五二  
映畫評論社 神田區錦町二ノ六  
映畫評論社 淀橋區戸塚町三ノ九二四  
映畫評論社 澁谷區伊達町一四  
映畫評論社 芝區金杉川口町二〇  
映畫評論社 大阪市南區松屋町三九  
映畫評論社 小石川區原町一五  
演劇クオターリ社 淀橋區諏訪町一三  
遠藤書房 世田ヶ谷區上馬三ノ一〇八(世田ヶ谷二六七)

(オ)

歐米旅行案内社 神田區一ツ橋通教育會館内(九段四一五二)  
歐米旅行案内社 豐島區巢鴨七ノ一七一八  
歐米旅行案内社 淀橋區下落合四ノ一九八(落合長崎六六六)  
歐米旅行案内社 神田區駿河臺四  
歐米旅行案内社 神田區淡路町二ノ七(小石川九一)  
歐米旅行案内社 神田區神保町一ノ一五  
歐米旅行案内社 神田區駿河臺一ノ八(神田二七七五)  
歐米旅行案内社 大阪市西區北通三ノ三三(土佐堀二七六八)  
歐米旅行案内社 神田區佐久間河岸三七  
歐米旅行案内社 淺草區柳橋一ノ二一(淺草四二二二)  
歐米旅行案内社 神田區神保町一ノ三五(神田三〇三八)  
歐米旅行案内社 神田區錦町一ノ二  
歐米旅行案内社 杉並區馬橋三ノ四〇一  
歐米旅行案内社 神田區小川町三ノ二四  
歐米旅行案内社 神田區三崎町三ノ三六  
歐米旅行案内社 京橋區銀座三 十字屋(京橋四五二八)  
歐米旅行案内社 神田區三崎町一ノ二(神田八三三)  
歐米旅行案内社 香川縣教育圖書株式會社  
カトリック中央出版部 神田區錦町三ノ二四(神田四二八二)  
カナモジカイ 麴町區下六番町三八(九段三三四二)  
カニヤ書店 芝區芝公園六號地協同會館(芝一一三一)  
カニヤ書店 京都市中京區寺町夷川上ル(上二五五五)  
香川縣教育圖書株式會社 高松市南鍛冶屋町一

(カ)



加藤文桂堂 神田區猿樂町二ノ四  
 化學工業時報社 京橋區登町三ノ四ノ八(京橋四四一六)  
 科學知識普及會 麴町區丸ノ内二ノ六(丸ノ内七八〇)  
 家事及裁縫社 牛込區矢來町二(牛込三三四二)  
 家事裁縫研究協會 大阪府住吉區阪南町西ノ一七  
 家庭衛生普及會 麴町區九段一  
 家庭科學研究會 牛込區新小川町二ノ一〇ノ四五  
 家庭研究會 神田區神保町三神保町ビル(九段二五五六)  
 家庭生活改善會 本郷區駒込駒込町四七(小石川三六六〇)  
 歌 杉並區高圓寺二ノ四〇四  
 課外讀本刊行會 牛込區東五軒町一〇  
 課外理科文庫刊行會 日本橋區通三ノ五野野書店内(日本橋)  
 我 觀報社 本郷區湯島切通坂町二五(小石川三八八三)  
 回天 麴町區丸之内三ノ二 三菱二十一號館  
 回宏 赤坂區青山南町五ノ五四(青山七五一〇)  
 改善 大阪府浪速區稻荷町二ノ九四五  
 改世 四谷區新宿二ノ五四  
 改進 本郷區元町二ノ四七(小石川五二七四)  
 改善 芝區新橋七ノ一二(芝二二二一四)  
 改善 赤坂區新坂町三五(青山三五〇六)  
 貝殼社 世田ヶ谷區太子堂町三四八  
 海紅社 澁谷區下落合三ノ一三六七  
 海外研究社 中野區大和町二ノ三〇九  
 海外植民學校 世田ヶ谷區北澤

海外之日本 赤坂區溜池一三會堂ビル(赤坂二二〇九)  
 海軍研究社 麴町區内幸町一ノ六(銀座一九二五)  
 海文堂 大阪府此花區上福島北一ノ四  
 海文堂 神戶市元町通三  
 海文堂 神田區小川町二ノ一ノ二(神田二七〇二)  
 品川區南品川一ノ七(高輪五五五)  
 神田區西神田一ノ二(同前會館内)  
 板橋區上落合一ノ四七二(大塚七四四)  
 神田區錦町三ノ五(神田三一九三)  
 小石川區小日向臺町三ノ六二  
 麴町區九段坂上  
 蒲田區蒲田町一四四(蒲田六一九)  
 芝區新橋田町一九(銀座二七七)  
 麴町區中六番町一四(九段二八五一)  
 神田區神保町三ノ三(九段二八五九)  
 日本橋區茅場町二ノ二(神田法律事務所内)  
 澁谷區千駄ヶ谷町二ノ三六三(青山二七四八)  
 中野區上高田二ノ三九八  
 芝區田村町四ノ二四  
 杉並區井荻三ノ一(荻窪三三六二)  
 神田區昌平河岸四號地(神田六一六〇)  
 神田區神保町一丁目  
 京橋區銀座西八ノ五(銀座二六二)  
 麴町區下二番町五四  
 大森區入新井三ノ一二八一

學修館 日本橋區茅場町二ノ二(茅場町六二八)  
 學修社 神田區神保町一ノ二(神田一三二六)  
 學修社 神田區三崎町一ノ八(神田四一五八)  
 學校教練研究會 小石川區關口臺町一四  
 學校美術協會 荒川區日暮里町三ノ一九六(下谷六九九三)  
 學而書院 下谷區下坂町一五  
 學友社 神田區錦町三ノ二三  
 學友社 神田區神保町二ノ四(九段三五七二)  
 學友社 神田區神保町二ノ一九ノ五  
 學友社 仙臺市新小路 三所内  
 芝區芝公園一五ノ一(芝二〇五七)  
 門野書院 神田區神保町三ノ六ノ六(九段三八〇六)  
 金刺芳流堂 神田區神保町三ノ九ノ一(九段二二六)  
 金澤福音館 金澤市廣坂通  
 鼎原商店 本郷區湯島切通坂町三(小石川三八四〇)  
 株式研究社 小石川區關口水道町四一  
 上方屋書店 日本橋區品川町裏河岸二號地  
 蒲生君全集刊行會 神田區神保町三ノ二三(九段二四九七)  
 龜屋書店 本郷區駒込富士前町六〇  
 蒲田屋書店 京橋區木挽町三ノ二(京橋四〇二九)  
 神田屋書店 蒲田區女塚町三〇九(蒲田二八八三)  
 神田屋書店 澁谷區千駄ヶ谷二ノ四二九  
 川合清九全集刊行會 本郷區駒込動坂町六三  
 澁谷區青葉町二〇(青山一七八二)

川瀨日進堂 神戶市神戶區元町通一ノ三四(三宮一七七二)  
 河野書房 日本橋區通三ノ一(日本橋二七七七)  
 河野書房 神田區和泉町一  
 河野書房 日本橋區兩國一ノ八  
 河原書店 京都市左京區下鴨藤倉町五(上六八四八)  
 干城堂 麴町區下六番町一七(九段二七七七)  
 觀世流改訂本刊行會 神田區神保町三ノ六(九段二八八五)  
 眼鏡新報社 牛込區西五軒町五(牛込一三一一)  
 嚴松翠堂 神田區神保町二ノ二(神田二四六七)  
 嚴松翠堂 神田區三崎町三ノ一六五(九段三五三六)  
 嚴松翠堂 神田區一ツ橋二ノ三(九段一五四三)  
 嚴松翠堂 豐島區池袋二ノ一六一六  
 關東出版社 牛込區余丁町一〇九  
 款多山居 牛込區余丁町一〇九  
 (キ)  
 キクヤマ印刷所 伊賀上野城内  
 木村書房 京橋區木挽町四ノ五ノ二  
 木村書房 品川區大井山中町四二九七(大森二九三四)  
 木村書房 麻布區本村町一三  
 紀伊國屋 淀橋區角筈一ノ八二六(四谷一〇七)  
 紀伊國屋 豐島區千川町二ノ四三九八  
 紀伊國屋 神田區須田町一ノ二四(神田三三三三)  
 紀伊國屋 神田區旭町三〇  
 鬼貫堂 神田區旭町三〇  
 輝文堂 小石川區戶崎町一三(小石川二八九)



龜齡會出版部 豐島區西巢鴨二ノ二(四三三) 見二七九  
 菊里地研究會 四谷區本村町九(四三三) 見二七九  
 北風洞 芝區白金三光町 見二七九  
 去風洞 京都市淨土寺馬場町一五七  
 久遠集 日本橋區江戶橋二ノ六 明正ビル内  
 救世軍出版所 澁谷區千駄ヶ谷二ノ三六(青山七八三)  
 牛山益商社 神田區神保町二ノ一七(九段四七九)  
 共立生商社 麴町區九段四ノ六ノ三  
 共和堂 芝區松本町四(三田四〇五六一七)  
 共立生商社 神田區淡路町二ノ三  
 京都共生堂 本郷區春木町二ノ五九  
 京都共生堂 京都市上京區出町麴形西人上九相生町二  
 京都共生堂 神田區淡路町二ノ一七(神田三九〇)  
 京都共生堂 小石川區宮下町四三(大塚五八八)  
 京都共生堂 芝區芝公園六號地(芝一三三)  
 京都共生堂 小石川區高田老松町六〇  
 京都共生堂 豊島區長崎町東町一ノ八七(大塚二〇七九)  
 京都共生堂 深川區東森下町四(本所五三九)  
 京都共生堂 麴町區富士見町二ノ三(九段七二七)  
 京都共生堂 下谷區上根岸町四(下谷七三三)  
 京都共生堂 神田區三崎町三ノ一七四  
 京都共生堂 神田區神保町一ノ四五(神田一四八七)  
 京都共生堂 神田區駿河臺三ノ七(神田三〇三三)

教育實際社 京橋區入舟町三ノ五(京橋六四三五)  
 教育圖書株式會社 小石川區大塚仲町四一(大塚二四六八)  
 教育圖書出版社 小石川區高田老松町二八  
 教育用品研究會 神田區錦町三ノ二二(神田八九九)  
 教育用品研究會 牛込區辨天町二八  
 教育用品研究會 京橋區西銀座八 九洲ビル内  
 教育用品研究會 京橋區銀座四ノ二(京橋二五二)  
 教育用品研究會 麴町區富士見町二ノ一六(九段二七六六)  
 教育用品研究會 本郷區向ヶ丘彌生町三  
 教育用品研究會 大阪府東區東野田町 大塚キタビル内  
 教育用品研究會 小石川區若荷谷町五二  
 教育用品研究會 大森區入新井六ノ一四九〇  
 教育用品研究會 豊島區長崎町東町二ノ九六六  
 教育用品研究會 中野區天神町二五  
 教育用品研究會 京橋區木挽町 竹田ビル(京橋一四七四)  
 教育用品研究會 本郷區湯島三組町八七  
 教育用品研究會 赤坂區溜池町三二(青山一七三六)  
 教育用品研究會 大阪府大正區泉尾中通三ノ四五  
 教育用品研究會 神田區神保町二ノ四四(九段一九三八)  
 教育用品研究會 麴町區九段四ノ一三(九段一九九四)  
 教育用品研究會 京橋區銀座四ノ四(京橋四五七三)  
 教育用品研究會 神田區西神田一ノ二(神田三〇〇一)  
 教育用品研究會 神田區錦町一ノ六ノ一(神田三五一四)  
 教育用品研究會 澁谷區百人町二ノ二五四  
 教育用品研究會 牛込區加賀町二ノ二

近代文藝社 本郷區森川町一一九  
 近代文藝社 大阪府東區博労町二  
 近代文藝社 荒川區日暮里町九ノ一〇八二  
 近代文藝社 小石川區原町一  
 金港堂書籍株式會社 神田區神保町三ノ八(九段三四二四)  
 金星堂 神田區神保町三ノ二(九段四〇六八)  
 金星堂 京橋區築地二ノ五(京橋五二一九)  
 金星堂 本郷區根津片町五(小石川五三八七)  
 金星堂 下谷區二長町一六二(下谷五三八五)  
 金星堂 豊島區駒込一ノ二八(小石川六五六五)  
 金星堂 淺草區小島町七五  
 金星堂 牛込區喜久井町三四  
 金星堂 四谷區南寺町四二  
 金星堂 品川區五反田一ノ二七七  
 金星堂 麴町區九段一ノ四(九段一四五二)  
 金星堂 大阪府北區曾根崎中二ノ二一  
 金星堂 目黒區平町一三七

叢書會 豊島區巢鴨五ノ一一四一  
 叢書會 四谷區西信濃町三  
 雲持井會 米澤市大町 商業銀行内  
 倉持書店 本郷區本郷五ノ二八(小石川二二〇)  
 栗田書店 神田區神保町一ノ三九(神田六四七)  
 栗田書店 神田區神保町二ノ四四(九段一九三八)  
 軍事學指針會 四谷區本村町九(四谷三三〇)  
 軍事學指針會 麴町區紀尾井町六ノ五(九段六九四)  
 軍事學指針會 神田區神保町二ノ四四(九段一九三八)  
 軍事學指針會 牛込區若松町一五〇(牛込二六一六)  
 軍事學指針會 麴町區飯田町一ノ七(九段三六八一)  
 軍事學指針會 神田區錦町一ノ二(自強館(神田四〇三七))  
 軍事學指針會 麴町區九段一ノ五(九段一〇一八)

(ク)

ぐろりあそさえて 豊島區西巢鴨六丁目 杉本ビル  
 黒百合社 大阪府東區内淡路町一ノ七  
 九段書房 神田區神保町三ノ一七(九段一〇七五)  
 九萬字句集刊行會 長崎市岡田一七六田中印刷合名會社内  
 久遠集 日本橋區江戶橋二ノ六(日本橋三二七)

刑務協會 麴町區西日比谷一(四谷三三〇)  
 奎運堂 神田區神保町一ノ六九(神田二五七三)  
 奎松堂 京橋區松屋町一ノ三  
 啓成社 神田區三崎町二ノ四二  
 啓方社 麴町區丸ノ内三ノ六(丸ノ内二六八六)  
 啓文社 四谷區左門町五五(四谷五七九九)  
 啓明文館 神田區淡路町一ノ一(神田三七三七)  
 啓明館 本郷區元町二ノ二(小石川五五二九)  
 啓明館 澁谷區猿樂町四九







光光光光光光  
源世大風文融山學學道道  
弘弘弘弘弘弘弘弘弘弘  
文文文文文文文文文文  
明明明明明明明明明明  
樂文文文文文文文文文  
盛文文文文文文文文文  
詢盛文文文文文文文文  
交交交交交交交交交交  
通通通通通通通通通通

熟館社館堂館堂館堂館堂  
日本橋區本町四ノ二(茅場町六三三七)  
杉並區天沼二ノ五二九(荻窪三〇〇二)  
板橋區板橋町三ノ二七〇(板橋八二六)  
神田區神保町一ノ五二(神田三〇八七)  
四谷區傳馬町一ノ三七(四谷五二七)  
神田區小川町三ノ二〇(神田二〇七二)  
神田區九段一ノ一二(九段三二九〇)  
神田區神保町二ノ二〇(九段六七五)  
赤坂區神保町六(青山七二五)  
神田區錦町二ノ三(神田六七二)  
神田區神保町二ノ四〇(九段一九三八一九)  
小石川區水道橋一ノ四四  
神田區三崎町一ノ八(神田三六九七)  
神田區錦町三ノ二四  
大阪市東區備後町一ノ三  
本郷區西片町一〇(小石川六四一〇)  
神田區錦町一ノ二七(神田四四五五)  
杉並區高圓寺町二ノ四三一  
神田區錦町三ノ七  
長崎市東區邊町一  
大阪市西區上通二ノ三八  
京橋區銀座六ノ四ノ五(銀座四九五五)  
神田區錦町一ノ九(神田六八八)  
豐島區西巢鴨一ノ三四一〇

交通問題調查會  
瀧野川區田端町一八五(小石川六一九五)  
品川區北品川二ノ一五三  
小石川區江戸川町一八(小石川三一五一)  
豐島區池袋三ノ一三九二  
澁谷區上落合一ノ二六三  
牛込區早稲田鶴卷町二〇七(牛込一九五〇)  
京都市上京區烏丸通  
世田谷區上野町三ノ一〇(世田谷二六二七)  
赤坂區青山北町六ノ二九(青山五五八八)  
澁谷區西大久保三ノ一三四  
瀧野川區西ヶ原町七四(小石川七六五四)  
芝區南佐久間町二ノ三  
本郷區駒込動坂町二六四  
牛込區市ヶ谷臺町一〇(四谷四六二)  
澁谷區水川町二  
瀧野川區瀧野川町一四三(王子一〇五三)  
日本橋區吳服橋二ノ五 春秋社內  
神田區下六番町四八(九段三二二八)  
本郷區千駄木町一八六(小石川三三八八)  
本郷區森川町九三  
日本橋區藥研堀町四八  
小石川區丸山町一  
埼玉縣入間郡所澤町五二九  
神田區小川町一ノ三(神田三〇八〇)  
小石川區水道橋一ノ六九

高陽踏書院  
神田區小川町一ノ一(内神田七二四)  
澁谷區柏木一ノ一四二(四谷一七〇七)  
牛込區久來町八  
杉並區高圓寺六ノ七三〇  
神田區金澤町八(下谷三三一九)  
澁谷區百人町三ノ八三  
神田區九段一ノ一四(九段二七二五)  
神田區駿河臺三ノ四(神田二〇二五)  
小石川區丸山町一  
神田區小川町一 國民文庫刊行會內  
神田區神保町一ノ九(神田九一七)  
小石川區大塚坂下町二四(大塚一七〇九)  
大森區入新井三ノ一二八一  
神田區錦町二ノ九(神田四四二八)  
澁谷區西大久保一ノ四八(四谷一七五九)  
京都市油小路正而一  
下谷區谷中清水町二〇  
日本橋區馬喰町二ノ一(眞住一八四〇)  
神田區神保町一ノ三五(眞住文庫內)  
神田區丸之内(丸之内二六二四)  
芝區新橋五ノ四ノ四(芝二〇二七)  
本郷區本富士町二(小石川七七六七)  
澁谷區北谷町四二  
澁谷區戸塚 早稻田大學內  
京橋區築地二ノ二(京橋八八)

國華會本部  
小石川區若荷谷町五七(小石川六八四八)  
麻布區市兵衛町二ノ一(赤坂八五二)  
淺草區柳橋二ノ一五(淺草四一一)  
豐島區池袋三  
京橋區銀座一ノ五一(銀座七四二)  
京橋區京橋二ノ一(京橋四二二)  
京橋區橫町二ノ七(京橋一九九〇)  
麻布區市兵衛町二ノ六四  
四谷區鹽町一ノ三一  
麻布區飯倉町四ノ一(赤坂一七四八)  
京橋區南鍋町一ノ三  
豐島區雜司ヶ谷町五ノ七一  
神田區內幸町 太平ビル別館  
神田區丸ノ内二ノ一六  
神田區丸ノ内二ノ一二(丸ノ内四六六四)  
神田區丸ノ内二ノ一二(丸ノ内四六六四)  
麻布區本村町一三  
神田區日比谷公園(市役所內)  
神田區山元町三ノ四(九段三〇三九)  
神田區日比谷公園 市政會館內  
京橋區第一相五館(京橋二八二)  
澁谷區百人町二ノ一三七  
神田區平河町二ノ一(九段一九)  
神田區東松町二四(眞住三〇三)  
本郷區眞砂町三一(小石川六二七九)



國民教育獎勵會 京橋區銀座西八ノ九 民友社内  
 國民教育新聞社 本郷區元町一ノ三(小石川二二八)  
 國民思想研究所 麴町區平河町五ノ二七  
 國民時論社 麴町區元園町二ノ一〇  
 國民出版社 神田區神保町三ノ六ノ六(九段三八〇六)  
 國民新聞社 京橋區銀座西七ノ二  
 國民心身保健協會 日本橋區本町三ノ五  
 國民同志會 大阪市蛸谷仲之町五六  
 國民文化研究會 目黒區東町五四(荏原四五〇八)  
 國民文庫刊行會 本郷區駒込西片町一(ミノ六號(小石川六八八八))  
 國民法制學會 神田區小川町一(神田五三五五)  
 國民風會出版部 淀橋區柏木一ノ一四一  
 國民風會出版部 牛込區東五軒町一(牛込三五八〇)  
 國民風會出版部 牛込區早稲田鶴卷町四四三  
 國民風會出版部 麴町區永田町二ノ八六(銀座九七二)  
 國民風會出版部 本郷區駒込千駄木町五九  
 國民風會出版部 目黒區下目黒四ノ九四六  
 國民風會出版部 牛込區赤城下町七一  
 國民風會出版部 芝區田村町三ノ一(芝二八七四)

(サ)

左文字書房 小樽市花園町東一丁目  
 佐渡郷土研究会 新潟縣佐渡郡真野村新町  
 沙羅書店 澁谷區神宮通二ノ一五

座右寶刊行會 本郷區龍岡町三四(小石川二八〇七)  
 采文閣 神田區旅籠町一ノ一〇(下谷二一八七一八)  
 彩文館 赤坂區臺町六七  
 西東社出版部 神田區錦町三ノ一六(神田二七八二)  
 濟生館 本郷區本郷六ノ五(小石川二一九〇)  
 財界調查研究會 四谷區筆筒九三  
 財政經濟時報社 日本橋區吳服橋二ノ一(日本橋二六七七)  
 最新工學普及會 赤坂區溜池町一 三會堂ビル  
 坂口書店 小石川區白山御殿町一三三  
 井淡海堂 本郷區駒込淺嘉町五〇(小石川六三六八)  
 井淡海堂 神田區橋本町一ノ一三(浪花一三六三)  
 井淡海堂 日本橋區本町四ノ二ノ一(銀座五二五二)  
 井淡海堂 京橋區木挽町二ノ四竹田ビル内(京橋一四七四)  
 井淡海堂 神田區錦町一ノ一二(神田四九二)  
 井淡海堂 神田區三崎町三ノ一六  
 井淡海堂 京都市吉田本町五(上五六四)  
 井淡海堂 麴町區富士見町二ノ四  
 井淡海堂 神田區神保町三ノ一八  
 井淡海堂 神田區神保町一ノ五九(神田一三二九)  
 井淡海堂 中野區高根町六(中野二八〇四)  
 井淡海堂 芝區櫻川町二(芝六五八)  
 井淡海堂 大森區北千束五六六  
 井淡海堂 神田區鍛冶町一ノ一(神田二四〇四)  
 井淡海堂 神田區錦町一ノ一七(神田五三三)

(シ)

シグナル週報社 赤坂區青山北町三ノ六八(青山一四七)  
 ジャパンタイムス社 麴町區内山下町一ノ一(銀座五八五七九)  
 ジャパンタイムス社 麴町區内幸町一ノ五(銀座四〇三)  
 ジャパンタイムス社 麴町區東京驛構内(丸ノ内八〇一)  
 ジャパンタイムス社 麴町區内幸町一ノ六(銀座七八三)  
 シンキヤウ社 京橋區銀座西四ノ五(京橋三七〇〇)  
 シンキヤウ社 牛込區西五軒町三四(牛込九三九)  
 シンキヤウ社 澁谷區原宿二ノ一七〇  
 支那問題研究所 神田區錦町三丁目(神田二六三三)  
 市海人房 豊島區巢鴨七ノ一六九四(大塚六九三)  
 四庫書房 大阪市此花區上福島北三ノ四九  
 四萬季社 神田區駿河臺二ノ一(神田三八〇)  
 四萬季社 品川區大井鰐洲町三〇  
 四萬季社 群馬縣吾妻郡澤田村四萬甲三八三八  
 四萬季社 本郷區駒込片町三〇(大塚五二一〇)  
 四萬季社 日本橋區本町四ノ一五(日本橋二八五〇)  
 四萬季社 麴町區九段二ノ六ノ一(九段二四三八)  
 四萬季社 芝區愛宕町一ノ一九(芝七三二)  
 四萬季社 牛込區拂方町二七(牛込四四五五)  
 四萬季社 静岡市井宮町七二 飯塚方  
 四萬季社 世田ヶ谷區北澤五ノ七一〇  
 四萬季社 品川區上大崎二ノ五四三(高輪八二八七)

共出版社 麴町區平河町二ノ一七(九段八四〇)  
 光出版社 淀橋區西大久保二ノ三三(四谷六八二八)  
 光出版社 澁野川區西ヶ原町七四(小石川七六五四)  
 光出版社 京橋區淡町三ノ二  
 光出版社 神田區神保町二ノ一五(神田二八五九)  
 光出版社 神田區美土代町二ノ一(神田二八五九)  
 光出版社 京橋區橫町二ノ五(京橋三五二五)  
 光出版社 神田區神保町一ノ四三  
 光出版社 神田區神保町一ノ五二(神田四〇二七)  
 光出版社 神田區小川町三ノ七(神田四四三五)  
 光出版社 神田區神保町一ノ一(神田一一二六)  
 光出版社 大阪市東區南本町御堂筋西入  
 光出版社 神田區神保町二ノ二二(牛込一八五九)  
 光出版社 淀橋區戸塚町一ノ一三(牛込一八五九)  
 光出版社 四谷區新宿町一ノ八八(四谷二二二二)  
 光出版社 牛込區細工町六(牛込二四七四)  
 光出版社 神田區小川町三ノ二四(牛込一八五九)  
 光出版社 小石川區大塚仲町三六(大塚二八〇二)  
 光出版社 神田區須田町一ノ六  
 光出版社 神田區神保町二ノ一〇(九段一三二〇)  
 光出版社 本郷區本郷六ノ九(小石川五三六一)  
 光出版社 京都市上京區河原町白梅園子南  
 光出版社 牛込區揚場町二一  
 光出版社 淀橋區諏訪町一四三  
 光出版社 京橋區銀座西一ノ三(京橋二二七六)







松 柏 館 日本橋區吳服橋二ノ五(日本橋二六二四)  
 松 陽 堂 大阪市東區博勞町二ノ二二  
 松 龍 堂 淺草區淺草橋一ノ五ノ二〇(淺草四〇八二)  
 昇 英 房 神田區西神田二ノ二一(九段三四四五)  
 昭 英 堂 杉並區阿佐ヶ谷二ノ五八四  
 昭 文 堂 澁谷區代々木初臺五九一  
 昭 文 館 麹町區元園町二ノ一〇(九段二二六八)  
 昭 和 房 大阪市東區西區三ノ二六九  
 昭 和 房 麻布區霞町六(青山二六七六)  
 昭 和 房 神田區錦町三ノ二六  
 昭 和 房 大阪市北區會根崎上四ノ四  
 昭 和 房 小石川區香羽町六ノ二四  
 昭 和 房 大阪市西區上通二ノ四一  
 昭 和 房 神田區錦町一ノ五(神田五八五)  
 昭 和 房 目黒區中目黒二ノ五八二(高輪三〇四五)  
 昭 和 房 神田區神保町一ノ五九(神田一三二九)  
 昭 和 房 神田區錦町一ノ五(神田二七九八)  
 昭 和 房 澁谷區百人町三ノ三三七  
 昭 和 房 神田區小川町二ノ三(神田三四一八)  
 昭 和 房 麹町區中六番町五(九段一〇一〇)  
 昭 和 房 中野區市ヶ谷長延寺町六  
 昭 和 房 品川區上大崎三ノ三三六  
 昭 和 房 澁谷區西大久保三ノ一六九  
 昭 和 房 澁谷區西落合一ノ三七  
 昭 和 房 神田區三崎町一ノ八(神田一四四)

辰 文 館 神田區仲町二ノ六(下谷五九五)  
 晉 文 館 澁谷區千駄ヶ谷五ノ八四(四谷四〇四六)  
 信 濃 山 會 事務所 長野縣北安曇郡大町尋常高等小學校内  
 信 濃 山 會 事務所 松本市大名町  
 信 託 友 義 堂 長野市南縣町六五七(長野二二〇)  
 信 託 友 義 堂 日本橋區鰻穀町一ノ三(茅場町一三〇五)  
 信 託 友 義 堂 小石川區表町九八(小石川三三六四)  
 信 託 友 義 堂 麹町區三番町二九(九段二三四九)  
 信 託 友 義 堂 神田區神保町一ノ五  
 信 託 友 義 堂 京橋區銀座西七ノ五(銀座一九五四)  
 信 託 友 義 堂 京橋區木挽町二ノ一七  
 信 託 友 義 堂 下谷區御徒町三ノ七九(下谷二二五〇)  
 信 託 友 義 堂 豐島區西巢鴨二ノ三三(大塚二六七九)  
 信 託 友 義 堂 神田區淡路町二ノ七(神田二〇一〇)  
 信 託 友 義 堂 神田區錦町一ノ五(神田二二六)  
 信 託 友 義 堂 神田區小川町三ノ二六ノ二  
 信 託 友 義 堂 牛込區新小川町一ノ五(牛込六〇五八)  
 信 託 友 義 堂 本郷區千駄木町一八六(小石川三三八八)  
 信 託 友 義 堂 神田區錦町一ノ四(神田三四〇二)  
 信 託 友 義 堂 神田區錦町一ノ二 誠光堂内  
 信 託 友 義 堂 神田區三崎町三ノ一二二  
 信 託 友 義 堂 神田區錦町一ノ一五  
 信 託 友 義 堂 神田區神保町二ノ四(九段三八二二)  
 信 託 友 義 堂 大阪市北區堂島上三ノ二五  
 信 託 友 義 堂 大阪市西區靱北通三ノ三(土佐堀二七六八)

政 泉 社 澁谷區百人町二ノ一三(七四谷六七九三)  
 選 泉 社 四谷區坂町七(赤坂五三七九)  
 潮 知 社 麻布區新町一七六(青山三六五三)  
 東 知 社 牛込區矢來町七(牛込八〇五)  
 日 東 社 麹町區土手三番町四(九段五六五四)  
 橋 日 社 澁谷區諏訪町五  
 新 橋 日 社 麻布區本町一三  
 新 聞 研 究 芝區新橋六ノ五(芝一八三二)  
 新 聞 研 究 京橋區銀座七ノ二(相模川ビル(銀座二六八七))  
 新 聞 研 究 京橋區銀座西三ノ三(京橋二二二五)  
 新 聞 研 究 神田區神保町三ノ二(九段四八〇)  
 新 聞 研 究 京橋區銀座二ノ三  
 新 聞 研 究 京橋區銀座西八ノ九  
 新 聞 研 究 牛込區市ヶ谷臺町一六(四谷三六九六)  
 新 聞 研 究 目黒區上目黒四ノ二一九八  
 新 聞 研 究 芝區今入町二和合クラ内(銀座三八〇五)  
 新 聞 研 究 牛込區矢來町六六(牛込六五八)  
 新 聞 研 究 澁谷區上落合一ノ四七八(コルネリ才社内)  
 新 聞 研 究 京橋區銀座西三ノ三(京橋二二二五)  
 新 聞 研 究 麹町區丸ノ内三三三號館(丸ノ内三九七二)  
 新 聞 研 究 大阪市東區南區水町二九  
 新 聞 研 究 千葉市千葉寺町一三四八  
 新 聞 研 究 牛込區辨天町六(牛込四〇六一)  
 新 聞 研 究 京都市河原町二條下ル  
 新 聞 研 究 日本橋區藥研堀町四八

神 宮 皇 會 四谷區坂町六一  
 神 宮 皇 會 下谷區西町一  
 神 宮 皇 會 三重縣宇治山田市  
 神 宮 皇 會 本郷區湯島四ノ五  
 神 宮 皇 會 澁谷區千駄ヶ谷二ノ四二九  
 神 宮 皇 會 澁谷區千駄ヶ谷二ノ四二九  
 神 宮 皇 會 神田區三崎町三ノ一二二  
 神 宮 皇 會 神田區錦町一ノ一五  
 神 宮 皇 會 神田區神保町二ノ四(九段三八二二)  
 神 宮 皇 會 大阪市北區堂島上三ノ二五  
 神 宮 皇 會 大阪市西區靱北通三ノ三(土佐堀二七六八)  
 (又)  
 ス ー タ ア 社 麹町區丸之内三ノ一二(丸ノ内二四七七)  
 ス ー タ ア 社 芝區二本榎本町二二  
 ス ー タ ア 社 芝區入舟町一五(銀座三八〇五)  
 西 班 牙 語 學 會 牛込區東五軒町六  
 須 田 右 文 社 京橋區京橋二ノ二(京橋一五七五)  
 須 田 右 文 社 日本橋區本町二ノ一(日本橋一九五六)  
 須 田 右 文 社 日本橋區丸ノ内三ノ八(三田六號館)  
 須 田 右 文 社 麹町區丸ノ内三ノ八(丸ノ内一八四二)  
 須 田 右 文 社 麹町區內幸町二ノ四(丸ノ内一八四二)  
 須 田 右 文 社 赤坂區丹後町九八(青山一九四四)  
 須 田 右 文 社 神田區神保町一ノ四(神田一四八七)  
 須 田 右 文 社 本郷區西須賀町一七(小石川二七三二)  
 須 田 右 文 社 京都市吉田橋町三一  
 須 田 右 文 社 小石川區表町一〇九(小石川二五四八)  
 須 田 右 文 社 神田區錦町三ノ一一  
 須 田 右 文 社 日本橋區本町四ノ二(東京區同業組合ビル内)



杉田日進堂 神田區錦町三ノ四(神田一五五七)  
 杉山書局 京都市中京區二條通富小路東入  
 杉山簿記學校出版部 神田區錦町一ノ三九(神田二二五九)  
 鈴木書局 日本橋通三ノ二(日本橋三五六五)

(七)

世界教育文庫刊行會 日本橋區吳服橋二ノ五(日本橋二六二四)  
 世界文庫刊行會 牛込區市ヶ谷田町三ノ三(牛込五八六八)  
 世界文庫刊行會 京橋區築地一ノ七  
 生命藝術社 大森區池上洗足町二三九(荏原二一八)  
 正則英語學校出版部 澁谷區原宿二ノ二七〇(青山四四三二)  
 成蹊學園出版部 牛込區下宮比町一五(牛込五七〇七)  
 成蹊學園出版部 神田區錦町三ノ二(神田三〇一七)  
 成蹊學園出版部 神田區錦町二ノ三  
 成蹊學園出版部 神田區錦町三ノ二  
 成蹊學園出版部 澁谷區上通三ノ一三(青山一〇一四)  
 成蹊學園出版部 神田區元佐久間町一〇(下谷六五七二)  
 成蹊學園出版部 豐島區池袋八六七  
 成蹊學園出版部 神田區錦町一ノ三  
 成蹊學園出版部 神田區錦町三ノ一六  
 成蹊學園出版部 神田區錦町三ノ一四(日本橋二七七七)  
 成蹊學園出版部 神田區錦町一ノ一四

西東書房 神田區花房町四(下谷六七八八)  
 青雲書房 京橋區銀座西八ノ九(銀座三二二七)  
 青雲書房 麴町區飯田町一ノ五(九段三五六九)  
 青雲書房 下谷區長者町一ノ一九(三洋堂内)  
 青雲書房 日本橋區大傳馬町二  
 青雲書房 澁谷區代々木山谷一三四  
 青雲書房 荏原區上荏原町四三七  
 青雲書房 牛込區早稲田鶴卷町四〇  
 青雲書房 大森區新井宿六ノ六一三  
 青雲書房 神田區須磨區權現町二ノ一三一  
 青雲書房 小石川區武島町三二  
 青雲書房 日本橋區本町四ノ二(茅場町六六七三)  
 青雲書房 中野區本町通三ノ二〇  
 青雲書房 神田區猿樂町二ノ一五(神田二〇〇九)  
 青雲書房 神田區永富町五(神田一八八五)  
 青雲書房 京都市中京區二條通河原町東清水町三五九  
 青雲書房 麴町區内幸町 大阪ビル(銀座五一八〇)  
 青雲書房 芝區芝公園 協調會館内  
 青雲書房 府下千歲村下祖師  
 青雲書房 深川區清澄町二ノ一

清和教書社 神田區神保町三ノ五  
 晴華文書堂 豐島區長崎南町二ノ二〇三(落合長崎三三二)  
 盛光文書堂 神田區紺屋町一六(蓮花六一二)  
 盛光文書堂 神田區西區寶通四ノ八  
 盛光文書堂 神田區錦町一ノ一九(神田三二二二)  
 盛光文書堂 神田區西小川町二ノ五  
 盛光文書堂 大阪市西區北通二ノ一八  
 盛光文書堂 本郷區駒込富士前町六〇(小石川五八二二)  
 盛光文書堂 日本橋區本町四ノ一(日本橋三六六九)  
 誠文堂 神田區神保町一ノ六  
 誠文堂 神田區神保町一丁目  
 誠文堂 神田區錦町一ノ五(神田二二六一九)  
 誠文堂 牛込區早稲田鶴卷町四一〇  
 誠文堂 京都市伏見區桃山町本多上野七三  
 誠文堂 麻布區村木町二四(青山七八〇二)  
 誠文堂 千葉縣原郡八幡町一二七〇  
 誠文堂 澁谷區東松木四ノ九一九  
 誠文堂 神田區東松木下町二四(蓮花三三〇三)  
 誠文堂 神田區神保町三ノ二三(九段四八〇)  
 誠文堂 神田區須田町一ノ六(神田六四三二)  
 誠文堂 高崎市山田町二八  
 誠文堂 神田區神保町一ノ三九(神田三六七六)  
 誠文堂 麻布區龍土町六三

赤嶺閣 神田區三崎町二ノ一(九段一五四五)  
 積善館 神田區小川町二ノ一  
 積善館 神田區神保町三ノ五(九段一六五七)  
 積善館 豐島區西巢鴨二ノ二五三六  
 積善館 府下砧村  
 積善館 麴町區永田町一ノ四(九段四一九)  
 積善館 麴町區九段三ノ九(九段七五七)  
 積善館 神田區神保町二ノ四(九段三五七二)  
 積善館 澁谷區諏訪町一三  
 積善館 澁谷區鉢山町三  
 積善館 澁谷區下落合二ノ七三五(落合長崎六六〇)  
 積善館 本郷區駒込神明町三〇八(小石川一〇五二)  
 積善館 杉並區成宗一ノ一三  
 積善館 神田區一ツ橋(九段一五四九)  
 積善館 大阪市北區堂島 大阪毎日新聞社内  
 積善館 京橋區銀座西一ノ一(銀座四四七七)  
 積善館 麴町區麴町五ノ七〇二  
 積善館 澁谷區千駄ヶ谷一ノ五三(青山二八三三)  
 積善館 芝區芝公園八號地ノ二  
 積善館 神田區駿河臺二ノ一  
 積善館 杉並區馬橋二ノ一三四



ソゾエト研究会 目黒區上目黒五ノ二四三〇  
 祖國會出版部 杉並區井萩三ノ一  
 素人堂 本郷區眞砂町一五  
 草人堂 下谷區谷中三崎町四九  
 草人堂 神田區鎌倉町八  
 桑文堂 神田區錦町一ノ三(錦ビル内)(神田二四三六)  
 創文社 京橋區横町一ノ五(梅田ビル内)(京橋三七六三)  
 創文社 芝區本町一ノ二(芝一丁目)  
 創文社 大田區上野一  
 創文社 沼津市本西松下八五八ノ二  
 創文社 牛込區津久戸町九  
 創文社 浅草區下平右衛門町九(浅草四二〇二)  
 創文社 小石川區水道端町一ノ四(小石川三三七)  
 創文社 麹町區九段三ノ二ノ九  
 層雲社 麻布區新堀町三  
 綜合科學出版協會 神田區駿河臺三ノ二(神田四二二三)  
 綜合美術研究所 世田ヶ谷區松原町三ノ九五八(松澤二九)  
 莊人堂 麹町區九段四ノ八ノ八(九段二五六八)  
 增上寺出版部 神田區錦町二ノ七(錦田二二三)呼出  
 芝區芝公園(芝四五一六)

(夕)

タイムス出版社 麹町區有樂町二ノ四(銀座三四二二)  
 ダイヤモンド社 麹町區内幸町二ノ三(銀座四一五五七)  
 田中宋榮堂 神田區多町二ノ一ノ三(神田六四三)

田邊光文社 神田區須田町三巧藝社内(神田二二九四)  
 多摩郷土史研究会 府下狛江村  
 太洋社 豊島區西巢鴨二ノ二五七〇(大塚七一八)  
 太陽社 神田區神保町二ノ七(九段一九四四)  
 太陽社 下谷區御徒町三ノ八二(下谷七三三五)  
 泰山堂 豊島區西巢鴨二ノ二三六四  
 泰山堂 神田區神保町一ノ五〇(神田四四九六)  
 泰山堂 牛込區早稲田鶴巻町五七(牛込二二五三)  
 泰山堂 神田區錦町一ノ一三(神田三七一九)  
 泰山堂 淀橋區戸塚町一ノ一三(牛込一八五九)  
 泰山堂 下谷區御徒町一ノ六三  
 泰山堂 赤坂區青山南町二ノ六三(青山四五三)  
 泰山堂 神田區錦町一ノ二四(神田二五二八)  
 泰山堂 豊島區池袋六ノ一九七三  
 泰山堂 牛込區西五軒町三二(牛込三三四四)  
 泰山堂 淀橋區戸塚町一ノ四四八(牛込三三五六)  
 泰山堂 小石川區西江戸川町一  
 泰山堂 神田區神保町二ノ二八(九段一三三六)  
 泰山堂 大森區新井宿四ノ九八九(大森三二二八)  
 泰山堂 日本橋區江戸橋二ノ七  
 泰山堂 牛込區辨天町七五(牛込六三八六)  
 泰山堂 神田區錦町三ノ二四(神田二七三九)  
 泰山堂 岐阜市神田町六ノ五  
 泰山堂 淀橋區戸塚町二ノ七五

大小タイムス出版所 澁谷區千駄ヶ谷四ノ八一五  
 大正一切經刊行會 本郷區本郷三ノ三(小石川六三一〇)  
 大正書院 淀橋區戸塚町一ノ五三二(牛込六三八五)  
 大正商工社 四谷區草苧町三七(四谷四〇七三)  
 大正洋行出版部 長野市西長野町二四〇  
 大成書院 日本橋區本町四ノ一〇(浪花六四一七)  
 大成書院 大阪市東區本町四丁目 津村別院  
 大成書院 神田區錦町三ノ二〇(神田三五〇九)  
 大成書院 澁谷區上通三ノ四(青山三七二五)  
 大成書院 京橋區八丁堀二ノ一(京橋〇三二五)  
 大成書院 豊島區雑司ヶ谷一ノ六一  
 大成書院 府下吉祥寺町二一四二(吉祥寺二六五)  
 大成書院 日本橋區馬喰町三ノ二〇  
 大成書院 日本橋區通二ノ五(日本橋一四九)  
 大成書院 芝區芝公園七號地一〇(芝二二一六)  
 大成書院 牛込區早稲田鶴巻町四一五  
 大成書院 神田區駿河臺四ノ二(神田三二八五)  
 大成書院 本郷區駒込千駄木町五八  
 大成書院 牛込區若松町七一(牛込六一八二)  
 大成書院 麹町區富士見町  
 大成書院 神田區一ツ橋二ノ三(九段一〇七二)  
 大成書院 大田區北區菅原町三ノ八  
 大成書院 神田區三崎町一ノ七(九段四〇六〇)  
 大成書院 神田區小川町二ノ一二  
 大成書院 神田區錦町三ノ二六(神田二四四七)

大日堂書院 神田區旭町一  
 大日堂書院 小石川區丸山町一一(大塚三八九)  
 大日本エスベラント會 小石川區丸山町一一(大塚三八九)  
 大日本衛生設備研究會 澁谷區青葉町二〇  
 大日本歌道獎勵會 日本橋區通三ノ五(日本橋四五〇四)  
 大日本家庭洗濯研究會 赤坂區青山南町四ノ二二(青山二四八〇)  
 大日本科學模型研究會 赤坂區青山北町六ノ二九(青山四六〇三)  
 大日本學校衛生協會 下谷區上野御徒町一ノ一〇  
 大日本觀光株式會社 牛込區藥王寺町二〇(牛込三六二)  
 大日本工業學會 神田區神保町三(九段下ビル)  
 大日本山林會 小石川區丸山町一(大塚五九〇)  
 大日本蠶絲會 赤坂區溜池町一(青山六三三〇)  
 大日本消防學會 麹町區有樂町一ノ七(丸ノ内八三六)  
 大日本商工會 芝區愛宕町一ノ一九(芝七三一)  
 大日本射覺院本部 牛込區南根町四七  
 大日本眞宗宣傳協會 大森區入新井四ノ九一五  
 大日本水産會 芝區芝公園五號地一〇(芝一五五〇)  
 大日本圖書株式會社 赤坂區溜池町一(赤坂八七)  
 大日本農會 京橋區銀座一ノ五(京橋二七三)  
 大日本ブックボール協會 赤坂區溜池町一(青山五〇三)  
 大日本美術談社 神田區美土代町(神田八〇七)  
 大日本文化研究會 神戶市須磨區行幸町四ノ二三番屋敷  
 大日本雄辯會講談社 大森區田園調布商店街一二一  
 大日本林産研究會 小石川區香羽町三ノ一九(牛込五三〇〇)  
 大日本林産研究會 杉並區清水町一九二 務川方







帝國學校衛生會 麴町區外櫻田町 文部省構内  
 帝國漢學普及會 麴町區永田町二ノ四五(銀座二九三三)  
 帝國看護婦學會 本郷區眞砂町三八  
 帝國教育會出版部 神田區一ツ橋(九段四一五)  
 帝國教育研究會 下谷區谷中眞島町一(下谷五八〇四)  
 帝國軍人後援會 牛込區若松町一〇(牛込七二七)  
 帝國建築協會 神田區三崎町三ノ八四(九段二六四五)  
 帝國國防協會出版部 牛込區東五軒町一〇  
 帝國工業教育會 麴町區内幸町一ノ五(内幸町三三七八)  
 帝國工藝會 芝區新芝町 東京高等工藝學校内  
 帝國興信所 京橋區櫻橋南側(京橋三一八一)  
 帝國講學會支部 神田區西神田一ノ五  
 帝國公文寮書院 京橋區銀座六ノ五(銀座三三五)  
 帝國公民教育協會 赤坂區青山南町三ノ三三(青山二〇八)  
 帝國苗殖産株式會社 澁野川區澁野川町二六三(小石川五二三三)  
 帝國圖書院 神田區西神田一ノ三ノ一(九段四二二六)  
 帝國事務教育會 牛込區草苧町一 博文社  
 帝國水産會 麴町區内山下町一ノ一(東洋ビル内)  
 帝國大學新聞社 本郷區本富士町 帝大構内(小石川三五〇六)  
 帝國地方行政學會 京橋區銀座西七ノ一(銀座六六〇)  
 帝國稅務協會 下谷區谷中三崎町一八  
 帝國農會 麴町區丸ノ内三ノ一  
 帝國判例法規出版社 本郷區金助町五七  
 帝國飛行協會 芝區田村町一ノ三  
 帝國文化協會 澁野區百人町三ノ三七三

帝國文武學會 横須賀市中里町二二八  
 帝都出版社 澁谷區千駄ヶ谷三ノ五四九  
 帝都日新新聞社 芝區芝公園五號地一〇(芝五一五)  
 鐵道技術會社 京橋區銀座西八ノ八(銀座五四七)  
 鐵道講習會 仙臺市靈屋下 仙臺通信講習所内  
 鐵道講習會 下谷區下谷町二ノ二(下谷一七五九)  
 鐵道講習會 中野區東郷町二(中野二二八九)  
 鐵道講習會 京橋區南大工町一〇(京橋五三二八)  
 鐵道講習會 麴町區飯田町二ノ一(九段三三二八)  
 鐵道講習會 神田區鍋町ア一チ第三號(神田二八二)  
 鐵道講習會 本郷區金助町六九 ヤマトアパート内  
 鐵道講習會 下谷區上野櫻木町一(下谷一八〇〇)  
 鐵道講習會 本郷區眞砂町三七(小石川五三三七)  
 鐵道講習會 澁谷區代々木富ヶ谷一三九六  
 鐵道講習會 牛込區若宮町二六(牛込二四三三)  
 鐵道講習會 神田區神保町一丁目  
 鐵道講習會 澁谷區千駄ヶ谷五ノ九〇二  
 鐵道講習會 神田區錦町二ノ七(神田二二二)  
 鐵道講習會 麴町區有樂町一ノ三(丸ノ内四八九五)  
 鐵道講習會 麴町區有樂町一ノ三(丸ノ内二七八〇一二)  
 鐵道講習會 小石川區駕籠町一(大塚三七八)  
 鐵道講習會 大塚市西區阿波橋通一ノ五  
 鐵道講習會 京橋區銀座八ノ一(銀座二五二五)  
 鐵道講習會 兵庫縣芦屋區五反田

(ト)

吐鳳堂 本郷區龍岡町三一(小石川七六八七)  
 都市研究會 麴町區外櫻田町一 内務省構内  
 圖書研究會 豐島區池袋三ノ一四六二  
 圖書研究會 神田區猿樂町一ノ五  
 圖書研究會 牛込區津久戸町八  
 圖書研究會 京橋區銀座西八ノ九ノ六(銀座三三二七)  
 圖書研究會 京橋區木挽町八ノ四(銀座三三三八)  
 圖書研究會 本郷區森川町一(小石川二二五八)  
 圖書研究會 澁野區百人町二ノ二五四(四谷六八二二)  
 圖書研究會 神田區駿河臺三ノ六(神田三二八九)  
 圖書研究會 京橋區京橋二(京橋二二四)  
 圖書研究會 麴町區内山下町一ノ一(東洋ビル内)  
 圖書研究會 赤坂區青山南町六ノ八三  
 圖書研究會 豐島區池袋三ノ一二五八  
 圖書研究會 麴町區日比谷公園 市政會館内  
 圖書研究會 麴町區三年町一(銀座二六五六)  
 圖書研究會 神田區神保町三ノ二七九段(二五六二)  
 圖書研究會 京橋區小田原町二ノ一〇ノ一  
 圖書研究會 神田區神保町一ノ六七  
 圖書研究會 麴町區下六番町三  
 圖書研究會 四谷區東信濃町二  
 圖書研究會 京橋區銀座西六ノ二(銀座五一九二)

東海通信社 京橋區橫町一ノ一(京橋一〇四四)  
 東京醫學寫眞協會 澁野區戸塚町一ノ一〇九(牛込四五九四)  
 東京醫學寫眞協會 本郷區動坂町三二七(小石川二四四)  
 東京醫學寫眞協會 芝區新堀河岸三七(三田三七〇二一三)  
 東京醫學寫眞協會 京橋區銀座西八ノ五 日吉ビル内  
 東京醫學寫眞協會 澁野川區澁野川町二二七六  
 東京醫學寫眞協會 本郷區湯島四ノ一三  
 東京醫學寫眞協會 小石川區小日向水道町八四(大塚三三一一五)  
 東京醫學寫眞協會 品川區南品川五ノ二四九(高輪六四二六)  
 東京醫學寫眞協會 神田區小川町二ノ六(神田五九)  
 東京醫學寫眞協會 小石川區駕籠町六(大塚三三三六)  
 東京醫學寫眞協會 澁野區下落合四ノ二六〇〇(大塚三九三二)  
 東京醫學寫眞協會 赤坂區青山南町二ノ四九  
 東京醫學寫眞協會 澁谷區羽澤町九六  
 東京醫學寫眞協會 日本橋區坂本町五二(茅場町七三二)  
 東京醫學寫眞協會 澁谷區上通二ノ二六(青山一〇五八)  
 東京醫學寫眞協會 神田區駿河臺二ノ一(神田一一二)  
 東京醫學寫眞協會 澁谷區幡ヶ谷中町一五(四谷三六八六)  
 東京醫學寫眞協會 澁野區小竹町二二七六  
 東京醫學寫眞協會 麴町區日比谷公園(銀座二〇一一)  
 東京醫學寫眞協會 神田區美土代町三ノ一(神田一六六五)  
 東京醫學寫眞協會 神田區小川町三ノ八(神田九三〇)  
 東京醫學寫眞協會 牛込區細工町六(牛込二四七四)  
 東京醫學寫眞協會 牛込區新小川町二ノ七(牛込三二八七)  
 東京醫學寫眞協會 芝區南佐久間町二ノ一〇(芝三三五二)







(二)

二松學舎出版部 神田區錦町一ノ七 文修堂方  
 二里木書店 神田區錦町一ノ二(神田一四一〇)  
 新高書堂 神田區美土代町二ノ一  
 西原刊行會 本所區平川橋三ノ六ノ四  
 西原刊行會 赤坂區一ツ木町三一(青山三三六三)  
 日英英社 神田區鎌倉町八(神田二〇四五)  
 日教社 神田區飯田町一ノ二(九段二六二〇)  
 日支問題研究會 大阪府東區博愛町二ノ二  
 日章館 神田區神保町三ノ三(神田二五五二)  
 日昭館 神田區神保町二ノ三六  
 日進信社 下谷區上根岸町一〇  
 日東通信社 神田區丸之内 九ビル内(丸之内一九七五)  
 日東出版社 神田區神保町二ノ三〇(九段一九三八)  
 日獨書院 本郷區湯島二ノ五ノ七(小石川三七三)  
 日米評論會 神戶市海岸通一  
 日米評論會 中野區上高田一ノ四九  
 日米評論會 神田區三番町八三

日本エスペラント協會 本郷區元町一ノ一三(小石川五四一五)  
 日本エスペラント協會 神田區西今川町七(神田三五二五)  
 日本英文學會 東京帝國大學文學部英文學研究室內  
 日本榮養聯盟會 神田區平河町二ノ三ノ一(九段二六八五)  
 日本M.T.L. 神田區美土代町 東京基督教青年會館內  
 日本國藝協會 澁谷區松濤町三七  
 日本國藝協會 瀧野川區上中里町六二  
 日本溫泉協會 神田區丸之内一ノ一(丸之内四一四一四)  
 日本音樂協會 中野區打越町四(四谷四一三一)  
 日本外事協會 神田區內幸町(大塚ビル五五六)  
 日本海員救濟會 京橋區明石町五(京橋四四四四)  
 日本海員救濟會 神戶市神戶區海岸通三ノ二六  
 日本海員救濟會 京橋區寶町一ノ一(京橋三七三九)  
 日本海員救濟會 神田區西神田一ノ二(神田二〇一〇)  
 日本海員救濟會 神田區西神田一ノ一三(神田一七二二)  
 日本海員救濟會 神田區西神田一ノ一三(神田一七二二)  
 日本海員救濟會 神田區西神田一ノ一三(神田一七二二)

日本基督教日曜學校局 赤坂區新町四ノ三(青山三五九四)  
 日本經濟學會出版部 赤坂區水川町一七(青山五六三三)  
 日本犬犬訓練研究會 澁谷區千駄ヶ谷三ノ五四九  
 日本建築協會 大阪府北區中之島三 朝日ビル  
 日本コロンビア習得機株式會社 川崎市久根町  
 日本ゴルフドム社 神田區丸之内 大阪ビル(銀座五一八二)  
 日本古典全集刊行會 豐島區長崎町三ノ一六二  
 日本工藝學會 小石川區坂下町七一  
 日本工人俱樂部 神田區錦町一ノ一三  
 日本公論社 神田區一ツ橋 教育會館內(九段四一五二)  
 日本交通協會 神田區丸之内郵船ビル内(丸之内一九二四)  
 日本弘道會 神田區西神田二ノ一(九段九)  
 日本皇室論刊行會 神田區有樂町二ノ四(銀座三四一)  
 日本鑛山協會 京橋區木挽町七ノ五ノ一  
 日本講演社 神田區內幸町一商興ビル内(銀座五二二)  
 日本講演通信社 赤坂區青山高樹町三ノ一(青山七五二〇)  
 日本國家社會主義學盟 神田區駿河臺二ノ一(神田三一〇一)  
 日本國際協會 神田區丸之内二ノ一二(丸之内四六六四)  
 日本國寶全集刊行會 澁谷區代々木初臺五六二  
 日本國防協會 小石川區西丸町六〇(大塚三三五二)  
 日本砂糖協會 日本橋區綱菱町一ノ四(茅場町三三九三)  
 日本藏梵學會 世田ヶ谷區代田一ノ六三五ノ一  
 日本山岳協會 芝區琴平町一 本不二屋ビル三〇七號  
 日本產業協會 神田區內山下町一ノ一(銀座三二五〇)  
 日本思想研究會 四谷區龜町三ノ四九(四谷二六七三)

日本自動車學校出版部 蒲田區新宿町一〇(蒲田二〇六七)  
 日本兒童劇協會 大阪府東區兩替町二ノ一八  
 日本兒童劇協會 豐島區西巢鴨二ノ二九九三  
 日本兒童劇協會 芝區新堀町四一(三田四二二二)  
 日本社會問題研究所 神田區平河町二ノ六(九段三三三二)  
 日本社會主義研究所 神田區駿河臺二ノ一 五十嵐方  
 日本主義研究所 澁谷區常盤松町二六  
 日本種苗株式會社 小石川區大塚町七〇(小石川四〇四)  
 日本種苗株式會社 澁谷區柏木四ノ七一四(四谷一八一七)  
 日本出版社 神田區錦町一ノ一三  
 日本書誌學會 神田區丸之内二ノ二(九段三七一七)  
 日本書誌學會 赤坂區表町二ノ八(青山二二六二)  
 日本書誌學會 神田區小川町二ノ八(神田四二六六)  
 日本書籍株式會社 小石川區久堅町一〇八(小石川三七八)  
 日本少年指導會 杉並區和田本町八七二(中野三七二二)  
 日本商工通信社 京橋區銀座一ノ三(京橋四八〇〇)  
 日本植物染料研究所 赤坂區田町四ノ九  
 日本殖民學校東京事務所 小石川區大塚窪町二三  
 日本殖民通信社 日本橋區通三ノ八(日本橋四七八)  
 日本心學協會 京都市河原町二條下ル  
 日本新論協會 神田區富士見町六ノ一六(大塚文化館內)  
 日本神靈協會 名古屋市中區東郊通一ノ一七  
 日本人道協會 小石川區小日向臺町一ノ七五  
 日本實業學會 日本橋區新右衛門町一(日本橋一七〇八)  
 日本スタンプ協會 京橋區京橋二ノ三(京橋三六一二)



日本青年館 四谷區霞ヶ丘町一(青山四二六〇)  
 日本青年通信社 神田區三崎町三ノ一七四  
 日本精神醫學會 赤坂區丹後町九七(青山五三七七)  
 日本精神醫學會 品川區御殿山七七八(高輪一〇四三)  
 日本精神宣昭會 杉並區馬橋一ノ三一  
 日本禪書刊行會 神田區駿河臺二ノ一〇  
 日本聖書雜誌社 澁橋區上落合一ノ四四七  
 日本體育學會 牛込區矢來町二六(牛込六一九)  
 日本通信大學出版部 日本橋區濱町三ノ一四(浪花一五〇五)  
 日本綴方教育研究會 豊島區巢鴨六ノ一四七〇  
 日本電報通信社 京橋區銀座西七ノ一(銀座四一一)  
 日本圖書株式會社 四谷區龜町三ノ四九(四谷二六七三)  
 日本圖書出版部 大野區西阿波町三ノ五  
 日本童話協會出版部 神田區一ツ橋教育會館内(九段四一五二)  
 本のローマ字社 麴町區有樂町一(三拍七、四階、丸之内四〇三七)  
 日本農業社 目黒區自由ヶ丘二四四二  
 日本農業加工研究會 澁橋區東大久保二ノ二  
 日本農村改善協會 麴町區飯田町二ノ三〇  
 日本飛行學校出版部 蒲田區新宿町一〇(蒲田二〇六七)  
 日本美術學院 豊島區長崎南町一ノ八三三(大塚一八七九)  
 日本評論社 京橋區京橋三ノ四(京橋六一九一四)  
 日本風景版畫會 澁谷區代々木山谷町一三四  
 日本風景協會 瀧野川區田端町五二二(小石川七六五八)  
 日本文學社 神田區小川町三ノ二四  
 日本文化協會 四谷區永住町三

日本文化研究所 麴町區内幸町一ノ三 大阪ビル新館  
 日本文藝社 大阪市南區道頓堀相合橋北詰  
 日本法律研究會 本郷駒込子駄木町四三  
 日本放送出版協會 大塚區北久保町一ノ三(銀座六二六六)  
 日本漫畫研究會 澁橋區戸塚町一ノ五六八(牛込五四九八)  
 日本民族衛生學會 本郷區帝國大學醫學部生理學教室  
 日本モーターボート協會 芝區白金臺町一ノ三八  
 日本藥學新報社 大森區入新井一ノ一〇〇二(大森六三二)  
 日本藥學研究所 豊島區巢鴨五ノ一〇七二(大塚一九九二)  
 日本遊覽協會 牛込區下宮比町八(牛込一八八五)  
 日本遊覽案内刊行會 芝區烏森町六(銀座六二二三)  
 日本遊覽案内刊行會 神田區神保町ビル(九段二五五六)  
 日本ラヂオ通信學校 麴町區有樂町一ノ一(丸之内八三八)  
 日本兩親再教育協會 板橋區小竹町二六四一(大塚八八六)  
 日用書房 麴町區富士見町一ノ二〇(丸之内七五)  
 日佛會館 京橋區鈴木町一二(京橋五六五三)  
 日露世界社 神田區駿河臺二ノ三〇三(神田三七二〇)  
 日露通信社 大阪市天王子區悲田院町二八  
 日露中央協會 麴町區丸之内三ノ二(丸之内六四四)  
 日滿中央協會 麴町區内幸町二ノ四(銀座三二七)  
 鶏の研究社 神田區一ツ橋 教育會館内  
 入試受験研究社 麴町區丸之内九ビル六九六(丸之内四七〇四)  
 豊島區巢鴨七ノ一七八九

(又)

ぬかご社 麴町區丸之内二ノ一二(丸之内七七〇)  
 ぬはり社 豊島區巢鴨六ノ一四七〇

(ネ)

ネスバ發行所 芝區三田二ノ一八  
 ネモニツク社 神田區小川町一ノ九(神田二七七九)  
 根付研究會 大阪市北區堂島ビル 大阪オーム社内  
 年史刊行會 本郷區元町二ノ七七(小石川四八〇四)

(ノ)

乃木靜子夫人刊行所 澁橋區西大久保二ノ二二三(三幸堂内)  
 野崎書房 中野區大和町三一六  
 野田書房 牛込區柳町二四  
 野村敏家社 瀧野川區西ヶ原町六八(王子三五一一)  
 野村敏家會 京橋區京橋二ノ七  
 能樂書院 麴町區内山下町一ノ一(銀座二七六)  
 能樂經濟研究會 麻布區筈町一八  
 能樂と水産社 下谷區下谷町二ノ二(下谷一七五九)  
 農村研究會 芝區田村町五ノ五(芝一三八一)  
 農村研究會 京橋區銀座西七ノ五 新愛知支社内

(ハ)

農村文化協會 牛込區上宮比町三(牛込四八二九)  
 農民作家同盟 杉並區成宗一ノ一一三  
 農民社代理部 芝區琴平町二(芝一六六五)  
 法木書店 日本橋區人形町三ノ二(茅場町六四五〇)

ハイキング社 大森區入新井一ノ七九(大森二二八八)  
 バイロツト社 神田區司町二ノ一四(神田三二二二)  
 パンナム書房 澁橋區戸塚町三ノ一三二  
 パワー社出版部 神田區小川町三ノ七  
 俳句と添削社 神田區神保町三ノ九  
 俳句堂 麴町區丸之内(三階二號室一階、丸之内八〇〇)  
 俳句館 麴町區丸之内(丸之内三三七四)  
 俳句風 麴町區飯田町二ノ三(九段二七一五)  
 俳句水 神田區神保町三ノ二五(九段二四五二)  
 俳句日 日黒區自由ヶ丘一六一(高輪三六六)  
 俳句水 杉並區荻窪一ノ一六五  
 俳句水 神田區小川町三ノ八(神田三五九八)  
 俳句水 神田區神保町三ノ一三  
 俳句水 牛込區原町三ノ五七  
 俳句水 澁橋區戸塚町三ノ八九〇  
 俳句水 日黒區下日黒二ノ四六八  
 俳句水 神田區美土代町四(神田二二八五)  
 俳句水 麻布區儀土町一二



柏葉書房 牛込區新小川町二ノ四  
 博英社 豐島區集鴨一ノ一四(大塚二〇一)  
 博進社 下谷區坂本町三ノ三五(根岸七八五)  
 博進堂 下谷區坂本町三ノ三五(下谷四七三七)  
 博信堂 日本橋區浪花町二四(浪花五二四三)  
 博文堂 豐島區長崎町二ノ二〇〇(大塚一七九六)  
 博文堂 日本橋本町三ノ九(日本橋一三〇一)  
 博文堂 本郷區東片町一四六(小石川三一六四)  
 博文堂 神田區三崎町二ノ一(九段一五四五)  
 博文堂 豐島區集鴨七ノ一五七〇(大塚八五七)  
 博文堂 神田區錦町三丁目(神田四〇〇一五)  
 初雁社 世田谷區松原町二ノ七一〇(松澤六九八)  
 八絃社 麻布區富士見町五三(高輪三一六)  
 八石性理學社 杉並區天沼二ノ五二九  
 八石性理學社 千葉縣香取郡中和村長部  
 八石性理學社 世田谷區羽木根町一六九五  
 八石性理學社 目黒區洗足一二九七(在野原四六八)  
 八石性理學社 澁谷區若木町一(青山四八二三)  
 八石性理學社 本郷區駒込林町四八(望月方)  
 八石性理學社 麴町區丸之内昭和ビル内(丸之内五九五)  
 八石性理學社 神田區錦町一ノ二  
 八石性理學社 芝區片門前町二ノ六  
 八石性理學社 麴町區下二番町七〇(九段八五六)  
 八石性理學社 芝區東町三一(高輪一四〇八)  
 八石性理學社 日本橋區吳服橋三ノ五(日本橋四六四)

鷗社 中野區昭和通一ノ四

ビクター出版社 日本橋區本町二(日本橋三六九六)  
 ビクター出版社 岐阜縣揖斐郡小島村大字岡五一  
 ビクター出版社 牛込區若松町一五〇(牛込二六二六)  
 日出版新開社 神田區神保町三ノ一九  
 日出版新開社 京都市中京區烏丸通夷川北入少將井町  
 日出版新開社 麴町區丸之内二ノ一二(丸之内二五九二)  
 日出版新開社 瀧野川區田端町四三  
 日出版新開社 麴町區内幸町一ノ六(銀座一九二五)  
 日出版新開社 淺草區瓦町二四(淺草四九三二)  
 日出版新開社 淺草區茅町一ノ一二(淺草四七六六)  
 日出版新開社 小石川區表町一〇九(小石川六六一〇)  
 日出版新開社 麻布區六本木町三二  
 日出版新開社 小石川區戸崎町三  
 日出版新開社 神田區美土代町一ノ八(神田一九四六)  
 日出版新開社 豐島區集鴨三ノ二六(大塚一九〇一)  
 日出版新開社 豐島區雜司ヶ谷七ノ九(牛込四三三五)  
 日出版新開社 中野區本町通二ノ六(中野二六〇〇)  
 日出版新開社 神田區小川町二ノ一  
 日出版新開社 澁谷區豐分町五(青山七四八〇)  
 日出版新開社 神田區神保町一ノ三七(神田三一六八)  
 日出版新開社 本郷區本郷五ノ二五(小石川八七四)

平野書店 京都市烏丸通今出川通

ふらんす書房 澁谷區千駄ヶ谷三ノ五〇一  
 不二出版 日本橋區通三ノ七(日本橋四三四七)  
 不二書房 豐島區池袋一ノ一八  
 不二書房 芝區南佐久間町一ノ五五(芝區南)  
 不二書房 神田區西神田二ノ四(九段一五九三)  
 不二書房 澁谷區代々木山谷町一四 高橋方  
 不二書房 澁谷區百人町二ノ四五  
 不二書房 神田區末廣町一〇  
 不二書房 中野區大和町二ノ三〇九  
 不二書房 豐島區雜司ヶ谷六ノ二四(大塚三七一八)  
 不二書房 麴町區九段四ノ一三(九段四一七一一三)  
 不二書房 澁谷區角管二ノ九三(四谷一七三六)  
 不二書房 神田區神保町一ノ三(神田二七一八)  
 不二書房 小石川區西江戸川町二(小石川五九二)  
 不二書房 神田區鍛冶町一ノ六(神田三三八〇)  
 不二書房 大阪府東北郡高石町羽衣九六四  
 不二書房 杉並區阿佐ヶ谷三ノ二八九  
 不二書房 芝區南佐久間町二ノ一〇(芝一三五)  
 不二書房 日本橋區通三ノ七(日本橋二四五)  
 不二書房 京橋區銀座八ノ一(銀座一六九九)  
 不二書房 神田區駿河臺三ノ九(神田四四六八)

(7)

藤田崇文館 神田區鍛冶町一ノ二(神田二二二一七)  
 藤田崇文館 神田區神保町一ノ九(神田三〇一)  
 藤田崇文館 本郷區日中町一ノ九  
 佛語研究社 神田區一ツ橋 教育會館内  
 佛語研究社 牛込區新小川町一ノ五(牛込六〇五八)  
 佛語研究社 本郷區元町二ノ三ノ一(小石川一六二二)  
 佛語研究社 日本橋區通三ノ一(日本橋四五一九)  
 佛語研究社 神田區駿河臺三ノ六(神田六六〇)  
 佛語研究社 中野區上高田一ノ二七四  
 佛語研究社 麴町區元町一ノ四六  
 佛語研究社 京都市寺町通三條上ル  
 佛語研究社 日本橋區通三ノ五ノ二(日本橋一六七)  
 佛語研究社 麴町區永田町二ノ三〇  
 佛語研究社 豐島區長崎町二ノ九九五  
 佛語研究社 芝區田村町二ノ一四ノ三  
 佛語研究社 宮崎市橋通三ノ一八ノ二  
 佛語研究社 神田區神保町一ノ四五(神田二〇一五)  
 佛語研究社 神田區淡路町二ノ七(小石川一〇一〇)  
 佛語研究社 澁谷區代々木山谷町一八(四谷一五六九)  
 佛語研究社 本郷區向ヶ岡彌生町三(小石川二二八)  
 佛語研究社 本郷區本郷三(本郷七九七)  
 佛語研究社 澁谷區柏木二ノ五二三  
 佛語研究社 京橋區銀座西八ノ四(銀座二〇五五)  
 佛語研究社 麴町區九段一ノ四(九段一四五二)  
 佛語研究社 淺草區新森田町四

發行所名簿







寶文書院 神田區神保町三ノ三(九段二八五九)  
 寶文堂 千葉市千葉四七六  
 紡織出版社 大阪府下南海線羽衣驛前  
 北海出版社 札幌市南區南一条二丁目(九段三九〇九)  
 北星堂 神田區錦町三ノ一(神田一四二九)  
 北文堂 小石川區久堅町七四(小石川三五六五)  
 北隆堂 京橋區橫町三ノ三(京橋七一四一八)  
 北隆堂 京橋區西巢鴨四ノ二四五  
 北隆堂 豊島區千駄ヶ谷三ノ五四九  
 北隆堂 豊島區千駄ヶ谷三ノ五四九  
 北隆堂 京都市上京區九太町堀川西人西九太町  
 北隆堂 名古屋市西區御幸本町通八丁目  
 北隆堂 本郷區湯島町兩門町一五  
 北隆堂 京都市上京區出雲路内河原町  
 北隆堂 本郷區駒込蓬萊町四五(小石川一七七四)

(マ)

マネジメント社 四谷區新宿町一(四谷六八二)  
 前川文榮閣 日本橋區通三ノ五(日本橋一六七)  
 前野書店 牛込區早稲田鶴卷町四四(牛込二四七)  
 前田文進堂 大阪府西區鹽町四ノ四六  
 町田先生謝恩事業會 小石川區雜司ヶ谷町一六  
 松本書店 名古屋市中區南大津町一ノ四(中二〇六八)  
 丸岡廣文館 神田區神保町一ノ九(神田九一七)  
 丸善株式會社 日本橋區通二ノ六(日本橋二二二)

丸之内出版社 京橋區京橋二ノ七(中川七ノ内)  
 丸山出版社 京橋區銀座西一ノ三(寶座八〇八八)  
 萬朝報出版部 京橋區銀座西二ノ三(京橋二二七六)  
 萬朝報出版部 京橋區弓町二(銀座五二〇〇)  
 萬洲學社 大阪府高麗橋五  
 滿洲日報社 大連市紀伊町九一 滿洲文化協會内  
 滿洲通信社 大連市東公園町三一  
 滿洲文化協會 大連市山縣通一八 大會ビル  
 滿洲地方部商工課 大連市紀伊町九一  
 滿洲學校出版部 神田區三崎町三ノ一八八(九段一五六七)  
 滿蒙調查會 魏町區内幸町一ノ五 兼本ビル内

(ニ)

みづがき社 中野區昭利通二ノ二八(丸山倉庫方)  
 三笠書房 神田區神保町三ノ六(九段四一三)  
 三浦書房 淀橋區戸塚町一ノ五九四(牛込三〇〇)  
 三宅書房 芝區三田四國町二  
 三宅書房 大阪府東區南本町二  
 三宅書房 豊島區駒込三ノ三五  
 三宅書房 魏町區丸之内三ノ八(丸之内三八四五)  
 三宅書房 淺草區藏前三ノ六(淺草六六六三)  
 三宅書房 淺草區藏前三ノ二(淺草二〇六七)

未生書院 中野區新井町三一三  
 威後會本部出版部 本郷區駒込動坂町一〇四  
 水野出版部 淀橋區百人町三ノ三七三  
 都新聞社出版部 名古屋市南區北原町二ノ一(牛込六一六三)  
 宮脇益發行所 魏町區内幸町一ノ五(銀座三〇五〇)  
 明星發行所 高松市丸龜町二五  
 民衆法令普及會 神田區駿河臺二ノ五 文化學院内  
 民衆友社 澁谷區代々木富ヶ谷町一五五二  
 民衆友社 魏町區飯田町一ノ二(三ノ二)  
 民衆友社 神田區錦町一ノ一六 明治書院内

(ム)

武藏野書院 小石川區高田豐川町四一(牛込五〇九)  
 武藏野歴史地理學會 豊島區雜司ヶ谷町四ノ七二一  
 無線タイムス社 仙臺市東一番町  
 芝區琴平町二  
 紫村松榮房 大阪府東區住吉町一七  
 魏町區永田町二ノ二五 山田方

(メ)

目黒書店 神田區駿河臺三ノ一(神田一〇五九)  
 目白書院 小石川區高田老松町七  
 名曲堂 神田區神保町一ノ一四  
 明治聖徳記念學會 小石川區丸山町一(大塚二七〇)

明治書院 神田區錦町一ノ一六(神田二二四七)  
 明治大學出版部 本郷區春木町二ノ二六(小石川四四八七)  
 明治圖書株式會社 神田區駿河臺一ノ一(神田一九二)  
 明治圖書出版協會 京橋區入舟町三ノ三(京橋六四三五)  
 明治圖書出版協會 神田區錦町三ノ二五(神田三四二四)  
 明治圖書出版協會 神田區小川町三ノ二二(神田二七一八)  
 明星書塾出版部 豊島區西巢鴨二ノ二六(大塚一〇五五)  
 明星書塾出版部 本郷區駒込曙町一(大塚五三六〇)  
 明德會出版部 本郷區元町一ノ一五(小石川一四一〇)  
 明德會出版部 芝區南佐久間町二ノ二  
 明德會出版部 芝區田村町四ノ一〇  
 明德會出版部 麻布區斧町一七三(青山六二九八)  
 明德會出版部 日本橋區通三ノ五(日本橋六八四)  
 明德會出版部 神田區錦町一ノ四(神田二八六〇)  
 明德會出版部 神田區神保町三ノ六(九段一四〇〇)  
 明德會出版部 本郷區眞砂町三一  
 明德會出版部 芝區白金今里町四四(高輪五三六二)  
 明德會出版部 豊島區池袋一ノ五一七

(モ)

モクヘイ堂 廣島市京橋町一四  
 モータナス社 小石川區竹早町三五(小石川五四四六)  
 モータナス社 澁谷區代々木新町七七  
 モータナス社 赤坂區溜池町三二



模鐵道社 牛込區新小川町三ノ一〇  
 木星社 神田區宮本町七  
 木鐸社 杉並區上荻窪町二九七  
 黙平堂 廣島市京橋一〇ノ一  
 森江書店 本郷區春木町二ノ二一(小石川四一八二)  
 森野書店 麻布區飯倉町五ノ四四(青山一三五九)  
 森山書店 新京吉野町一ノ二四  
 森山書店 神田區小川町小川町ビル(神田三〇八〇)  
 綴町區丸之内三ノ二(丸之内七三二)

(ヤ)

ヤマト種苗農具株式会社 小石川區原町一ノ二六  
 ヤマト自動車學校出版部 豊島區目白町三ノ三三(牛込五二八二)  
 八木雲會 芝區白金三光町二五三(高輪二七五七)  
 八雲會 松江市北堀町三一五  
 野球界社 牛込區若宮町三八(牛込四〇九八)  
 彌生書院 本郷區千駄木町二一(小石川三二七七)  
 耶馬溪鐵道株式會社 中津市豊田町一ノ一五四九  
 安井泰山堂 本郷區本富士町二  
 安室精國社 神田區東松山下町二二(浪花五七九五)  
 柳澤書店 神田區神保町一ノ五〇(神田一三二九)  
 柳原書店 大阪市東區久太郎町四丁目  
 山一證券株式會社 日本橋區兜町三(茅場町三一四〇)  
 山崎延吉全集刊行會 神田區錦町二ノ三 弘道閣内

山と溪谷社 芝區田村町六ノ四(芝五四三)  
 山野樂器店 京橋區銀座四ノ四(京橋一〇五二)  
 山本華堂 牛込區矢來町七〇  
 山本華堂 京都市中京區寺町夷川上ル(上二七〇六)  
 山本華堂 長野縣飯田傳馬町  
 山本華堂 京橋區木挽町一ノ一一(京橋三二八一)

(ユ)

ユニオン出版社 日本橋區本町二ノ一(日本橋三六九六)  
 ユニオン出版社 神田區錦町三ノ二五(神田三三三八)  
 湯川弘文社 牛込區南横町二〇  
 友生書院 仙臺市國分町一七  
 友文書院 神田區神保町一ノ三七(神田二七九四)  
 右文書院 本郷區千駄木町二七九(小石川三七二三)  
 右文書院 牛込區下宮比町九(牛込二六四四)  
 有宏會社 芝區榮町一三 水交社内(芝一四五七)  
 有精誠堂 京橋區橫町二ノ五(京橋一〇五五)  
 有斐堂 神田區神保町一ノ三九(神田一五九九)  
 有斐堂 神田區神保町二ノ七(九段三三二)  
 有斐堂 神田區錦町一ノ七(神田四七二)  
 有斐堂 神田區三崎町二ノ一(九段一四五)  
 有斐堂 杉並區阿佐ヶ谷五ノ七六  
 有斐堂 大阪市浪速區元町二ノ一五  
 有斐堂 大阪市浪速區元町二ノ六七ノ一

雄山閣 麴町區富士見町二ノ八(九段三三二四)  
 雄風閣 本郷區元町二ノ三九(小石川一九二二)  
 雄文館 小石川區白山御殿町一二六  
 雄文社 神田區東福田町一(浪花二〇六三)  
 雄文社 神田區神保町二ノ二〇ノ一  
 雄文社 麻布區飯倉町一ノ一二(赤坂一四三七)

(ヨ)

ヨネン社 府下砧村喜多見城三二五  
 ヨネン社 澁谷區代々木富ヶ谷町二五七(四谷一〇五一)  
 洋裝出版社 小石川區白山御殿町一二六  
 洋裝出版社 本郷區森川町七〇(小石川六五九)  
 洋裝出版社 横濱市中區本町六ノ六一  
 横濱貿易新報社 京橋區京橋二ノ一一(京橋一四二)  
 吉川弘文館 本郷區本郷五ノ三五(大學赤町前)  
 吉岡書房 本郷區本郷五ノ三五(小石川七二九五)  
 吉田工務所出版部 麴町區富士見町一ノ一一(九段二二〇三)  
 吉田書店出版部 深川區常盤町二ノ一(本所七二六)  
 吉田書店出版部 京橋區銀座西三ノ一(京橋一一一一)  
 讀賣新聞社出版部 大阪市住吉區飯南町西一ノ三五(天王寺五一九五)  
 淀屋書店 大阪市住吉區飯南町西一ノ三五(天王寺五一九五)

(ラ)

ラヂヲ普及會 京橋區銀座西五ノ二 興業ビル内  
 ラヂヲ書店 神田區神保町三ノ九

落陽社 小石川區小日向臺町三ノ八(牛込三九〇〇)  
 樂天社 小石川區第六天町五二(小石川三〇四六)  
 樂浪書院 豐島區日白町三ノ三六二五  
 樂浪書院 下谷區上野櫻木町四四(下谷二一五七)  
 樂浪書院 中野區江古田一ノ三五四(四谷一〇八〇)

(リ)

理想社出版部 茨城縣鹿島郡輕野村 鹿島理想郷  
 理想社出版部 麴町區内幸町一ノ五(銀座三三七八)  
 陸海軍受驗生社 日本橋區通二ノ四(日本橋九八〇一一)  
 立教大學商學研究室 豐島區池袋  
 立命館大學出版部 神田區神保町三ノ二九(九段三〇四六)  
 立命館大學出版部 品川區東大崎四ノ一六〇(高輪二八二二)  
 立命館大學出版部 京橋區銀座西二ノ一(京橋五六〇六)  
 柳香書院 京橋區本町五ノ四  
 柳香書院 岐阜市金屋二ノ一一  
 柳香書院 神田區宮本町七(下谷一九〇二)  
 柳香書院 京橋區橫町一ノ一(京橋八一〇六)  
 柳香書院 赤坂區田町七ノ三(赤坂三四〇〇)  
 龍吟文館 芝區芝公園  
 龍吟文館 芝區新橋 復興ビル(銀座一六〇二)  
 龍吟文館 中野區上原町二八  
 龍吟文館 神田區仲町一ノ五(下谷一九五五)  
 龍吟文館 麻布區飯倉町四ノ一(赤坂一七四八)  
 旅行案內堂 神田區銀座西五ノ二 興業ビル内  
 旅行案內堂 神田區神保町三ノ九



良書刊行會 牛込區市ヶ谷田町一ノ一六(牛込四六五)  
 良書普及會 小石川區江戸川町一五(小石川一三五)  
 藤友文堂 麴町區内幸町 大阪ビル内  
 林平友會 神田區神保町二ノ二〇(東區學校内)  
 隣人の友 深川區越中島(本區二〇三)  
 日本橋區本町二ノ一(日本橋一九五六)

(レ)

黎明社 芝區西久保櫻川町七(芝三三六四)  
 黎明書院 神田區錦町三ノ五(神田三一九三)  
 麗日書社 麻布區龍土町六三  
 靈警報社 杉並區堀之内一ノ一三〇  
 聯合情報社 名古屋市西區紙漣町一ノ六  
 麴町區丸之内 昭和ビル(丸之内三八一七)

(ロ)

ロゴス書院 牛込區市ヶ谷本村町四  
 ロシヤ問題研究所 世田ヶ谷區世田ヶ谷三 大竹方  
 露西亞通信社 麴町區丸ノ内丸ビル六〇(丸之内二〇三三)  
 朗月堂 甲府市柳町一ノ九  
 農書房 大阪市此花區江成町四〇  
 人形社 淀橋區柏木三ノ四三三(四谷四五六〇)

狼吟社 杉並區高圓寺七ノ九二三(中野三三三五)  
 六合館 日本橋區吳服橋二ノ五(日本橋七七七)  
 六合館 日本橋區本町四ノ二ノ一(浪花三七九五)  
 六合館 本鄉區森川町一三  
 六合館 神田區佐久間町河岸三七(下谷一七九三)  
 鹿鳴書房 日本橋區兜町二ノ五四(茅場町三六八〇)  
 奈良市 奈良帝室博物館内

(ワ)

ワット社 麴町區飯田町一ノ一六ノ三(九段三八四七)  
 てんや書店 京橋區銀座西六ノ三(銀座六一八九)  
 和樂路屋 大阪市西區新町通三ノ二〇  
 早稻田出版部 牛込區早稻田南町三六  
 早稻田大學出版部 淀橋區戸塚町一ノ五八(牛込三四五一六)  
 脇田珠算學院 神田三崎町一ノ一四  
 渡邊裁縫女學校 本鄉區竹早町三五  
 我等の化學社 中野區上野原町六  
 京都寺町夷川上ル四六

追加記入欄



### 全國書籍雜誌商組合所在地

(昭和十年一月現在)

名	稱	所	在	地	組	長
東京	東京書籍商組合	東京市神田區駿河臺一丁目二番地二			山崎	信興
八王子	八王子市書籍商組合	八王子市旭町一三、鐵生堂方			寺島	永作
京都	京都書籍雜誌商組合	京都市中京區御池通河原町東入下丸屋町四一三			木村	五郎
大阪	大阪書籍雜誌商組合	大阪市西區南堀江通一丁目三八			石田	信太
神奈川	神奈川縣書籍雜誌商組合	橫濱市中區蓬萊町二丁目三〇			松田	大助
兵庫	兵庫縣書籍雜誌商組合	神戸市神戶區元町通五丁目六七、寶文館支店內			柏田	信一
長崎	長崎縣書籍雜誌商組合	長崎市東濱町一、好文堂內			西村	久三
新潟	新潟縣書籍雜誌商組合	新潟市古町通西町六、萬松堂書店內			菅間	定治
埼玉	埼玉縣書籍雜誌商組合	川越市南町			高橋	清七
群馬	群馬縣書籍雜誌商組合	前橋市曲輪町二			菅橋	清七
千葉	千葉縣書籍雜誌商組合	千葉市寒川新宿一、一四四 千葉縣書籍株式會社內			茂木	林藏
茨城	茨城縣書籍雜誌商組合	水戸市泉町二丁目一〇三三 川又書店內			川又	銀藏
栃木	栃木縣書籍雜誌商組合	宇都宮市鐵炮町三二三四			相馬	繁三
奈良	奈良縣書籍雜誌商組合	奈良縣添上郡帶解町 木原文進堂內			木原	繁三
三重	三重縣書籍雜誌商組合	津市伊豫町 若林書店內			若林	寅吉
愛知	愛知縣書籍雜誌商組合	名古屋市西區下長者町四丁目九 川海書店內			川海	寅吉

名古屋	名古屋書籍雜誌商組合	名古屋市西區御幸本町六丁目 愛知書籍株式會社內			野田	改藏
靜岡	靜岡縣書籍雜誌商組合	靜岡市稻川町一貳一			菅沼	甚藏
山梨	山梨縣書籍雜誌商組合	甲府市堅町三〇 柳澤方			大塚	善太
滋賀	滋賀縣書籍雜誌商組合	大津市九屋町八			吉田	好賢
岐阜	岐阜縣書籍雜誌商組合	岐阜市北八ッ寺町一			森川	好賢
信濃	信濃縣書籍雜誌商組合	長野市大門町三八 西澤書店內			西澤	好賢
宮城	宮城縣書籍雜誌商組合	仙台市國分町二丁目一三六			鈴木	英三
福島	福島縣書籍雜誌商組合	福島市大町五六			小池	英三
岩手	岩手縣書籍雜誌商組合	盛岡市肴町四			玉池	英三
青森	青森縣書籍雜誌商組合	弘前市土手町三〇 今泉本店內			今泉	英三
山形	山形縣書籍雜誌商組合	山形市七日町五一六			五十嵐	太右衛門
秋田	秋田縣書籍雜誌商組合	秋田市大町二丁目一七、石川書店內			石川	太右衛門
福井	福井縣書籍雜誌商組合	福井市寶永上町一二八			山上	治三
石川	石川縣書籍雜誌商組合	金澤市石浦町七七			小谷	治三
富山	富山縣書籍雜誌商組合	富山市東四十物町三五 中田書店內			中谷	治三
鳥取	鳥取縣書籍雜誌商組合	鳥取市片原二丁目三六 尙文館書店內			山本	鐵兵
島根	島根縣書籍雜誌商組合	松江市殿町一五〇 今井書店內			今井	鐵兵
岡山	岡山縣書籍雜誌商組合	岡山市內山下町三五ノ一 岡山書籍株式會社內			大森	兼太
廣島	廣島縣書籍雜誌商組合	廣島市猿樂町廣島商工會議所內			岡原	兼太
山口	山口縣書籍雜誌商組合	山口市中市七			白銀	禮太
和歌山	和歌山縣書籍雜誌商組合	和歌山市十三番丁 宇治書店內			宇治	禮太



德島縣書籍商組合	德島市西新町五ノ四八九 黒崎方
香川縣書籍雜誌販賣業組合	高松市丸龜町四丁目二五
愛媛縣書籍商組合	松山市湊町三丁目四八
高知縣書籍雜誌商組合	高知市種崎町一五三 富士越書店内
福岡縣書籍雜誌商組合	福岡市西中洲町 博多商工會議所内
大分縣書籍雜誌商組合	大分市荷揚町三七
佐賀縣書籍雜誌商組合	佐賀市吳服町五七
熊本縣書籍雜誌商組合	熊本市上通町四丁目 長崎方
宮崎縣書籍雜誌商組合	宮崎市宮田町二丁目一〇一 修進堂内
鹿兒島縣書籍雜誌商組合	鹿兒島市易居町二ノ三 國定教科書特約販賣所内
沖繩縣書籍雜誌商組合	那覇市東町一ノ二八
北海道書籍雜誌商組合	札幌市北三條西一丁目一 國定教科書會社内
臺灣書籍商組合	臺北市菜町一ノ二〇 村崎方
朝鮮書籍商組合	京城府本町一ノ二八 大阪屋號書店内
樺太書籍雜誌商組合	樺太豊原町西一條南一ノ四 若林書店内
滿洲書籍雜誌商組合	大連市連鎖街京極通 金鳳堂書店内

山縣	若林	內藤	村崎	中大	和田	高妻	長崎	大塚	菊本	澤本	足立	宮脇	黑崎
富次郎	平治郎	定一	長一	信長	兼兵	秀兵	茂平	萬六	秀雄	大藏	駒吉	守寬	精二

# 全國新聞社一覽

(新聞名の上に●印を附したるは東京出版協會指定紙。▼印を附したるは東京書籍商組合指定紙。)

(新聞名)	(平常頁數)	(所在地)	(社名)
●國民新聞	(朝十夕四)	京橋區銀座西七丁目	同
●時事新報	(朝十二夕四)	麹町區丸の内二丁目	同
●朝日新聞	(朝十夕八)	麹町區內山下町一丁目	同
●中央新報	(朝四夕四)	麹町區內山下町一丁目	同
●中外商業新報	(朝十夕四)	日本橋區茅場町二丁目	同
●帝國新報	(朝四夕四)	京橋區ギンザ四丁目	同
●東京朝日新聞	(朝十二夕四)	芝區芝公園五號地	同
●東京大勢新聞	(朝十二夕四)	京橋區銀座西五丁目	同
●東京日日新聞	(朝十二夕四)	麹町區有樂町一丁目	同
●東京每日新聞	(朝十二夕四)	麹町區內幸町一丁目	同
●東京夕刊新聞	(夕六)	日本橋區人形町一丁目	同
●東京新報	(朝四夕四)	京橋區京橋三丁目	同
●二六新報	(朝六夕六)	麹町區有樂町二丁目	日本新聞社
●報知新聞	(朝十夕四)	芝區新橋二丁目	同
●都新新聞	(朝十夕四)	麹町區有樂町一丁目	同
●やまと新聞	(朝十夕四)	麹町區內幸町一丁目	同
●夕刊帝國新聞	(夕六)	芝區田村町五丁目	同
●夕刊帝國新聞	(夕六)	京橋區ギンザ西七丁目	同

▼讀賣新聞	(新聞名)	(社名)
萬朝報	(朝十夕四) 京橋區銀座西三丁目	同
大阪朝日新聞	(朝十夕八) 北區堂島上二丁目	同
●大阪經濟新聞	(朝十二夕四) 北區中之島三丁目	同
●大阪今日新聞	(夕四) 東區北濱一丁目	同
●大阪時事新報	(朝八夕四) 天王寺區東上町三九	同
●大阪市民日報	(朝四夕四) 北區會根崎上四丁目	同
●大阪商業新報	(朝四夕四) 此花區上福島南二丁目	同
●大阪新報	(朝四夕四) 北區空町一丁目	同
●大阪新報	(朝四夕四) 此花區上福島南一丁目	同
●大阪新報	(朝四夕四) 北區梅ヶ枝町一五二	同
●大阪新報	(朝四夕四) 東區北濱一丁目	同
●大阪新報	(朝四夕四) 西區北濱江上通一丁目	同
●大阪新報	(朝四夕四) 東區北濱四丁目	同
●大阪新報	(朝四夕四) 北區堂島上二丁目	同
●大阪新報	(朝四夕四) 北區堂島中一丁目	同
●大阪新報	(朝四夕四) 北區堂島大江橋畔	同
●大阪新報	(朝四夕四) 天王寺區上之宮町	同
●大阪新報	(朝四夕四) 西區京町堀上通一丁目	同
●大阪新報	(朝四夕四) 東區北濱四丁目	同















九州每日新聞 (朝四夕四)	八幡市水道町一丁目	同	社
國民朝報 (朝四)	八幡市德廣町一丁目	同	社
門司新聞 (朝四)	門司市西門町三三三	同	社
門司新聞 (朝四)	門司市西本町一丁目	同	社
九州朝日新聞 (朝四)	久留米市南藤西町	同	社
久留米每日新聞 (夕四)	久留米市白山町	同	社
筑後新聞 (朝一)	久留米市莊島町	同	社
大牟田每日新聞 (朝四)	大牟田市不知火町二丁目	同	社
西海每日新聞 (朝四)	大牟田市大正町	同	社
九州民報 (朝四)	若松市濱五番町	同	社
若松新聞 (朝四)	若松市堀五丁目	同	社
九州報知新聞 (朝四)	小倉市米町三丁目	同	社
小倉新聞 (朝四)	小倉市堀八丁目	同	社
東洋民報 (朝四)	小倉市大坂町一二六	同	社
九州今日新聞 (朝四)	戸畑市明治町	同	社
戸畑又新日報 (朝四)	戸畑市旭町二丁目	同	社
筑豐新聞 (朝四)	直方市直方	同	社
筑豐日日新聞 (朝四)	直方市原田町	同	社
佐賀商報 (夕小四)	佐賀市松原町	同	社
佐賀日日新聞 (夕六)	佐賀市松原町中ノ小路	同	社
佐賀時事新聞 (朝八夕四)	佐賀市松原町一〇五	同	社
唐津時事新聞 (夕小四)	唐津町舊城内	同	社
唐津日日新聞 (朝四)	唐津町唐津一九一八	同	社

東洋日の出新聞 (朝四夕二)	長崎市千馬町二丁目	同	社
長崎新聞 (朝四夕四)	長崎市玉江町三丁目	同	社
長崎日日新聞 (朝四夕四)	長崎市大村町	同	社
長崎民友新聞 (夕四)	長崎市大浦町二二	同	社
軍港新聞 (朝四夕二)	佐世保市天満町一	同	社
佐世保新聞 (朝四夕四)	佐世保市上京町一七	同	社
佐世保日日新聞 (夕四)	佐世保市本島町四	同	社
佐世保民友 (朝四)	佐世保市相生町三	同	社
島原新聞 (朝四)	島原市濱田町六一	同	社
長崎島原毎日新聞 (朝四)	島原市四四一	同	社
對島日日新聞 (朝四)	嚴原町	同	社
九州新聞 (朝八夕四)	熊本市花畑町三一	同	社
九州日日新聞 (朝八夕四)	熊本市上通町四二	同	社
熊本毎日新聞 (夕小四)	熊本市豊原町裏二番町	同	社
大分新聞 (朝四夕四)	大分市碩田橋通六〇	同	社
大分日日新聞 (朝四夕四)	大分市唐人町一〇二七	同	社
大分日日新聞 (朝四夕四)	大分市勢家町四七五	同	社
豐州新聞 (朝四夕四)	大分市荷揚町二	同	社
溫泉タイムス (朝四夕四)	別府市彌生町七〇〇	同	社
大別府新聞 (朝四)	別府市旭町	同	社
別府府夕新聞 (夕四)	別府市秋葉通り	同	社

宮崎縣

宮崎新聞 (朝八)	宮崎市南廣島通三丁目	同	社
日州新聞 (朝四夕四)	宮崎市旭通	同	社
宮崎時事新聞 (朝四夕四)	宮崎市高千穂通一丁目	同	社
三州日日新聞 (朝四)	都城市中原町	同	社
鹿兒島朝日新聞 (朝八)	鹿兒島市易居町二	同	社
鹿兒島新聞 (朝八)	鹿兒島市山下町	同	社
鹿兒島毎日新聞 (夕四)	鹿兒島市樋之口町	同	社
沖繩朝日新聞 (朝四)	那覇市西本町四丁目	同	社
琉球新聞 (朝四)	那覇市東町四丁目	同	社
臺灣日日新聞 (朝八夕四)	臺北市榮町四丁目	同	社
臺灣新民報 (朝八)	臺北市末廣町五丁目	同	社
臺灣南新報 (朝八夕四)	臺南市本町三丁目	同	社
臺灣新報 (朝八夕四)	臺中市明治町一丁目	同	社
東臺灣新報 (夕四)	花蓮港街高砂通	同	社
樺太日日新聞 (朝四夕四)	豊原町大通南六丁目	同	社
樺太民友新聞 (夕四)	大泊町本町西三條南三丁目	同	社
樺太時事新聞 (朝四)	真岡町宇山手町	同	社

朝鮮

樺太新聞 (夕四)	本斗町大通八丁目	同	社
樺太タイムス (夕四)	落合町宮通二八	同	社
京城日日新聞 (朝八夕四)	京城府太平通一丁目	同	社
朝鮮商工新聞 (夕四)	京城府黃金町二丁目	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	京城府大平通二丁目	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	京城府黃金町二丁目	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	京城府太平通一丁目	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	京城府光化門通	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	京城府大平通一丁目	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	京城府堅志洞	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	京城府太平通	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	仁川府濱町	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	太田春日町一丁目	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	全州大正町一丁目	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	光州府錦町九	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	光州府明治町一丁目	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	木浦府仲町一丁目	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	大邱府東城町三丁目	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	大邱府東雲町二九七	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	大邱府西町四丁目六	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	釜山府大倉町四丁目	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	釜山府都町二丁目	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	平壤府紅梅町一	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	平壤府漢頭里三九	同	社
朝鮮日日新聞 (朝六夕四)	新義州府常盤町	同	社







全國新聞社一覽

Table listing various news organizations and their branches across Japan, including titles like '慈大愛宕新聞' and '龍谷大學新聞'.

高等學校

Table listing higher education institutions and their associated news or student organizations, such as '一高寄宿寮' and '七高會報部'.

廣告代理店並取扱業

新聞雜誌廣告代理業

Table listing advertising agencies and their services, categorized by region like '(東京)' and '(大阪)'.

出版關係諸名簿

一〇三二

專門學校

Table listing specialized schools and their associated news or student organizations, including '成城學園時報' and '臺北高商'.

紙及材料店一覽

Table listing paper and material stores, categorized by region like '(東京)' and '(京都)'.

一〇三三







山口洋紙店	本所區雁橋二丁目八ノ一	(墨田一五一七)	
矢島商紙店	日本橋區江戶橋二丁目	(日本橋一八六〇)	
安岡堂紙店	牛込區山吹町大通二	(牛込二二一九)	
丸山正太郎商會	日本橋區橫山町五ノ二〇	(澁花〇〇七七)	
丸山正太郎商會	日本橋區橫山町五ノ二〇	(澁花〇〇七七)	
丸山正太郎商會	日本橋區小舟町一ノ三	(茅場町四三四七)	
丸山正太郎商會	京橋區京橋一丁目六ノ三	(京橋〇七五二)	
丸山正太郎商會	本所區西黒門町一	(本所〇五六九)	
丸山正太郎商會	下谷區西黒門町一	(下谷二八六八)	
丸山正太郎商會	神田區三河町四丁目五	(神田二五二六)	
丸山正太郎商會	日本橋區人形町三ノ六	(茅場町五〇一八)	
丸山正太郎商會	京橋區銀座四丁目三ノ六	(京橋〇〇七七)	
丸山正太郎商會	神田區神保町三ノ二五ノ一	(九段〇四七二)	
丸山正太郎商會	神田區松永町二九	(下谷一三一五)	
丸山正太郎商會	淺草區七軒町四	(淺草八一六〇)	
丸山正太郎商會	日本橋區本町四丁目六	(茅場町四五一七)	
丸山正太郎商會	芝區三田二丁目四	(高輪一一九九)	
丸山正太郎商會	日本橋區大傳馬町一ノ二	(茅場町〇〇五二)	
丸山正太郎商會	京橋區京橋二ノ六ノ二	(京橋一三五〇)	
丸山正太郎商會	淺草區藏前二ノ〇ノ一	(淺草一九六〇)	
丸山正太郎商會	下谷區二長町一ノ二六	(下谷五四六二)	
丸山正太郎商會	日本橋區濱町二ノ三五	(茅場町四〇三五)	
丸山正太郎商會	日本橋區矢ノ倉町一	(澁花四三二八)	
丸山正太郎商會	日本橋區小傳馬町三ノ七	(澁花四五九八)	
丸山正太郎商會	神田區鎌倉町一ノ三	(神田一七一〇)	
丸山正太郎商會	日本橋區浪花町一〇	(澁花二二九四)	
丸山正太郎商會	日本橋區小網町一ノ一	(茅場町三九六五)	
丸山正太郎商會	丸吉商紙店	京橋區銀座七丁目二ノ一	(銀座一七七五)
丸山正太郎商會	荒川洋紙店	日本橋區馬喰町二ノ一	(澁花二九五六)
丸山正太郎商會	朝田洋紙店	神田區松永町二ノ七	(下谷一七一〇)
丸山正太郎商會	新井和洋紙店	淺草區馬道二丁目七	(根岸一三二六)
丸山正太郎商會	安西紙店	淺草區淺草場町三ノ六	(茅場町〇三二六)
丸山正太郎商會	櫻井紙店	淺草區淺草橋二丁目三	(淺草一七一〇)
丸山正太郎商會	共同洋紙株式會社	京橋區銀座四丁目一	(京橋八〇九六)
丸山正太郎商會	菊田洋紙店	日本橋區橋町九ノ七	(澁花一四五九)
丸山正太郎商會	木津屋洋紙店	本所區銀座四丁目三	(本所〇六四九)
丸山正太郎商會	木邨洋紙店	淺草區向柳原町一ノ三	(淺草三八四七)
丸山正太郎商會	三陽商會	小石川區香取町六ノ五	(牛込五〇四五)
丸山正太郎商會	北陽商會	四谷區龜町十二ノ二四	(四谷五一〇〇)
丸山正太郎商會	洞山洋紙店	神田區五軒町一	(下谷六三一七)
丸山正太郎商會	金山堂洋紙店	神田區飯倉町二丁目二	(下谷一七一〇)
丸山正太郎商會	三村洋紙店	神田區神保町一丁目二	(赤坂〇六〇八)
丸山正太郎商會	水野和洋紙店	四谷區新宿二丁目五	(神田〇九九六)
丸山正太郎商會	茗荷屋紙店	淺草區雷門一丁目五	(四谷一五六〇)
丸山正太郎商會	宮川洋紙店	淺草區神保町一ノ三ノ三	(淺草一六三五)
丸山正太郎商會	宮川洋紙店	芝區田村町五ノ二九	(芝一五四一)
丸山正太郎商會	宮川洋紙店	淺草區南元町五六	(淺草四一〇六)
丸山正太郎商會	宮川洋紙店	本所區東兩國三ノ二四	(下谷七〇五六)
丸山正太郎商會	宮川洋紙店	下谷區仲御徒町一ノ六	(京橋三三三四)
丸山正太郎商會	宮川洋紙店	京橋區銀座三丁目三ノ二	(淺草五〇一五)
丸山正太郎商會	宮川洋紙店	淺草區淺草橋一丁目五	(澁花一七八一)
丸山正太郎商會	宮川洋紙店	日本橋區兩國二ノ二	(澁花一七八一)
丸山正太郎商會	宮川洋紙店	京橋區新富町一丁目一	(京橋三四一四)

關西方面

日野屋洋紙店	京橋區銀座二丁目四	(京橋二〇七〇)
平岡洋紙店	下谷區仲御徒町三ノ一	(下谷二四五八)
加賀屋支店	牛込區水道町一六	(牛込五一八二)
モミヤ洋紙店	日本橋區江戶橋二ノ六	(日本橋一七二八)
杉原紙店	神田區松下町一六	(神田四三四一)
(裝幀用雜物商)	日本橋區小舟町一ノ一	(茅場町四四九二)
生田茂商店	日本橋區藥研堀三五	(澁花〇一三一)
石綿金太郎商店	神田區橋本町一ノ一	(澁花三八二四)
會和商店	京橋區銀座二ノ一	(京橋〇六四九)
(洋紙及び附帶品商)		
大同洋紙店	東區安土町二丁目	(本町七四〇)
博進社大阪支店	東區瓦町三丁目	(本町六五五)
富士洋紙店	東區備後町三丁目	(本町一三〇)
中井商店大阪支店	東區瓦町三丁目	(本町一四七)
大倉洋紙店大阪支店	東區安土町二丁目	(本町六九〇)
森本洋紙店	西區阿波堀通三ノ六	(新町二二六〇)
安井洋紙店	東區平野町二丁目	(本局二二一〇)
藤本洋紙店	東區久太郎町一丁目	(船場一〇五六)
朝田洋紙店大阪支店	東區北久太郎町一丁目	(船場三二五二)
(和紙商)		
萩原和紙店	東區南本町一丁目	(船場三六四三)

主要印刷所一覽

活版印刷	今井印刷所	南小田原町二	(京橋五七九四)
石版印刷	井坂商店印刷所	本挽町一ノ八	(京橋六五三五)
寫真製版	井澤寫真製版所	檜町二ノ一	(京橋一七四五)
活版印刷	博文社印刷所	京橋二ノ一三	(京橋一五七二)
活字鑄造	日本タイプライター社	京橋一ノ三	(京橋四一六一)
各種印刷	日進舎	本挽町一ノ二	(京橋五九〇)
活版印刷	細川活版所	銀座四ノ四	(京橋六八四〇)
電氣版	十一層電氣版製造所	銀座西二ノ五	(京橋二四一六)
各種印刷	東亞印刷株式會社	京橋二ノ一三	(京橋二二四)
各種印刷	東京製版所	築地三ノ一〇	(京橋二八五)
各種印刷	東京國文社	銀座西七ノ五	(銀座二五九)
各種印刷	大倉印刷所	築地三丁目	(京橋四三二四)
各種印刷	熊谷印刷所	築地一ノ三一	(京橋四六八二)
各種印刷	川崎印刷所	築地二ノ三〇	(京橋五二一九)
各種印刷	大勝印刷所	新湊町三ノ六	(京橋三六四三)
各種印刷	高島印刷所	西八丁堀三ノ三	(京橋三六九八)
各種印刷	中屋三間印刷株式會社	築地四ノ四	(京橋三四一)
活版印刷	マンヤ印刷所	本挽町一ノ五	(京橋三五三三)
活版印刷	文祥堂	銀座三ノ四	(京橋一三六〇)
活版印刷	光藝社	銀座西一ノ五	(京橋五二六四)
活版印刷	巧藝社	西八丁堀一ノ四	(京橋二二七八)







出版關係諸名簿

Table listing publishers and their addresses. Includes entries like '石版印刷 今福 天洋堂', '活版印刷 泰文 越堂', '活版印刷 康文社印刷所', etc.

Table listing publishers and their addresses. Includes entries like '活版印刷 中外印刷株式會社', '活版印刷 多木印刷所', '活版印刷 富士印刷株式會社', etc.

關西方面

Table listing publishers in the Kansai region. Includes entries like '活版印刷 明立印刷株式會社', '各種印刷 西濃印刷株式會社', '各種印刷 谷口印刷所', etc.

主要製本所一覽

Table listing major bookbinding shops. Includes entries like '飯島製本所', '池田製本所', '板倉製本所', '石丸製本所', etc.

出版關係諸名簿

Table listing publishers and their addresses. Includes entries like '東京印刷製本株式會社', '東京製本合資株式會社', '中外印刷製本株式會社', etc.



草人堂	下谷區谷中三崎町四九	(下谷六五〇六)
中江製本所	麴町區飯田町二ノ二	(九段一四九六)
仲村製本所	下谷區竹町四〇	(下谷三三四九)
長澤製本所	神田區神保町一丁目	(神田三五七六)
村田製本所	荒川區日暮里五六五	(下谷一九五二)
植木製本所	小石川區西江戸川町二	(小石川九三六)
浦島製本所	神田區三崎町二ノ二	(神田二二八七)
黒田製本所	京橋區西八丁堀一ノ五	(京橋二六三三)
黒野製本所	神田區西神田三ノ三	(神田一四九四)
山縣製本印刷所	神田區西神田二丁目	(九段三二九一)
丸山製本印刷所	小石川區神保町三丁目	(小石川四二〇四)
二見製本印刷工場	神田區錦町三ノ一	(神田一〇三七)
福山製本印刷工場	牛込區市ヶ谷佐内町三八	(牛込四〇七二)
福山製本印刷工場	京橋區銀座西一ノ七	(京橋六七一〇)
文録製本印刷工場	小石川區白山御殿町八	(小石川一四六六)
小島製本印刷工場	芝區櫻田備前町三一	(銀座五五四七)
寺島製本印刷工場	本郷區金助町七二	(小石川六四〇五)
寺島製本印刷工場	小石川區香羽町七ノ四	(牛込四五六二)
寺島製本印刷工場	神田區錦町三ノ三	(神田一〇二五)
寺島製本印刷工場	日本橋區本石町四ノ四	(日本橋一五四七)
寺島製本印刷工場	小石川區戸崎町八一	(小石川二四八五)
寺島製本印刷工場	牛込區市ヶ谷佐内町三八	(牛込二四一〇)
寺島製本印刷工場	麴町區有樂町一ノ三	(丸ノ内九二八)
寺島製本印刷工場	下谷區仲御徒町二ノ五	(下谷八三七五)
三省堂蒲田工場	蒲田區蒲田町	(蒲田一三五)

三俣製本所	牛込區早稲田鶴巻町二五	(牛込五四二三)
金昇堂製本所	小石川區春日町三〇	(小石川三六四七)
水上製本所	本郷區東片町三四	(小石川四七七)
美濃部製本所	小石川區松ヶ枝町一六	(牛込四四九三)
宮内製本所	本郷區湯島兩門町四	(下谷一七四七)
宮本製本所	神田區東福田町一	(浪花七一三)
志村製本所	神田區錦町三ノ三	(神田一〇二五)
白石製本所	小石川區西青柳町二	(牛込四四〇五)
下島製本所	神田區旅籠町一ノ二三	(下谷二六六〇)
昇堂製本所	牛込區横寺町八	(牛込三七二三)
新榮社製本所	麴町區飯田町六ノ一	(九段一五七六)
菱山製本所	神田區三崎町三ノ一〇七	(九段三二九五)
兩角製本所	下谷區御徒町一ノ六九	(下谷五九七九)
本江製本所	芝區愛宕下町三ノ四	(芝一九六八)
關山製本所	京橋區西八丁堀三ノ一〇	(京橋七七四四)
杉山製本所	神田區三河町一ノ一九	(神田三八〇五)
鈴木製本所	京橋區榎町二ノ一	(京橋二六七〇)
鈴木製本所	牛込區築土八幡町二六	(牛込三四九九)

# 全國主要圖書館一覽

(一) 圖書館令に依らざる圖書館をも掲ぐ  
(二) 學校附屬圖書館は之を省く  
(三) 蔵書冊數三千冊未満又は閲覧人員五千名未満のものをは之を省く

## (A) 内地

(文部省社會教育局調査) 昭和八年四月一日現在

### (イ) 官立

(一) 館

帝國圖書館 (創立) (蔵書冊數) (所在地) (東京市上野公園)

### (ロ) 道廳府縣立

(三十七館)

北海道廳立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	札幌市北一條
青森縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	青森市大字大野
岩手縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	盛岡市内丸六八
宮城縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	仙台市
秋田縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	秋田市東根小屋町
山形縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	山形市旅籠町
福島縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	福島市杉妻町二〇
茨城縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	水戸市市上舊城内
埼玉縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	埼玉縣浦和町
千葉縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	千葉市千葉二
金澤文庫	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	金澤市

全國主要圖書館一覽

新潟縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	新潟市寄居町
石川縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	金澤市兼六公園内
山梨縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	甲府市橋町
長野縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	長野市長門町
東京府立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	靜岡市追手町
京都府立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	京都市岡崎公園
大阪府立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	大阪市中之島公園
奈良縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	奈良市登大路町
和歌山縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	和歌山市西町
岡山縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	岡山市西中山下
山口縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	山口市春日山麓
山口縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	山口縣阿武郡萩町
山口縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	德島市徳島公園
高知縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	高知市帶屋町
福岡縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	福岡市松原町
佐賀縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	佐賀市松原町
長崎縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	長崎市上西山町
熊本縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	熊本市南千反畑町
大分縣立圖書館	(創立) (蔵書冊數) (所在地)	大分市荷場町







直理町立圖書館	(大 四)	三六四	宮城縣直理郡直理町小學校
白石明治記念文庫	(大 四)	一一〇七	宮城縣刈田郡白石小學校
須江村圖書館	(大 四)	二四〇二	宮城縣桃生郡須江小學校
玉浦村通俗圖書館	(大 七)	九〇三	宮城縣名取郡玉浦小學校
逢隈通俗圖書館	(明 四二)	三九五八	宮城縣其美郡逢隈小學校
角館圖書館	(大 九)	五一〇四	秋田縣仙北郡角館町
湯澤圖書館	(大 二)	七四二六	秋田縣雄勝郡湯澤町
米内澤圖書館	(明 四)	五一〇	秋田縣北秋田郡米内澤町
橫手圖書館	(明 七)	八二七二	秋田縣平鹿郡橫手町
大曲圖書館	(明 七)	二六四八	秋田縣仙北郡大曲町
本莊圖書館	(明 七)	七〇一七	秋田縣由利郡本莊町
土崎圖書館	(明 七)	六五四八	秋田縣由利郡土崎町
能代圖書館	(明 七)	七八三三	秋田縣山本郡能代町
大館圖書館	(明 七)	六四三三	秋田縣北秋田郡大館町
花輪圖書館	(明 七)	六三三三	秋田縣鹿角郡花輪町
榮國圖書館	(明 四)	八三三三	秋田縣鹿角郡榮國町
町立余目圖書館	(大 元)	三一九七	山形縣東田川郡余目村
荒砥町圖書館	(大 三)	三一九〇	山形縣西置賜郡荒砥町
新庄町圖書館	(明 三)	八二八三	山形縣最上郡新庄町
野田町圖書館	(大 五)	四四三三	山形縣西村山郡野田町
山邊町立圖書館	(大 一)	三八三五	山形縣南村山郡山邊町
上山町立圖書館	(大 二)	六六七二	山形縣飽海郡北平田村
北平田村立圖書館	(大 九)	二四六六	山形縣飽海郡北平田村
六郷村立圖書館	(大 三)	二四〇二	山形縣飽海郡六郷村
廣瀬村立圖書館	(大 七)	一一〇〇	山形縣飽海郡廣瀬村
飽海郡遊佐通俗圖書館	(大 七)	一一三三	山形縣飽海郡遊佐村

西根村圖書館	(大 一五)	一五七七	山形縣西村山郡西根村
福島縣須賀川圖書館	(大 四)	五七〇三	福島縣須賀川郡須賀川町
喜多方通俗圖書館	(大 二)	七八二八	福島縣須賀川郡喜多方町
町立白河圖書館	(大 二)	四一五二	福島縣白河郡白河町
桑折町立圖書館	(明 七)	五〇〇〇	福島縣伊達郡桑折町
田島町立通俗圖書館	(大 四)	三〇八二	福島縣南會津郡田島町
松原町立圖書館	(大 一)	七四三三	福島縣南會津郡松原町
土浦町立圖書館	(大 一)	八八〇〇	茨城縣新治郡土浦町
大宮町立圖書館	(明 三)	八八〇〇	同 多賀郡石岡高等小學校
石岡町立圖書館	(大 二)	一六二四	同 新治郡石岡高等小學校
筑波山圖書館	(明 四)	二八九九	同 筑波郡筑波高等小學校
黒羽町立圖書館	(大 一)	三三〇九	栃木縣那須郡黒羽町
葛生町立圖書館	(大 一)	四六三八	栃木縣安蘇郡葛生町
鹿沼町立圖書館	(大 一)	二〇九二	栃木縣上都賀郡鹿沼町
金山町立圖書館	(大 二)	二〇九二	群馬縣新田郡太田町
伊勢崎町立圖書館	(大 一)	一一七五	群馬縣佐波郡伊勢崎町
草津町立圖書館	(大 一)	三九二九	群馬縣吾妻郡草津町
澁川町立圖書館	(大 一)	五九一三	群馬縣群馬郡澁川町
小野上村圖書館	(大 一)	七六九	群馬縣群馬郡小野上村
大宮町立圖書館	(大 一)	二一五〇	群馬縣北足立郡大宮町
浦和町立少年圖書館	(大 一)	三九二〇	群馬縣北足立郡浦和町
入間町立通俗圖書館	(大 一)	三三三六	群馬縣入間郡入間町
妻沼町立圖書館	(大 一)	三三三六	群馬縣入間郡妻沼町
八基村立圖書館	(明 四)	三三三六	埼玉縣大里郡八基村
男衾村立圖書館	(大 一)	七八〇〇	埼玉縣大里郡男衾村
大桑村立圖書館	(大 一)	三〇四五	埼玉縣北埼玉郡大桑村

持田村立圖書館	(大 一三)	一七九二	埼玉縣北埼玉郡持田村
忍町圖書館	(明 四)	一一〇〇	埼玉縣北埼玉郡忍町大字
幸松村立幸松圖書館	(大 一四)	一一九〇	埼玉縣北埼玉郡幸松村
相立町立圖書館	(大 一三)	九六四	埼玉縣八潮郡相立村
大河村立圖書館	(大 一)	一六四四	埼玉縣比企郡大河村
相模町立圖書館	(大 一)	七六二	埼玉縣比企郡相模村
安行村立圖書館	(大 一)	一八八一	埼玉縣比企郡安行村
久留里町立圖書館	(大 一)	三三三二	埼玉縣北足立郡安行村三三二
大多喜圖書館	(明 三〇)	八三五	千野縣久留里小學校
木更津町圖書館	(明 四)	四七五九	千野縣久留里小學校
相川村通俗文庫	(明 三)	二二二二	千野縣久留里小學校
鶴岡圖書館	(明 三)	一一二九	神奈川縣中郡鶴岡小學校
高部屋村圖書館	(明 三)	七九五	神奈川縣中郡高部屋小學校
鎌倉町立圖書館	(明 四)	三一六	神奈川縣鎌倉市鎌倉町
綾瀬町立圖書館	(明 六)	二一八六	神奈川縣綾瀬市綾瀬町
小田原町圖書館	(明 八)	三〇五〇	神奈川縣小田原市小田原町
中之島中條圖書館	(大 一三)	四七二	神奈川縣中條郡中之島村
町立新井町圖書館	(大 一五)	四一九五	新潟縣中頸城郡新井町
出雲崎圖書館	(明 四)	三五一六	新潟縣三島郡出雲崎町
沖見村圖書館	(大 一三)	一三〇八	新潟縣東蒲原郡沖見小學校
三條圖書館	(大 九)	五三五六	新潟縣南蒲原郡三條町
町立白根圖書館	(大 二)	五七二九	新潟縣中蒲原郡白根町
菅原文庫	(大 一三)	六二七	新潟縣中頸城郡菅原村
龜田圖書館	(明 二)	一三三三	新潟縣中蒲原郡龜田町
新發田町立圖書館	(明 四)	一一四一〇	新潟縣北蒲原郡新發田町

大和川圖書館	(明 四)	五〇八六	新潟縣西頸城郡大和川村
町立御成婚記念圖書館	(大 一五)	三八八	新潟縣西頸城郡立町御成
新穂町立圖書館	(大 一三)	三六二二	新潟縣西頸城郡新穂村
村立眞野圖書館	(大 一三)	三九五五	新潟縣西頸城郡眞野村
八幡村立圖書館	(大 一)	一一四三	新潟縣三島郡八幡村
川東町立圖書館	(明 三)	三三三五	新潟縣三島郡川東町
橋田村立圖書館	(明 二)	八七二七	新潟縣中蒲原郡橋田村
金津村立圖書館	(明 一)	六二〇	新潟縣中蒲原郡金津村
大形町立圖書館	(明 一)	九七五	新潟縣中蒲原郡大形村
庄ヶ瀬村立圖書館	(明 一)	一〇九九	新潟縣中蒲原郡庄ヶ瀬村
櫻井町立圖書館	(明 一)	一〇三〇	新潟縣西頸城郡櫻井村
二松町立圖書館	(明 一)	八四六	新潟縣西頸城郡二松村
島山村立圖書館	(大 一)	一五八六	新潟縣三島郡島山村
與板村立圖書館	(大 一)	二〇五三	新潟縣三島郡與板町
川東村立圖書館	(大 一)	七二八	新潟縣北蒲原郡川東村
佐々木村立圖書館	(大 一)	九〇九	新潟縣北蒲原郡佐々木村
町立福光圖書館	(大 一)	九二二	新潟縣西頸城郡福光町
伏木町立圖書館	(大 一)	四七三七	富山縣射水郡伏木町
町立平和記念圖書館	(大 一)	四二〇二	富山縣射水郡平和町
堀川町立圖書館	(大 一)	二五五二	富山縣上野川郡堀川町
魚津町立圖書館	(大 一)	六四三三	富山縣下野川郡魚津町
大久保町立圖書館	(大 一)	一五六二	富山縣上野川郡大久保町
舟見町立圖書館	(明 二)	四九九九	富山縣東礪波郡舟見町
氷見町立圖書館	(明 三)	一四九九	富山縣下野川郡舟見町
氷見町立圖書館	(明 五)	三九〇二	富山縣氷見郡氷見町











山田村立山田圖書館 (大六) 二、四一〇 香川縣綾歌郡山田村  
 瀧宮村立瀧宮圖書館 (大六) 一、一四七 香川縣綾歌郡瀧宮村  
 山内村立山内圖書館 (大六) 一、五二四 香川縣綾歌郡山内村  
 川津村立川津圖書館 (大六) 三、二二二 香川縣綾歌郡川津村  
 榎立記念圖書館 (大六) 一、六九〇 香川縣綾歌郡鹽江村  
 香川郡立通俗圖書館 (大八) 一、六〇七 香川縣香川郡打田村  
 香川郡立川岡通俗圖書館 (大六) 一、七八二 香川縣香川郡川岡村  
 由佐村立山佐文庫 (大五) 二、七五〇 香川縣香川郡山佐村  
 榎立記念圖書館 (大二) 二、五二七 香川縣香川郡澁崎村  
 相生村圖書館 (大二) 一、三九〇 香川縣大川郡相生村  
 鶴羽村簡易圖書館 (大九) 八、七九 香川縣大川郡鶴羽村  
 木太通俗圖書館 (大八) 七、六七 香川縣木太郡木太村  
 昭和三十九年宮立一宮文庫 (大七) 二、八〇 香川縣香川郡一宮村  
 昭和三十九年宮立二宮文庫 (大七) 一、八五五 香川縣綾歌郡昭和三十九年宮立二宮村  
 龍川村立通俗圖書館 (大六) 一、八一九 香川縣仲多度郡龍川村  
 三宮立一宮圖書館 (大七) 三、〇二〇 香川縣三豐郡三宮村  
 三宮立二宮圖書館 (大七) 一、七四二 香川縣三豐郡三宮村  
 高泉村立高泉圖書館 (大九) 三、七八〇 香川縣三豐郡高泉村  
 三津濱圖書館 (大二) 六、一四三 愛媛縣新居郡三津濱町  
 新居濱圖書館 (大二) 二、七六二 愛媛縣新居郡新居町  
 波止濱圖書館 (大二) 二、一八〇 愛媛縣周桑郡波止濱町  
 庄内文庫 (大九) 二、二九四 高知縣香川郡庄内町  
 伊野町記念文庫 (大八) 五、八四三 高知縣高知郡伊野町  
 鳴記記念圖書館 (大八) 四、〇〇五 高知縣高知郡鳴記町  
 中村町立圖書館 (大三) 四、〇〇五 高知縣高知郡中村町  
 三崎村立圖書館 (大九) 四、〇〇五 高知縣高知郡三崎村  
 橋原圖書館 (大九) 五、九四 高知縣高知郡橋原村

本山町立圖書館 (大三) 三、四八七 高知縣長岡郡本山町  
 大篠村立圖書館 (大四) 七、六〇 高知縣長岡郡大篠村  
 東川町立圖書館 (大二) 四、一八 高知縣香美郡東川町  
 伊田町立圖書館 (大二) 一、四八七 福岡縣山田郡伊田町  
 箱崎町立圖書館 (大八) 一、一九六 福岡縣糟屋郡箱崎町  
 船越町立圖書館 (大二) 二、四六〇 福岡縣糟屋郡船越町  
 宮田町立圖書館 (大二) 七、二 福岡縣糟屋郡宮田町  
 水繩村立圖書館 (大七) 二、七五五 福岡縣糟屋郡水繩村  
 加布里圖書館 (大七) 二、八四三 福岡縣糟屋郡加布里村  
 額田村立圖書館 (大七) 二、二四二 福岡縣糟屋郡額田村  
 三手門村立圖書館 (大五) 四、三七〇 福岡縣糟屋郡三手門村  
 黑土村立圖書館 (大五) 二、一九五 福岡縣糟屋郡黑土村  
 宮野村立圖書館 (大二) 二、八一九 福岡縣糟屋郡宮野村  
 足白村立圖書館 (大六) 二、九五三 福岡縣糟屋郡足白村  
 金島村立圖書館 (大六) 一、六三二 福岡縣糟屋郡金島村  
 荒木村立圖書館 (大六) 三、〇一四 福岡縣糟屋郡荒木村  
 三橋村立圖書館 (大七) 三、五〇〇 福岡縣糟屋郡三橋村  
 今元村立圖書館 (大六) 二、五八五 福岡縣糟屋郡今元村  
 八屋町立圖書館 (大五) 八、二三 福岡縣糟屋郡八屋町  
 伊萬里圖書館 (大四) 一、八二二 福岡縣糟屋郡伊萬里町  
 鹿島町圖書館 (大七) 一、六〇六 佐賀縣糟屋郡鹿島町  
 有田村圖書館 (大七) 二、五九八 佐賀縣糟屋郡有田村  
 多田村圖書館 (大七) 二、八二二 佐賀縣糟屋郡多田村  
 古枝村通俗圖書館 (大三) 二、七四二 佐賀縣糟屋郡古枝村  
 佐賀縣小城市多田村 (大九) 二、八二二 佐賀縣小城市多田村  
 佐賀縣糟屋郡古枝村 (大九) 三、二八 佐賀縣糟屋郡古枝村

嚴原町立圖書館 (大二) 四、五五 長崎縣對馬郡嚴原町  
 奈留島村圖書館 (大八) 一、七九 長崎縣對馬郡奈留島村  
 長手圖書館 (大九) 三、六一 長崎縣南松浦郡長手町  
 田河村圖書館 (大三) 一、三二七 長崎縣壹岐郡田河村  
 古賀村立圖書館 (大二) 一、〇九六 長崎縣北高來郡古賀村  
 榊島村圖書館 (大二) 七、三五 長崎縣西彼杵郡榊島村  
 上波佐見村圖書館 (大四) 一、七七四 長崎縣佐賀郡上波佐見村  
 水俣町立洪水文庫 (大五) 五、九二六 熊本縣北郡水俣町  
 腹赤校附屬圖書館 (大三) 四、二七 熊本縣玉名郡腹赤校  
 河原村立圖書館 (大二) 七、二二 熊本縣菊池郡河原村  
 瀨本校文庫 (大七) 一、二七 熊本縣阿蘇郡瀨本校  
 今津村圖書館 (大三) 一、一五五 熊本縣天草郡今津校  
 八代町立圖書館 (大三) 四、六二七 熊本縣下益城郡八代町  
 名和文庫圖書館 (大二) 二、四六九 熊本縣八代郡八代町  
 大分縣立圖書館 (大二) 一、五九六 熊本縣八代郡八代町  
 大分縣立圖書館 (大二) 二、八七二 大分縣宇佐郡八代町  
 大分縣立圖書館 (大二) 五、五〇 大分縣大野郡大分町  
 宮崎縣立圖書館 (大七) 五、四三三 宮崎縣宮崎郡宮崎町  
 宮崎縣立圖書館 (大七) 一、五六九 宮崎縣宮崎郡清武村  
 岩井川村圖書館 (大八) 八、七〇 宮崎縣宮崎郡岩井川村  
 川畑圖書館 (大八) 五、一七 鹿兒島縣川畑郡川畑町  
 加世田圖書館 (大三) 五、六三 鹿兒島縣川畑郡加世田町  
 長屋圖書館 (大三) 六、六三 鹿兒島縣川畑郡加世田町  
 伊作町圖書館 (大三) 一、〇七 鹿兒島縣日置郡伊作町  
 加治木町立圖書館 (大六) 三、三六八 鹿兒島縣日置郡加治木町  
 額娃村圖書館 (大三) 二、三四二 鹿兒島縣日置郡額娃村

西太良村立圖書館 (大二) 四、〇八 鹿兒島縣伊佐郡西太良村  
 指宿町立圖書館 (大三) 五、一〇 鹿兒島縣指宿郡指宿町  
 大正圖書館 (大三) 二、五四七 鹿兒島縣川邊郡大正町  
 久志圖書館 (大二) 六、三七 鹿兒島縣川邊郡久志町  
 西志布志村圖書館 (大四) 五、五四 鹿兒島縣西志布志町  
 羽月村立圖書館 (大二) 六、六八 鹿兒島縣伊佐郡羽月村  
 石谷圖書館 (大三) 八、三五 鹿兒島縣伊佐郡石谷村  
 川内町立圖書館 (大二) 一、六五九 鹿兒島縣伊佐郡川内町  
 今和泉村圖書館 (大三) 九、一四 鹿兒島縣伊佐郡今和泉村  
 名瀬町立圖書館 (大五) 一、一四六 鹿兒島縣大島郡名瀬町  
 (水) 組合立 (三) 館  
 新庄圖書館 (大二) 一、三九四 富山縣新川郡新庄町  
 加西圖書館 (大三) 九、四三八 兵庫縣加西郡北條町  
 班鳩圖書館 (大二) 二、二七六 奈良縣生駒郡班鳩村  
 (私) 立 (三百館)  
 札幌市北一條 (大七) 一、六九五 札幌市北一條  
 札幌市五條通 (大七) 七、三八二 札幌市五條通  
 空知教育會圖書館 (大七) 三、五七二 北海道空知郡空知町  
 日高記念附屬圖書館 (大七) 三、〇〇〇 北海道日高郡日高町  
 青森通俗圖書館 (大七) 二、三、四八八 青森市大字寺町  
 青森市大字寺町 (大七) 七、九〇 青森縣中津輕郡青森町  
 青森縣立圖書館 (大二) 一、七〇 青森縣東津輕郡青森町  
 荒川簡易圖書館 (大二) 三、八五 青森縣北津輕郡荒川町  
 羽野木澤簡易圖書館 (大二) 九、三〇 青森縣北津輕郡羽野木澤町



Table listing libraries in the right column, including titles like '青森縣東津輕郡平泉村', '青森縣中津輕郡大橋村', and '青森縣北津輕郡五所川原'.

Table listing libraries in the right column, including titles like '伊達崎圖書館', '福島縣伊達郡伊達崎村', and '福島縣白河郡吉川村'.

Table listing libraries in the left column, including titles like '養德中文庫', '私立佐倉圖書館', and '山立工業圖書館'.

Table listing libraries in the left column, including titles like '聖明佛教圖書館', '養德青年圖書館', and '新谷青年圖書館'.



自華文庫	(明二)	二、九五八	石川縣石川郡松任町
豐島郡自治會圖書館	(大九)	八、六八八	石川縣美加島郡美加島町
常盤文庫	(明二)	五、一〇〇	石川縣美加島郡小松町
鹿島郡自治會圖書館	(明八)	九、五八八	石川縣鹿島郡七尾町
鶴賀文庫	(明四)	四、一七二	石川縣鳳至郡劍地村
高嶋文庫	(明三)	七、八五八	福井縣敦賀郡敦賀町
小濱文庫	(明三)	二、五〇〇	福井縣大野郡下味見村
朝日圖書院	(明四)	四、六七〇	福井縣遠敷郡小濱町
佐久間書院	(大二)	四、六八二	福井縣丹生郡朝日村
三國圖書院	(大六)	三、三三四	福井縣三方郡八村町
甲府通俗圖書館	(大五)	二、八四九	福井縣三國小學校
八代兒童圖書館	(大四)	三、七三三	甲府市柳町
明治記念圖書館	(大二)	三、九二〇	山梨縣八代郡八代村
上伊那圖書院	(大五)	三、六四八	長野縣南安曇郡南安曇町
生坂圖書院	(明四)	七、六八〇	長野縣上伊那郡上伊那町
湖南圖書院	(明四)	四、七六三	長野縣東筑摩郡生坂村
下諏訪青年會圖書館	(大六)	三、〇〇〇	長野縣諏訪郡湖南村
伊那圖書院	(大五)	三、一三五	長野縣諏訪郡下諏訪町
小諸圖書院	(大三)	三、三五五	長野縣上伊那郡小諸町
洞源青年會圖書館	(大三)	一、〇六九	長野縣北佐久郡小諸町
非持青年會圖書館	(明四)	五、八六二	長野縣南佐久郡南小諸町
社村學事會圖書館	(明四)	三、四八五	長野縣上伊那郡社村
須坂圖書院	(大五)	三、六六六	長野縣北安曇郡社村
犀西青年團圖書館	(明五)	四、八〇八	長野縣上高井郡須坂町
		三、三七八	長野縣北安曇郡須坂町

岐阜簡易圖書館	(明二)	一〇、一五三	岐阜縣岐阜市加納町
附屬第一分館	(明二)	八、三七四	岐阜縣岐阜市八ツ寺町
附屬圖書院	(明三)	一、七八八	岐阜縣美江寺町
高山町教育圖書館	(明三)	四、〇〇八	岐阜縣大野郡高山町
積德文庫	(大元)	一、四八七	岐阜縣武儀郡關村
養老圖書院	(大元)	一、五八八	岐阜縣養老郡高田小學校
八重圖書院	(大元)	四、六一三	靜岡縣小笠原郡掛川町
葵田簡易圖書館	(大元)	四、二一八	名古屋市中區朝日町
熱田簡易圖書館	(大元)	五、四七八	名古屋市中區布池町
神戶簡易圖書館	(大元)	五、八八五	名古屋市中區熱田町
簡井簡易圖書館	(大元)	三、〇三七	名古屋市中區神戶町
門前簡易圖書館	(大元)	二、五八四	名古屋市中區筒井町
名古屋簡易圖書館	(大元)	二、〇四七	名古屋市中區梅園町
昭通簡易圖書館	(大元)	三、二六五	名古屋市中區武平町
白川簡易圖書館	(大元)	二、八六七	名古屋市中區千種町
瀧川簡易圖書館	(大元)	一、九六一	名古屋市中區三軒宮町
安城圖書院	(大元)	一、六六七	愛知縣丹羽郡古知野町
白鳳圖書院	(大元)	四、九一六	愛知縣碧海郡安城町
上野圖書院	(大元)	八、七九〇	愛知縣幡豆郡西尾町
夕陽圖書院	(大元)	三、一四三	三重縣阿山郡朝日村
天津圖書院	(大元)	四、六八八	三重縣阿山郡上野町
江北圖書院	(大元)	一、八六五	三重縣阿山郡上野町
		五、五三四	三重縣一志郡天白村
		三、一一二	宇治山田市常盤町
		六、七六三	大津市南保町
		一、七八六	滋賀縣伊香郡木之本町

鶴岡文庫	(明三)	七、六八七	滋賀縣野洲郡中洲村
八幡文庫	(明三)	九、一七二	滋賀縣蒲生郡八幡町
下鄉共濟會文庫	(明三)	四、六五〇	滋賀縣蒲生郡日野町
淡海圖書院	(明三)	一、六二五	滋賀縣蒲生郡八幡町
小海圖書院	(明三)	六、七〇四	滋賀縣坂田郡長濱町
昭見圖書院	(明三)	三、一三六	滋賀縣東淺井郡長濱町
伏見圖書院	(明三)	五、三二〇	滋賀縣伊香郡七郷村
大正圖書院	(明三)	三、〇〇〇	滋賀縣伊香郡高時村
長柄通俗圖書館	(明三)	七、九六九	滋賀縣伊香郡坂本村
船場圖書院	(明三)	一、三三三	滋賀縣伊香郡御池通
船場圖書院	(明三)	五、七一一	滋賀縣伊香郡御池通
船場圖書院	(明三)	三、〇三三	滋賀縣伊香郡御池通
船場圖書院	(明三)	六、四七〇	滋賀縣伊香郡御池通
船場圖書院	(明三)	三、〇三三	滋賀縣伊香郡御池通
船場圖書院	(明三)	九、八〇〇	滋賀縣伊香郡御池通
船場圖書院	(明三)	二、一六八	滋賀縣伊香郡御池通
船場圖書院	(明三)	九、八八二	滋賀縣伊香郡御池通
船場圖書院	(明三)	三、五〇〇	滋賀縣伊香郡御池通
船場圖書院	(明三)	五、九一七	滋賀縣伊香郡御池通
船場圖書院	(明三)	四、四一〇	滋賀縣伊香郡御池通
船場圖書院	(明三)	五、四二七	滋賀縣伊香郡御池通
船場圖書院	(明三)	三、九一三	滋賀縣伊香郡御池通
船場圖書院	(明三)	五、九四九	滋賀縣伊香郡御池通
船場圖書院	(明三)	四、七二〇	滋賀縣伊香郡御池通
船場圖書院	(明三)	三、二八八	滋賀縣伊香郡御池通

多紀郡教育會圖書館	(明三)	四、二五八	兵庫縣多紀郡篠山町
東大寺圖書院	(明三)	三、一五五	奈良縣市井町
石崎圖書院	(明三)	八、七九〇	奈良縣葛城郡王寺町
天理圖書院	(明三)	二、九一〇	奈良縣高知町
保田圖書院	(明三)	七、三〇五	奈良縣邊野郡丹波町
美濃圖書院	(明三)	五、五八八	鳥取縣山縣郡八幡村
美濃圖書院	(明三)	三、七四七	鳥取縣美濃郡益山町
美濃圖書院	(明三)	四、九二七	鳥取縣美濃郡益山町
美濃圖書院	(明三)	三、九二九	鳥取縣美濃郡益山町
美濃圖書院	(明三)	三、八四五	鳥取縣美濃郡益山町
美濃圖書院	(明三)	三、〇九七	鳥取縣美濃郡益山町
美濃圖書院	(明三)	三、六二八	鳥取縣美濃郡益山町
美濃圖書院	(明三)	三、四六五	鳥取縣美濃郡益山町
美濃圖書院	(明三)	一、六七〇	鳥取縣美濃郡益山町
美濃圖書院	(明三)	六、四三七	鳥取縣美濃郡益山町
美濃圖書院	(明三)	四、二二五	鳥取縣美濃郡益山町
美濃圖書院	(明三)	一、七〇八	鳥取縣美濃郡益山町
美濃圖書院	(明三)	二、三三五	鳥取縣美濃郡益山町
美濃圖書院	(明三)	六、六七〇	鳥取縣美濃郡益山町
美濃圖書院	(明三)	五、一一二	鳥取縣美濃郡益山町
美濃圖書院	(明三)	三、六二二	鳥取縣美濃郡益山町
美濃圖書院	(明三)	三、五八八	鳥取縣美濃郡益山町
美濃圖書院	(明三)	一、四五一	鳥取縣美濃郡益山町
美濃圖書院	(明三)	一、〇〇四	鳥取縣美濃郡益山町
美濃圖書院	(明三)	六、九六九	鳥取縣美濃郡益山町
美濃圖書院	(明三)	二、二二九	鳥取縣美濃郡益山町



Table listing libraries in the right column, including names like 倉敷圖書館, 津山基督教圖書館, and 田井圖書館, with their respective numbers and locations.

Table listing libraries in the bottom right section, including 鎌田共濟會圖書館, 金比羅宮圖書館, and 天理教本島圖書館.

Table listing libraries in the top left section, including 大說岡村青年團圖書館, 兵庫村圖書館, and 彌榮鄉土圖書館.

Table listing libraries in the bottom left section, including 松久保圖書館, 私立川內圖書館, and 昭和大安圖書館.

(B) 臺灣、朝鮮、滿洲

(日本圖書館協會調查)

臺北州

Table listing libraries in Taipei Prefecture, including 臺灣總督府圖書館, 士林圖書館, and 三芝圖書館.



新竹州立新竹圖書館	(市立)	七、九五三	新竹市	大一一四
竹南圖書館	(市立)	一、二一四	竹南鎮	大一一四
桃園街立圖書館	(街立)	三、九八三	桃園街	大一一四
大溪街立圖書館	(街立)	八、四四〇	大溪街	大一一四
苗栗街立圖書館	(街立)	一、二五九	苗栗街	大一一四

臺中州

臺中州立圖書館	(市立)	一〇、三二八	臺中市	大一一二
大里庄立圖書館	(庄立)	五〇三	大里庄	大一一二
西屯庄立圖書館	(庄立)	三八四	西屯庄	大一一二
南屯庄立圖書館	(庄立)	八七〇	南屯庄	大一一二
西屯庄立圖書館	(庄立)	一、三二七	西屯庄	大一一二
內埔庄立圖書館	(庄立)	一、七五	內埔庄	大一一二
大雅庄立圖書館	(庄立)	二、七〇	大雅庄	大一一二
溪湖庄立圖書館	(庄立)	四、二七	溪湖庄	大一一二
坡心庄立圖書館	(庄立)	六、六六	坡心庄	大一一二
田中庄立圖書館	(庄立)	一、三六	田中庄	大一一二
二林庄立圖書館	(庄立)	七、三八	二林庄	大一一二
溪竹庄立圖書館	(庄立)	一、五二	溪竹庄	大一一二
草屯庄立圖書館	(庄立)	一、五二	草屯庄	大一一二
集賢庄立圖書館	(庄立)	一、五二	集賢庄	大一一二
鹿港街立圖書館	(街立)	八、九一	鹿港街	大一一二
南投街立圖書館	(街立)	三、五二三	南投街	大一一二
公立東勢圖書館	(市立)	一、六五七	東勢鎮	大一一二

臺南州

員林青年會文庫	(私立)	七、七九	員林街	大一一二
埔里青年會文庫	(私立)	六、二五	埔里街	大一一二
臺南州立圖書館	(市立)	一、六〇七	臺南市	大一一二
嘉義市圖書館	(市立)	三、四一五	嘉義市	大一一二
歸仁圖書館	(市立)	八、五三	歸仁街	大一一二
善化圖書館	(市立)	一、一〇	善化街	大一一二
下營圖書館	(市立)	一、六七	下營街	大一一二
六甲圖書館	(市立)	三、四一	六甲街	大一一二
官田圖書館	(市立)	七、〇二	官田街	大一一二
佳里圖書館	(市立)	三、三三	佳里街	大一一二
公立柳營圖書館	(市立)	五、五四	柳營街	大一一二
新巷圖書館	(市立)	一、五三三	新巷街	大一一二
虎尾圖書館	(市立)	六、三三	虎尾街	大一一二
海口圖書館	(市立)	一、三二二	海口街	大一一二
土庫圖書館	(市立)	四、七九	土庫街	大一一二
六甲圖書館	(市立)	一、四〇	六甲街	大一一二
布袋圖書館	(市立)	七、二一	布袋街	大一一二
新化圖書館	(市立)	二、五〇	新化街	大一一二
鹽水圖書館	(市立)	七、五七	鹽水街	大一一二
斗六圖書館	(市立)	一、三二四	斗六街	大一一二
北港圖書館	(市立)	一、七八二	北港街	大一一二
東石圖書館	(市立)	七、二八	東石街	大一一二

高雄州

高雄圖書館	(市立)	三、七四四	高州市	大一一四
鳳山街立圖書館	(街立)	二、三三四	鳳山街	大一一四
旗山街立圖書館	(街立)	六、七三	旗山街	大一一四
屏東街立圖書館	(街立)	六、四一	屏東街	大一一四
東港街立圖書館	(街立)	三、〇二	東港街	大一一四
花蓮港通俗圖書館	(街立)	二、〇五八	花蓮港	大一一四
花蓮港通俗圖書館	(街立)	一、一八八	花蓮港	大一一四

朝鮮

朝鮮總督府圖書館	(官立)	一〇、一五〇	京城	大一一
京城府立圖書館	(官立)	八、五一一〇	京城	大一一
京城府立圖書館	(官立)	二、八九三	京城	大一一
京城府立圖書館	(官立)	一、六二八	京城	大一一
平壤府立圖書館	(官立)	一〇、五〇八	平壤	大一一
釜山府立圖書館	(官立)	一、七七六	釜山	大一一
大邱府立圖書館	(官立)	八、九九一	大邱	大一一
仁川府立圖書館	(官立)	五、三五二	仁川	大一一
木浦府立圖書館	(官立)	三、三三八	木浦	大一一
清津府立圖書館	(官立)	二、五九六	清津	大一一
全南府立圖書館	(官立)	一、〇一七	全南	大一一
公州府立圖書館	(官立)	一、〇一七	公州	大一一

聖書物語 (人間の歴史)

前田 聖書物語 (人間の歴史) 著者ヘンリツク・ヴァン・ルーン 和蘭の生れで米國及獨逸に學んだ文明史家である。(中略) 英米の讀書界に於て本書の獲た評判の一般は「いかなる種類の宗教的偏見にも片寄らない、そして美しく單純化された言葉で綴られた物語であつて、聖書學徒に非常な助けを與へるであらう」と云ふのである。(中略) 尙殆ど毎頁に挿入された挿繪は原著者自身の手になるものである。 今や聖書が、一ユダヤ民族の生活記録としてではなく、一切の人類にとつての貴い寶典となつてゐる限り、世の少年少女諸君に、そして又キリスト教に一回も好意を寄せた事なかつた大人に、本書の一讀を是非すすめたい。

日本圖書館協會 推薦文の一節

定價 金 三、五〇 送料 金 二、二〇 郵判 五、六四 挿圖 三百個

○七二京東替振 堂 京 東 段九町麴・京東











日本齒科醫學專門學校	東京市麴町區富士見町
神戶女學院專門部	西宮市廣田
日本神學學校	東京市澁橋區角管
大日本武德會武道專門學校	京都市上京區岡崎西天王寺
同志社女子專門學校	同 今出川寺町
東京女子醫學專門學校	京都市牛込區市ヶ谷河田町
佛教專門學校	京都市左京區鹿ヶ谷御所ノ段町
上智大學專門部	東京市麹町區紀尾井町
智山專門學校	板橋區上石神井
私立聖心女子學院高等專門學校	芝區白金三光町
日本九一十神學專門學校	同 中野區靈宮
東京藥學專門學校	同 澁橋區柏木
大阪藥學專門學校	大阪府豐能郡櫻井谷村
東京物理學專門學校	東京市牛込區神樂町
大阪齒科醫學專門學校	大阪府北河內郡牧野村
東京女子大學	東京市杉並區上井草町
東京醫學專門學校	同 澁橋區東大久保
京都藥學專門學校	京都市東山區山科御陵中內町
活水女子專門學校	長崎市
西山專門學校	京都府乙訓郡乙訓村
京都女子高等專門學校	京都市下京區今熊野北日吉町
西南學院高等學部	福岡市
眞宗專門學校	名古屋市中區下茶屋町
九州齒科醫學專門學校	福岡市
東洋女子齒科醫學專門學校	東京市本郷區元町
東京女子專門學校	同 湯島

梅花女子專門學校	大阪府豐能郡豐中村
大谷大學專門部	京都市上京區小山上總町
龍谷大學專門部	同 下京區猪熊通七條
日本女子齒科醫學專門學校	東京市品川區大井水神町
明治藥學專門學校	同 世田谷區野澤町
大東文化學院	同 麴町區富士見町
早稻田大學附屬早稻田專門學校	同 澁橋區戶塚町
帝國女子藥學專門學校	大阪府南河內郡北八下村
實踐女子專門學校	東京市澁谷區當營松町
帝國女子醫學專門學校	同 大森區大森
日本大學專門學校	大阪府中河內郡彌刀村
共立女子專門學校	東京市神田區一ツ橋通
樟蔭女子專門學校	大阪府中河內郡布施町
日本女子體育專門學校	東京市世田谷區松原町
大正大學專門部	東京市豐島區西巢鴨
千代田女子專門學校	同 麴町區中六番町
大阪高等醫學專門學校	大阪府三島郡高槻町
金城女子專門學校	名古屋市中區白壁町
東京家政專門學校	東京市麴町區三番町
聖露加女子專門學校	同 京橋區明石町
天理外國語學校	奈良縣山邊郡丹波市町
二松學舍專門學校	東京市麴町區一番町
九州醫學專門學校	久留米市
岩手醫學專門學校	盛岡市
昭和醫學專門學校	東京市荏原區中延町
女子經濟專門學校	同 本郷區元町

相愛女子專門學校	大阪府東區本町
大阪女子高等專門學校	大阪府北河內郡牧野村
和洋女子專門學校	東京市麴町區依田町
續濱專門學校	橫濱市神奈川區六角橋
國士館專門學校	東京市世田谷區世田谷町
相山女子專門學校	名古屋市中區區田代町
女子美術專門學校	東京市本郷區菊坂町
大谷女子專門學校	大阪府住吉區共立通
安城女子專門學校	愛知縣碧海郡安城町
東京藥學專門學校女子部	東京市下谷區上野櫻木町
東京女子藥學專門學校	同 澁谷區幡ヶ谷笹塚町
昭和女子藥學專門學校	同 日黑區上日黑
共立女子藥學專門學校	同 芝區芝公園第六號三
廣島女子藥學專門學校	廣島市
神戶女子藥學專門學校	兵庫縣武庫郡御影町
武藏野音樂學校	東京市板橋區練馬南町
青山學院女子專門部	同 澁谷區綠岡町

官立實業專門學校

京都高等工藝學校	京都市左京區松ヶ崎御所海道町
名古屋高等工業學校	名古屋市中區御器所町
熊本高等工業學校	熊本市
米澤高等工業學校	米澤市
桐生高等工業學校	桐生市
橫濱高等工業學校	橫濱市中區大同町
廣島高等工業學校	廣島市

全國高等諸學校一覽

金澤高等工業學校	石川縣石川郡崎浦村
仙臺高等工業學校	仙臺市
明治專門學校	戶畑市
東京高等工藝學校	東京市芝區新芝町
神戶高等工藝學校	神戶市
濱松高等工藝學校	濱松市
德島高等工藝學校	德島市
長岡高等工業學校	長岡市
福井高等工業學校	福井縣吉田郡西藤島村
山梨高等工業學校	甲府市
秋田高等農林學校	秋田市
盛岡高等農林學校	盛岡市
鹿兒島高等農林學校	鹿兒島市
上田高等農林學校	上田市
東京高等蠶絲學校	東京市澁野川區西ヶ原町
京都高等蠶絲學校	京都市上京區大將軍坂田町
鳥取高等蠶絲學校	鳥取市
三重高等蠶絲學校	津市
宇都宮高等農林學校	栃木縣河內郡平石村
岐阜高等農林學校	岐阜縣稻葉郡那加村
宮崎高等農林學校	宮崎市
千葉高等商業學校	千葉縣東葛飾郡松戸町
長崎高等商業學校	長崎市
山口高等商業學校	山口市
小樽高等商業學校	小樽市
名古屋高等商業學校	名古屋市中區瑞穂町



福島高等商業學校 福島縣信夫郡清水村  
 大分高等商業學校 大分市  
 彦根高等商業學校 滋賀縣犬上郡彦根町  
 和歌山高等商業學校 和歌山市  
 橫濱高等商業學校 橫濱市中區南太田町  
 高松高等商業學校 高松市  
 高岡高等商業學校 高岡市  
 東京高等商業學校 東京市深川區越中島  
 神戸高等商業學校 兵庫縣武庫郡本庄村

公立實業專門學校

橫濱市立橫濱商業專門學校 橫濱市中區南太田町  
 兵庫縣立神戸高等商業學校 兵庫縣明石郡垂水町

私立實業專門學校

東京寫眞專門學校 東京市澁谷區幡ヶ谷本町  
 東京高等獸醫學校 同 世田谷區下馬町  
 私立高千穂高等商業學校 同 杉並區大宮町  
 大倉高等商業學校 同 赤坂區葵町  
 松山高等商業學校 松山市  
 集鴨高等商業學校 東京市豊島區西巢鴨  
 日本女子高等商業學校 同 麴町區富士見町  
 同志社高等商業學校 京都府雙岩郡岩倉村  
 鹿兒島高等商業學校 鹿兒島市  
 浪華高等商業學校 大阪市東淀川區西大道町  
 麻布獸醫專門學校 東京市麻布區新堀町

福岡高等商業學校 福岡縣筑紫郡春日村  
 高等師範及女子高等師範學校

東京高等師範學校 東京市小石川區大塚窪町  
 廣島高等師範學校 廣島市  
 東京女子高等師範學校 東京市小石川區大塚窪町  
 奈良女子高等師範學校 奈良市

臨時教員養成所

第六臨時教員養成所 東京女子高等師範學校內

實業教員養成所

東京帝國大學附屬 東京市目黒區駒場町  
 農學教員養成所 東京市目黒區駒場町  
 東京府立大學附屬 東京府北多摩郡谷保村  
 名古屋高等工業學校附屬 名古屋市中區御器所町  
 工業教員養成所 橫濱市中區大岡町  
 工業教員養成所 橫濱市中區大岡町

官立盲及聾啞學校

東京盲學校 東京市小石川區雜司ヶ町  
 東京聾啞學校 同 指ヶ谷町

第七部 出版關係團體規約



# 出版關係團體規約

## 東京書籍商組合

(事務所) 東京市神田區神保町一ノ二  
 (電話) 神田八五四番  
 (代表) 東京三一〇三番  
 (副代表) 山崎信興  
 (顧問) 藤田五郎 藤原友吉

### 規約(昭和六年一月改正)

#### 第一章 總則

第一條 本組合ハ東京市、荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡ノ地域内ニ營業所ヲ有シ圖書ノ出版又ハ販賣ヲ業トスル者ヲ以テ組織ス

第二條 本組合ハ東京書籍商組合ト稱シ事務所ヲ東京市ニ設ク

第三條 本組合ハ組合員協同一致シテ營業上ノ利益ヲ確保シ新業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條 本組合ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事項ヲ執行ス

一 圖書ノ出版及販賣ニ關スル利益得失ヲ調査研究シ其ノ改善ヲ圖ルコト

二 本組合ノ機關雜誌、圖書目錄、書籍商名簿其ノ他ニ必要ナル圖書ヲ發行スルコト

#### 第二章 組合員

第五條 本組合ニ加入セントスル者ハ本組合所定ノ用紙ニ其ノ營業所、商號、氏名、年齢及筆別(出版、販賣)ヲ記シ加入金五拾圓ヲ納メ紹介者タル組合員二人ノ連署ヲ以テ申込みシ但紹介者ノ一人ハ評議員タルコトヲ要ス

第六條 本組合ハ加入申込書ニ對シ評議員ノ互選ヲ以テ定メタル調査委員十人ニ審査セシメ評議員會ノ決議ヲ以テ其ノ許可ヲ定ム

加入ノ許可ハ其ノ通知ノ到達ニ因リテ効力ヲ生ス

第七條 組合加入ノ許可ヲ與ヘタル後ト雖加入ヲ許可スヘカラサル事由ノ存スルコトヲ發見シタルトキハ評議員會ノ決議ヲ以テ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第八條 左ノ各號ニ該當スル者ハ本組合ニ加入スルコトヲ得ス

一 露店若クハ道路ニ於テ圖書ノ販賣ヲ營ム者

二 専ラ戸々ニ就キ圖書ノ行商ヲ營ム者

三 官衙學校及病院ノ構内ニ設ケタル營業所ニ於テ圖書ノ販賣ヲ營ム者

第九條 組合員ハ左記各號ノ場合ニ於テハ之ヲ本組合ニ届出テ其ノ承認ヲ經ヘシ

一 營業所ノ移轉

二 出版業者ニシテ販賣業ヲ兼マントスルトキ

三 販賣業者ニシテ出版業ヲ兼マントスルトキ

第十條 組合員ハ左記各號ノ場合ニ於テハ七日以内ニ之ヲ本組合ニ届出ツヘシ

一 氏名若クハ商號ノ變更

二 商號ノ併用若クハ廢止

三 廢業

第十一條 組合員ハ組合ノ經費トシテ月費五十圓ヲ負擔ス

第十二條 組合員ハ其ノ出版又ハ販賣ノ圖書ニ定額ヲ記載スヘシ

第十三條 組合員ハ卸取引ノ外總テ圖書ハ定額ヲ以テ販賣スヘシ

第十四條 組合員ハ本組合及各地書籍商組合ノ組合員ニアラサル者ト即取引ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條 前條ノ規定ニ付テハ別ニ販賣規程ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 組合員ニ對シ取引上ノ義務ヲ履行セサル者アルトキハ別ニ定メタル取引規程ニ依リテ之ヲ處分ス

第十七條 組合員間ニアリテハ既ニ組合員カ圖書ノ出版ニ關シテ有スル發行販賣ノ利益ヲ侵害スヘカラズ

第十八條 組合員カ新タニ出版セントス圖書ニツキ既ニ組合員ト其ノ著作若クハ該書トノ間ニ出版者クハ專賣ノ契約ヲ締結セル場合ニ於テハ豫メ前條ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第十九條 組合員間ニアリテハ既ニ組合員ノ使用スル商號ト同一ノ商號ヲ用フルコトヲ得ス其ノ著シク相類似スルカ爲メニ取引上ノ紛糾ヲ來タスノ虞アルモノニツキ亦同シ但先用者ノ承諾ヲ得タルトキハ此限ニテアラズ

第二十條 組合員ニシテ本組合ニ特ニ功勞アリタル者ハ之ヲ表彰スル事アルヘシ

第二十一條 組合員ハ自己ニ關スル件ニ付組合ヨリ出頭ヲ求メタルトキハ故ナク之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十二條 組合員タル資格ハ其ノ相續人若クハ法律上ノ家族ニ於テ營業ヲ繼續スル場合ニ限り之ヲ承繼スルコトヲ得

個人若クハ法人ノ營業ヲ個人若クハ法人ニ於テ讓受ケタル場合及法人ノ組織ヲ變更シ又ハ合併新設アリタル場合ハ他ニ加入セントスル者トシテ加入スルコトヲ要ス

但評議員會ニ於テ特別ノ事情アリト認めタル者ニ限り加入金ヲ免除スル事ヲ得

第二十二條 組合員ハ左ノ事由ニ因リテ其ノ資格ヲ喪失ス

一 任意ノ脱退

二 廢業又ハ營業ノ全部讓渡

三 營業所ノ組合地域外移轉

四 死亡若クハ法人ノ解散

五 破産

六 除名

第二十三條 組合員ニシテ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ之ニ對シ財產ノ分配並ニ加入金ノ返還ヲ爲サス

#### 第三章 役員

第二十四條 本組合ハ組合員中ヨリ評議員五十人ヲ選出ス

評議員ハ互選ヲ以テ議長一人副議長二人ヲ定ム

評議員ハ互選ヲ以テ會計主任二人ヲ定ム

評議員ハ互選ヲ以テ全國書籍商組合聯合會代表議員七人ヲ定ム

第二十五條 評議員ノ選出ハ總會ニ於テ無記名連記投票ニ依リテ之ヲ行フ

有效投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トシ得票同數ナル者ノ間ニアリテハ年長者ヲ取リ年長者ニ依リテ決定シ難キ者ノ間ニアリテハ選舉委員會ニ於テ選舉長兼監票ニ依リテ當選者ヲ定ム

第二十六條 評議員ノ選舉ハ總會ノ議長ヲ以テ選舉長トス

選舉長ハ總會ニ於テ選任セラレタル選舉委員二十人ト共ニ投票ヲ管理ス

投票終リタルトキハ選舉長ハ選舉委員會ヲ開キ開票ヲ審査及當選ノ決定ヲ爲ス

第二十七條 評議員ノ選舉ハ代人ヲ以テ投票スルコトヲ得ス

投票用紙ハ選舉ノ當日會場ニ於テ之ヲ交付ス

第二十八條 左ノ各號ニ該當スル投票ハ無効トス但第二號ノ場合ニ於テハ其ノ資格アル者ヲ有效トス

一 所定ノ用紙ヲ用ヒサルモノ

二 被選人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ

三 被選人以外ノ事項ヲ記シタルモノ

第二十九條 本組合ニ特ニ功勞アリタル者ハ評議員會ノ決議ヲ經テ總會ニ於テ名譽評議員ニ推薦スルコトヲ得

名譽評議員ハ終身トシ其ノ職務權限ハ評議員ニ同シ

第三十條 評議員ノ任期ハ一箇年トス

第三十一條 評議員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第三十二條 評議員二十人以上ノ缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フ

補缺評議員ノ任期ハ前任者ノ任期トス

第三十三條 評議員ハ無報酬トス但功勞アリタル者若クハ懲罰ノ事務ヲ處理シタル者ニ對シテハ評議員會ノ決議ヲ經テ表彰若クハ謝禮ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 役員ノ職務權限左ノ如シ

一 議長ハ本組合ヲ代表シ組合全般ノ事務ヲ統轄ス

二 副議長ハ議長ヲ補佐シ議長事故アルトキハ之ヲ代理ス



三 會計主任ハ會計ニ關スル事務ヲ掌理ス  
 四 評議員ハ議決ノ權ヲ有シ且規約第四條各款ノ事務ヲ分掌ス  
 第三十五條 評議員會ハ其ノ決議ニ依リ必要ノ規程又ハ細則ヲ定ムルコトヲ得  
 但組合員共通ノ利害ニ重大ナル關係アルモノハ特ニ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス  
 第三十六條 組長ハ評議員會ノ決議ヲ經テ事務員ヲ任命ス

第四章 會 議

第三十七條 會議ヲ分テ左ノ三種トス  
 一 臨時總會  
 二 臨時總會  
 三 評議員會

第三十八條 臨時總會ハ毎年一月之ヲ開キ左ノ事項ヲ付議ス  
 一 前年度ノ庶務、收支決算及財産目録ノ報告  
 二 議入出ノ豫算案  
 三 前各款ノ外豫算案  
 第三十九條 臨時總會ハ評議員ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組合員總數十分ノ一以上ノ同意ニ依リ其ノ目的事項ヲ明示シテ組長ニ請求アリタルトキ之ヲ開ク  
 第四十條 總會ヲ召集スルトキハ開會七日前組長ヨリ會議ノ目的タル事項日時及場所ヲ組合員ニ通知スヘシ但急遽ヲ要スル場合ニ於テハ通知期間ヲ短縮スルコトヲ得  
 總會ニ於テハ豫算組長ヨリ通知シタル事項ノ外議スルコトヲ得ス

第四十一條 評議員會ハ毎月一回之ヲ開クモノトシ組長之ヲ召集ス  
 組長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時ニ評議員會ヲ開クコトヲ得  
 評議員會ハ評議員半數以上ノ出席ヲ以テ成立ス  
 第四十二條 會議ノ議長ハ組長之ニ當ル組長事故アルトキハ副議長之ヲ代理シ議長副議長事故アルトキハ評議員ノ互選ヲ以テ代理者ヲ定ム  
 第四十三條 組合員ハ總會ニ於テ發言及表決ノ權ヲ有ス但會議ノ事項ニ關シ特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ其ノ會議ニ列スルコトヲ得ス  
 第四十四條 會議ハ本規約ニ特別ノ規定アル場合ノ外出席員ノ過半數ヲ以テ其ノ可否ヲ決ス可同數ナルトキハ議長之ヲ決ス  
 第四十五條 會議中議決ノ秩序ヲ紊ス者アルトキハ議長之ヲ制止シ其ノ制止ニ從ハサル者ハ之ニ退場ヲ命スルコトヲ得

第五章 會計

第四十六條 組合ノ經費ハ月費、加入金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充テ  
 第四十七條 緊急ノ場合ニ際シ臨時支出ヲ要スルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ支拂スルコトヲ得  
 第四十八條 組合ノ基金及收入金ハ評議員會ニ於テ定メタル銀行ニ寄託ス  
 第四十九條 組合ノ會計年度ハ曆年ニ依ル

第六章 特 殊 物

第五十條 組合ハ必要ナル特殊物ヲ所有スルコトヲ得

第五十一條 營造物ハ評議員會ニ於テ選定シタル管理員ヲ以テ之ヲ管理セシム  
 第五十二條 營造物ハ事務ニ妨ケナキ限り之ヲ貸與スルコトヲ得

第七章 裁 裁

第五十三條 組合員ニシテ本規約及附屬規程ニ違背シタル者ハ評議員會ノ決議ニ依リ左ノ制裁ヲ加フ  
 一 戒 告  
 二 違 約 料  
 三 除 名  
 第五十四條 左ノ各款ノ一ニ該當スル者ハ戒告若シハ壹千圓以下ノ違約料ニ處ス  
 一 第五條第二項、第九條、第十二條、第十四條、第十七條、第二十條ノ規定ニ違背シタル者  
 二 販賣規程第二條乃至第六條ノ規定ニ違背シタル者  
 三 取引規程第十一條ノ規定ニ違背シタル者  
 四 處罰ノ申告ヲ爲シ其ノ他組合員ノ信用ヲ毀損シタル者  
 第五十五條 左ノ各款ノ一ニ該當スル者ハ除名ニ處ス  
 一 月費ノ滞納六ヶ月ニ亘ル者  
 二 違約料ノ徵收ニ應ゼサル者  
 三 三年以内ニ取引停止若シハ違約料ニ處セララルコトトシテ五回ニ及ビタル者  
 四 本組合ノ體面ヲ汚損シタル者  
 第五十六條 除名ニ處セラレタル者改悔ノ實アリト認メタルトキハ更ニ加入ヲ許スコトアルヘシ

第八章 規約及規程ノ變更

第五十七條 本規約及特ニ總會ノ決議ヲ經タル規程ハ總會ノ決議ニ依リニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス  
 第五十八條 本規約及特ニ總會ノ決議ヲ經タル規程ノ變更ヲ議スヘキ總會ニアリテハ出席者ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決ス

第九章 附 則

第五十九條 本規約施行前ニ制定セラレタル商號使用規程、取引規程取扱規程、圖書大市會規程及圖書出版研究會々則ハ之ヲ廢止ス  
 第六十條 本規約ハ昭和六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

販賣規程

第一條 圖書ノ定價トシテ其ノ各冊ニ記載シタルモノノ外豫約價、會費、特價、賣價等總テ公表セラレタル價格ヲ以テ定價ト看做ス  
 第二條 組合員ハ圖書ノ定價ヲ割引シ又ハ送料負擔若クハ景品送附其ノ他割引ニ類スル行為又ハ其ノ豫備行為ヲ爲スコトヲ得ス但官公署(學校ヲ除ク)ノ公入札ニシテ金額三千圓以上ノモノニ限り定價ニ依ラザルコトヲ得  
 組合員他ノ業務ヲ兼營シ其ノ價例ニ依リ景品送附賣出ヲ爲ス場合ニ於テハ圖書ニ限リ景品ヲ送附セザル旨ヲ公示スヘシ  
 第三條 出版者ハ發行後一箇年ヲ經過シタル圖書ニ限リ九十日ヲ超エサル期間ヲ以テ特價販賣ヲ行フコトヲ得

出版關係團體規約

前項ノ特價販賣ヲ行ヒタルトキハ其ノ期間満了ノ後六ヶ月ヲ經ルニアラサレハ再ヒ之ヲ行フコトヲ得ス  
 本條ノ特價販賣ヲ行ハントスルトキハ其ノ發表十日以前ニ之ヲ本組合ニ届出テ且販賣者ニ周知セシムルコトヲ要ス  
 特價販賣ノ發表ハ新聞廣告又ハ印刷物ヲ以テ之ヲ公表スルコトヲ要ス  
 第四條 圖書ノ定價ハ其ノ發行後一箇年ヲ經ルニアラサレハ之ヲ引下クルコトヲ得ス  
 圖書ノ定價ヲ引下ケントスルトキハ其ノ發表三十日以前ニ之ヲ本組合ニ届出テ且販賣者ニ周知セシムルコトヲ要ス  
 第五條 豫約出版法ニ依リテ發行スル圖書ハ其ノ豫約出版完了ノ後ニアラサレハ從前ノ價格ヲ引下ケテ更ニ豫約募集ヲ行フコトヲ得ス  
 第六條 發行後一箇年ヲ經過シタル圖書ハ出版者ノ意思ニ依リ之ヲ見切品ト爲スコトヲ得  
 前項ノ見切品ニハ本組合ニテ定メタル左ノ印章ヲ出版者ニ於テ押捺スルコトヲ要ス



汚損シタル圖書ハ本條第一項ノ規定ニ拘ラス前項所定ノ印章ヲ押捺シタルトキハ定價ニ依ラズシテ之ヲ得

販賣スルコトヲ得  
 第七條 圖定教科書及補習教科書ノ類ハ規約第十四條本規程第二條第一項中送料負擔及第四條ニ依ラザルコトヲ得  
 第八條 中等教科書及軍隊用教科書ノ類ハ本規程第二條第一項中送料負擔及第四條ニ依ラザルコトヲ得  
 第九條 營利ノ目的トセシテ發行セラレタル圖書ハ規約第十三條ニ依ラザルコトヲ得  
 第十條 玩具ニ類スル印刷物ハ當分ノ内規約第十二條乃至第十四條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得  
 第十一條 圖書ノ販賣者ハ出版者ト同シク本規約ヲ遵守スヘキモノトス

附 則

第十二條 本規程ハ昭和六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

取引規程

第一條 本規程ハ本組合員相互間及本組合員ヨリ他ノ組合ノ組合員ニ係ル即取引ノ規律スルモノトス  
 第二條 雜誌、教科書其ノ他特種ノ出版物ニシテ別ニ取引ノ規則アルモノ及特ニ取引ノ條件ヲ協定シタルモノノ外ハ第三條及第四條ノ規定ニ準據ス  
 第三條 注文ニ因ル取引ニ付テハ左ノ各款ニ依ル  
 一 掛賣ニ在リテハ毎月二十日ヲ以テ品代金及注文者ノ負擔ニ屬スル諸費用ヲ締切リ其ノ月末ニ金額ヲ支拂フモノトス  
 二 發送ノ荷造費及運賃ハ注文者ノ負擔トス  
 三 代金引換又ハ荷造費ニ因ル費用ハ注文者ノ負擔トス  
 四 注文者ハ蓋ニ注文ノ取消又ハ注文品ノ返送ヲ爲



ス事ヲ得ズ但現品ニ替テ送還其ノ他ノ贈與アリタル時ハ之カ引換又ハ修補ヲ請求スルコトヲ得

五 註文品到着前ニ由主又ハ註文者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ由リ紛失又ハ毀損シタルトキハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ平等ニ分擔ス

第四條 委託取引ニ付テハ左ノ各款ニ依ル

一 委託者ハ委託ノ時ヨリ六ヶ月以内ニ買上ノ決済及現品ノ返送ヲ完了スルコトヲ要ス此期限經過後ハ總テ現品ヲ買切リタルモノト看做ス

二 委託者ノ必要ニ因リ現品ノ返送ヲ申出テタルニ拘ラス委託者同意ナク之ヲ返送セサルトキハ總テ現品ヲ買切リタルモノト看做ス

三 委託者カ商品ノ取扱ニツキ注意ヲ懈リタルニ因リ生シタル汚損毀滅ノ損害ハ當該委託者負擔トス

第五條 本組合員ニ對シ取引上ノ債務ノ支拂ヲ延滞シ又ハ註文品ノ引取ヲ爲サス其ノ他取引上ノ義務ヲ履行セサル者アルトキハ被害者ヨリ本組合ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ爲ス者ハ手数料トシテ二付五圓ヲ前納スルコトヲ要ス

第六條 前條ノ請求アリタルトキハ本組合ハ評議員ノ互選ニ依リ調査委員十人ヲ選任シテ其ノ事實ヲ調査セシメ不履行者ニ對シ相當ノ期間ヲ定メテ義務ノ履行ヲ催告ス

第七條 前條ノ催告ヲ受ケタル者期間内ニ義務ノ履行ヲ爲ササルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ不履行者ヲ取引停止處分ニ付シ之ヲ本組合員及全國書籍商組合聯合會ニ通知ス

第八條 取引停止處分ノ前後ヲ問ハス不履行者其ノ營業ヲ保護シ又ハ組織ヲ變更シタルトキハ取引停止處

分ノ效力ハ其ノ營業承継者ニ及ブモノトス

第九條 不履行者停止處分ヲ受ケタル後其ノ義務ヲ履行シ又ハ決済ニ付格調ヲ遂ケタルトキハ原請求者ヨリ本組合ニ取引停止處分ノ解除ヲ請求スルコトヲ得

第十條 前條ノ請求アリタルトキハ本組合ハ第六條ト同一ノ手續ニ依リテ取引停止處分ノ解除ヲ爲シ之ヲ本組合員及全國書籍商組合聯合會ニ通知ス

第十一條 本組合員ハ取引停止處分ヲ受ケタル者前條ノ解除ヲ得ルニ至ルマテ之ト取引ヲ爲スコトヲ得

附 則

第十二條 本規程ハ昭和六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 本規程施行前ニ制定セラレタル費掛代金延滞者處分罰則及代金引換郵便物爲替物取引違背者處分罰則ハ之ヲ廢止ス

從業者表彰規程

第一條 本規程ニ從業者ト稱スルハ本組合員ノ罷歸セシ事務營業從業者ヲ云フ

第二條 本組合ハ從業者滿七年以上勤続シ品行方正ニシテ業務ニ勉勵シタル者ヲ表彰スルコトヲ得但新ニ本組合ニ加入シタル組合員ニシテ其ノ加入後滿三年ヲ經過セサルモノハ本規程ニ依ルコトヲ得

第三條 前條ノ表彰ヲ爲ス場合ハ左ノ表彰狀ヲ授與ス

表 彰 狀
第 何 某 何 員
年 月 生
品行方正ニシテ業務ニ勉勵シ滿七年以上勤続ニ付茲ニ勳功ノ功ヲ表彰ス
年 月 日
東京書籍商 何 謹啓
組合 組 長
年 月 日
東京書籍商 何 謹啓
合 印

第四條 表彰狀ヲ授與シタルトキハ之ヲ本組合員ニ報告ス

第五條 本組合員ハ勳功者名簿ヲ備ヘ之ヲ保存スヘシ

第六條 勳功者名簿ヲ有スル者アルトキハ本人ノ履歷書ヲ添ヘ其ノ營業主ヨリ本組合ニ届出ツヘシ

前項ノ届出アリタルトキハ評議員ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 從業者勳功中兵役ニ服シ除隊後直ニ復勤シタル者ハ其ノ年數ヲ中斷セラレタルコトナシ

第八條 表彰ヲ受ケタル者ニシテ不都合ノ行爲アリタルトキハ之ヲ勳功者名簿ヨリ削除シ本組合員ニ報告ス

第九條 本規程ノ表彰式ハ毎年本組合定時總會ニ於テ舉行ス

第十條 第六條第一項ノ届出期間ハ毎年九月一日ヨリ

同三十日迄トス

第十一條 本規程ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本組合ヨリ發スル通知書

本組合ヨリ組合員ニ發スル通知書ハ定時總會臨時總會及急遽ヲ要スルモノノ外ハ「圖書月報」組合通報欄ニ掲載シテ組合員全體ニ通知ス

全國書籍商組合聯合會規約

(事務所) 東京市神田區駿河臺一ノ二

(電話) 神田八五四番

(會 長) 東京四五八〇番

(副會長) 日馬基七(代理)

(副會長) 日馬基七

規 約 (昭和六年十月改正)

第一章 總 則

第一條 本會ハ全國書籍商組合聯合會ト稱ス

第二條 本會ハ全國ノ書籍商組合ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市神田區南甲賀町九番地ニ設ク

第二章 目 的

第四條 本會ハ圖書ノ定價販賣ヲ勵行シ營業上ノ利益ヲ得失ヲ研究シ文化ノ普及ト斯業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第五條 各府縣、北海道、盛岡、朝鮮、滿洲、樺太ヲ一組合ノ區域トス但左記ノ六市ハ各特別一區域トナスコトヲ得

東京市、大阪市、京都市、神戸市、名古屋市

地方ノ事情ニ依リ數區域ヲ併合シテ一組合ト爲スコトヲ得此場合ニ於テハ一區域毎ニ代表職員一人ヲ選出スルコトヲ得

第六條 各組合ハ左記ノ代表職員ヲ選出スルモノトス

各府縣、北海道、盛岡、朝鮮、滿洲、樺太 各一人

京都市 十八人

大阪市 三人

東 京 市 二人

横濱市、神戸市、名古屋市 各一人

新潟縣、福岡縣、北海道ハ尙一人ヲ増員スルコトヲ得

第七條 各組合ハ其ノ規約及附屬規程ヲ本會ニ提出シ承認ヲ經ヘシ其ノ變更シタル場合亦同シ

第八條 各組合ノ組合員ハ組合ニ加入セサル同業者ト尙取引ヲ爲スコトヲ得

第九條 各組合ハ其ノ組合員ノ異動アリタルトキハ直ニ本會ニ報告スヘシ

第十條 各組合ハ其ノ組合員ニ加入ノ申込ヲ爲シタル者ニ對シ正當ノ理由ナクシテ其ノ加入ヲ拒ミ又ハ加入ノ許可ヲ延延スルコトヲ得

第十一條 加入ヲ拒ミ又ハ加入ノ許可ヲ延延シタル場合ハ本會ハ其ノ理由ヲ提出セシメ又ハ其ノ加入ヲ許スコトヲ催告スルコトアルヘシ

第十二條 各組合ニ於テ組合員ヲ選出處分ニ付シタルトキハ其ノ理由ヲ具シ之ヲ本會ニ報告スヘシ

前項ノ報告アリタルトキハ本會ハ常任幹事會ニ於テ之ヲ調査シ其ノ處分ヲ適當ナリト認メタルトキハ取引停止又ハ除名處分ニ限リ直ニ各組合ニ通知スルモノトス

第十三條 前條第二項ノ通知アリタルトキハ組合員ハ其ノ違背者ニ對シ解除ノ通知アルマテ商取引ヲ爲スコトヲ得

第十四條 本會ヨリ通知シタル要件ハ各組合ハ其ノ組合員ニ通知スヘシ

第十五條 各組合ハ新加入者ニ對スル加入金ハ五拾圓ヲ超過スルコトヲ得

第十六條 本會ハ組合員間又ハ組合員ト組合員ト間ニ起リタル營業上ニ關スル紛議ヲ調停スルコトヲアルヘシ

第四章 會 議

第十六條 會議ヲ分チテ左ノ四種トス

一 定 時 會 議

二 臨 時 會 議

三 常 任 幹 事 會

四 幹 事 會

第十七條 定時總會ハ毎年十月東京ニ於テ之ヲ開キ左ノ事項ヲ付議ス

一 前年度業務、收支決算及財産目録ノ報告

二 收支ノ豫算案

三 前各號ノ外債メ會長ヨリ發給シタル事項

第十八條 總會ハ各組合ノ代表職員ヲ以テ組織シ議決權ハ一人一箇トス

第十九條 出席職員ニシテ各組合ノ正副組長ニアラザル者ハ組長ノ證明ヲ要ス但役員ニ限ル

第二十條 會長ハ必要ト認メタルトキハ臨時總會ヲ開



第二十一條 總會開會ノ通知ハ十四日前ニ會長ヨリ之ヲ發ス但緊急ヲ要スル場合ハ此限ニ在ラス  
 第二十二條 常任幹事會ハ毎月一回以上之ヲ開キ幹事會ハ必要ニ依リ之ヲ開ク  
 第二十三條 各組合ノ建議案ハ幹事會ニ於テ審議シ總會ニ提出ノ可否ヲ決ス  
 第二十四條 會議ハ出席員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス  
 第二十五條 總會ニ於テ當體問題ニ利害關係ヲ有スル出席議員ハ其ノ會議ニ列スルコトヲ得ス

第五章 役員

第二十六條 本會ニ左記役員ヲ置ク其ノ任期ハ三ヶ年トス  
 會長 一人  
 副會長 一人  
 幹事 十八人  
 第二十七條 幹事ハ東京ヨリ選出シ之ヲ常任幹事トス  
 第二十八條 役員ノ選舉ハ定時總會ニ於テ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ  
 第二十九條 役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ次期ノ總會ニ於テ其ノ補缺選舉ヲ行フ但其ノ任期ハ前任者ノ殘任期トス  
 第三十條 會議ハ議長ヲ以テ議長トシ會長事故アルトキハ副會長之ニ代リ會長副會長事故アルトキハ幹事之ニ代リ會長ハ會務ヲ總理シ役員選舉ノ場合ハ選舉長トナル

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス  
 常任幹事會ハ諸般ノ事項ヲ審議シ會務ヲ處理ス  
 幹事會ハ會長ノ諮問事項ヲ審議ス  
 第三十二條 會長ハ常任幹事會ノ決議ヲ經テ會務執行ニ必要ナル附屬規程ヲ設クルコトヲ得  
 第三十三條 本會ハ常任幹事會ノ協議ヲ經テ事務員若干名ヲ置ク  
 第三十四條 役員ハ總會ヲ無報酬トス但實費ヲ支辨ス  
 第三十五條 本會ノ會計年度ハ十月一日ヨリ翌年九月末日迄トス  
 會計主任ハ常任幹事ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム  
 第三十六條 本會ノ經費ハ代表議員ノ一人ヲ一箇トシ均ニ負擔スルモノトス  
 第三十七條 豫算外ノ支出ニシテ緊急ヲ要スル場合ハ常任幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ得

第六章 會計

第三十八條 各組合ニシテ本規約ニ違背シ又ハ總會ノ決議ニ服セサル場合ハ總會ノ決議ヲ以テ左ノ處分ヲナス  
 一 戒告  
 二 千圓以下ノ違罰料  
 第三十九條 各組合ニシテ前條ノ制裁ニ應ゼサルモノハ除ク  
 第四十條 本規約ハ總會ノ決議ニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七章 制裁

第四十一條 本規約ハ昭和六年十一月十一日ヨリ之ヲ施行ス  
 特別決議  
 一 組長死亡ノ場合ハ明証金拾圓ヲ贈ルコト  
 一 組合事務所焼失ノ場合ハ見舞金拾圓ヲ贈ルコト

東京出版協會

(事務所) 東京市神田區小川町三ノ八  
 (電話) 神田九三〇番  
 (振替) 東京五五三三〇番  
 (會長) 日原其七  
 (副會長) 江草重忠、小林又七

規約

第一條 本會ハ東京出版協會ト稱シ事務所ヲ東京市ニ置ク  
 第二條 本會ハ東京市ニ營業所ヲ有スル圖書出版業者ヲ以テ之ヲ組織ス  
 第三條 本會ハ會員相互ノ和親ヲ欲クシ共同ノ利益ヲ増進シ新業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス  
 第四條 本會ノ目的ヲ達スル爲メ諸般ノ事項ヲ調査シ必要ト認ムル事業ヲ經營ス

第二章 會員

第五條 本會ハ協議員會ノ決議ニ依リテ別ニ必要ナル各種ノ規程ヲ制定スルコトヲ得  
 但シ其ノ規程ニシテ會員共通ノ利害ニ重大ナル影響アルヘキモノハ特ニ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス  
 第六條 本會ニ加入セントスル者ハ本會所定ノ申込用紙ニ本人ノ氏名商號、營業所ノ所在地及開業ノ時期其ノ他必要ノ事項ヲ記載シ紹介者タル會員ノ連署ヲ得テ之ヲ本會ニ提出スヘシ  
 第七條 加入ノ申込アリタルトキハ協議員會ノ決議ニ依リテ其ノ許否ヲ決ス  
 第八條 本會ニ加入スル者ハ加入金三十圓ヲ本會ニ納付スルコトヲ要ス  
 第九條 會員ハ平等ニ會費ヲ負擔ス  
 第十條 會員其ノ營業所ヲ移轉シ又ハ氏名若クハ商號ヲ變更シタルトキハ之ヲ通知ナク本會ニ届出ツルコトヲ要ス  
 第十一條 會員ハ左ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ喪失ス  
 一 任意ノ退會  
 二 出版業務ノ廢止  
 三 營業所ノ地域外移轉  
 四 死亡  
 五 法人ノ解散  
 六 破産  
 七 除名  
 前項第四條ノ場合及會員力應居ラザル場合ニ於テハ其ノ相續人カ營業ヲ繼續スルトキニ限り會員タル資格ヲ享受スルコトヲ得

第三章 役員

第十二條 前條ノ規定ニ依リテ會員タル資格ヲ喪失シタル者ハ本會ニ對シ財產ノ分配若クハ加入金ノ返還ヲ請求スルノ權利ヲ有スルコトナシ  
 第十三條 本會ニ協議員二十五人ヲ置ク  
 第十四條 協議員ハ會員中ヨリ總會ニ於テ無記名投票ニ依リテ之ヲ選舉ス  
 有効投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トシ得票同數ナル者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ取リ年長者ニ依リテ決定シ難キ者ノ間ニ在リテハ選舉委員會ニ於テ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム  
 第十五條 協議員ノ選舉ハ議長ヲ以テ選舉長トス  
 選舉長ハ總會ニ於テ選任セラレタル選舉委員十人ト共ニ投票ヲ管理ス  
 投票終リタルトキハ選舉長ハ選舉委員會ヲ開キ開票、審査及當選ノ決定ヲ爲ス  
 第十六條 協議員選舉ノ投票ハ會員一人毎ニ一票ヲ限リ協議員ノ定數以下ノ被選人ヲ連記スルコトヲ得  
 協會ノ召集通知書ニ添附セラレタル會員名刺ヲ提出シタル者ヲ以テ會員ト看做ス  
 第十七條 投票ノ用紙ハ本會ヨリ之ヲ交付ス  
 第十八條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス  
 一 所定ノ用紙ヲ用ヒサルモノ  
 二 被選人以外ノ事項ヲ記載シタルモノ  
 第十九條 投票ニ會員ニ非サルモノノ氏名ヲ記載シ又ハ被選人ノ何人タルカヲ確認シ難キ字句ヲ記載シタルモノアルトキハ其ノ部分ヲ無効トス  
 第二十條 協議員ノ任期ハ二年トス但シ次ノ總選舉ヲ



第四章 會 議

第三十一條 會議ヲ分テ總會及協議員會ノ二種トス  
 第三十二條 定時總會ハ毎年一月中ニ之ヲ開ク  
 定時總會ニ於テハ前年度ノ庶務及會計ノ報告ヲ爲シ  
 且前年度ノ收支決算ヲ附議スルコトヲ要ス  
 第三十三條 臨時總會ハ協議員會ニ於テ必要ト認メ  
 タルトキハ何時ニテモ之ヲ開クコトヲ得  
 會員三十人以上ノ同意ニ因リ付議事項ヲ明示シテ臨  
 時總會ヲ召集スヘキコトヲ請求シタルトキハ臨時會  
 タ之ヲ開クコトヲ要ス  
 第三十四條 總會ニ於テハ前條第二項ノ場合及本規約  
 ニ依リ總會ヲ付議スルコトヲ要スルモノト定メタル  
 場合ノ外協議員會ノ決議ニ依リテ總會ニ付議スヘキ  
 事項ヲ議スルコトヲ得  
 第三十五條 總會ヲ開クトキハ開會七日前ニ會員ニ對  
 シ付議事項、日時及場所ヲ記載シタル招集通知書ヲ  
 發スルコトヲ要ス  
 前項ノ期間ハ急遽ヲ要スル事情ノ存スル場合ニ限リ  
 之ヲ二十四時間迄ニ短縮スルコトヲ得  
 第三十六條 總會ニ於テハ豫メ通知シタル事項ノ外之  
 ヲ議スルコトヲ得ス  
 第三十七條 總會ノ招集通知書ニ添附セラレタル會員  
 名刺ヲ提出シタル者ニ非サレハ總會ニ於テ發言及表  
 決ヲ爲スコトヲ得ス  
 第三十八條 協議員會ハ毎月一回之ヲ開ク  
 會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラ  
 ス臨時ニ協議員會ヲ開クコトヲ得  
 第三十九條 協議員會ニ於テハ本規約又ハ本規約ニ基  
 キテ制定セラレタル各種ノ規定ニ依リ協議員會ノ決

議ヲ要スヘキ事項及臨時協議員ノ提議シタル事項ヲ  
 審議決定ス  
 第四十條 會議ヲ開クトキハ總會ノ會長及召集ヲ招集ス  
 第四十一條 會長ハ會議ノ議長ト爲リ議場ヲ整理ス  
 會長事故アルトキハ副會長之ニ代リ副會長事故アル  
 トキハ協議員ノ互選ニ依リテ議長ヲ定ム  
 第四十二條 會議ニ於ケル付議事項ハ本規約ニ特別ノ  
 規定ヲ存スルモノノ外出席者ノ過半数ヲ以テ可否ヲ  
 決ス付議事項ニ關シテ特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ  
 表決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス  
 第五章 會計及財産ノ管理  
 第四十三條 本會ノ經費ハ會費及加入金其ノ他ノ收入  
 ヲ以テ之ニ充ツ  
 第四十四條 緊急ノ需用ニ因リ豫算外ノ支出ヲ爲シ又  
 ハ一時借入ヲ爲スノ必要アルトキハ協議員會ノ決議  
 ヲ經ルコトヲ要ス  
 第四十五條 會計年度ハ曆年ニ依ル  
 第四十六條 會計ノ事務ハ會計主任ノ管理ニ屬ス  
 會計主任ハ二人トシ協議員ノ互選ニ依リテ定ム  
 第四十七條 事務ノ便宜ニ因リ非常會計ノ外ニ特別會  
 計ヲ設クコトヲ得  
 第四十八條 本會ノ基本金及收入金ヲ寄託スヘキ銀行  
 ハ協議員會ノ決議ニ依リテ之ヲ定ム  
 第四十九條 本會ノ有スル主要財産ノ管理ニ付別ニ協  
 議員ノ互選ニ依リテ管理委員ヲ設クコトヲ得  
 管理委員ノ員數及權限ハ協議員會ノ決議ニ依リテ之  
 ヲ定ム

第六十章 會員ニシテ左ノ各號ニ該當スル者ハ之ヲ  
 除名ス  
 一 會費ノ納付ヲ怠ルコト六ヶ月以上ニ及ビタル  
 者  
 二 過料ノ制裁ヲ科セラレテ之カ徴收ニ應ゼサル  
 者  
 第五十一條 會員ニシテ左ノ各號ニ該當スル者ハ請狀  
 ニ因リ之ヲ除名シ若クハ之ニ二年間以下ノ過料ヲ科ス  
 一 故意ニ本會ノ信用ヲ毀損シタル者  
 二 著シク本會ノ體面ヲ汚損シタル者  
 三 不正競争ノ目的ヲ以テ他ノ會員ノ信用ヲ毀損シ  
 タル者  
 四 他ノ會員カ圖書ノ出版ニ關シテ専有スル發行販  
 賣ノ利益ヲ侵害シタル者  
 第五十二條 本規約ニ基キテ制定セラレタル各種ノ規  
 程ニ於テ別ニ制裁ノ規定ヲ設ケタルコトヲ妨ケス但シ  
 制裁ノ種類及限度ハ前二條ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得  
 第五十三條 本規約ニ依リ會員ニ對シ制裁ヲ科ス  
 ル場合ニハ協議員會ニ於テ事實ヲ審査シ其ノ決議ヲ  
 經ルコトヲ要ス  
 前項ノ決議ヲ爲スヘキ協議員會ニハ協議員十五人以  
 上出席シテ其ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス  
 第七章 規約ノ變更  
 第五十四條 本規約ハ總會ノ決議ニ依リニ非サレハ之  
 ヲ變更スルコトヲ得ス  
 第五十五條 本規約ヲ變更スヘキ總會ノ議事ハ出席者  
 ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可否ヲ決ス

附 則

第五十六條 本規約ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行  
 ス  
 第五十七條 本規約施行ノ際現ニ協議員タル者ノ任期  
 ハ仍ホ舊規約ニ依ル  
 第五十八條 本規約施行前ニ制定セラレタル各種ノ規  
 程ハ本規約ニ基キテ制定セラレタルモノト看做ス  
 地方取引規程(昭和二年一月二十三日  
 制定)

第一條 本規約ハ東京出版協會會員ノ發行發賣スル出  
 版物ニ付キ會員ト東京以外ノ地方販賣業者トノ間ニ  
 行ハルル卸賣取引ヲ規律スルモノトス  
 第二條 雜誌、中等教科書其他特種ノ出版物ニ付キ他  
 ノ協會若クハ組合ニ於テ特別ナル取引規程ヲ存スル  
 モノハ先ツ其規程ニ準據ス  
 第三條 紙質シタル委託取引、返品條件附ノ買切取引  
 其他特種ノ取引ヲ行フ者ハ豫メ取引條件ヲ約定シテ  
 權利關係ヲ締結セシメサルコトニ注意スルヲ要ス  
 第四條 注文ニ關ル取引ニ付キ豫メ特別ノ取引條件ヲ  
 約定セザルモノハ總テ左ノ各項ニ準據スヘキモノト  
 ス  
 一 毎月二十日現在ヲ以テ送品代金及注文者ノ負擔  
 二屬スル諸費用ヲ算切リ計算シテ其月末ニ注文者  
 ヲリ金額ノ送金ヲ受タルモノトス  
 二 發送ノ荷造費及運賃ハ注文者ノ負擔トス  
 三 出荷主ノ意思ニ基キ小包郵便、客車便其他普通  
 便ヨリ多額ナル運賃ヲ要スル輸送方法ニ依リタル  
 モノニ在リテハ出荷主ニ於テ其運賃ノ半額ヲ負擔

第五條 平常連續シテ月末精算取引ヲ爲スノ協定ナキ  
 地方販賣業者ヨリノ注文ハ總會ノ前金若クハ代金引換  
 ノ方法ニ據ル此場合ニ於ケル荷造費、運賃及代金引  
 換ノ手数料ハ注文者ノ負擔トス  
 第六條 注文ニ因リ送付シタルモノハ返品スルコトヲ  
 得ス但返品ニ關シテハ、應過其他ノ瑕疵アリタルニ因リ  
 引替ヲ請求スルモノハ此限ニ在ラス  
 第七條 明白ナル過誤ニ因リ注文違フ生シタル場合ニ  
 ハ注文者運賃ナク其事由ヲ證明シテ注文者又ハ注文  
 取消ヲ爲スコトヲ得但之カ爲メニ生シタル損害ハ注  
 文者ノ負擔トス  
 第八條 注文ニ因リ發送シタルモノカ到着前ニ出荷主  
 又ハ注文者ノ責任ニ歸スヘカヲサレ事由ニ因リ紛失又  
 ハ毀損シタル場合ニ於テハ之ヲ因リ生シタル損害ヲ  
 出荷主及注文者平等ニ負擔スヘキモノトス  
 第九條 新刊委託取引ニ付キ豫メ特別ノ取引條件ヲ協  
 定セザルモノハ總テ左ノ各項ニ準據スヘキモノトス  
 一 委託者ハ一月以上新刊見本ヲ陳列スルノ義務ヲ  
 負フ  
 二 發送ノ月ヨリ三ヶ月以内ニ於テ返品スルコトヲ  
 得ス  
 三 發送ノ月ヨリ六ヶ月ヲ經過シタルトキハ返品ス  
 ルコトヲ得ス此期限經過後ハ總會ノ物品ヲ買切リタ  
 ルモノト看做ス  
 四 委託者ノ必要ニ因リ種品ノ返送ヲ申出テタル際  
 受託者運賃ナク之ヲ返送セザルトキハ總會ノ物品ヲ  
 買切リタルモノト看做ス  
 第十條 委託者カ商品ノ取扱ニ付キ善良ナル注意ヲ懈  
 リタルニ因リ生シタル損害減額ノ損害ハ當該委託者

第十一條 地方販賣業者ニシテ會員ニ對シ取引上ノ義  
 務ヲ履行セズ又ハ取引上ノ信義ニ背反スルノ行為ア  
 リタルトキハ被害者タル會員ヨリ其事實ヲ本協會ニ  
 申告シテ之カ審査ヲ求ムルコトヲ得  
 第十二條 前條ノ審査ヲ求メラレタルトキハ特ニ審査  
 委員ヲ設ケテ事實ヲ審査セシム  
 第十三條 審査委員ハ七人トシ各事件毎ニ協議員ノ互  
 選ヲ以テ定ム  
 第十四條 審査委員ニ於テ審査ヲ遂ケタル結果ハ之ヲ  
 協議員會ニ報告シ第十一條所定ノ行為アリタルコト  
 ノ明確ナル場合ニ於テハ其事實ヲ會報ニ掲載シテ會  
 員ニ通報ス  
 第十五條 本規約ハ昭和二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則  
 日本雜誌協會  
 (事務所) 東京市神田區一ツ橋通町(教育會館内)  
 (電話) 電話九段四一五一番  
 (電 報) 東京三三〇三番  
 (會 長) 實業之日本社  
 (副會長) 新潮社  
 規 約(昭和九年一月修正)  
 第一章 總 則  
 第一條 本會ハ本邦内ニ於ケル雜誌發行業者及本會承  
 認シタル雜誌元取次業者ヲ以テ組織ス  
 第二條 本會ハ日本雜誌協會ト稱ス



第三條 本會ハ事務所ヲ東京市ニ設ク  
 第四條 本會ハ會員共通ノ利益ヲ維護シ事業ノ發達ヲ  
 化ノ向上ヲ圖ルヲ目的トス  
 第五條 本會ハ其目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ  
 一 雜誌發行ニ關スル必要ナル諸般ノ事項ヲ協定ス  
 二 內容相關スル雜誌發行業者ノ爲メ特ニ分科會ヲ  
 設ク之カ共通事項ヲ協定ス  
 三 雜誌ノ普及ヲ促進スル爲メ雜誌ノ販賣方法ヲ統  
 一シ販賣上ノ弊害ヲ防止ス  
 四 前各條ノ外、會員ノ利害ニ關スル諸般ノ事項ヲ  
 處理ス  
 五 毎月一回會員報ヲ發行シ會員ニ對シ諸般ノ協定及  
 必要ナル事項ヲ報告ス

第二章 會 員

第六條 本會ニ入會セントスル雜誌發行業者ハ元取次  
 業者タル會員ノ紹介ヲ以テ本會所定ノ申込書ニ記名  
 捺印シ、入會金拾圓及第八條ノ會費六個月分ニ  
 其發行雜誌一部ヲ添附シ申込フ爲メ可シ但入會ヲ請  
 願シタル場合ハ該金額ハ之ヲ返却ス  
 第七條 入會申込者ニ對シテハ評議員會ニ於テ申込者  
 ノ資格及雜誌ノ性質等ヲ審査シ且本會ノ目的及規約  
 ニ適合シ之カ許否ヲ決定ス  
 第八條 發行業者タル會員ハ會費月額金壹圓、二種以  
 上ノ雜誌發行業者ハ一種ヲ増ス毎二月額金五拾圓宛ヲ  
 増額負擔ス  
 元取次業者タル會員ハ會費月額金五圓ヲ負擔ス  
 第九條 會員ニシテ左ノ事項ヲ生シタルトキハ直チニ  
 本會ニ書面ヲ以テ之カ申請ヲ爲シ第四條第五條以外

ノ事項ハ必ズ本會ノ承認ヲ受タルコトヲ要ス  
 一 雜誌ノ創刊、改題  
 二 雜誌ノ發行權又ハ營業權ノ讓受  
 三 雜誌ノ場合ハ讓渡人ノ連署ヲ要ス  
 四 雜誌ノ休刊若クハ廢刊、營業所ノ移轉若クハ廢  
 業  
 五 休刊中ノ雜誌ノ復活發行  
 第十條 前條ノ創刊又ハ發行權、營業權ノ讓受ニ付テ  
 ハ一件毎ニ金貳拾圓、改題又ハ名義及組織、商號ノ  
 變更ニ付テハ一件毎ニ金拾圓ノ登錄料ヲ本會ニ納付  
 スルコトヲ要ス  
 第十一條 雜誌ノ休刊一箇年ニ及フモノハ廢刊ト看做  
 シ之ヲ處理ス  
 第十二條 會員ノ納付金ハ退會、廢刊其他ノ事由ニ因  
 ルモ之カ返還ヲ請求スルコトヲ得ス  
 第十三條 會員ハ他ノ會員ノ使用スル商號又ハ雜誌ノ  
 題號ト同一若クハ類似ノ商號、題號ヲ用フルコトヲ  
 得ズ但先使用者ノ承諾書ヲ添ヘ本會ニ申請シ其承認ヲ  
 經タルモノハ此限ニ在ラス  
 第十四條 會員ニシテ左記各號ノ一ニ該當スル者ハ會  
 員タル資格ヲ喪失ス  
 一 退會、雜誌全部ノ發行權ノ讓渡又ハ廢刊、營業  
 ノ廢止  
 二 會費ノ滞納六箇月ヲ超ユル者  
 三 業務ノ休止一箇年ニ及ル者  
 四 除名セラレタル者

第三章 役 員

第十五條 本會ニ評議員二十人ヲ設ク

評議員ハ總會ニ於テ無記名連記投票ニ依リ會員中ヨ  
 リ之ヲ選舉ス  
 得票最高ノ者ヨリ順次之ヲ當選者トシ、得票同數ナ  
 ル時ハ年長順ニ依リ、年長順ニ依リ難キ場合ハ抽籤  
 ニ依リ當選者ヲ定ム  
 第十六條 評議員中ヨリ會長一人、副會長一人、會計  
 監督二人ヲ評議員會ニ於テ互選ス但其互選ハ第十五  
 條第二項第三項ヲ準用ス  
 第十七條 評議員ノ選舉ハ會長選舉長ニ當リ選舉委員  
 若干名ヲ指名シ選舉委員會ヲ組織シテ之ヲ行フ  
 第十八條 評議員ノ選舉ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當ス  
 ル投票ハ之ヲ無効トス  
 一 本會所定ノ用紙ヲ用ヒサルモノ  
 二 被選舉人ノ氏名商號以外ノ事項ヲ記載シタルモノ  
 三 被選舉人ノ氏名商號不明ナルモノ  
 第十九條 評議員ノ任期ハ二箇年トス但任期滿了後ト  
 雖モ改選ノ終リ確定スルマテ其任務ヲ執行ス  
 會長、副會長、會計監督ノ任期ハ評議員ノ任期ニ從  
 フ  
 第二十條 評議員ハ會員タルノ資格ヲ失ヒタルトキ營  
 業權ノ組織ノ變更又ハ其發行ニ係ル雜誌全部ヲ休刊  
 シタルトキハ其資格ヲ喪失ス  
 會長、副會長、會計監督ニシテ會員又ハ評議員ノ資  
 格ヲ失ヒタルトキモ亦同シ  
 第二十一條 評議員ニ缺員ヲ生シタルトキハ評議員會  
 ノ決議ニ依リ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フコトヲ  
 得  
 補缺選舉ニ依リ就任セタル評議員ハ前任者ノ任期ヲ  
 繼承ス

第二十二條 會長ハ本會ヲ統轄代表シ會務ヲ執行ス  
 第二十三條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ  
 會長ノ職務ヲ行フ  
 第二十四條 會計監督ハ會計事務ヲ管理ス  
 第二十五條 評議員ハ評議員會ニ於テ諸般ノ事項ヲ議  
 決ス

第四章 會 議

第二十六條 會議ヲ分チテ總會、評議員會、分科會、  
 其他各種ノ委員會トス  
 第二十七條 總會及評議員會ハ會長之ヲ召集ス  
 第二十八條 總會及評議員會ノ議長ハ會長之ニ當リ議  
 事ノ整理議場ノ秩序ヲ維持ス  
 第二十九條 評議員會ハ毎月一回之ヲ開ク但必要アル  
 トキハ臨時之ヲ開クコトヲ得  
 評議員會ハ評議員ノ半數以上出席スルニ非サレハ成  
 立セズ  
 第三十條 總會ハ毎年一回一月中ニ之ヲ開キ左ノ事項  
 ヲ議ス  
 一 前年度ノ業務及事業ノ報告  
 二 前年度ノ收支決算ノ報告  
 三 本年度ノ收支決算ノ決議  
 四 豫メ通知シタル議案  
 五 隔年毎ニ評議員ノ選舉  
 第三十一條 臨時總會ハ評議員會ノ決議ニ依リ又ハ會  
 員三十人以上ノ同意ヲ以テ會議ノ目的及其理由ヲ明  
 示シテ之カ召集ヲ請求セラレ評議員會ニ於テ之ヲ可  
 決シタルトキ之ヲ召集ス  
 第三十二條 總會ノ召集ハ會員ニ對シ少クトモ開會七  
 日前ニ付議事項、日時及場所ヲ記載シタル通知書ヲ

委員會ニ於テ審議シタル事項ハ其都度評議員會ニ報  
 告スルコトヲ要ス

第三十六條 第五條第二號ニ基キ左記分科ニ屬スル會  
 員ハ評議員會ノ承認ヲ經テ各科毎ニ又ハ聯合シテ其  
 分科會ヲ組織スルコトヲ得  
 第一分科 幼年繪畫雜誌  
 第二分科 幼年讀物雜誌  
 第三分科 少年少女雜誌  
 第四分科 少年青年雜誌  
 第五分科 婦人雜誌(甲部、乙部)  
 第六分科 娛樂雜誌(甲部、乙部)  
 第七分科 時事、思想、經濟、產業等ニ關スル雜誌  
 第八分科 前各分科ニ屬セサル雜誌  
 第三十七條 各分科會ハ正副幹事各一人ヲ互選ス但評  
 議員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス  
 第三十八條 分科會ノ幹事ハ第十九條第二十條第二十  
 一條ヲ準用ス  
 第三十九條 分科協議會ハ幹事ニ於テ其必要アリト認

メタルトキ若クハ會員三人以上ノ同意ニ依リ協議事  
 項ヲ明示シ幹事ニ請求アリタルトキ幹事ハ會長ノ承  
 認ヲ經テ之ヲ召集ス尙會長ニ於テ必要アリト認メタ  
 ルトキ又ハ評議員會ノ請求ニ依リ會長之ヲ召集スル  
 コトヲ得  
 第四十條 幹事ハ分科協議會ノ議長ニ當リ協議事項ヲ  
 整理ス  
 幹事ハ分科協議會ノ協定事項ヲ評議員會ニ報告スル  
 コトヲ要ス  
 第四十一條 分科協議會ハ第三十三條第三十四條ヲ準  
 用ス  
 第四十二條 分科協議會ノ協定事項ハ之ヲ評議員會ニ  
 於テ承認決議ヲ經タル後チ其效力ヲ生ス

第六章 販 賣

第四十三條 本會ノ發行スル雜誌ヲ取次若クハ販賣ス  
 ル者及之ニ關係スル各地方ノ雜誌販賣業組合ハ總會  
 本規約ニ準據スルコトヲ要ス  
 第四十四條 前條ノ雜誌ヲ取次若クハ販賣スル者ハ本  
 會員ニ非サル者ノ發行シタル雜誌又ハ本會ノ規約或  
 ハ協定ニ違背シテ發行シタル雜誌ヲ取次、販賣スル  
 コトヲ得ズ  
 第四十五條 雜誌ハ販賣業者ニ對スル卸賣ノ外ハ總テ  
 定價ヲ以テ販賣スルコトヲ要ス但發行日以後三箇月  
 ヲ經過シタルモノハ此限ニ在ラス  
 第四十六條 雜誌ヲ販賣スルニ當リ其品又ハ各種ノ配  
 引券割引券等ヲ添附シ若クハ郵送料ヲ負擔スル等總  
 テ定價割引ニ關スル行為ヲ爲スコトヲ得ズ但各地方  
 ノ雜誌販賣業組合ニ於テ協定シタル割引券ニ限リ期  
 間ヲ定メテ之ヲ添附スルコトヲ得此場合其組合ハ要



項ヲ明記シテ後本會ニ申請ヲ爲シ其承認ヲ受タルコトヲ要ス

第四十七條 雜誌ノ取次業者又ハ販賣業者ニシテ第四十三條第四十四條第四十五條第四十六條ヲ遵守セザル者及左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテ本會ハ評議員會ノ決議ヲ以テ本會會員トシテ取引ヲ停止ス

一 取引上ヨリ生シタル債務ヲ履行セサルニ因リ之カ處分ヲ請求セラレタル者

二 發行定日後三箇月ヲ經過セザル雜誌ノ買戻シ、買取リヲ爲シタル者

三 前號ノ期間内ニ貸費、回寄ヲ爲シタル者及一旦賣渡シタル雜誌ヲ引取リ他ノ雜誌ト交換ヲ爲シタル者其他不正賣買ヲ爲シタル者若クハ不正返品ヲ爲シタル者

四 古雑誌ノ買買ヲ營業スル者ト雖モ前號第二號第三號ノ行爲アリタル者其古雑誌賣買ノ爲メ別ニ營業所ヲ設ケタル者モ亦同シ

第四十八條 前條ノ取引停止ニ付シタル者ニシテ改價ノ實アリト認めタルトキハ請求ニ因リ評議員會ノ決議ヲ以テ取引ノ復活ヲ爲スコトヲ得但前條第一號ノ場合ハ請求者ノ申請アルコトヲ要ス

第四十九條 第四十三條ノ各地方ニ於ケル雜誌販賣業組合ハ其規約及組合員名簿ヲ本會ニ提出スルコトヲ要ス尚規約ノ變更及組合員ニ異動アリタルトキハ其都度本會ニ通告スルコトヲ要ス

第五十條 各地方ノ雜誌販賣業組合ニ於テ其組合員ニ對シ取引停止若クハ除名處分ヲ爲サントスルトキハ内地ハ二週間其他ハ三週間前ニ本會ニ申告シ本會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第五十一條 各地方ノ雜誌販賣業組合ハ第四十三條乃至第四十七條所定ノ外其組合員ノ加入金又ハ營業場所ノ距離制限等其規程中ニ設ケタルコトヲ得ス

第五十二條 各地方ノ雜誌販賣業組合ニ於テ本會ノ規約又ハ本會ノ決議事項ニ背キ本會ノ目的ニ悖戻スル行動アリタルトキハ本會ハ評議員會ニ於テ適當ナル處置ヲ爲ス可シ

第七章 會計

第五十三條 本會ノ經費ハ會費、入會金、登錄料其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第五十四條 會計年度ハ十二月一日ヨリ翌年十一月三十日ニ至ル期間トス

第五十五條 毎年度ノ收支決算ハ總會ニ報告スルコトヲ要ス

第五十六條 毎年度ノ收支決算ハ總會ニ於テ之ヲ決定ス

第五十七條 臨時緊急ノ必要アルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ預算外ノ支出ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ次ノ總會ニ報告シテ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第五十八條 本會所有財産ノ保管方法ハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ定メ會計監督其任ニ當ル

第五十九條 會員ニシテ本規約若クハ本會ノ決議事項ニ違背シタル者又ハ本會ノ體面ヲ汚損シタル者アル時ハ本會ノ嚴重ノ制裁ヲ受テ左ノ處分ヲ爲ス

一 戒告

二 貳千圓以下ノ違背罰金

第八章 制裁

三 三箇月以下ノ取引停止

四 除名

本會ハ第二號第三號ノ處分ニ服從セザル者ニモ適用ス

第六十條 除名處分ヲ受ケル者改價ノ實アリト認めタルトキハ請求ニ因リ更ニ入會ヲ許可スルコトヲ得

第六十一條 前二條ノ適用ニ付キテハ評議員會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

附則

第六十二條 本規約ハ總會ノ決議ニ依ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第六十三條 本規約ハ昭和九年二月十一日ヨリ之ヲ施行ス

東京雜誌販賣業組合

(事務所) 東京市神田區駿河河原四ノ二  
(電話) 神田六六七番  
(振替) 東京八〇八〇二  
(組長) 大野孫平  
(副組長) 岸 他 丑、塚越都四郎

規約

昭和五年十一月二十四日決  
昭和八年一月二十四日一部修正  
昭和九年一月二十四日一部修正

第一章 總則

第一條 本組合ハ東京市内ニ營業所ヲ有スル雜誌販賣業者ヲ以テ組織ス

第二章 目的

第二條 本組合ハ東京雜誌販賣業組合ト稱シ事務所ヲ東京市ニ設ケ

第三條 本組合ハ組合員間ノ利益増進ト共濟親睦ヲ旨トシ無益ノ競争ヲ避ケ商業ノ發達ヲ圖リ營業上ノ弊害ヲ矯正スルヲ以テ目的トス

第四條 本組合ハ組合員間ノ一方若クハ双方ノ請求ニヨリ營業上ヨリ起ル紛議ノ調停ヲナスコトヲ得此場合ハ幹事會ノ五選ヲ調停委員若干人ヲ學々之ヲ調停セシム

第五條 本組合ノ目的ヲ達センカ爲メ組合員ハ左ノ事項ヲ遵守スヘキモノトス

一 組合員外ノ營業者ト取引ヲ爲ササルコト

二 雜誌ハ凡テ定價ヲ以テ販賣スルコト但前金拂込ノ購讀者ニ對シテハ各種誌裏附記ノ價格ヲ以テ販賣スルコトヲ得、尚裏附記ノ發行日ヨリ三ヶ月ヲ經タルモノハ除外ス

三 雜誌ヲ販賣スルニ景品ヲ添付シ送料負擔者クハ別引ニ類スル行爲ヲ爲ササルコト

四 貸費及回寄ノ營業ヲ爲ササルコト

五 貸費及回寄業ヲ營ムモノニ雜誌ヲ販賣セサルコト

六 取引停止中ノ組合員ト取引ヲ爲ササルコト

七 營業休止中ノ組合員ト取引ヲ爲ササルコト

第三章 組合員

第六條 本組合ニ加入セントスル者ハ本組合所定ノ加入申込書(第一號書式)ニ一定ノ店舖ヲ有スル營業所

第二章 目的

及商號、氏名、年齢ヲ記載シ所要地(店舖)ノ位置及附近組合員ノ位置ヲ明記シタルモノ)誓約書ヲ添付シ紹介者タル組合員二人ノ連署ヲ以テ申込ムヘシ但紹介者ノ一人ハ幹事タルコトヲ要ス

加入金ハ貳百圓トシ加入ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ本組合ニ納入スヘシ

金額納入ノ日ヨリ組合員タルノ資格ヲ生ス

支店、分店若クハ出張所ノ設置ハ各別ニ加入スヘキモノトス

組合員(加入後滿七ヶ年以上ノ從業者ニシテ滿七ヶ年以上上勤續シ本組合ヨリ表彰ヲ受ケタル者ハ加入金ヲ捨置トス此場合ハ第二號書式ノ證明書ヲ申込書ニ添付スルコトヲ要ス但一旦脱退シタル者又ハ退店後滿二ヶ年ヲ經タル者ハ此限ニアラス

第七條 加入申込書ニ對シテハ調査ヲ行ヒタル後幹事會ニ於テ其ノ許否ヲ決ス

第八條 申込書ノ營業所カ組合員ノ營業所ニ接近シ其數支障アリト認めタル場合ハ其ノ加入ヲ許可セザルコトアルヘシ

第九條 加入申込書ニシテ組合員營業所ノ讓渡ヲ受ケントスルトキハ第四號書式ニヨリ讓渡人讓受人連署ノ上届出テ其ノ許可ヲ受ケヘシ此場合讓渡人ハ脱退(第六號書式)ノ手續ヲ要シ讓受人ハ加入登錄料トシテ金壹百圓ヲ納入スルコトヲ要ス其ノ營業所ニ對シテハ前條ニ依ラスシテ其ノ加入ヲ許可スルコトアルヘシ但讓受人カ勤続者ノ場合ハ登錄料金捨置トス

第十條 組合員ニシテ其ノ營業所ヲ移轉セントスルトキハ移轉前必ス第五號書式ニ依リ本組合ニ届出テ許可ヲ受ケタルコトヲ要ス

移轉場所カ第八條ニ該當スル場合ハ其ノ移轉ヲ許可

セサルコトアルヘシ

第十一條 組合員ニシテ其ノ營業所ヲ移轉シテ第八條ニ該當スル場合ト雖營業休止ト誓約書ヲ提出スルトキハ其ノ移轉ヲ許可スルコトアルヘシ

第十二條 組合員ハ死亡若クハ脱退ノ場合相続人又ハ法律上ノ家族ニ其ノ營業ヲ繼承セシムルコトヲ得此手續ハ第三號書式ニ依リ戶籍簿(或ハ抄本)其ノ他ノ證明書相添届出テ許可ヲ受ケヘシ此場合ニ於テハ加入金ヲ要セス

第十三條 組合員ハ他ノ組合員ト同一ノ商號ヲ有スルコトヲ得但先使用者ノ承諾ヲ得タルモノハ此限ニアラス

第十四條 組合員ハ其ノ店舖ニ組合員タルノ標章ヲ掲出スルコトヲ要ス但標章ハ組合ヨリ交付ス

第十五條 組合員ニシテ氏名、商號ヲ變更シ若クハ廢業シタルトキハ一週間以内ニ組合ニ届出ツヘシ但商號變更ノ場合ハ第十三條ニ據ル

第十六條 組合員ハ組合經費負擔ノ義務ヲ負フ

第十七條 組合員間ニ於テ商取引ノ支拂ヲ延滞シタル者アルトキハ被害者ヨリ其ノ處分ヲ組合ニ請求スルコトヲ得

第十八條 組合員ハ前條ノ請求アリタルトキ事實ヲ調査シ其ノ延滞ヲ認メタルトキハ日ヲ限リ支拂フヘキ旨通告シ之ニ應ゼサルトキハ第四十九條ニ據リ處分スヘシ

第十九條 組合員ハ自己ニ關スル件ニ付キ組合ヨリ出頭ヲ求メラレタルトキハ故ナク之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十條 組合員ニシテ組合員タル品位ヲ汚損シ若クハ幹事會ニ於テ不都合ノ行爲アリト認めタルトキハ第四十九條ニ據リ處分スヘシ



第二十一條 組合員ニシテ滿一ヶ年間以上營業ヲ休止シタルトキハ第八條ヲ適用セザルモノトス  
 營業休止ノ起算日ハ組合員ノ届出若クハ調査ノ上其ノ營業休止ノ事實ヲ幹事會ニ於テ確認シタル上之ヲ決定ス  
 第二十二條 組合員ハ左ノ事由ノ發生ニ因リテ組合員タルノ資格ヲ喪失ス  
 一 任意ノ脱退  
 二 破産  
 三 營業所ノ遷移  
 四 營業ヲ休止スルコト滿二ヶ年ニ亘ルモノ  
 五 營業所ノ組合地域外移轉  
 六 許可ヲ得ズシテ其ノ營業所ヲ移轉シタルモノ  
 七 死亡 但第十二條ヲ適用シテ其ノ資格ヲ繼承スルコトヲ得  
 八 法人ノ解散  
 九 破産  
 十 除名  
 第二十三條 本組合ハ規約第三條ノ目ヲ達スル爲メ本組合内ニ共済會ヲ設ケ幹事會中ヨリ委員若干人ヲ置キ特別會計ヲ以テ組合員ノ共済事務ヲ擔任ス  
 共済會細則ハ別ニ之ヲ定ム  
 第二十四條 組合員ニシテ本組合ニ特ニ功勞アリタル者ハ之ヲ表彰スルコトアルヘシ  
 第二十五條 組合員ノ從業者ニシテ滿七ヶ年以上勤続シタル者ハ本組合ニ於テ表彰スル表彰規程ハ別ニ之ヲ定ム  
 第二十六條 組合員ノ從業者ニシテ規約ニ反スル行爲アリタル場合ト雖組合員ハ其ノ資格ヲ失フモノトス  
 第二十七條 組合員ニシテ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ之ニ對シ加入金ノ返還又ハ組合財産ノ分配ヲ請求スルコトヲ得ス

第四章 役員

第二十八條 組合ハ組合員中四十人ニ對シ一人ノ比率ヲ以テ幹事ヲ選舉ス  
 幹事選舉施行細則ハ別ニ之ヲ定ム  
 幹事ハ其ノ互選ヲ以テ組長一人副組長二人常任幹事五人會計二人規約履行委員十人共済會委員十人ヲ定ム  
 事務取扱ノ爲メ事務員若干人ヲ置ク事務員ハ幹事會ノ決議ヲ以テ組長之ヲ任免ス  
 第二十九條 組長ハ本組合ヲ代表シ會議ノ際議長ノ職ヲ掌ル副組長ハ組長ヲ補佐シ議長ヲ代理ス常任幹事ハ緊急ヲ要スル事件ヲ審議シ會計ハ會計事務ヲ掌ル規約履行委員ハ規約運用ノ事務ヲ掌ル共済會委員ハ共済事務ヲ處理シ幹事ハ諸般ノ議案ヲ審議シ事務ヲ分掌ス  
 第三十條 幹事ノ任期ハ一ヶ年トス  
 第三十一條 幹事ニ當選シタル者ハ正當ノ理由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス  
 第三十二條 幹事ハ無給トス但特ニ費用ヲ要シタルトキハ實費ヲ支拂フス  
 第三十三條 本組合ハ本組合ニ特ニ功勞アリタルモノニ對シ幹事會ノ決議ヲ經テ總會ニ於テ相殺投ニ推薦スルコトヲ得  
 第三十四條 幹事會中特ニ功勞アリタル者若クハ獎勵ノ事務ヲ處理シタル者ニ對シテハ幹事會ノ決議ヲ以テ表彰若クハ報酬ヲ爲スコトヲ得  
 第三十五條 總會ヲ分ツテ左ノ六種トス  
 一 臨時總會  
 二 臨時總會  
 三 臨時總會  
 四 常任幹事會  
 五 規約履行委員會  
 六 共済會委員會  
 第三十六條 臨時總會ハ毎年一月之ヲ開キ左ノ事項ヲ舉行ス  
 一 前年度ノ事務報告及財産目録會計收支決算報告  
 二 豫算案審議  
 三 組長ヨリ豫メ提出シタル議案ノ審議  
 四 役員ノ選舉  
 第三十七條 臨時總會ハ幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組合員十分ノ一以上ノ同意ニヨリ其ノ目付タル事項ヲ明示シテ組長ニ請求アリタルトキ之ヲ開ク  
 第三十八條 總會ヲ開カントスルトキハ七日前組長ヨリ會議ノ目付タル事項、場所及日時ヲ組合員ニ通知スヘシ但緊急ヲ要スル場合ハ其ノ通知期間ヲ短縮スルコトヲ得  
 第三十九條 總會ニ於テハ豫メ組長ヨリ通知シタル事項ノ外他ノ事項ヲ議スル事ヲ得ス  
 第四十條 幹事會ハ毎月一回之ヲ開ク常任幹事會及規約履行委員會共済會委員會ハ隨時之ヲ開キ必要ノ場合ハ臨時幹事會ヲ召集スルコトアルヘシ  
 第四十一條 組合員ハ總會ニ於テ幹事會ハ幹事會ニ於テ發言權ヲ有ス但幹事會ニ於テ會議ノ事項ニ利

第五章 會議

第三十五條 會議ヲ分ツテ左ノ六種トス  
 一 臨時總會  
 二 臨時總會  
 三 臨時總會  
 四 常任幹事會  
 五 規約履行委員會  
 六 共済會委員會  
 第三十六條 臨時總會ハ毎年一月之ヲ開キ左ノ事項ヲ舉行ス  
 一 前年度ノ事務報告及財産目録會計收支決算報告  
 二 豫算案審議  
 三 組長ヨリ豫メ提出シタル議案ノ審議  
 四 役員ノ選舉  
 第三十七條 臨時總會ハ幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組合員十分ノ一以上ノ同意ニヨリ其ノ目付タル事項ヲ明示シテ組長ニ請求アリタルトキ之ヲ開ク  
 第三十八條 總會ヲ開カントスルトキハ七日前組長ヨリ會議ノ目付タル事項、場所及日時ヲ組合員ニ通知スヘシ但緊急ヲ要スル場合ハ其ノ通知期間ヲ短縮スルコトヲ得  
 第三十九條 總會ニ於テハ豫メ組長ヨリ通知シタル事項ノ外他ノ事項ヲ議スル事ヲ得ス  
 第四十條 幹事會ハ毎月一回之ヲ開ク常任幹事會及規約履行委員會共済會委員會ハ隨時之ヲ開キ必要ノ場合ハ臨時幹事會ヲ召集スルコトアルヘシ  
 第四十一條 組合員ハ總會ニ於テ幹事會ハ幹事會ニ於テ發言權ヲ有ス但幹事會ニ於テ會議ノ事項ニ利

審ノ關係ヲ有スル者ハ其ノ會議ニ列スルコトヲ得ス  
 第四十二條 議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第六章 會計

第四十三條 組合員ハ組合維持費トシテ月額貳拾圓ヲ支出スルモノトス  
 第四十四條 本組合ノ經費ハ月費、加入金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支拂フス  
 第四十五條 緊急及非常ノ場合ニ際シ臨時支出ヲ要スルトキハ幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ支拂フスルコトヲ得但此場合ハ次期ノ總會ニ之ヲ報告シ承認ヲ得ルコトヲ要ス  
 第四十六條 組合ノ基金及收入金ハ幹事會ニテ定メタル銀行又ハ信託會社ニ寄託ス  
 第四十七條 組合員ハ事務ニ妨ケナキ限リ會計帳簿ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第七章 制裁

第四十八條 組合員ニシテ本規約ニ違反シタル者ハ幹事會ノ決議ヲ以テ左ノ制裁ヲ爲ス  
 一 罰金  
 二 拾圓以上壹千圓以下ノ違約料  
 三 期限ヲ定メタル取引停止  
 四 期限ヲ定メサル取引停止  
 五 除名  
 第四十九條 左ノ條項ノ一ニ該當スル者アルトキハ第四十八條ヲ適用ス  
 第五十條 第六條第四項、第十條第一項、第十八條、

第八章 附則

第五十四條 本規約ハ總會ノ決議ニ依ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス  
 第五十六條 本規約ハ昭和六年一月一日ヨリ施行ス  
 昭和九年一月廿四日 特別決議  
 一、組合員ハ他ノ商品ヲ販賣スル爲メ、割引、最品等ニ新刊雜誌ヲ使用スヘカラス  
 二、組合員ハ組合員外ノ者ニシテ新刊雜誌ヲ、割引、最品等ニ使用スル目的ヲ以テ請求スル者又ハ其疑アル者ニハ販賣スルコトヲ得ス

東京雜誌販賣組合共済會細則

第一條 本會ハ東京雜誌販賣組合共済會ト稱ス  
 第二條 本會ハ東京雜誌販賣組合ノ組合員ヲ以テ組織ス  
 第三條 本會ハ本組合規約第二十三條ニ依リ會員相互ノ共済ヲ以テ目的トス  
 第四條 本會ハ前條ノ目付タル第一事業トシテ會員營業所ノ火災ニ際シ見舞金ヲ贈呈スルモノトス  
 第五條 本會ハ會員ハ毎月拾圓ヲ共済基金トシテ積立ツルモノトス  
 第六條 本會ハ會員ノ罹災ニ際シ調査ノ上其ノ程度ヲ審査シ五百圓以内ヲ贈呈スルモノトス  
 第七條 本會ハ會員ニシテ左ニ該當スル場合ハ第六條ヲ適用セザルモノトス  
 一 無薪移轉場所ニ於ケル出火  
 二 警視廳令所定ノ爆發物取締規則違反ニ依ル出火  
 三 天災地變ニ依ル出火  
 第八條 本會ハ本組合幹事會中ヨリ互選ヲ以テ委員十名ヲ定メ事務ヲ處理ス  
 第九條 本會ハ會計ハ特別會計トシテ本組合會計之ヲ擔任ス  
 第十條 委員ハ會員罹災ノ通知アリタルトキハ直ニ現狀ヲ調査シ委員會ニ於テ見舞金ヲ決定シ本組合幹事會ノ承認ヲ經テ之ヲ實行ス會員ハ之ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス  
 第十一條 本會ノ事務及會計ノ決算ハ毎年一月本組合臨時總會ニ於テ之ヲ報告ス  
 第十二條 會員ニシテ本組合規約第二十二條ニ依リ組合員タル資格ヲ喪失シタルモノハ本會積立金及財産



ノ分配ヲ請求スルコトヲ得ス  
第十三條 本規則ハ昭和六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從業者表彰規定

第一條 本組合ハ本組合員ノ從業者ニシテ滿七ヶ年以  
上業務ニ務メ履行正シク勤勞シタル者ヲ表彰ス但勤  
勞中兵役ニ服シ除隊後復勤シタルモノハ其年限ヲ中  
斷セラルコトナシ  
第二條 前條ノ表彰者ニハ左ノ表彰狀ヲ授與ス

表彰狀  
何某商店員 何 謹 啟  
品行方正ニシテ業務ニ勉勵シ滿七ヶ年以上  
勤勞セリ依テ本組合ハ茲ニ其ノ功勞ヲ表彰  
ス  
昭和 年 月 日  
東京雜誌販賣業組合  
組長 何 某 印

第三條 勤勞資格ヲ有スル者アルトキハ勤勞證明書ニ  
本人ノ履歷書ヲ添ヘ其ノ店主ヨリ本組合ニ届出ツヘ  
シ但其ノ届出期間ハ毎年九月一日ヨリ三十日迄トス  
第四條 前條ノ届出アリタルトキハ之ヲ調査シタル上  
幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム  
第五條 表彰ヲ受ケタル者ニシテ不都合ノ行為アルコ  
トヲ發見シタルトキハ表彰者名簿ヨリ削除ス  
第六條 本規定ノ表彰式ハ毎年本組合定時總會當日ニ  
於テ之ヲ舉行ス  
第七條 本規定ハ昭和六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

幹事選舉施行細則(昭和七年一月十二日改正)

第一條 幹事ハ組合規約第二十八條第一項ノ比率ヲ以  
テ各區ヨリ選出ス  
第二條 組合員ニシテ元取次業ヲ營ム者ニ對シテハ幹  
事選舉區ニ於ケル定員數ノ外ニ之ヲ選出ス但其ノ得  
票力當選幹事ノ最低得票以下ナルトキハ其ノ選ニ入  
ラサルモノトス  
第三條 幹事ノ選舉區并ニ其ノ定員數ヲ左ノ如ク定ム  
第一區(四人) 麹町區、神田區、牛込區、四谷區  
第二區(五人) 日本橋區、京橋區、赤坂區、麻布區  
芝區  
第三區(五人) 淺草區、下谷區、木場區、小石川區  
第四區(五人) 深川區、本所區、足立區、向島區、  
城東區、葛飾區、江戸川區  
第五區(六人) 品川區、大森區、蒲田區、荏原區、  
目黒區、世田谷區  
第六區(五人) 澁谷區、澁橋區、中野區、杉並區  
第七區(四人) 豊島區、板橋區、王子區、國野川區  
元取次(四人) 合計 參拾六人  
但參ヶ年間其ノ定員數ヲ異動セス  
第四條 幹事選舉ハ規約第三十六條第四號ニ依リ定時  
總會々場ニ於テ之ヲ行フ  
第五條 幹事選舉ノ投票ハ各選舉區ニ區分サレタル投  
票用紙ヲ以テ各選舉區ノ定員數全部ヲ記入シ得ル無記  
名連記投票ニ依リ之ヲ行フ  
第六條 組合ハ其ノ年度十二月三十一日現在ノ組合員  
ヲ以テ幹事ノ選舉權及被選舉權アルモノトシ其ノ名

一權利ニ對シテノミ前各項ヲ適用シ其他ハ一權  
利毎ニ金拾圓トス  
九 會員ニシテ類稱セサルモ近火ノ爲メ消防ニ依リ  
損害ヲ受ケタルモノハ調査ノ上見舞金額ヲ査定  
ス  
十 假移轉申請手續中罹災セル時ハ届出ノ日ヲ以  
テ有效トス  
十一 一時ニ多數ノ罹災者ヲ生シタル場合ハ共濟會  
基金ノ範圍内ニ於テ按分ヲ以テ見舞金ヲ贈呈ス  
十二 會員ニシテ共濟會細則第七條ニ該當セルモノ  
及ヒ左ノ場合ハ見舞金ヲ贈呈セス  
營業ヲ休止シ他人ノ家ニ權利ヲ讓キ居住セサ  
ルコトヲ確認セルモノノ營業ヲ休止シ營業所ニ  
全ク居住セス其場所ニ他人力居住ナスモノ  
罹災者ノ手續ト其調査法  
十三 會員ハ罹災アリタル時ハ五日以内ニ組合事務  
所ニ届出ルコト  
十四 組合ハ前項ノ場合共濟會委員長ニ通知シ委員  
長ハ即時全委員ヲ召集シ現場ヲ調査シタル後委  
員會ヲ開キ被害ノ程度ニ依リ見舞金ヲ定ム  
十五 委員長ハ委員會ノ決定ヲ幹事會ニ報告シ承認  
ヲ求ム  
十六 幹事會ニテ見舞金贈呈ノ決議ヲ經タル時ハ組  
合ハ直ニ罹災者ニ通告スヘシ  
十七 罹災者ハ組合事務所ニ出頭シ組合所定ノ書式  
ニ依リ見舞金額領收ノ手續ヲナスコト  
但シ其場合ハ幹事一名ノ立會ヲ要ス領收書ニハ  
印鑑證明書ヲ添付スヘシ

共濟會細則運用申合せ

本申合せハ共濟會細則ニ依リ幹事會ノ決議ヲ經テ左ノ  
申合せヲナス  
一 組合員ハ全部共濟會々員タルト共ニ組合員ノ資格ヲ  
喪失シタルモノハ共濟會々員ノ資格ヲ失フ組合員ハ  
其組合員費ト共ニ必ス共濟會費ヲ支出スルモノトス  
見舞金贈呈額ノ査定  
二 會員ノ營業所ニシテ火災ニ依リ全部損失セル場  
合ハ全額者ト見做ス  
三 營業所ニシテ全額ニアラサル場合ハ其被害程度  
ヲ調査シ委員會ニ於テ見舞金額ヲ定ム  
見舞金贈呈額ノ標準  
三 營業所ノ全額ト認メタルモノハ金五百圓以内ト  
ス  
四 營業所ヲ有スルモ陳列販賣セサル條件アルモノ  
ハ全額ノ場合ト雖モ金貳百圓以内トス  
五 營業所ヲ有スルモ營業ヲ一時休止中ノモノハ全  
額ノ場合ト雖モ金貳百圓以内トス  
六 組合ニ營業休止ノ金書ノ差入レアルモノハ全額  
ノ場合ト雖モ金百圓以内トス  
七 營業ヲ休止シ又ハ組合ヘ營業休止ノ金書ヲ差入  
レ他ニ同居セルモノハ全額ノ場合ト雖モ金五拾  
圓以内トス但シ組合員内ニ同居セルモノハ金拾  
圓トス  
八 本店、支店、分店及出張所等ヲ合併ナルモノハ

中央雜誌會

(事務所) 東京市麹町區九段四丁目一三  
婦女界社内  
(電話) 九段四一七一  
(會長) 都河 龍  
規約 (昭和六年一月修正)  
第一條 本會ハ東京市及七市ノ隣接地域内ニ發行所ヲ  
有スル雜誌發行所ヲ以テ組織ス  
第二條 本會ハ「中央雜誌會」ト稱シ事務所ヲ東京市ニ  
置ク  
第三條 本會ハ邦家文運ノ興隆ニ資センカタメ相互ノ  
意見ヲ交換シ、提携シテ事業發展ノ方策ヲ究メ社會  
ノ先驅者タルヲ以テ目的トス  
第四條 本會員ノ資格ハ壹箇年以上雜誌ヲ繼續發行セ  
ル者ニシテ雜誌ノ卸賣業ヲ營マサル者ニ限ル、但シ  
發行年限ノ如何ニ拘ラス常任委員會ノ決議ニヨリ入  
會ヲ許サスヲコトアルヘシ  
第五條 本會ニ加入セントスル者ハ本會所定ノ用紙記  
名捺印シ入金拾圓也ヲ添ヘ會員二名ノ紹介ヲ以テ  
本會ニ申込ムベシ  
第六條 本會ノ會費ハ年額金拾貳圓トシ年貳回(一月、  
七月)ニ之ヲ徴收ス  
但シ會費ヲ滞納シ徵收ニ應ゼサルトキハ會員タルノ  
資格ヲ失フ  
第七條 本會ハ會員ノ選舉ヲ以テ左ノ役員ヲ置キ會務  
ヲ處理ス  
常任委員 拾五名  
常任委員ハ其ノ互選ヲ以テ會長壹名、會計係正副貳



名譽員  
第八條 役員ノ任期ハ滿堂四年トス  
第九條 本會ノ常任委員ハ毎月定回、定時總會ハ毎年一回(一月)、臨時總會ハ毎年定回(四月、十月)之ヲ開キ臨時總會ハ幹事又ハ會員ノ要求ニヨリ必要ト認メタル時常任委員會ニ於テ之ヲ開ク  
第十條 本會ノ議事ハ出席會員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可ク同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル  
第十一條 本會員ニシテ本會ノ體面ヲ汚シ若クハ總會ノ決議ニ服從セザルトキハ常任委員會ノ決議ニヨリ相當ノ制裁ヲ加フ  
第十二條 本會員ハ雜誌ヲ廢刊セザル限リ退會スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情ニヨリ退會ノ場合ハ其ノ旨ヲ申出ツヘシ  
第十三條 退會者又ハ除名セラレタル者ハ本會ノ財産ニ對シ共有ノ權利ヲ失ヒ且ツ既納ノ入會金及ヒ會費ノ返還ヲ求ムルコトヲ得ス  
第十四條 本規約ハ總會ノ決議ニ依リニアラサレハ之ヲ改修スル事ヲ得ス  
第十五條 本規約ハ大正八年十一月十六日ヨリ實施ス

中等教科書協會

(事務所) 東京市神田區小川町五八  
(電話) 神田九三〇番  
(支店) 大阪市東區南區江通一ノ三八  
(會長) 坂本滋治馬  
(副會長) 森下松輪

(支店長) 鈴木常松  
規約 (昭和六年一月二十日改正)

第一章 總則  
第一條 本會ハ中等教科書出版業者ヲ以テ組織ス  
第二條 本會ハ中等教科書協會ト稱シ本部ヲ東京市ニ設ケ  
第三條 本會ハ中等教科書ノ改善及ヒ之カ供給普及ノ方法ヲ講シ財源ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス  
第二章 會員  
第四條 本會ニ入會セントスル者ハ其發業所、商號、氏名ヲ記シ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ申込ムヘシ  
入會者ハ入會ト同時ニ入會金トシテ金銀指圖ヲ納付スヘシ  
第五條 會員ハ本會ノ經費ヲ負擔ス  
第六條 退會セントスル者ハ書面ヲ以テ其旨本會ニ申出ツヘシ  
退會ノ諾否ハ幹事會之ヲ決ス  
第七條 退會者、失格者、除名者ニ對シテハ入會金及ヒ會費ノ返還又ハ財産ノ分配ヲナサス  
第八條 會員ニシテ本會ノ爲ニ功勞アリタル者ニハ總會ノ決議ヲ經テ報謝ヲナスコトアルヘシ  
第三章 役員  
第九條 本會ハ會員中ヨリ幹事十四名ヲ選出ス内十名ハ本部ニ於テ四名ハ支店ニ於テ選出ス  
但シ支店選出ノ幹事ハ三名ヲ大阪會員中ヨリ一名ヲ京都會員中ヨリ選フモノトス

第四章 會議

第十條 幹事ノ選擧ハ本部ニ在リテハ毎年一月ノ定時總會ニ於テ支店ニ在リテハソレヨリ五日前ニ支店會ヲ開キテ無記名連記投票ヲ以テ行フ  
但シ再選ヲ妨ケス  
第十一條 幹事ノ任期ハ定時總會終了後次ノ定時總會迄トス  
第十二條 幹事ニ半數以上ノ缺員ヲ生ジタルトキハ臨時總會ヲ開キ補缺選擧ヲ行フ  
但シ幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキハ半數以內ノ缺員ノ場合ト雖モ補缺選擧ヲ行フコトヲ得  
第十三條 幹事ノ任期ハ前任者ノ任期期間トス  
第十四條 幹事ハ會長一名副會長一名ヲ互選ス  
第十五條 支店選出ノ幹事ハ支店長一名ヲ互選ス  
第十六條 役員ノ權限左ノ如シ  
會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理シ會議ヲ召集シ其議長トナル副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ニ代ル  
幹事ハ各般ノ會務ヲ處理シ會長副會長事故アルトキハ之ニ代ル  
支店長ハ會長指揮ノ下ニ支店ノ會務ヲ管理シ支店會ヲ召集シ其議長トナル支店部長事故アルトキハ支店選出ノ幹事ニ代ル  
第十七條 會長ハ事務員ヲ任免ス  
第十八條 役員ハ無給トス  
第十九條 役員ニシテ緊要ノ事務ニ當リ又ハ特別ノ功勞アリタル者ニハ總會ノ決議ヲ經テ報謝ヲナスコトアルヘシ  
第十五條 會議ヲ分チテ左ノ五種トス  
一、定時總會

二、常集會  
三、臨時總會  
四、幹事會  
五、支店會  
第十六條 定時總會ハ毎年一月之ヲ開キ左ノ事項ヲ議決ス  
一、前年度ノ業務及ヒ財産目録、收支決算ノ報告  
二、經費ノ賦課、其徵收法及ヒ收支豫算  
三、幹事ノ選擧  
四、前各項ノ外豫メ會長ヨリ提出シタル議案  
第十七條 常集會ハ毎月一回之ヲ開キ會務ヲ議ス  
第十八條 臨時總會ハ幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ開キ會長提出ノ議案ヲ審議ス  
第十九條 幹事會ハ毎月一回之ヲ開キ會務ヲ處理ス但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時ニ之ヲ開クコトヲ得  
第二十條 支店會ハ毎月一回之ヲ開キ會務ヲ議ス但シ支店長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時ニ之ヲ開クコトヲ得  
第二十一條 會議ハ本規約ニ特別ノ規定アルモノノ外ハ出席會員ノ過半数ヲ以テ決ス可ク同數ナルトキハ議長之ヲ決ス  
第五章 會計  
第二十二條 本會ノ經費ハ會員入會金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ  
第二十三條 本會ノ會計年度ハ曆年ニ據ル  
第二十四條 本會ハ簿記ノ審計金又ハ經費剩餘ノ一部ヲ積立テ基本金トナス  
基本金ハ永遠ニ保存スルモノトシ其利子ハ經常收入

トス  
但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ基本金ノ支出ヲ要スルトキハ會員ノ過半数出席シタル定時總會又ハ臨時總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス  
第六章 制裁  
第二十五條 會員ハ他ノ會員ノ契約セル圖書ノ發行者シテハ專賣ノ依託ヲ受クルコトヲ得ス  
第二十六條 中等教科書出版業者ニシテ故意ニ本會ニ入會セス本會ノ目的ヲ阻礙シ會員共同ノ利益ニ反スル行爲アリタル時ハ本會ヨリ中等教科書販賣業者ニ向ツテ該出版業者ノ發行セル中等教科書ノ販賣ヲ拒絕スルコトヲ申込ムモノトス  
中等教科書販賣業者ニシテ前項ノ申込ニ應ゼザルトキハ別ニ定メタル取引規定ニヨリ之ヲ處分ス  
第二十七條 會員ニ對シ中等教科書代金ノ支拂ヲ延滞シタル者アルトキハ會員ハ本會ニ向ツテ其處分ヲ請求スルコトヲ得  
前項ノ請求アリタルトキハ本會ハ之カ調致ヲナシ其延滞者ニ對シ支拂方ヲ報告ス延滞者即チ應ゼザル場合ハ會員ナルトキハ第二十八條ニヨリ處分シ會員外ナルトキハ其者ト會員全體トヲ取引ヲ停止ス  
前項ノ報告ニ應ゼザル者ト尙取引ヲ繼續スル會員ニ對シテモ第二十八條ヲ準用ス  
第二十八條 會員中左ノ行爲アリタルトキハ常集會又ハ總會ノ決議ヲ以テ金五百圓以內ノ連約金ヲ課シ又ハ本會ノ體面ヲ汚損シタル者  
一、本會ノ體面ヲ汚損シタル者  
二、會費又ハ賦課金納入ノ義務ヲ三個月以上怠リタル者

三、本規約及ヒ取引規定又ハ本會ノ決議ニ違背シタル者  
第七章 規約變更  
第二十九條 本規約ハ會員ノ過半数出席シタル定時總會又ハ臨時總會ニ於テ決議スルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス  
附則  
第三十條 本規約ハ昭和六年一月二十日ヨリ施行ス  
第三十一條 本規約施行以前ニ會員タル者ハ第一條ノ資格ナキ者ト雖モ引續キ會員タルコトヲ得  
東京編輯者協會  
(事務所) 東京丸ビル五階中央公論社  
(電話) 丸ノ内二一九一  
(會長) 長谷川誠也(顧問兼任)  
(顧問) 石川武美、島中雄作、瀧西誠、中村武雄夫、福島四郎、瀧田忠良、増田義一、山本實澄、權崎勲、橋本文吉、八重樫英、山内金三郎、宇田川鈞、菅忠雄  
規約 (昭和八年四月八日改正)  
名稱  
第一條 本會ハ東京編輯者協會ト稱ス  
本部  
第二條 本會ノ事務所ハ當分左ノ處に置ク  
東京丸ビル五階中央公論社



目的

第三條 本會は雜誌並に一般出版物編輯者の地位の向上と親睦共濟とを圖り、同時に出版各社相互の連絡とその發展を期するを以て目的とす。

會員の資格

第四條 本會は雜誌並に各種出版物の編輯者を以て會員とす。

會費

第五條 本會員は會費として年額二圓四十錢を納出するものとす。入會金は徴收せず。會費はその年の初めに於て便宜の方法に依り拂込むべきものとす。既納の會費は返戻せざるものとす。

入會

第六條 本會の會員たらんとする者は本會員二名以上の推薦を俟ち、幹事會に於て詮衡の上その入會を許すものとす。

退會

第七條 本會員にして退會せんとする者は其旨本會事務所に届出づべきものとす。但、本會員にして本會員たる面目を維持し得ざるものと認められる場合は、役員會の決議により退會せしむることあるべし。

會員の身分異動の場合

第八條 本會員にして其身分に異動及び吉凶の生じたる場合は速に其旨本會事務所に通知すべきものとす。

役員

第九條 本會には左の役員を置く。

會長 一名 顧問 若干名  
幹事 若干名 會計監督 二名

第十條 一、會長は會員の選舉に依り顧問會の承認を経て就任す。

二、顧問は顧問會の承認を経たる上、會長之を推薦す。

三、幹事は會長の指名に依り顧問會の承認を経て就任す。

四、會計監督は顧問中より互選に依つて就任す。

第十一條 會長は會務を總覽し、幹事は會長及び顧問會の指揮に依り會務を處理す。

役員任期

第十二條 會長の任期は三ヶ年とし、幹事及び會計監督の任期は二ヶ年とす。

例會及役員會

第十三條 本會は隔月一回幹事會を開き、必要に應じて臨時役員會を開く。

總會

第十四條 本會は春秋二季に開く。會則の改正、會務の報告、其他の打合せは之を總會席上に於てなすものとす。但、役員會に於てその必要を認めたる場合は臨時總會を開くことあるべし。

會則の改正

第十五條 本會々則は總會に於ける出席會員過半數の賛成を得て改正せらるべきものとす。

東 京 堂 編 纂

出 版 年 鑑 (九 年 版)

定 價 一 圓

送 料 十 四 錢

第八部 出版關係法規及書式



# 出版關係法規及書式

## 出版法

(明治二十六年四月十四日法律第十號) (改正昭和九年法律第四十七號)

第一條 凡ソ機械會其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ  
開ハス文書圖書ヲ印刷シテ之ヲ發賣シ又ハ頒布スル  
ヲ出版ト云ヒ其ノ文書ヲ著述シ又ハ編輯シ若ハ圖書  
ヲ作爲スル者ヲ著作家ト云ヒ發賣頒布ヲ擔當スル者  
ヲ發行者ト云ヒ印刷ヲ擔當スル者ヲ印刷者ト云フ  
第二條 新聞紙又ハ定期ニ發行スル雜誌ヲ除クノ外  
書圖書ノ出版ハ總テ此ノ法律ニ依ルベシ但シ專ラ學  
術、技術、統計、廣告ノ類ヲ記載スル雜誌ハ此ノ法  
律ニ由リ出版スルコトヲ得  
第三條 文書圖書ヲ出版スルトキハ發行ノ日ヨリ到  
スヘキ日數ヲ除キ三日以前ニ製本ニ部ヲ添ヘ内務省ニ  
届出ヘシ  
第四條 官廳ニ於テ文書圖書ヲ出版スルトキハ其ノ官  
廳ヨリ發行前ニ製本ニ部ヲ内務省ニ送付スヘシ  
第五條 出版ハ著作家又ハ其ノ相續者及發行者連印  
ニテ之ヲ差出スヘシ但シ非賣品ハ著作家又ハ發行者  
ノミニテ届出ルコトヲ得  
〔版權〕保護ナキ文書圖書ヲ出版スルトキ若ハ著作  
者又ハ其ノ相續者ヲ知ルヘカカラサルトキハ其ノ由ヲ

記シ發行者ヨリ差出スヘシ  
學校、會社、協會等ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ出版ス  
ル文書圖書ハ其ノ學校、會社、協會等ヲ代表スル者  
發行者ト連印シテ之ヲ届出ヘシ  
第六條 文書圖書ノ發行者ハ文書圖書ノ販賣ヲ以テ營  
業トスル者ニ限ル但シ著作家又ハ其ノ相續者ハ發行  
者ヲ兼ヌルコトヲ得  
第七條 文書圖書ノ發行者ハ其ノ氏名、住所及發行ノ  
年月日ヲ其ノ文書圖書ノ末尾ニ記載スヘシ  
第八條 文書圖書ノ印刷者ハ其ノ氏名、住所及印刷ノ  
年月日ヲ其ノ文書圖書ノ末尾ニ記載シ住所ト印刷所  
ト同シカラサルトキハ印刷所ヲモ記載スヘシ  
印刷所若シテ二人共有ニ係ルトキハ營業上其ノ印刷所  
ヲ代表スル者ヲ以テ印刷者トス  
前二項ノ印刷所ニシテ若シ營業上慣行ノ名稱アルモノ  
ハ其ノ名稱ヲモ記載スヘシ  
第九條 書籍、通信、報告、社則、塾則、引札、諸費  
ノ番附、諸種ノ用紙證書ノ類及寫眞ハ第三條第六條  
第七條第八條ニ依ルベシ但シ第六條第六條第六條  
第十八條第十九條第二十一條第二十六條第二十七條  
ニ屬ル、者ハ此ノ法律ニ依テ處分ス  
第十條 文書圖書ノ冊號ヲ逐ヒ順次ニ出版スル者ハ其  
ノ都度第三條ノ手續ヲ爲スヘシ但シ雜誌類ニ在テハ  
内務大臣ノ許可ヲ經テ其ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

此ノ法律ニ依リ出版スル雜誌ニシテ十二個月間一回  
ヲモ發行セサルトキハ廢刊シタルモノト看做スヘシ  
第十一條 一タヒ出版者ヲ爲シタル文書圖書ノ再版ハ  
出版者ヲ要セス但シ若シ改訂増減シ又ハ註解、附録、  
繪畫等ヲ加ヘタルトキハ仍第三條ニ依ルベシ  
第十二條 演說者ハ講義ノ筆記ハ演說者若ハ講義者ヲ  
以テ著作トス但シ筆記者ニ於テ演說者若ハ講義者  
ノ承諾ヲ得テ自ラ之ヲ出版スルトキハ筆記者ヲ著作  
者ト看做スヘシ此ノ場合ニ於テ記載ノ事項第十六條  
第十七條第十八條第十九條第二十一條第二十六條第  
二十七條ニ屬ル、トキハ演說者若ハ講義者筆記者ト  
同ク其ノ罪ヲ論ス  
公衆ノ嗜ニ於テ爲シタル演說ノ新聞紙若ハ雜誌ノ通  
信者ニ於テ筆記シ其ノ新聞紙若ハ雜誌ニ記載シタル  
モノ及總テ演說者講義者ノ承諾ヲ經シテ其ノ筆記  
ヲ出版シタルモノニ關シテハ演說者若ハ講義者ハ著  
作ノ責ニ任セス  
公衆ノ嗜ニ於テ爲シタル演說ノ外ハ講義者又ハ演說  
者ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ他人ニ於テ其ノ筆記ヲ出  
版スルコトヲ得ス但シ木項ニ違フ者ハ〔版權法〕ニ據  
リ其ノ責ニ任セス  
第十三條 二種以上ノ著作若ハ演說講義ノ筆記ヲ編輯  
シテ一部ノ書ト爲ストキハ編輯者ヲ著作者ト看做ス  
ヘシ

## 出版關係法規及書式

前條第一項ノ未段及第二項第三項ハ本條ニ適用スヘ  
シ  
第十四條 翻譯ハ翻譯者ヲ以テ著作者ト看做スヘシ  
第十五條 學校、會社、協會等ニ於テ著作ノ名義ヲ以  
テ出版スル文書圖書ハ其ノ出版前ニ署名シタル代表  
者ヲ以テ著作者ト看做スヘシ  
第十六條 犯罪ヲ煽動シ若ハ凶徒シ又ハ刑事ニ觸レタ  
ル者若ハ刑事裁判中ノ者ヲ救護シ若ハ賞恤シ又ハ刑  
事裁判中ノ者ヲ陷害スルノ文書ヲ出版スルコトヲ得  
ス  
第十七條 重罪輕罪ノ違害ニ關スル事項ハ公判ニ附セ  
サル以前ニ於テ出版スルコトヲ得ス  
傍聽ヲ禁シタル訴訟ノ事項ハ之ヲ出版スルコトヲ得  
ス  
第十八條 外交軍事其他官廳ノ機密ニ關シ公ニセサル  
官ノ文書及官廳ノ機密ハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非  
サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス  
法律ニ依リ傍聽ヲ禁シタル公會ノ機密ハ之ヲ出版ス  
ルコトヲ得ス  
第十九條 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ頹亂スルモノ  
ト認ムル文書圖書ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於  
テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコ  
トヲ得  
第二十條 外國ニ於テ印刷シタル文書圖書ニシテ安寧  
秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ頹亂スルモノト認ムルトキ  
ハ内務大臣ハ其ノ文書圖書ノ内國ニ於ケル發賣頒布  
ヲ禁シ其ノ印本ヲ差押フルコトヲ得  
第二十一條 軍事ノ機密ニ關スル文書圖書ハ當該官廳  
ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス  
第二十二條 第三條ノ届出ヲ爲サスシテ文書圖書ヲ出

版シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス  
第二十三條 第六條ヲ犯ス者ハ十一日以下ノ  
〔輕懲罰〕又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス  
第二十四條 發行者自己ノ氏名、住所又ハ發行ノ年月  
日又ハ印刷者ノ氏名、住所又ハ印刷ノ年月日ヲ其ノ  
發行スル文書圖書ニ記載セズ其ノ之ヲ記載スルモノ  
ヲ以テセザル者ハ二圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス  
第二十五條 印刷者自己ノ氏名、住所又ハ印刷ノ年月  
日ヲ其ノ印刷所ノ文書圖書ニ記載セズ若ハ之ヲ  
記載スルモノヲ以テセザル者ハ罰金二圓ニ同シ  
住所ト印刷所ト同シカラサルトキハ印刷所ニシテ營  
業上慣行ノ名稱アルトキ印刷所及名稱ヲ記載セザル  
者亦前項ニ同シ  
第二十六條 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ、政體ヲ變壞シ又ハ  
國家ヲ紊亂セントスル文書圖書ヲ出版シタルトキハ  
著作家、發行者、印刷者ヲ二月以上二年以下ノ〔輕  
懲罰〕ニ處シ〔二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加〕  
ス  
第二十七條 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ頹亂スル文  
書圖書ヲ出版シタルトキハ著作家、發行者ヲ十一日  
以上六月以下ノ〔輕懲罰〕又ハ十圓以上二百圓以下ノ罰  
金ニ處ス  
第二十八條 第十六條第十七條第十八條第二十一條ニ  
屬ル、文書圖書ヲ出版シタルトキハ著作家、發行者  
ヲ十一日以上一年以下ノ〔輕懲罰〕又ハ十圓以上二百  
圓以下ノ罰金ニ處ス  
第二十九條 第二十條ニ依リ發賣頒布ヲ禁セラレタル文  
書圖書ヲ發賣頒布シタル者罰金二圓ニ同シ其ノ未タ發  
賣頒布セザル文書圖書ハ之ヲ沒收ス  
第二十九條 第二十六條第二十七條第二十八條ノ場合

ニ於テ刻版及印本ハ機密ニ於テ假ニ之ヲ差押フルコ  
トヲ得  
第三十條 前條ノ差押ヲ爲ストキハ製本ノ體裁ニヨリ  
其ノ差押フヘキ部分ト他ノ部分ヲ分別シ得ルニ於テ  
ハ之ヲ分別スルコトアルヘシ  
第三十一條 文書圖書ヲ出版シテ因テ講義ノ訴ヲ受ケタ  
ル場合ニ於テ其ノ私行ニ涉ルモノヲ除クノ外裁判所  
ニ於テ專ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告  
人ニ事實ノ證明ヲ許スコトヲ得若シテ證明シタルト  
キハ其ノ罪ヲ免ス損害賠償ノ訴ヲ受ケタルトキモ亦  
同シ  
第三十二條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ自首減  
輕、〔再犯加重、數罪併罰〕ノ例ヲ用キス  
第三十三條 此ノ法律ニ關スル公訴ノ時効ハ一年ヲ經  
過スルニ因テ成就ス  
第三十四條 此ノ法律ニ依リ出版スル雜誌ニシテ其ノ  
記載ノ事項第二條ノ範圍外ニ涉ルトキハ内務大臣ハ  
此ノ法律ニ依リテ出版スルコトヲ差止ムルコトヲ得  
此ノ場合ニ於テハ一箇年ヲ經ルニ非サレハ更ニ此ノ  
法律ニ依リ出版スルコトヲ得ス  
第三十五條 文書圖書ヲ印刷スルトキハ直ニ發賣頒布  
セスト雖其ノ目的發賣頒布ニ在ルモノハ總テコノ法  
律ニ依ル  
第三十六條 本法ハ發賣頒布ノ目的ヲ以テ普ク機械的  
ニ複製スルノ用ニ供スル機械ニ普ク寫詞セラレタル  
モノニ之ヲ適用ス但シ著作者トアルハ吹込者トス

## 出版法施行規則

(昭和九年七月十八日) (內務省令第十七號)



出版關係法規及書式

第一條 文書圖書ヲ發行セントスル者ハ出版法第三條ノ規定ニ依リ製本ニ部ヲ添ヘ左ノ區別ニ從ヒ各列記事項ヲ記載シタル願書ニ通テ内務大臣ニ差出スヘシ

出版願書 一 文書圖書ノ願書 二 著作ノ種類 三 著作ノ氏名及住所 四 翻譯物又ハ編輯物ニ在リテハ原著物又ハ各部著作物ノ願書及著作ノ氏名 五 發行所ノ名稱及所在地 六 印刷所ノ名稱及所在地 七 發行年月日 八 願書出版ニ在リテハ預約出版法第二條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル旨及其ノ届出年月日

本様式中著作權者ノ連署ニ代ヘ左ノ様式ニ依ル出版承諾書ヲ添付スルモ差支ナシ

出版承諾書 一 文書圖書ノ願書 二 著作物ノ氏名 三 著作物ノ何某(何會社)ノ出版スルコトヲ承諾致候也 四 發行年月日 五 著作權者ノ住所

第二條 出版願書ニ添付スヘキ製本及其ノ包裝ニハ表面見易キ場所ニ納本ト記載スヘシ

出版願書 一 雜誌ノ願書 二 雜誌ノ種類 三 發行時間 四 編輯者ノ氏名及住所 五 發行所ノ名稱及所在地 六 印刷所ノ名稱及所在地 七 發行年月日 八 願書出版ニ在リテハ預約出版法第二條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル旨及其ノ届出年月日

出版關係法規及書式

第一條 文書圖書ヲ發行セントスル者ハ出版法第三條ノ規定ニ依リ製本ニ部ヲ添ヘ左ノ區別ニ從ヒ各列記事項ヲ記載シタル願書ニ通テ内務大臣ニ差出スヘシ

雜誌改題願書 一 舊題號 二 新題號 三 發行所ノ名稱及所在地 四 出版手續者略ノ許可年月日 五 右年月日又ハ第何卷第何號ヨリ改題致候間及届出候也

第五條 審判機「レコード」(審判機「レコード」類似ノモノヲ含ム以下之ニ同ジ)ヲ發行セントスルトキハ製品及内容ノ解説書ニ部ヲ添ヘ左ノ様式ニ依ル願書ニ通テ内務大臣ニ差出スヘシ

審判機「レコード」發行願書 一 審判機「レコード」ノ名稱及番號(番號ハ發行ノ順序ヲ表示スルモノタルコトヲ要ス) 二 内容ノ願書及種類 三 發行所ノ名稱及所在地 四 製作所ノ名稱及所在地 五 發行年月日

第六條 審判機「レコード」ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ 一 審判機「レコード」ノ名稱及番號(番號ハ發行ノ順序ヲ表示スルモノタルコトヲ要ス) 二 内容ノ願書及種類 三 發行所ノ名稱及所在地 四 製作所ノ名稱及所在地 五 發行年月日

審判機「レコード」發行承諾書 一 著作物ノ願書及種類 二 著作物ノ氏名 三 著作物ノ何某(何會社)ノ發行スルコトヲ承諾致候也 四 發行年月日 五 著作權者ノ住所



總レコードノ名稱及番號、内容ノ願號及種類並ニ發行所及製作所ノ名稱及所在地ヲ記載シタル願書ニ通シテ、總目録ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得、内務大臣ニ差出スヘシ

豫約出版法

(明治四十三年四月十六日) 法律第五十五號

第一條 代金ノ全部又ハ一部ヲ前收シ文書圖書ノ願書ヲ豫約スル出版ニ對シテハ出版法ニ依ルノ外尙本法ヲ適用ス

ニハ第二條ニ依リテ届出ヲ爲シタルコト及其ノ年月日ヲ記載スヘシ

第八條 保證金ニ對スル權利及義務ハ發行者變更ノ場合ニ於テ承繼發行者之ヲ承繼ス

利ニ處スヘキコトヲ規定シタルトキハ法人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

【第二條】 法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

豫約出版ニ關スル願届書式

(第一書式)

一 願號 豫約出版届(豫約着手十日以前二通)

出版關係法規及書式

(第二書式)

一 萬事項 豫約出版届出事項變更願

(第三書式)

一 願號 發行届

新聞紙法

(明治四十二年五月六日) 法律第四十一號

一 願號 願届(願書二通)

第一條 本法ニ於テ新聞紙ト稱スルハ一定ノ願號ヲ用ヒ時期ヲ定メ又ハ六箇月以内ノ期間ニ於テ時期ヲ定メスシテ發行スル著作物及定期時以外ニ木著作物ト



五 第一回發行ノ年月日  
 六 發行所及印刷所  
 七 持主ノ氏名、若シ法人ナルトキハ其ノ名稱及代表者ノ氏名  
 八 發行人、編輯人及印刷人ノ氏名年齢但シ編輯人二人以上アルトキハ其ノ主トシテ編輯事務ヲ擔當スル者ノ氏名年齢  
 前項ノ届出ハ持主又ハ其ノ法定代理人ノ連署シタル書面ヲ以テ第一回發行ノ日ヨリ十日以前ニ管轄地方官廳ニ提出スヘシ  
 第五條 前條第一項第一號乃至第三號ノ事項ノ變更ハ變更ノ日ヨリ十日以前ニ第四號若ハ第六號ノ事項又ハ持主、編輯人、印刷人ノ變更ハ變更前又ハ變更後七日以内ニ前條ノ手續ニ依リ發行人ヨリ之ヲ内務大臣ニ届出ツヘシ但シ持主變更ノ届出ニハ死亡ニ依ル場合ノ外新持主又ハ其ノ法定代理人ノ連署ヲ要ス  
 第六條 死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リタル發行人ノ權利及義務ヲ承繼シタル發行人ハ其ノ發行人ト爲リタル日ヨリ七日以内ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ前項ノ場合ノ外發行人ノ變更ハ變更ノ日ヨリ十日以前ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ  
 第七條 新聞紙ハ届出ヲ爲シタル發行時期又ハ發行休止ノ日ヨリ起算シテ百日間、三回發行ノ期間ヲ通シテ百日ヲ超ユル新聞紙ニ在リテハ三回發行ノ期間之ヲ發行セサルトキハ其ノ發行ヲ廢止シタルモノト爲ス  
 第八條 發行人若ハ編輯人死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リ復任ノ發行人若ハ編輯人ヲ定メサル間又ハ發行人若ハ編輯人一個月以上本法ヲ施行スル管轄領土外ニ旅行スル場合ニ於テハ假發行人若ハ假編輯人ヲ設タルニ非ザレハ新聞紙ノ發行ヲ爲スコトヲ得ス  
 第九條 編輯人ノ責任ニ關スル本法ノ規定ハ左ニ掲タル者ニ之ヲ準用ス  
 一 編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者  
 二 編輯人ノ責任ニ關スル本法ノ規定ハ左ニ掲タル者  
 三 正誤書、辯駁書ノ事項ニ付テハ其ノ掲載ヲ請求シタル者  
 第十條 新聞紙ニハ發行人、編輯人、印刷人ノ氏名及發行所ヲ掲載スヘシ  
 第十一條 新聞紙ハ發行ト同時ニ内務省ニ二部、管轄地方官廳、地方裁判所檢察局及區裁判所檢察局ニ各一部ヲ納ムヘシ  
 第十二條 時事ニ關スル事項ヲ掲載スル新聞紙ハ管轄地方官廳ニ保證トシテ左ノ金額ヲ納ムルニ非ザレハ之ヲ發行スルコトヲ得ス  
 一 東京市、大阪市及其ノ市外三里以内ノ地ニ於テハ二、人口七萬以上ノ市又ハ區及其ノ市又ハ區外一里以内ノ地ニ於テハ千圓  
 三 其ノ他ノ地方ニ於テハ五百圓  
 前項ノ金額ハ一個月三回以下發行スルモノニアリテハ其ノ半額トス  
 保證金ハ命令ヲ以テ定ムル種類ノ有價證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得  
 第十三條 保證金ニ對スル權利及義務ハ發行人變更ノ場合ニ於テ復任發行人ノ承繼スルモノトス  
 第十四條 保證金ハ發行ヲ廢止シタルトキニ非ザレハ其ノ還付ヲ請求シ又ハ其ノ債權ヲ讓渡スルコトヲ得

マ設タルニ非ザレハ新聞紙ノ發行ヲ爲スコトヲ得ス  
 發行人及編輯人ニ關スル本法ノ規定ハ假發行人及假編輯人ニ之ヲ準用ス  
 第九條 編輯人ノ責任ニ關スル本法ノ規定ハ左ニ掲タル者ニ之ヲ準用ス  
 一 編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者  
 二 編輯人ノ責任ニ關スル本法ノ規定ハ左ニ掲タル者  
 三 正誤書、辯駁書ノ事項ニ付テハ其ノ掲載ヲ請求シタル者  
 第十條 新聞紙ニハ發行人、編輯人、印刷人ノ氏名及發行所ヲ掲載スヘシ  
 第十一條 新聞紙ハ發行ト同時ニ内務省ニ二部、管轄地方官廳、地方裁判所檢察局及區裁判所檢察局ニ各一部ヲ納ムヘシ  
 第十二條 時事ニ關スル事項ヲ掲載スル新聞紙ハ管轄地方官廳ニ保證トシテ左ノ金額ヲ納ムルニ非ザレハ之ヲ發行スルコトヲ得ス  
 一 東京市、大阪市及其ノ市外三里以内ノ地ニ於テハ二、人口七萬以上ノ市又ハ區及其ノ市又ハ區外一里以内ノ地ニ於テハ千圓  
 三 其ノ他ノ地方ニ於テハ五百圓  
 前項ノ金額ハ一個月三回以下發行スルモノニアリテハ其ノ半額トス  
 保證金ハ命令ヲ以テ定ムル種類ノ有價證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得  
 第十三條 保證金ニ對スル權利及義務ハ發行人變更ノ場合ニ於テ復任發行人ノ承繼スルモノトス  
 第十四條 保證金ハ發行ヲ廢止シタルトキニ非ザレハ其ノ還付ヲ請求シ又ハ其ノ債權ヲ讓渡スルコトヲ得

ス但シ國稅徵收法及之ヲ準用スル法令ヲ適用シ又ハ名譽ニ對スル罪ニ因ル損害賠償ノ判決ヲ執行スルハ此ノ限ニ在ラス  
 第十五條 保證金ヲ納ムル新聞紙ニ關シ發行人又ハ編輯人罰金又ハ刑事訴訟費用ノ負擔確定ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ完納セサルトキハ檢事ハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ之ニ充ツルコトヲ得  
 第十六條 保證金ハ其ノ關聯ヲ生シタル場合ニ於テ之ヲ償補スルニ非ザレハ其ノ新聞紙ヲ發行スルコトヲ得ス但シ關聯ヲ生シタル日ヨリ七日以内ハ此ノ限ニ在ラス  
 第十七條 新聞紙ニ掲載シタル事項ノ錯誤ニ付其ノ事項ニ關スル本人又ハ直接關係者ヨリ正誤又ハ正誤書、辯駁書ノ掲載ヲ請求シタルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル後次回又ハ第三回ノ發行ニ於テ正誤ヲ爲シ又ハ正誤書、辯駁書ノ全文ヲ掲載スヘシ  
 正誤、辯駁ノ願旨法令ニ違反スルトキ又ハ請求者ノ氏名住所ヲ明記セサルトキハ之ヲ掲載スルコトヲ要セス  
 正誤書、辯駁書ノ字數原文ノ字數ヲ超過シタルトキハ其ノ超過ノ字數ニ付發行人ノ定メタル普通廣告料ト同一ノ料金を要求スルコトヲ得  
 第十八條 官報又ハ他ノ新聞紙ヨリ抄録セシ事項ニシテ官報又ハ新聞紙ニ於テ正誤シ又ハ正誤書、辯駁書ヲ掲載シタルトキハ本人又ハ直接關係者ノ請求ナシト雖其ノ官報又ハ新聞紙ヲ得タル後前條ノ例ニ依リ正誤シ又ハ正誤書、辯駁書ヲ掲載スヘシ何シ料金を要求スルコトヲ得ス  
 第十九條 新聞紙ハ公判ニ付スル以前ニ於テ豫警ノ内

其ノ他檢事ノ禁止メタル捜査又ハ檢察中ノ被告事件ニ關スル事項又ハ公判ヲ停止メタル訴訟ノ辯論ヲ掲載スルコトヲ得ス  
 第二十條 新聞紙ハ官署、公署又ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ニ於テ公ニセザル文書又ハ公開セザル會議ノ議事ヲ許可ヲ受ケスシテ掲載スルコトヲ得ス講義書又ハ新聞紙ニシテ公ニセラレサルモノ亦同  
 第二十一條 新聞紙ハ犯罪ヲ煽動シ又ハ犯罪者若ハ犯罪被害者ノ實情若ハ犯罪者若ハ犯罪被害者ノ姓名又ハ住所ヲ掲載スルコトヲ得ス  
 第二十二條 第四條乃至第六條ノ届出ヲ爲サス若ハ届出ヲナスモ實ヲ以テセス又ハ保證金ヲ納メ若ハ之ヲ償補スヘキ場合ニ於テ之ヲ納メ若ハ之ヲ償補セスシテ發行シタルトキハ正當ノ届出ヲ爲シ又ハ保證金ヲ納メ若ハ之ヲ償補スル迄管轄地方官廳ニ於テ新聞紙ノ發行ヲ禁止ムヘシ  
 第二十三條 内務大臣ハ新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ害シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ發賣及頒布ヲ禁止シ必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得  
 前項ノ場合ニ於テ内務大臣ハ同一ノ主旨ノ事項ヲ掲載ヲ禁止ムルコトヲ得  
 第二十四條 内務大臣ハ外國若ハ本法ヲ施行セザル帝國領土ニ於テ發行シタル新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ害シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ本法ヲ施行ノ地區内ニ於ケル發賣及頒布ヲ禁止シ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得  
 新聞紙ニ對シ一年以内ニ二回以上前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ内務大臣ハ其ノ新聞紙ヲ本法ヲ施行ノ區域内ニ輸入又ハ移入スルヲ禁止スルコトヲ得

第二十五條 前條ニ依リ禁止ノ命令ニ違反シテ輸入又ハ移入シタル新聞紙及第四十三條ニ依リ禁止ノ裁判ニ違反シテ發賣又ハ頒布スルノ目的ヲ以テ印刷シタル新聞紙ハ管轄地方官廳ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得  
 第二十六條 本法ニ依リ差押ヘタル新聞紙ニシテ二年以上其ノ差押ヲ解除セラレサルトキハ差押ヲ執行シタル行政官廳ニ於テ之ヲ處分スルコトヲ得  
 第二十七條 陸軍大臣、海軍大臣及外務大臣ハ新聞紙ニ對シ命令ヲ以テ軍事若ハ外交ニ關スル事項ノ掲載ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得  
 第二十八條 第二條ニ該當スル者ニシテ事實ヲ詐リ發行人又ハ編輯人ト爲リタルトキハ三月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第二十九條 第三條ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第三十條 第四條乃至第六條ノ届出ヲ爲サス若ハ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセス又ハ第四條第一項第一號、第四條乃至第六條ニ關シ届出ノ事項ニ違反シタル行為ヲ爲シ又ハ第十一條ニ違反シタルトキハ發行人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス  
 第三十一條 第四條第一項第二號又ハ第三號ニ關シ届出ノ事項ニ違反シタル行為ヲ爲シタルトキハ發行人及編輯人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス  
 第三十二條 第八條第一項ニ違反シタルトキハ發行人死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テハ實際發行ヲ爲シタル者、其ノ他ノ場合ニ於テハ發行人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス  
 第三十三條 第十條ニ違反シ又ハ掲載ニ實ヲ以テセサルトキハ發行人及編輯人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ料料

ニ處ス  
 第三十四條 第十二條第一項、第二項、第十六條ニ違反シ又ハ第二十二條ニ依リ禁止ノ命令ニ違反シタルトキハ發行人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第三十五條 第十七條第一項、第二項又ハ第十八條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五十圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス  
 第三十六條 第十九條、第二十條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第三十七條 第二十一條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ三月以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第三十八條 第二十三條ニ依リ禁止メタル命令、第二十四條ニ依リ禁止ノ命令、第四十三條ニ依リ禁止ノ命令、第二十四條ニ違反シタルトキハ發行人、編輯人ヲ六月以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス情ヲ知りテ其ノ新聞紙ヲ發賣又ハ頒布シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第三十九條 第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五條ニ依リ差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第四十條 第二十七條ニ依リ禁止メタル命令ニ違反シタルトキハ發行人、編輯人ヲ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第四十一條 安寧秩序ヲ害シ又ハ風俗ヲ害スル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人、編輯人ヲ六月以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第四十二條 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政體ヲ變改シ又ハ朝憲ヲ紊亂セムトスルノ事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルト



出版關係法規及書式

キハ發行人、編輯人、印刷人ヲ二年以下ノ禁錮及三百圓以下ノ罰金ニ處ス
第四十三條 第四十條乃至第四十二條ニ依リ處罰スル場合ニ於テ裁判所ハ其ノ新聞紙ノ發行ヲ禁止スルコトヲ得
第四十四條 本法ニ定メタル犯罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ
第四十五條 新聞紙ニ掲載シタル事項ニ付名譽ニ對スル罪ノ公訴ヲ提起シタル場合ニ於テ其ノ私行ニ涉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ惡意ニ出テス事ヲ公證スルコトヲ許スコトヲ得若シテ公證ノ確立ヲ得タルトキハ其ノ行爲ハ之ヲ罰セズ公訴ニ關聯スル損害賠償ノ訴ニ對シテハ其ノ義務ヲ免ル

新聞紙ニ關スル願届書式

新聞紙發行届(第一回發行年月日ヨリ)
一 願届 何々
二 掲載事項ノ種類 何々
三 時事ニ關スル事項掲載ノ有無(有、無)

四 發行時期 日刊又ハ毎月何回(何日若クハ不定)
五 第一回發行年月日 何年何月何日
六 發行所所在地及名稱
七 印刷所所在地及名稱 同 上
八 持主氏名、原籍、居住地、生年月日
九 發行人 同上
十 編輯人 同上
十一 印刷人 同上
右ハ新聞紙法ニ據リ發行致シ候間(管轄廳ニ保證金何圓納置候條)此段及御届候也
年 月 日
發行人 氏 名
持主 氏 名
内務大臣宛

(第二書式)

新聞紙改題届
一 現在ノ願届
二 變更ノ願届
右ノ年月日ヨリ改題致候間此段御届申上候也
年 月 日
住所
發行人 氏 名
内務大臣宛

(第三書式)

何新聞紙ノ種類變更届
一 現在ノ記事ノ種類
二 變更ノ記事ノ種類
右ノ年月日ヨリ變更致候間此段御届申上候也(保證金ヲ納メス發行シタルモノヲ變更シテ保證金ヲ要スルモノト爲サントスルノ例ハ左ノ如シ)
右ノ年月日ヨリ變更致候ニ付保證金何圓(若ハ有テ)管轄廳ヘ納置候間此段御届申上候也
年 月 日
發行人 氏 名
編輯人 氏 名
印刷人 氏 名
内務大臣宛

(第四書式)(甲)

何新聞紙發行人變更届
現在發行人 氏 名
原籍及居住ノ地
新發行人 氏 名
右ノ年月日ヨリ變更致候間此段御届申上候也
年 月 日
現在發行人 氏 名
新發行人 氏 名
内務大臣宛

何新聞紙發行人變更届
舊發行人 氏 名
原籍及居住ノ地
新發行人 氏 名
右舊發行人何年月日死去(法律上資格ヲ失ヒ)候ニ付(何誰假發行人ノ名義ヲ以テ引續發行致居候處)年月日ヨリ右ノ通り變更致候間此段御届申上候也
年 月 日
舊發行人 氏 名
(發行人死亡シタルトキハ其親族連署ス)
假發行人 氏 名
(假發行人アリタルトキハ連署ス)
原籍及居住ノ地
新發行人 氏 名
内務大臣宛

(第五書式)

何新聞紙編輯人(印刷人)變更届
舊編輯人(舊印刷人) 氏 名
原籍及居住ノ地
新編輯人(新印刷人) 氏 名
右ノ通り年月日ヨリ變更致候間此段御届申上候也
年 月 日
舊編輯人(舊印刷人) 氏 名
新編輯人(新印刷人) 氏 名
内務大臣宛

出版關係法規及書式

何新聞紙發行時期變更届
一 舊發行ノ時期
二 新發行ノ時期
右ノ通り年月日ヨリ變更致候間此段御届申上候也
年 月 日
發行人 氏 名
内務大臣宛

(第六書式)

何新聞紙發行所(印刷所)變更届
一 舊發行所(舊印刷所)所在地及名稱
二 新發行所(新印刷所)所在地及名稱
右ノ通り年月日ヨリ變更致候間此段御届申上候也
年 月 日
發行人 氏 名
内務大臣宛

(第七書式)

保證金ニ充ツヘキ有價證券
(明治四十三年四月)
(内務省令第十五號)
新聞紙法第十二條第三項及豫約出版法第四條第二項ニ依リ管轄地方官廳ニ納ムヘキ保證金ニ充ツルコトヲ得ル有價證券ノ種類左ノ如シ

納本ニ就テノ注意

一 國債證券
二 勸業債券
三 日本興業銀行債券
前項各證券ノ價格ハ國債證券ヲ除クノ外各地方ニ於ケル前月中ノ平均市場價格ノ十分ノ八ノ額トス但シ取引所ナキ地方ニ在リテハ最近取引所ニ於ケル取引價格ニ依ル
附則
明治四十二年五月内務省令第十五條ハ之ヲ廢止ス(備考) 明治四十二年(五月)内務省令第十五號ハ新聞紙法ニ依リ管轄地方官廳ニ納ムヘキ保證金ニ充ツルコトヲ得ル有價證券ノ種類規定ノ件ナリ

納本 有ハ有保 納本 有ハ有保
納本 有ハ有保 納本 有ハ有保
納本 有ハ有保 納本 有ハ有保
納本 有ハ有保 納本 有ハ有保



著作權法

(明治三十三年三月四日)

改正 明治四十三年法律第六三號、大正九年法律第六〇號、昭和六年法律第六四號、法未施行セラレサルニツキ本法規類ノ最終ニ附載ス

第一章 著作ノ權利
第一條 文藝演述圖書建築彫刻複製寫真演奏歌唱其ノ他文藝學術若ハ美術(音樂ヲ含ム以下ニ同シ)ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作權ハ其ノ著作物ヲ複製スルノ權利ヲ專有ス
第二條 著作權ハ著作物ノ著作權ヲ包含シ各種ノ脚本及樂譜ノ著作權ハ發行權ヲ包含ス
第三條 著作權ハ發行權ハ發行權ヲ包含ス
第四條 著作權ハ發行權ハ發行權ヲ包含ス
第五條 無名又ハ變名著作物ノ著作權ハ發行又ハ興行ノトキヨリ三十年間繼續ス
第六條 官公衛學校寺社會社其ノ他團體ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ發行又ハ興行シタル著作物ノ著作權ハ發行又ハ興行ノトキヨリ三十年間繼續ス

第七條 著作權者原著作物發行ノトキヨリ十年内ニ其ノ複製物ヲ發行セザルトキハ其ノ複製權ハ消滅ス
第八條 冊籍ヲ逐ヒ順次ニ發行スル著作物ニ關シテハ前四條ノ期間ハ每冊若ハ每號發行ノトキヨリ起算ス
第九條 前六條ノ場合ニ於テ著作權ノ期間ヲ計算スルニハ著作物死亡ノ年又ハ著作物ヲ發行又ハ興行シタル年ヨリ起算ス
第十條 相続人ナキ場合ニ於テ著作權ハ消滅ス
第十一條 左ニ記載シタルモノハ著作權ノ目的物ト爲ルコトヲ得ス
一 法律命令及官公文書
二 新聞紙又ハ雜誌ニ掲載シタル雜報及時事ヲ報道スル記事
三 公開セル裁判所、議會並政黨議會ニ於テ爲シタル演說
第十二條 無名又ハ變名著作物ノ發行又ハ興行者ハ著作權者ニ屬スル權利ヲ保全スルコトヲ得但シ著作物者其ノ實名ノ登錄ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第十三條 數人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作權ハ各著作物者ノ分擔シタル部分別瞭ナラサル場合ニ於テ著作物中ニ其ノ發行又ハ興行ヲ担ム者アルトキハ他ノ著作物者ハ其ノ者ニ賠償シテ其ノ持分ヲ取得スルコトヲ得

第十四條 數多ノ著作物ヲ編纂シタル者ハ著作物者ト看做シ其ノ編輯物全部ニ付テノ著作權ヲ有ス但シ各部ノ著作權ハ其ノ著作物者ニ屬ス
第十五條 著作權ノ相續繼承及買入ハ其ノ登錄ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス無名又ハ變名著作物ノ著作權ハ現ニ其ノ著作權ヲ有スルト否トニ拘ラス其ノ實名ノ登錄ヲ受ケタルコトヲ得
第十六條 登錄ハ行政廳ニ行フ
第十七條 未タ發行又ハ興行セザル著作物ノ原本及其ノ著作權ハ債權者ノ爲ニ讓渡ヲ受ケタルコトナシ但シ著作權者ニ於テ承諾ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第十八條 他人ノ著作物ヲ發行又ハ興行スル場合ニ於テハ著作物者ノ生存中ハ著作物者カ現ニ其ノ著作權ヲ有スルト否トニ拘ラス其ノ同意ナクシテ著作物者ノ姓名稱號ヲ變更ハ隱匿シ又ハ其ノ著作物ニ改題其ノ他ノ變更ヲ加ヘ若ハ其ノ題號ヲ改ムルコトヲ得ス
他人ノ著作物ヲ發行又ハ興行スル場合ニ於テハ著作物者ノ死後ハ著作權ノ消滅シタル後ト雖モ其ノ著作物

出版關係法規及書式

ニ改題其ノ他ノ變更ヲ加ヘテ著作物ノ意ヲ害シ又ハ其ノ題號ヲ改メ若ハ著作物ノ姓名稱號ヲ變更若ハ隱匿スルコトヲ得ス
第十九條 原著作物ニ關シテ、傍詞、句讀、批評、註解、附註、圖書ヲ加ヘ又ハ其ノ他ノ修正増補ヲ爲シ若ハ題號シタルカ爲新ニ著作權ヲ生スルコトナシ但シ新著作物ト看做サルヘキモノハ此ノ限ニ在ラス
第二十條 新聞紙又ハ雜誌ニ掲載シタル政治上ノ時事問題ヲ論議シタル記事(學術上ノ著作物ヲ除ク)ハ特ニ轉載ヲ禁スル旨ノ明記ナキトキハ其ノ出所ヲ明示シテ之ヲ他ノ新聞紙又ハ雜誌ニ轉載スルコトヲ得
第二十一條 時事問題ニ付テノ公開演説ハ著作物者ノ氏名、演説ノ時及場所ヲ明示シテ之ヲ新聞紙又ハ雜誌ニ掲載スルコトヲ得但シ同一著作物ノ演説ヲ複製スル場合ハ其ノ著作物者ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス但シ原著作物者ノ權利ハ之ヲ妨ケラズルコトナシ
第二十二條 原著作物ト異リタル技術ニ依リ適法ニ美術上ノ著作物ヲ複製シタル者ハ著作物ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス
第二十三條 文藝、學術又ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作權ハ其ノ著作物ヲ活動寫眞術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ複製(脚色シテ映畫ト爲ス場合ヲ含ム)シ及興行スルノ權利ヲ包含ス
第二十四條 活動寫眞術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ノ著作權ハ文藝、學術又ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作權トシテ本法ノ保護ヲ

享有ス其ノ保護ノ期間ニ付テハ獨創性ヲ有スルモノニ在リテハ第三條乃至第六條及第九條ノ規定ヲ適用シ之ヲ缺クモノニ在リテハ第二十三條ノ規定ヲ適用ス
第二十五條 他人ノ著作物ヲ活動寫眞術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ複製(脚色シテ映畫ト爲ス場合ヲ含ム)シタル者ハ著作物ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス但シ原著作物者ノ權利ハ之ヲ妨ケラズルコトナシ
第二十六條 文藝、學術又ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作權ハ其ノ著作物ノ無線電波ニ依リ放送ヲ許スルノ權利ヲ包含ス
無線電波法及之ニ基キ發スル命令ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル放送無線電波施設者ハ既ニ發行又ハ興行シタル他人ノ著作物ヲ放送セントスルトキハ著作權者ト協議ヲ爲スコトヲ要ス協議調ハサルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ定ムル相當ノ價金ヲ支拂ヒ其ノ著作物ヲ放送スルコトヲ得
前項ノ價金ノ額ニ付關シテハ民事裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第二十七條 寫眞著作權ハ十年間繼續ス
前項ノ期間ハ其ノ著作物ヲ始メテ發行シタル年ノ翌年ヨリ起算ス若シ發行セザルトキハ複製板ヲ製作シタル年ノ翌年ヨリ起算ス
寫眞術ニ依リ適法ニ美術上ノ著作物ヲ複製シタル者ハ原著作物ノ著作權ト同一ノ期間内本法ノ保護ヲ享有ス但シ當事者間ニ契約アルトキハ其ノ契約ノ制限ニ從フ
第二十八條 文藝學術ノ著作物中ニ挿入シタル寫眞ニシテ特ニ其ノ著作物ノ爲ニ製作シ又ハ著作セシメタ

ルモノナルトキハ其ノ著作權ハ文藝學術ノ著作物ノ著作權ニ屬シ其ノ著作權ト同一ノ期間内繼續ス
第二十九條 他人ノ著作權ニ依リ著作シタル寫眞像ノ著作權ハ其ノ寫眞像ニ屬ス
第二十六條 寫眞ニ關スル規定ハ寫眞像ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ニ準用ス
第二十七條 著作權者ノ不明ナル著作物ニシテ未タ發行又ハ興行セザルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ發行又ハ興行スルコトヲ得
第二十八條 外國人ノ著作權ニ付テハ條約ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外本法ノ規定ヲ適用ス但シ著作權保護ニ關シ條約ニ規定ナキ場合ニハ帝國ニ於テ始メテ其ノ著作物ヲ發行シタル者ニ限リ本法ノ保護ヲ享有ス
第二章 偽作
第二十九條 著作權ヲ侵害シタル者ハ偽作者トシ本法ニ規定シタルモノハ、外民法第三編第五章ノ規定ニ從ヒ之ニ依リテ生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス
第三十條 既ニ發行シタル著作物ヲ左ノ方法ニ依リ複製スルハ偽作ト看做サス
第一 發行スルノ意志ナク且機械的又ハ化學的方法ニ依ラスシテ複製スルコト
第二 自己ノ著作物中ニ正當ノ範圍内ニ於テ節錄引用スルコト
第三 普通教育上ノ修身書及讀本ノ目的ニ供スル爲ニ正當ノ範圍内ニ於テ抜萃蒐輯スルコト
第四 文藝學術ノ著作物ノ文句ヲ自己ノ著作シタル脚本ニ挿入シ又ハ樂譜ニ充用スルコト
第五 文藝學術ノ著作物ヲ説明スルノ材料トシテ美術上ノ著作物ヲ挿入シ又ハ美術上ノ著作物ヲ説明



スルノ材料トシテ文學學術ノ著作ヲ挿入スルコト

第六 圖書ヲ彫刻物模倣ニ作リ又ハ彫刻物模倣ヲ圖書ニ作ルコト

木條ノ場合ニ於テハ其ノ出所ヲ明示スルコトヲ要ス

第三十一條 帝國ニ於テ發賣額布スルノ目的ヲ以テ著作ヲ輸入スル者ハ偽作者ト看做ス

第三十二條 圖書用ノ偽ニ著作シタル問題ノ解答書ヲ發行スル者ハ偽作者ト看做ス

第三十三條 剽竊(明治四十三年法律第六三號ヲ以テ追加、昭和六年同第六四號ヲ以テ削除)

第三十二條ノ三 書ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ他人ノ著作ヲ寫調スル者ハ偽作者ト看做ス

第三十三條 偽意ニシテ且過失ヲ偽作者トシテ利益ヲ受ケ之カ爲ニ他人ニ損失ヲ及ホシタル者ハ其ノ利益ノ存スル限度ニ於テ之ヲ返還スル義務ヲ負フ

第三十四條 數人ノ合著作ニ係ル著作ノ著作權者ハ偽作ニ對シ他ノ著作權者ノ同意ナクシテ告訴ヲ爲シ及自己ノ持分ニ對シテ利益ノ返還ヲ請求シ又ハ自己ノ持分ニ應ジテ前條ノ利益ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第三十五條 偽作ニ對シ民事ノ訴訟ヲ提起スル場合ニ於テハ既ニ發行シタル著作物ニ於テ其ノ著作權者トシテ氏名ヲ掲ケタル者ヲ以テ著作權者ト推定ス

無名又ハ匿名著作物ニ於テハ其ノ著作權者ト發行者トシテ氏名ヲ掲ケタル者ヲ以テ其ノ著作權者ト推定ス

未タ發行セザル脚本、樂譜及活動寫眞術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ノ發行ニ關シテハ其ノ發行ニ著作權者トシテ氏名ヲ顯ハシタル者ヲ以テ其ノ著作權者ト推定ス

第三十六條 著作權ノ氏名ヲ顯ハサルトキハ其ノ執行者ヲ以テ其ノ著作權者ト推定ス

第三十七條 偽作ニ關シ民事ノ出訴又ハ刑事ノ起訴アリタルトキハ裁判所ハ原告又ハ告訴人ノ申請ニ依リ保護ヲ立テシメ又ハ立テシメシテ假ニ偽作ノ疑アル著作物ノ發賣額布ヲ禁止シメ若ハ之ヲ差押ヘ又ハ其ノ執行ヲ禁止ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ偽作ニ非サル旨ノ判決確定シタルトキハ申請者ハ差止又ハ差押ヨリ生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ズ

第三十八條ノ二 第十八條ノ規定ニ違反シタル行為ヲ爲シタル者ニ對シテハ著作權者ハ著作權者タルコトヲ確信シ又ハ訂正其ノ他其ノ聲望名譽ヲ回復スルニ適當ナル處分ヲ請求シ及民法第三編第五章ノ規程ニ從ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第十八條ノ規定ニ違反シタル行為ヲ爲シタル者ニ對シテハ著作權者ノ死後ニ於テハ著作權者ノ親族ニ於テ其名譽ヲ回復スルニ適當ナル處分ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ民事ノ訴訟ニ付テハ前二條ノ規定ヲ準用ス

第三章 罰則

第三十七條 偽作ヲ爲シタル者及情ヲ知テ偽作物ヲ發賣シ又ハ頒布シタル者ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 第十八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十三條ノ規定ニ違反シテ所シテ發賣額布シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 著作權者ニ非サル者ノ氏名ヲ顯シテ著作物ヲ發行シタル者ハ三十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 剽竊(明治四十三年法律第六三號ヲ以テ全部改正、昭和六年同第六四號ヲ以テ削除)

第四十二條 虛偽ノ發賣額受ケタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 偽作物及專ラ偽作ノ用ニ供シタル機械器具ハ偽作者、印刷者、發賣者及頒布者ノ所有ニ在ル場合ニ限リ之ヲ沒收ス

第四十四條 本章ニ規定シタル罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ス但シ第三十八條ノ場合ニ於テ著作權者ノ死亡シタルトキ並第四十條乃至第四十二條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十五條 本章ノ罪ニ對スル公訴ノ時効ハ二年ヲ經過スルニ因リテ完成ス

第四章 附則

第四十六條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治三十二年勅令第三百十三號ヲ以テ同年七月十五日ヨリ施行)

明治二十六年法律第十六號版權法明治二十年勅令第七十八號脚本樂譜條例明治二十年勅令第七十九號寫眞版條例ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

第四十七條 本法施行前ニ著作權ノ消滅セザル著作物ハ本法施行ノ日ヨリ本法ノ保護ヲ享ス

第四十八條 本法施行前偽作ト認メラレザリシ複製物ニシテ既ニ複製シタルモノ又ハ複製ニ着手シタルモノハ之ヲ完成シテ發賣額布スルコトヲ得

前項ノ複製ノ用ニ供シタル機械器具ノ現在スルトキノ罰金ニ處ス

ハ本法施行後五年間仍其ノ複製ノ爲ニ之ヲ使用スルコトヲ得

第四十九條 本法施行前翻譯シ又ハ翻譯ニ着手シ其ノ當時ニ於テ偽作ト認メラレザリシモノハ之ヲ完成シテ發賣額布スルコトヲ得但シ其ノ翻譯物ハ本法施行後七年内ニ發行スルコトヲ要ス

前項ノ翻譯物ハ發行後五年間仍之ヲ複製スルコトヲ得

第五十條 本法施行前既ニ發行シ若ハ發行ニ着手シ其ノ當時ニ於テ偽作ト認メラレザリシモノハ本法施行後五年間仍之ヲ發行スルコトヲ得

第五十一條 第四十八條乃至第五十條ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル手續ヲ履行スルニ非サレハ其複製物ヲ發賣額布シ又ハ發行スルコトヲ得ス

第二章 著作權ニ關スル登録

(昭和六年七月二十八日) (內務省令第十八號)

第一條 著作權ニ關スル登録ヲ受ケントスル者ハ左ノ區別ニ從ヒ登録ノ目的ヲ明示シ且各列記事項ヲ記載シタル申請書ヲ内務大臣ニ提出スヘシ

一 著作權ノ相續登録ヲ申請スル場合

著作權ノ相續及著作物ヲ組成スル冊(圖)數

著作權ノ相續アリタル年月日

被相續人ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍

相續人ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍

登録税ノ金額

二 著作權ノ譲渡又ハ著作權ヲ目的トスル質權ノ設定登録ヲ申請スル場合

著作權ノ譲渡及著作物ヲ組成スル冊(圖)數

著作權ヲ譲渡又ハ著作權ヲ目的トスル質權ノ設定アリタル年月日

譲渡人又ハ質權設定者ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍

譲受人又ハ質權者ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍

著作權ヲ目的トスル質權ノ設定登録ヲ申請スル場合ニ於テハ質權ノ設定登録ヲ申請スル場合ニ於テハ質權ノ金額(若シ一定ノ價額金額ナキトキハ著作權ノ價額)

登録税ノ金額

三 著作權ヲ目的トスル質權ノ相續登録ヲ申請スル場合

著作權ノ相續及著作物ヲ組成スル冊(圖)數

著作權ヲ目的トスル質權設定登録ノ年月日及登録番號

著作權ヲ目的トスル質權ノ相續アリタル年月日

質權被相續人ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍

質權相續人ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍

登録税ノ金額

四 著作權ヲ目的トスル質權ノ讓渡登録ヲ申請スル場合

著作權ノ讓渡及著作物ヲ組成スル冊(圖)數

著作權ヲ目的トスル質權設定登録ノ年月日及登録番號

五 著作權ノ信託登録ヲ申請スル場合

著作權ノ信託及著作物ヲ組成スル冊(圖)數

著作權ノ信託アリタル年月日

委託者、受託者、受益者及信託管理人ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍

信託ノ目的、信託財產ノ管理方法、信託終了ノ事由其ノ他信託ノ條項

登録税ノ金額

六 質名登録ヲ申請スル場合

著作權ノ相續及著作物ヲ組成スル冊(圖)數

無名又ハ匿名著作物ヲ初テ發行又ハ發行シタル年月日

著作權者ノ氏名(若シ著作權者ナキトキハ其ノ質)

著作權者ノ質名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍

發行者又ハ興行者ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍

登録税ノ金額

七 登録ノ變更、更正若ハ抹消又ハ抹消シタル登録ノ回復ヲ申請スル場合

著作權ノ相續及著作物ヲ組成スル冊(圖)數

變更、更正、抹消又ハ回復ヲ爲スルコトヲ要



スルニ至リタル事由  
變更、更正、抹消又ハ回復ヲ受ケヘキ登録ノ  
年月日及登録番號  
變更、更正、抹消又ハ回復ヲ爲スヘキ事項  
登録税ノ金額

第二條 登録申請書ハ一件毎ニ一通ヲ作り申請ノ年月  
日記載シ且申請人ノ記名捺印スヘシ  
著作權若ハ之ヲ目的トスル質權ノ讓渡登録等申請ス  
ル場合ニ於テハ讓受人讓渡人、著作權ヲ目的トス  
ル質權ノ設定登録ヲ申請スル場合ニ於テハ質權者及  
質權設定者、著作權ノ信託登録ヲ申請スル場合ニ於  
テハ受託者及委託者雙方其ノ登録申請書ニ記名捺印  
スルコトヲ要ス但シ登録申請書ニ登録原因ヲ附シタル  
ニ足ルヘキ書面又ハ相手方ノ承諾書ヲ添付シタルト  
キハ讓受人、質權者又ハ受託者ノ記名捺印ニテ  
足ル

第三條 著作權ノ一部移轉又ハ制限附移轉ノ登録ヲ申  
請スル場合ニ於テハ移轉スヘキ權利ノ部分又ハ制限  
ヲ登録申請書ニ記載スヘシ著作權又ハ之ヲ目的トス  
ル質權ノ承継人カ多數ナル場合ニ於テ登録原因ニ特  
分ノ定アルトキ其ノ特分ニ付同シ

第四條 著作權ノ相續、讓渡、信託若ハ著作權ヲ目的  
トスル質權ノ設定ノ登録又ハ質權登録ノ申請スル場合  
ニ於テハ登録申請書ニ著作權ノ明細書ヲ添付スヘシ

第五條 著作權ノ明細書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ  
一 著作權ノ種類  
二 著作權ノ氏名及外國人ナルトキハ其ノ國籍  
三 既ニ發行シタル著作權ナルトキハ初テ  
發行又ハ再發行シタル際ハシタル著作權ノ實名又  
ハ變名(若シ無名著作權ナルトキハ其ノ旨)

四 著作ノ年月日及外國人ノ著作シタル著作權ニ關  
スル登録ノ場合ニ在リテハ其ノ著作權ノ初テ發行  
シタル國名  
五 著作權ノ初テ發行又ハ再發行シタル年月日(若シ  
未タ發行又ハ再發行ヲ爲ササルモノナルトキハ其ノ  
旨)  
六 著作權ノ種類及内容又ハ關係若シ著作權ノ體權  
ヲ明瞭ナラシムル爲ニ必要ナルトキハ其ノ圖面、寫  
眞等ヲ添付スヘシ  
七 著作權ノ付託ニ登録ヲ受ケタルコトアルトキハ  
前條ノ年月日及登録番號  
八 著作權ノ年日及登録番號  
九 著作權ノ年日及登録番號  
十 著作權ノ年日及登録番號

第六條 左ノ場合ニ於テハ其ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘ  
キ書類又ハ證明書ノ原本又ハ抄本ヲ登録申請書ニ添附  
スヘシ  
一 登録原因カ相續其ノ他ノ一般承継ナル場合  
二 申請人タルヘキ者ノ相續人其ノ他ノ一般承継人  
ニ於テ登録ヲ申請スル場合  
三 登録名義人ノ表示ノ變更又ハ更正ノ登録ヲ申請  
スル場合  
第七條 登録法施行規則第四條第一項ノ場合ニ於テ  
既ニ登記所又ハ登録官廳ニ於テ登記又ハ登録ヲ受ケ  
タルコトアルトキハ登録申請書ニ其ノ登記所又ハ登  
録官廳ノ交付シタル登録ノ受領證明書ヲ添付スヘシ

第八條 登録ノ變更、更正若ハ抹消又ハ抹消シタル登  
録ノ回復ヲ申請スル場合ニ於テ登録上利害關係者有  
スル者アルトキハ登録申請書ニ其ノ承諾書又ハ其ノ  
第九條 對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ原本ヲ添付スヘシ  
第十條 內務大臣ハ登録申請書ヲ受理シタルトキハ之  
ヲ登録簿ニ登録ス

第十條 內務大臣ハ登録ヲ完了シタルトキハ官報ニ  
公告シ且申請人ニ通知ス

第十一條 登録法施行規則第四條第一項ノ規定ニ依  
リ登録税ヲ徵收スル場合ニ於テハ後ニ登記又ハ登録  
ヲ申請スヘキ登記所又ハ登録官廳ノ徵收シ課税價  
額ヲ記載シタル登録税ノ受領證明書申請人ニ交付スル  
モノトス但シ二通以上ノ受領證明書交付スルトキハ各  
通ニ番號ヲ附ス

第十二條 何人ト雖モ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付シ  
テ登録簿ノ原本若ハ抄本ノ交付ヲ申請シ又ハ利害ノ  
關係アル部分ニ限リ登録簿若ハ其ノ附屬書類ノ閲覧  
ヲ申請スルコトヲ得  
一 登録簿ノ原本又ハ抄本ノ交付  
用紙一枚ニ付(一枚ニ滿チサルモノト雖)金三十錢  
二 登録簿又ハ其ノ附屬書類ノ閲覧 金三十錢  
前項ノ手数料ハ申請書ニ收入印紙ヲ貼付シテ之ヲ納  
付スヘシ

第十三條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ  
記載シ且記名捺印シタル申請書ヲ內務大臣ニ提出ス  
ヘシ  
一 著作權ノ種類及著作權ノ氏名  
二 登録ノ年月日及登録番號  
三 手数料ノ金額  
四 申請ノ年月日

第十四條 登録簿ノ抄本ノ交付ヲ申請スル場合ニ於テ  
ハ其ノ申請書ニ抄本ノ交付ヲ申請スル部分ヲ記載ス  
ヘシ

第十五條 著作權法第二十二條ノ五第二項ノ規定ニ依

第二章 著作權ノ放送

第十五條 著作權法第二十二條ノ五第二項ノ規定ニ依

リ放送無線電話施設者カ著作權者トノ協議調ハサル  
著作權者ノ放送セントスルトキハ放送ノ日ヨリ十日前  
迄ニ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ內務大臣ニ提出  
シ決定ヲ求ムヘシ  
一 著作權ノ種類及著作權ノ氏名並ニ外國人ナルト  
キハ其ノ國籍  
二 著作權ノ種類及内容  
三 著作權ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其  
ノ國籍  
四 放送ノ日時及場所  
五 放送ノ見聞金額及其ノ算定基準  
六 放送ノ必要トスル事由  
七 放送ノ必要トスル事由  
八 著作權者トノ協議調ハサル事由  
前項ノ申請書ニハ著作權者ノ意見書ヲ添付スルコト  
ヲ要ス若シ之ヲ添付スルコト能ハサルトキハ申請書  
ニ其ノ事由ヲ附記スヘシ

第十六條 內務大臣カ前條ノ申請ヲ認ムル旨ノ決定ヲ  
爲ス場合ニ於テハ價金ニ付テモ之カ決定ヲ爲スモノ  
トス

第十七條 內務大臣カ第十五條ノ申請ヲ認ムル旨ノ決  
定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ著作權者ニ通知ス  
前項ノ通知書ニハ著作權ノ種類及著作權ノ氏名、放  
送ノ日時及場所並ニ決定シタル價金ノ額ヲ記載スル  
モノトス

第十八條 第十六條ノ申請ヲ認ムル旨ノ決定ヲ受ケタ  
ル後放送無線電話施設者カ放送ノ日時又ハ場所ヲ變  
更セントスルトキハ豫メ其ノ旨ヲ內務大臣ニ届出テ  
且著作權者ニ通知スヘシ

第十九條 著作權法第二十七條ノ規定ニ依リ著作權者  
發行又ハ再發行セントスル者ハ左ノ事項ヲ官報並ニ東  
京市及大阪市ニ於テ發行セラル、各二種以上ノ主  
ル新聞紙ニ三回以上公告スルコトヲ要ス  
一 著作權法第二十七條ノ規定ニ依リ著作權者發行  
又ハ再發行セントスル旨  
二 著作權ノ種類及著作權ノ實名又ハ變名(若シ無  
名著作權ナルトキハ其ノ旨)  
三 六月以上ノ一定ノ期間ヲ定メ著作權者アラハ其  
ノ期間内ニ權利ヲ主張スヘキ旨ノ報告  
四 著作權者發行又ハ再發行セントスル者ノ氏名及住  
所  
著作權者ノ住所明ラカナルトキハ其ノ住所ニ於テ發  
行セラル、一種又ハ數種ノ新聞紙ニモ亦前項ノ規定  
ニ準シ公告スルコトヲ要ス

第二十條 前條ノ公告ヲ爲シタル者ハ其ノ公告ヲ最終  
ニ掲載シタル官報又ハ新聞紙ノ發行ノ日ノ翌日ヨリ  
起算シ前條第一項第三號ノ期間内ニ著作權者主張ス  
ル者ナキトキニ限リ著作權者發行又ハ再發行スルコト  
ヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル登録ニ關スル處分及手續ハ  
本則ニ依リ爲シタルモノト看做ス

著作權ニ關スル登録  
申請書々々式

(1) 著作權相續登録申請書  
著作權ノ種類及著作權者ノ氏名(個)數  
何々々 全何冊(個、枚)  
著作權ノ相續アリタル年月日  
何年何月何日相續  
被相續人ノ氏名  
何 某(外國人ナ 國籍何國)  
何(ルトキハハ 國籍何國)  
住所 何府縣何郡市何町村何番地  
登録税ノ金額 圓也  
金何 圓也  
右著作權相續登録相成度著作權ノ明細書及戶籍簿  
(抄)本相添此段及申請候也  
年月日 右申請人 何 某 啓

內務大臣宛  
(著作權法施行規則第一條第二號ノ書式)  
(2) 著作權讓渡(著作權ヲ目的トスル質權  
設定)登録申請書



出版關係法規及書式

著作物ノ願號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數  
何々々々 全何冊(箇、枚)  
著作權讓渡(著作權ヲ目的トスル質權設定)アリタル年月日  
何年何月何日讓渡(質權設定)  
讓渡人(質權設定者)氏名及住所  
何 某(外國人ナ 國籍何國) ルトキハ  
住所 何府縣何郡市何町村何番地  
讓受人(質權者)氏名及住所  
何 某(外國人ナ 國籍何國) ルトキハ  
住所 何府縣何郡市何町村何番地  
登錄税ノ金額(債權金額)  
金何圓也(債權金額ナシ、著作權ノ價格金何圓也)  
右著作權讓渡(著作權ヲ目的トスル質權設定)登錄相成度著作物ノ明細書(讓受人又ハ質權者ノミ)讓渡人(質權設定者)ノ承諾書(裁判ノ謄本、登記簿ノ謄本等)相添此段及申請候也  
年月日  
右申請人 某印  
讓受人(質權設定者) 何 某印  
讓受人(質權者) 何 某印  
(著作權法施行規則第一條第三號ノ書式)  
內務大臣宛  
(3)著作權ヲ目的トスル質權相續登錄申請書  
著作物ノ願號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數  
何々々々 全何冊(箇、枚)

著作權ヲ目的トスル質權設定登錄ノ年月日及登錄番號  
何年何月何日第何號  
質權ノ相續アリタル年月日  
何年何月何日相續  
被相續人ノ氏名  
何 某(外國人ナ 國籍何國) ルトキハ  
相續人氏名住所  
何 某(外國人ナ 國籍何國) ルトキハ  
住所 何府縣何郡市何町村何番地  
登錄税ノ金額  
金何圓也  
右著作權ヲ目的トスル質權相續登錄相成度戸籍謄(抄)本相添此段及申請候也  
年月日  
右申請人 某印  
內務大臣宛  
(4)著作權ヲ目的トスル質權讓渡登錄申請書  
著作物ノ願號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數  
何々々々 全何冊(箇、枚)  
質權設定登錄年月日及登錄番號  
何年何月何日第何號  
質權讓渡アリタル年月日  
何年何月何日讓渡  
質權讓渡人ノ氏名及住所  
何 某(外國人ナ 國籍何國) ルトキハ

住所 何府縣何郡市何町村何番地  
質權讓受人氏名及住所  
何 某(外國人ナ 國籍何國) ルトキハ  
住所 何府縣何郡市何町村何番地  
登錄税ノ金額  
金何圓也  
右著作權ヲ目的トスル質權讓渡登錄相成度(讓渡人ノ記名捺印)讓渡人ノ承諾書「裁判ノ謄本」「登記簿謄本」相添此段及申請候也  
年月日  
右申請人 某印  
讓受人 何 某印  
讓受人 何 某印  
(著作權法施行規則第一條第五號ノ書式)  
內務大臣宛  
(5)著作權ノ信託登錄申請書  
著作物ノ願號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數  
何々々々 全何冊(箇、枚)  
著作權ノ信託アリタル年月日  
何年何月何日信託  
委託者氏名及住所  
何 某(外國人ナ 國籍何國) ルトキハ  
住所 何府縣何郡市何町村何番地  
受託者氏名及住所  
何 某(外國人ナ 國籍何國) ルトキハ  
住所 何府縣何郡市何町村何番地  
受益者氏名及住所

出版關係法規及書式

何 某(外國人ナ 國籍何國) ルトキハ  
住所 何府縣何郡市何町村何番地  
信託管理人氏名及住所  
何 某(外國人ナ 國籍何國) ルトキハ  
住所 何府縣何郡市何町村何番地  
信託ノ目的  
何々々々  
信託財產ノ管理方法  
何々々々  
信託終了ノ事由  
何々々々  
登錄税ノ金額  
何圓也  
右著作權ノ信託登錄相成度著作物ノ明細書(受託者記名捺印)委託者ノ承諾書(相添此段及申請候也)ルトキハ  
何年何月何日  
右申請人 某印  
委託者 何 某印  
受託者 何 某印  
(著作權法施行規則第一條第六號ノ書式)  
內務大臣宛  
(6)實名登錄申請書  
著作物ノ願號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數  
何々々々 全何冊(箇、枚)  
無名又ハ變名著作物ヲ初テ發行又ハ興行シタル年月日何年何月何日無名變名(著作物ヲ發行)興行)著作權者ノ氏名

何 某(著作權者ナシ)  
著作物ノ實名及住所  
何 某(外國人ナ 國籍何國) ルトキハ  
住所 何府縣何郡市何町村何番地  
發行者(興行者)ノ氏名及住所  
何 某(外國人ナ 國籍何國) ルトキハ  
住所 何府縣何郡市何町村何番地  
登錄税ノ金額  
金何圓也  
右實名登錄相成度著作物ノ明細書相添此段及申請候也  
年月日  
右申請人 某印  
著作者 何 某印  
內務大臣宛  
(7)著作ノ明細書  
一 著作物ノ願號  
何々々々  
二 著作者ノ氏名  
何 某  
三 初テ著作物ヲ發行(興行)シタル際顯ハシタル著作姓名  
何 某(變名何々)(無名)(未發行)(未興行)  
四 著作ノ年月日  
何年何月何日(外國人ノ著作ニ依テ發行シタル國何國)  
五 著作物ヲ初テ發行(興行)シタル年月日

何年何月何日發行(興行)(未發行)(未興行)  
著作物ノ種別及内容(體裁)  
種別(小説)(脚本)(歌詩)(歌曲)  
七 前登錄ノ年月日及登錄番號  
何年何月何日第何號(ナシ)  
備考  
一 著作物ヲ組成スル冊(箇)數トハ當該著作物カ何冊(又ハ何箇)ヲ以テ一體ヲ爲セルモノナリヤノ謂ニシテ例ヘハ複製シタル出版物ノ總冊數ヲ云フニ非ス、故ニ次ノ如キ例ニ依リ記載スヘシ  
著作物カ刊行シタル書體ノ如キモノナルトキハ「全何冊」  
何冊  
彫刻、模造ノ如キモノナルトキハ「全何箇」  
脚本ノ如キモノナルトキハ「全何幕何場」  
同 映畫ノ如キモノナルトキハ「全何巻」  
同 繪畫、圖面ノ如キモノナルトキハ「全何枚」  
又ハ「全何圖」  
著作權ノ一部又ハ制限附讓渡若ハ著作權ノ一部制限附讓渡ノ場合ニ在リテハ左ノ記載例ニ從ヒ夫々「著作權讓渡アリタル年月日」ノ項ニ但書ヲ附スルコト  
(イ) 但シ右ハ何某ヨリ何某ニ著作權ヲ一部讓渡シ兩者共有ト爲シタルモノナリ  
(ロ) 但シ右ハ何某ヨリ何某ニ著作權ヲ一部讓渡シ兩者共有ト爲シタルモノニシテ其ノ部分ハ各均等(又ハ何某ハ何分ノ何、何某ハ何分ノ何)トス  
(ハ) 但シ右ノ制限ヲ附シテ讓渡アリタルモノナリ  
日本國內ニ限ル 讓渡ノ日ヨリ向フ何年限リトス  
(ニ) 但シ右ハ著作權ニ包含セラル、權利中興行權(又ハ體裁權、放送權等)ノミヲ左ノ制限ヲ附シテ讓渡シタルモノナリ



記 發行ノ地或ハ何府縣トシ且ツ其ノ期間ハ讓渡ノ日ヨリ向フ何年間ニ限ルモノトス  
(總務セラルヘキ國語ハ日本語ニ限ル)

著作權ニ關スル登録原簿ノ様式  
及其ノ記載例(昭和六年八月一日內務省告示第百七十六號)

記載例  
(一) 登録番號「欄」ニハ著作權登録簿ニ著作物ヲ登録シタル順序ヲ記載ス  
(二) 著作物ニ掲ケタル著作人ノ氏名「欄」ニハ著作物ヲ初テ發行又ハ再發行シタル際ニハシタル著作人ノ實名  
(甲) 著作權登録簿表題用紙

Table with columns for registration details: 著作物ノ種類及内容, 著作人ノ氏名, 著作ノ年月日, 發行ノ年月日, 實名登録, 備考

一 著作權ニ關スル登録ノ爲ニ內務省ニ著作權登録簿ヲ備フ  
二 著作權登録簿用紙ハ左ノ様式ニ依リ之ヲ作ル

又ハ變名ヲ記載シ若シ無名著作物ナルトキハ其ノ旨ヲ記載ス但シ登録申請ノ際未タ發行又ハ再發行シタルモノニ非サルトキハ何等ノ記載ヲ爲サス  
(三) 發行又ハ再發行ノ年月日「欄」ニハ著作物ヲ初テ發行又ハ再發行シタル年月日ヲ記載ス但シ登録申請ノ際未

又發行又ハ再發行シタルモノニ非サルトキハ何等ノ記載ヲ爲サス  
(四) 實名登録年月日「欄」及「實名登録番號」ニハ無名又ハ變名著作物ニ付實名登録アリタル際夫々該當事項ヲ記載ス  
(五) 其ノ他「欄」ニハ各該當事項ヲ記載ス  
記載例  
(一) 順位番號「欄」ニハ本用紙ニ登録事項記載シタル順序ヲ記載ス  
(二) 登録ノ原因「欄」ニハ登録ノ原因及其ノ日附、當事者ノ氏名及住所ノ他登録スヘキ權利ノ變動ニ關スル事項ヲ記載ス  
(三) 備考「欄」ニハ登録事項ヲ記載スル毎ニ權利者ノ氏名ヲ職稱ヲ以テ表示ス  
(四) 其ノ他「欄」ニハ各該當事項ヲ記載ス  
三 本登録原簿ハ昭和六年內務省令第十八號著作權法施行規則施行後ニ受理シタル登録申請書ニ基キ登録ヲ爲スモノヨリ之ヲ使用スルモノトス  
四 本登録原簿ニ初テ登録ヲ爲ス場合ニ於ケル登録番號ハ從來ノ登録番號ノ順序ヲ連フモノトス  
五 再登録簿ニ登録セラレタル著作物ニ關シ昭和六年內務省令第十八號著作權法施行規則施行後登録簿ニ爲ス場合ニ於テハ新登録簿中相當欄ニ再登録簿中扶消ニ係ラサル登録簿ヲ寫シ且末尾ニ再登録簿ヨリ總寫シタル旨ヲ記載スルモノトス  
前項ノ場合ニ於テハ再登録簿中相當欄ニ新登録簿ニ移シタル旨ヲ記載シ其ノ登録ヲ扶消スルモノトス  
再登録簿ニ登録セラレタル權利ニ關シ昭和六年內務省令第十八號著作權法施行規則施行後其ノ登録簿ノ請求又ハ抄本ノ請求アリタル場合亦前二項ノ例ニ

(乙) 著作權登録簿事項用紙

Table for registration details: 順位, 登録ノ年月日, 登録ノ目的, 原簿ノ因ノ, 登録申請書ノ受附年月日及附著説, 登録申請書又ハ代理人ノ氏名及住所, 備考

依ル

登録税法 (抄録)

第十條 著作權ニ關シ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ  
一 著作權ノ移轉 相續 每一件 金一圓  
二 著作權以外ノ原因ニ因リ移轉 每一件 金五圓  
三 前號ノ權利ノ移轉 每一件 金五十圓  
四 無名又ハ變名著作物ノ著作人ノ實名登録 每一件 金二圓

改正著作權法

(昭和九年八月改正未)

著作權法中左ノ通改正ス  
日次中「第一章 著作人ノ權利」ノ次ニ第二章 出版權ヲ加ヘ「第二章」ヲ「第三章」ニ、「第三章」ヲ「第四章」ニ、「第四章」ヲ「第五章」ニ改ム  
第二章 出版權  
第一條 著作人ノ著作物ヲ出版スル者ハ其ノ著作權ノ存続ニ依リテ其ノ著作物ヲ發行又ハ再發行スルコトヲ得ルコトヲ得



ノ定ナキ場合ニ於テ出版權ノ設定アリタル後三年ヲ經過シタルトキハ著作權者ハ著作物ヲ全集其ノ他ノ編輯物ニ歸シ又ハ全集其ノ他ノ編輯物ノ一部ヲ分載シテ別途ニ之ヲ出版スルコトヲ妨ケス

第二十八條ノ四 出版權ハ設定行爲ニ別段ノ定ナキトキハ其ノ設定アリタルトキヨリ三年間存続ス

第二十八條ノ五 出版權者ハ出版權ノ設定アリタルトキヨリ三月以内ニ著作物ヲ出版スルノ義務ヲ負フ但シ設定行爲ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

出版權者カ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作權者ハ出版權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ六 出版權者ハ著作物ヲ繼續シテ出版スルノ義務ヲ負フ但シ設定行爲ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

出版權者カ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作權者ハ三月以上ノ期間ヲ定メテ其ノ履行ヲ催告シ其ノ期間内ニ履行ナキトキハ出版權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ七 著作權者ハ出版權者カ著作物ノ各版ノ複製ヲ完了スルニ至ル迄其ノ著作物ニ正當ノ範圍内ニ於テ修正増減ヲ加フルコトヲ得

出版權者カ著作物ヲ再版スル場合ニ於テハ其ノ都度著作權者ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第二十八條ノ八 著作權者ハ其ノ著作物ノ出版ノ開始スル爲何時ニテモ損害ヲ賠償シテ出版權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ九 出版權ハ著作權者ノ同意ヲ得テ其ノ譲渡又ハ質入ヲ爲スコトヲ得

第二十八條ノ十 出版權ノ得喪、變更及質入ハ其ノ登録ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

トヲ得ス

第十六條ノ規定ハ出版權ノ登録ニ付テハ準用ス

第二十八條ノ十一 出版權ノ侵害ニ付テハ本法中第三十四條及第三十六條ノ二ノ規定ヲ除ク外偽作ニ關スル規定ヲ準用ス

「第二章」ヨリ「第三章」ニ改ム

第三十條 第一項ニ左ノ三條ヲ加フ

第七 脚本又ハ樂譜ヲ収益目的トセス且出版者ガ報酬ヲ受ケサル履行ノ用ニ供シ又ハ其ノ履行ヲ放棄スルコト

第八 音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル樂譜ニ著作物ノ題名ニ寫詞セラレタルモノヲ發行又ハ放送ノ用ニ供スルコト

第九 専ラ官廳ノ用ニ供スル爲複製スルコト

第三十二條ノ二及三十三條ノ三ヲ削ル

第三十五條第三項ノ規定ニ依リ著作年月日ノ登録ヲ受ケタル著作物ニ在リテハ其ノ年月日ヲ以テ著作ノ年月日ト推定ス

第三十六條ノ二 ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三十六條ノ三 本法ノ規定ニ依ル登録、第二十二條ノ五第二項若ハ第二十七條第二項ノ規定ニ依ル價金ノ額又ハ著作ニ關スル一般的事項ニ付主務大臣ノ裁斷ニ應ジ又ハ此等ノ事項ニ付調査審議スル爲著作權審議會ヲ設ク

「第三章」ヨリ「第四章」ニ、「第四章」ヨリ「第五章」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ各條ノ規定ニ付命令ヲ以テ之ヲ定ム

登録稅法 第十條第四號ノ二ノ次ニ左ノ四號ヲ加フ

四ノ三 滯納處分以外ノ原因ニ因ル第一號及第二號ノ權利ノ處分ノ權限價額 千分ノ四

四ノ四 著作年月日ノ登録 每一件 金一圓

四ノ五 扶消シタル登録ノ回復 每一件 金一圓

四ノ六 假登録 每一件 金五十錢

同法ニ左ノ一條ヲ加フ

第十條ノ二 出版權ニ關シ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ

一、出版權ノ設定 每一件 金十圓

二、出版權ノ移轉 每一件 金一圓

三、出版權以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金五圓

四、出版權ヲ目的トスル質權ノ設定 價額金額ノ千分ノ五・五

五、前號ノ權利ノ移轉 相續 每一件 金五十錢

六、信託ノ登録 每一件 金一圓

七、滯納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ權限 價額金額 千分ノ四

八、假登録 每一件 金五十錢

九、登録ノ更正、變更又ハ扶消 每一件 金二十錢

文學的及美術的著作物保護ニ關スル「ベルヌ」條約

千九百八年十一月十三日「ベルリン」

ニ於テ及千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ改正セラレタル千八百八十六年九月九日ノ文學的及美術的著作物保護ニ關スル條約

(昭和六年七月十八日條約第四號)

獨逸國大統領、埃地利共和國聯邦大統領、白耳義國皇帝陛下、ブラジル合衆國大統領、ブルガリア國皇帝陛下、丁抹國皇帝陛下、西班牙國皇帝陛下、エストニア共和國大統領、フィンランド共和國大統領、佛蘭西共和國大統領、グレートブリテン、アイルランド、グレートブリテン、海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘共和國大統領、ハンガリー國攝政殿下、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、「ルクセンブルグ」國太公殿下、「モロッコ」國皇帝陛下、「モナコ」國公殿下、諸威國皇帝陛下、和蘭國皇帝陛下、「ポーランド」國及「ダンチツヒ」自由市ノ名ニ於ケル「ポーランド」共和國大統領、「ポルトガル」共和國大統領、「ルーマニア」國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、「シリア」國及「ダレイト」、「レバノン」國、「チエツコスロヴァキア」共和國大統領、「テュニス」國公殿下ハ、文學的及美術的著作物ニ關シ著作權ノ權利ヲ能ク限リ有效且均等ノ方法ヲ以テ保護センコトヲ均シク希望シ

千九百八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ署名セラレタル條約ヲ改正シ且補足スルコトニ決シ之カ爲各左ノ如ク全權委員ヲ任命セリ

(各國委員氏名省略)

各全權委員ハ之カ正當ナル委任ヲ受ケ左ノ如ク協定セリ

第一條 本條約ノ適用セラルル國ハ文學的及美術的著作物ニ關スル保護ヲ受ケ左ノ如ク協定セリ

著作物ニ關スル著作權ノ保護ノ爲同盟ヲ組織ス

第二條 (一)「文學的及美術的著作物」ニテ用語ハ表現ノ方法又ハ形式ノ如何ヲ問ハス書籍、小冊子及其ノ他ノ文書、講演、演說、說教及其ノ他同性質ノ著作物、演劇脚本、樂譜入演劇脚本、演出力文書其ノ他ノ方法ヲ以テメラレタル舞臺及無音劇、歌劇入り又ハ歌詞ナシノ樂譜、素描、繪畫、建築、彫刻、銅版及石版ノ著作物、圖解及地圖、地理學、地形學、建築學又ハ科學ニ關スル圖面、略圖及標記ノ如キ文藝、學術及美術ニ關スル一切ノ著作物ヲ包含ス

(二) 翻譯、翻案、編曲及其ノ他文學的又ハ美術的著作物ノ變形複製物及ニ異リタル著作物ノ編輯物ハ原著作物トシテ保護セラルヘキモノトス

(三) 同盟國ハ前記著作物ノ保護ヲ確保スヘキ義務ヲ負フ

(四) 工業ニ應用セラレタル美術的著作物ハ各國ノ國內法ノ限リ保護セラルヘキモノトス

第二條ノ二 (一) 政治演說及裁列所ニ於ケル辯論中ニ爲サレタル演說ヲ前條ニ定ムル保護ヨリ一部又ハ全部排除スルノ權限ハ同盟各國ノ國內法ニ照保セラル

(二) 講演、演說、說教及其ノ他同性質ノ著作物ヲ新聞紙雜誌ニ複製スルコトヲ得ル條件ヲ規定スルノ權限モ亦同盟各國ノ國內法ニ照保セラル尤モ前記著作物ヲ編輯物ト爲スノ權利ハ著作權者ニ限リ之ヲ有スヘシ

第三條 本條約ハ寫眞的著作物及寫眞術ト類似ノ方法ヲ以テ作リタル著作物ニ之ヲ適用ス同盟國ハ之カ保護ヲ確保スヘキ義務ヲ負フ

第四條 (一) 同盟ノ一國ニ屬スル著作權者ハ公ニセザル又ハ同盟ノ一國ニ於テ初テ公ニシタル著作物ニ關シ著作物ノ本國以外ノ國ニ於テ、其ノ國法カ內國民ニ現ニ許與シ又ハ將來許與スヘキ權利及本條約ニ依リ特ニ許與セラレタル權利ヲ享有ス

(二) 右權利ノ享有及行使ハ何等方式ノ履行ヲ要セズ其ノ享有及行使ハ著作物ノ本國ニ於ケル保護ノ存在ニ係ルコトヲ從テ著作物ノ規定ノ外保護ノ範圍及著作權者ノ權利保全ノ爲右著作權者ニ保障セラレタル救濟ノ方法ハ保護ノ要求セラルル國ノ法律ニ準ラ依ルヘキモノトス

(三) 公ニセザル著作物ニ關シテハ著作權者ノ屬スル國ヲ以テ著作物ノ本國トシ公ニシタル著作物ニ關シテハ第一發行ノ國ヲ以テ本國トシ同盟ノ數國ニ於テ同時ニ公ニシタル著作物ニ關シテハ右諸國ノ中其ノ國法ノ許與スル保護ノ期間最長キ國ヲ以テ其ノ本國トシ同盟ニ屬セザル一國ト同盟ノ一國トニ於テ同時ニ公ニシタル著作物ニ關シテハ同盟國ノミヲ以テ本國トス

(四) 「公ニシタル著作物」トハ本條約ノ意義ニ於テハ刊行シタル著作物ヲ謂フ演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ上演、音樂的著作物ノ演奏、美術的著作物ノ展覽及建築的著作物ノ建設ハ公ニスルノ意味ニ非サルモノトス

第五條 同盟ノ一國ニ屬スル者ニシテ同盟ノ他ノ一國ニ於テ初テ其ノ著作物ヲ公ニシタルモノハ其ノ國ニ於テ內國著作物ト同一ノ權利ヲ有ス

第六條 (一) 同盟ノ一國ニ屬セザル著作權者ニシテ同盟ノ一國ニ於テ初テ其ノ著作物ヲ公ニシタルモノハ其ノ國ニ於テ內國著作物ト同一ノ權利ヲ享有シ同



盟ノ他ノ諸國ニ於テハ本條約ノ許與スル權利ヲ享有ス

(一) 尤モ同盟ニ對シテハ同盟ノ一國ニ對スル著作ノ著作權ノ對シテ充分ノ保護ヲ與ヘサルトキハ該同盟國ハ著作ノ第一發行ノ當時該同盟國ニ屬シ且同盟ノ一國ニ於テ現行ノ住所ヲ有セサル著作ノ著作權ノ保護ヲ制限スルコトヲ得ヘシ

(二) 前項ニ基キ規定セラレタル如何ナル制限モ著作力ヲ制限ノ實施前同盟ノ一國ニ於テ公ニシタル著作物ニ關シテ取テタル權利ヲ妨グルコトナカルヘシ

(三) 本條約ニ基キ著作ノ權利ノ保護ヲ制限スヘキ同盟國ハ右保護ノ制限ヲ受テヘキ國及該國ニ屬スル著作ノ權利ニ加フル制限ヲ示セル宣言書ヲ以テ其ノ旨ヲ瑞西聯邦政府ニ通告スヘシ瑞西聯邦政府ハ直ニ右ノ事實ヲ同盟ノ一切ノ國ニ通知スヘシ

(四) 第六條ノ二(一) 著作ノ財產的權利ニ係ルコトナク且該權利ノ移轉後ト雖モ著作ノ著作權ノ創作ヲタルコトヲ主張スルノ權利及右著作物ノ改訂、截除又ハ其ノ他ノ變更ニシテ著作ノ名譽又ハ聲望ヲ害スルコトアルヘキモノニ對シテ異議ヲ述フルノ權利ヲ保有ス

(五) 右權利行使ノ條件ヲ定ムルコトハ同盟國ノ國內法ニ留保セラルル權利保全ノ爲ニスル救済ノ方法ニ依リテ行ハルルノ法律ニ依ルヘキモノトス

第七條 (一) 本條約ニ依リ許與セラルル保護ノ期間ハ著作ノ生存間及其ノ死後五十年トス

(二) 尤モ前項ノ期間ハ同盟ノ一切ノ國ニ依リ等シク採用セラレサル場合ニ於テハ保護ノ期間ハ保護ノ要求セラルル國ノ法律ニ依ルヘキモノトス

第八條 (一) 本條約ニ依リ保護セラルル著作物ノ本國ニ於テ定メラレタル期間ヲ超過スルコトヲ得サレハ該同盟國ハ其ノ國內法ニ合致スル範圍内ニ非サレハ前項ノ規定ヲ適用スルヲ要セサルヘシ

(二) 眞實ノ著作物及眞實ト類似ノ方法ヲ以テ作リタル著作物、遺著、無名又ハ署名著作物ニ關シテハ保護ノ要求セラルル國ノ法律ニ依ルモノトス

(三) 但シ著作物ノ本國ニ於テ定メラレタル期間ヲ超過スルコトヲ得ス

第七條ノ二(一) 著作物ノ合著者ノ共有ニ屬スル著作ノ權利ノ期間ハ合著者及最終ノ生存者ノ死亡ノ日ニ依リテ計算セラル

(二) 第一項ニ定ムル保護ノ期間ヨリ短キ保護ノ期間ヲ許與スル國ニ屬スル者ハ同盟ノ他ノ諸國ニ於テ之ヨリ長キ期間ノ保護ヲ要求スルコトヲ得ス

(三) 如何ナル場合ニ於テモ保護ノ期間ハ合著者中最終ノ生存者ノ死亡前ニ滿了スルコトヲ得サルヘシ

第九條 (一) 同盟ノ一國ノ新聞紙又ハ定期編輯物中ニ於テ公ニシタル新聞小説讀物及其ノ他題材ノ如何ヲ問ハス文學學術又ハ美術ノ一切ノ著作ハ著作ノ承諾アルニ非サレハ他國ニ於テ之ヲ複製スルコトヲ得ス

(二) 經濟上、政治又ハ宗教上ノ時事問題ヲ論議シタル記事ハ其ノ轉載力明白ニ留保セラレサルトキハ新聞紙雜誌ニ之ヲ轉載スルコトヲ得但シ其ノ出所ハ常ニ之ヲ明瞭ニ示スコトヲ要ス此ノ義務ノ制限ハ保護ノ要求セラルル國ノ法律ニ依リテ之ヲ定ム

(三) 本條約ノ保護ハ時事ノ記事又ハ單ニ新聞紙雜誌ノ報道ニ過キサル種報ニハ之ヲ適用セス

第十條 數用ニ供シ若ハ學術的ノ性質ヲ有スル刊行物ノ爲又ハ部用編輯ノ爲ニ文學的又ハ美術的著作物ヲ引用スルノ權利ニ關シテハ同盟國ノ法律及同盟國間ニ現存シ又ハ將來締結スヘキ特別ノ取極ノ定ムル所ニ依ル

第十一條 (一) 本條約ノ規定ハ公ニシタルモノト否トヲ問ハス演劇脚本又ハ樂譜ノ演奏ノ爲ニ適用ス

(二) 演劇脚本又ハ樂譜ノ演奏ノ爲ニ適用スル著作物ニ關シテ其ノ權利ノ存續期間ハ其ノ翻譯物ノ許諾ナキ公ノ上演ニ對シテ保護セラルルモノトス

(三) 本條約ノ保護ヲ享有スルカ爲ニハ著作者ハ其ノ著作物ヲ公ニシタルコトヲ要セス

第十二條 (一) 文學的及美術的著作物ノ著作者ハ其ノ著作物ヲ無線放送ニ依リテ公衆ニ傳フルコトヲ許スルノ權利ヲ享有ス

(二) 前項ニ據ル權利ヲ行使スルノ條件ハ同盟國ノ國內法ノ規定ニ依ル但シ右條件ハ之ヲ規定セラルル國ニ於テ之ノ效力ヲ有スヘシ右條件ハ如何ナル場合ニ於テモ著作者ノ人格權ヲモ又或翻譯ハサル場合ニ於テ權利アル機關ノ定ムル公正ナル補償ヲ受タル著作者ノ權利ヲモ害スルコトヲ得サル

公ノ上映ヲ許スルノ特權ヲ有ス

(一) 活動寫眞の製作ハ著作力著作物ニ對シテ性質ヲ與ヘタルトキハ文學的又ハ美術的著作物トシテ保護セラルル若シ此ノ性質ヲ缺クトキハ活動寫眞の製作ハ眞實ノ著作物ノ保護ヲ享有ス

(二) 活動寫眞の著作物ハ複製又ハ翻案セラレタル著作物ノ著作權ノ權利ヲ復セラルル範圍内ニ於テ一ノ原著作物トシテ保護セラルルヘキモノトス

(三) 前項規定ハ活動寫眞術ト類似ノ他ノ一切ノ方法ヲ以テ作リタル複製物又ハ製作物ニ之ヲ適用ス

第十五條 (一) 本條約ニ依リ保護セラルル著作物ノ著作力反對ノ證據アル違眞正ノ著作者ト看做サレ從テ同盟ノ諸國ノ裁判所ニ於テ偽作者ニ對シテ訴訟ノ提起ヲ許容セラルルカ爲ニハ其ノ名力通例ノ方法ニ依リ其ノ著作物ニ表示セラルルヲ以テ足ル

(二) 無名又ハ署名著作物ニ關シテハ發行者ニシテ其ノ名力著作物ニ表示セラレタルモノニ於テ著作者ニ關スル權利ヲ保全スルノ權限ヲ有ス右發行者ハ他ノ證據ヲ要セスシテ無名又ハ署名著作者ノ承認人ト認メラルヘキモノトス

第十六條 (一) 一切ノ偽著作物ハ原著作物法律上ノ保護ヲ享有セラル同盟國ノ權限ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得

(二) 右同盟國ニ於テハ著作物力保護セラレサルカ又ハ保護ノ止ミタル國ヨリ來ル複製物ヲモ差押フルコトヲ得

(三) 差押ハ各國ノ國內法ニ從ヒ之ヲ行フ

第十七條 本條約ノ規定ハ一切ノ著作物又ハ製作物ノ頒布、上演、展覽ヲ國內ノ立法又ハ警察上ノ措置ニ依リ許シテ、取締リ、禁止スルノ同盟國ノ政府ニ屬スル權利ヲ何等害スルコトナシ該權利ハ權限アル機關ニ行ハルヘシ

第十八條 (一) 本條約ハ本條約實施ノ際其ノ本國ニ於テ保護ノ期間ヲ滿了ニ依リ既ニ公有ニ屬シタルモノニ非サル一切ノ著作物ニ之ヲ適用ス

(二) 尤モ著作物力從前認メラレタル保護ノ期間ノ滿了ニ依リ保護ノ要求セラルル國ニ於テ公有ニ屬シタルトキハ其ノ著作物ハ其ノ國ニ於テ新ニ保護セラルルヘシ

(三) 右原則ノ適用ハ之ニ關シ同盟國間ニ現存シ又ハ將來締結スヘキ特別條約ノ規定ニ從フヘキモノトス此ノ種ノ規定ノ存在セラルトキハ各國ハ各自國ニ關シ右原則ヲ適用スル方法ヲ定ムヘシ

(四) 前項規定ハ同盟ニ新ニ加盟アリタル場合及保護力第七條ノ適用又ハ留保ノ遺棄ニ依リ擴張セラレヘキ場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十九條 本條約ノ規定ハ同盟ノ一國ノ法律ニ依リ一投ニ外國人ノ爲ニ定メラルヘキ一層寬大ナル規定ノ適用ヲ求ムルコトヲ妨ケス

第二十條 同盟國政府ハ特別ノ取極カ同盟ニヨリ付與セラレタル權利ヨリ廣大ナル權利ヲ著作者ニ付與スヘキ限リ又ハ本條約ニ抵觸セサル他ノ規定ヲ包含スヘキ限リ各國相互間ニ右取極ヲ締結スルノ權利ヲ留保ス現存ノ取極ノ規定ニシテ右條件ニ合致スルモノハ引續キ適用アルモノトス

第二十一條 (一) 「文學的及美術的著作物保護國際同盟事務局」ナル名稱ノ下ニ設立セラレタル國際事務局ハ之ヲ維持ス

(二) 右事務局ハ瑞西聯邦政府ノ管理ノ下ニ之ヲ置



出版關係法規及書式

夕瑞西聯邦政府ハ其ノ組織ヲ定メ且其ノ事務ヲ監  
督ス  
(三) 事務局ノ公用語ハ佛蘭西語トス  
第二十二條 (一) 國際事務局ハ文學的及美術的著作  
物ニ付テノ著作權ノ保護ハ同盟國各報ノ利益ニ  
關スル事項ヲ講究シ且該政府ヨリ受領シタル書類ニ  
依リ同盟國ノ目的ニ關スル諸問題ニ付佛蘭西語ヲ以テ  
定期刊行物ヲ編纂ス同盟國政府ハ經驗上必要ト認メ  
ラルヘキ場合ニ於テハ合意ヲ以テ事務局力一又ハ二  
以上ノ他ノ國語ヲ以テ別版ヲ發行スルコトヲ許諾ス  
ルノ權利ヲ留保ス  
(二) 國際事務局ハ文學的及美術的著作物ノ保護ニ  
關スル問題ニ付何時ニテモ同盟國ノ請求ニ應ジ其  
ノ必要トスルコトアルヘキ特殊報告ヲ與フルコト  
ヲ要ス  
(三) 國際事務局局長ハ其ノ所管事務ニ付年報ヲ作成  
シ之ヲ一切ノ同盟國ニ送付ス  
第二十三條 (一) 國際事務局ノ經費ハ同盟國共同シ  
テ之ヲ負擔ス右經費ハ新ナル議定アル迄ハ年額十二  
萬瑞西フランヲ超過スルコトヲ得サルヘシ右額ハ必  
要ナル場合ニ於テハ第二十四條ニ掲ケラルヘキ  
全會一致ノ決議ニ依リ之ヲ增加スルコトヲ得ヘシ  
(二) 右經費總額ニ對シ各同盟國ノ出割額ヲ定ムル爲  
ニ同盟國及將來同盟ニ加入スル國ノ六等ニ區分シ各  
等ノ應出スヘキ單位ノ價額ノ比例ヲ定ムルコト左  
ノ如シ  
第一等 二十五單位  
第二等 二十單位  
第三等 十五單位  
第四等 十單位  
第五等 五單位  
第六等 三單位  
(三) 右系數ニ各等ノ國數ヲ乘シ之ニ依リ得タル積  
ノ和ヲ單位數トシ之ヲ以テ費用總額ヲ除スヘシ其  
ノ商ハ一單位ノ費用額ヲ示スモノトス  
(四) 各國ハ其ノ加盟ノ際前記等額中其ノ列セラレ  
テモ他ノ等級ニ列セラレシモノヲ聲明スヘシ尤モ爾後何時ニ  
スルコトヲ得ヘシ  
(五) 瑞西聯邦政府ハ事務局ノ豫算ヲ調製シ及其ノ支  
出ヲ監督シ、必要ナル立替ヲ爲シ且他ノ一切ノ  
同盟國政府ニ送付スヘキ毎年度ノ出納計算書ヲ作  
製ス  
第二十四條 (一) 本條約ハ同盟國制度ヲ完全ナラシム  
ヘキ改良ヲ加ヘンカ爲之ニ改正ヲ加フルコトヲ得  
(二) 右ノ如キ問題及其ノ他ノ點ニ付同盟國ノ發達ニ  
關係アル問題ハ同盟國ニ於テ順次開設スヘキ會議  
ニ於テ該同盟國ノ委員之ヲ審議ス會議ヲ開設スヘ  
キ國ノ事務局局長ハ會議ノ議事ニ列席シ且討論ニ參  
加スト雖モ議決ニ加ハラズ  
(三) 本條約ノ如何ナル變更モ同盟國ヲ組成スル各國  
一致ノ合意ヲ得ルニ非サレハ同盟國ニ對シテ效力ナ  
キモノトス  
第二十五條 (一) 同盟國ニ屬セサル國ニシテ本條約ノ  
目的トスル權利ノ法律上ノ保護ヲ確保スルモノハ  
其ノ請求ニ依リ加盟スルコトヲ得  
(二) 右加盟ハ書面ヲ以テ瑞西聯邦政府ニ之ヲ通告  
スヘキ該政府ハ之ヲ他ノ同盟國ニ通告スヘシ  
(三) 右加盟ハ當然本條約ニ規定セル一切ノ條款ヘ  
ノ加入及本條約ニ規定セル一切ノ利益ノ享受ヲ伴  
ヒ且瑞西聯邦政府力他ノ同盟國ニ通告シタル後一  
月ニシテ其ノ效力ヲ生スヘシ但シ加入スル國ニ依  
リ後ノ日力指定セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
尤モ右加盟ハ加入スル國力少クモ一時團體ニ關  
シ第八條ニ代フルニ千八百九十六年「パリ」ニ於  
テ改正セラレタル千八百八十六年同盟條約第五  
條ノ規定ヲ以テスルコトヲ欲スル旨ヲ表示シ包含  
スルコトヲ得ヘシ該規定ハ當該國ノ一又ハ二以上  
ノ國語ニ翻譯スル場合ノミニ關スルモノト當然了  
解ス  
第二十六條 (一) 同盟各國ハ本條約力其ノ領土、  
保護領、委任統治地、其ノ主權若ハ權力ノ下ニ  
在ル他ノ一切ノ地域又ハ宗主權ノ下ニ在ル一切ノ  
地域ノ全部又ハ一部ニ適用セララルヘキ瑞西聯邦  
政府ニ何時ニテモ書面ヲ以テ通告スルコトヲ得  
ク之ニ依リ本條約ハ通告中ニ掲ケラルヘキ一切ノ  
地域ニ適用セララルヘシ右通告ナキトキハ本條約ハ  
右地域ニ適用セララルヘシ  
(二) 同盟各國ハ本條約力前項ニ定ムル通告ノ目的  
ト爲リタル地域ノ全部又ハ一部ニ對シテ適用セラ  
ラルニ至ル旨ヲ瑞西聯邦政府ニ何時ニテモ書面ヲ  
以テ通告スルコトヲ得ヘキ本條約ハ瑞西聯邦政府  
ニ宛テラレタル通告ノ受領後十二月ニシテ右通告  
中ニ掲ケラルヘキ地域ニ於テ適用セララルヘシ  
(三) 本條約第一項及第二項ノ規定ニ從ヒ瑞西聯邦政  
府ニ對シテ爲サレタル一切ノ通告ハ之ヲ該政府ヨ  
リ一切ノ同盟國ニ通知スヘシ

第二十七條 (一) 本條約ハ同盟國相互ノ關係ニ於テ

ハ千八百八十六年九月九日「ベルン」條約及爾次  
之ヲ改正シタル諸條約ニ代ルヘシ從前實施セラレ  
タル諸條約ハ本條約ヲ批准セサルヘキ國トノ關係  
ニ於テハ其ノ適用ヲ保持スヘシ  
(二) 本條約ニ署名シタル國ハ從前爲シタル留保ノ  
利益ヲ引續キ保持スルコトヲ得ヘシ  
(三) 現ニ同盟ニ屬スル國ニシテ本條約ニ署名セザ  
ルヘキモノハ何時ニテモ本條約ニ加入スルコトヲ  
得ヘシ此ノ場合ニ於テハ該國ハ前項ノ規定ノ利益  
ヲ享有スルコトヲ得ヘシ  
第二十八條 (一) 條約ハ批准セララルヘキ其ノ批准書  
ハ通過トモ千九百三十一年七月一日迄「ローマ」  
ニ於テ寄託セララルヘシ  
(二) 本條約ハ之ヲ批准シタル同盟國內ニ於テハ右  
期日後一月ニシテ實施セララルヘシ但シ右期日前ニ  
於テ本條約力少クモ同盟ノ六國ニ依リ批准セラ  
レタルトキハ本條約ハ右同盟國間ニ於テハ第六ノ  
批准書ノ寄託力瑞西聯邦政府ニ依リテ右同盟國ニ  
通告セラレタル後一月ニシテ及爾後批准スヘキ同  
盟國ニ對シテハ各其ノ批准ノ通告後一月ニシテ實  
施セララルヘシ  
(三) 同盟ニ屬セサル國ハ千九百三十一年八月一日  
迄ハ千九百八十八年十一月十三日「ベルン」ニ於テ  
署名セラレタル條約又ハ本條約ニ加入スルコトニ  
依リテ同盟ニ加盟スルコトヲ得ヘシ千九百三十一年  
八月一日後ニ於テハ該國ハ本條約ニ加入ス  
ルコトヲ得ヘシ  
第二十九條 (一) 本條約ハ其ノ廢棄ノ通告ノ爲サレ  
タル日ヨリ一年ヲ經過スル迄ハ無期限ニ引續キ實施  
セララルヘシ  
(二) 右廢棄ノ通告ハ之ヲ爲シタル國ニ對シテノ其ノ  
效力ヲ生スヘキ本條約ハ同盟ノ他ノ諸國ニ對シテ  
ハ其效力ヲ存續スルモノトス  
第三十條 (一) 本條約第七條第一項ニ定ムル五十年  
ノ保護ノ期間ヲ自國ノ法律ニ採用スル國ハ之ヲ瑞西  
聯邦政府ニ書面ヲ以テ通告スヘキ該政府ハ直ニ之ヲ  
同盟ノ他ノ一切ノ諸國ニ通知スヘシ  
(二) 第二十五條及第二十七條ニ依リ爲シタル維持  
シタル留保ヲ撤棄スル國ニ付亦前項ニ同シ  
右撤棄トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名セリ  
千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ本條約一  
通ヲ作  
成シ之ヲ伊太利王國政府ノ記録ニ寄託スヘシ認證書  
一通ハ外交上ノ手續ニ依リ同盟各國ニ送付セララル  
ヘシ  
(各國委員氏名省略)

ベル又條約ニ關スル  
外務省告示

外務省告示第五十八號  
千九百八十八年十一月十三日「ベルン」ニ於テ及千九百  
二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ改正セラレタル文  
學及美術的著作物保護ニ關スル千八百八十六年九  
月九日「ベルン」條約ニ對シテ同盟國ノ批准書ハ昭和  
六年七月十日「ローマ」ニ於テ寄託セラレタリ

外務大臣男爵 幣原喜重郎

昭和六年七月十八日  
外務省告示第五十九號  
千九百八十八年十一月十三日「ベルン」ニ於テ及千九百  
二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ改正セラレタル文  
學及美術的著作物保護ニ關スル千八百八十六年九  
月九日「ベルン」條約ニ對シテ同盟國ノ批准書寄託ニ  
際シ帝國政府ハ在伊太利大使ヲシテ左ノ宣言ヲ爲サ  
シメタリ  
宣 言  
下名ハ正當ノ委任ヲ受ケ千九百八十八年十一月十三日  
「ベルン」ニ於テ、及千九百二十八年六月二日  
「ローマ」ニ於テ改正セラレタル千八百八十六年九  
月九日ノ文學的及美術的著作物保護ニ關スル「ベ  
ルン」條約第二十七條(二)ノ規定ニ從ヒ日本國政  
府ハ其ノ從前爲シタル留保ノ利益ヲ保持スルコト  
即チ右條約第八條ニ定メラル著作物ヲ翻譯シ又  
ハ之ヲ許諾スル著作物ノ特權ニ關シテハ千八百九  
十六年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル追加  
規定第一條第三ニ依リ改正セラレタル千八百八  
十六年九月九日「ベルン」條約第五條ノ規定ニ引續  
キ撤棄スルコトヲ欲スル旨ヲ宣言ス  
昭和六年(千九百三十一年)七月十日「ローマ」ニ  
於テ作成ス  
(右譯文省略)  
昭和六年七月十八日  
外務大臣男爵 幣原喜重郎  
外務省告示第六十號  
昭和六年七月十五日帝國政府ハ在瑞西帝國公使ヲシ

出版關係法規及書式







### 支那ニ於ケル發明意匠商標及著作權ノ相互保護ニ關スル日佛條約批准交換覺書

(明治四十四年五月二十日官報)

一昨十八日外務大臣ト本邦駐劄佛國大使トノ間ニ交換セラルル日佛條約批准交換覺書左ノ如シ  
下名ハ清國ニ於ケル發明、意匠、商標及著作權相互保護ニ關シ九百九年九月十四日東京ニ於テ日本國ト佛國西國トノ間ニ調印セラレタル條約ニ關スル宣書附條約ノ批准書ヲ交換セムカ爲メ日本國會セリ右交換ニ先チ日本國外務大臣タル下名ハ正當ニ其ノ政府ノ委任ヲ受ケ左ノ宣書ヲ爲セリ  
佛國臣民ハ日本國力條約ヲ併合シタル結果トシテ日本國臣民トナリタルニ依リ佛國臣民ニ關スル前記條約第五條ノ規定及條約附屬宣書ハ已ニ存在ノ理由ヲ失ヒタルトス  
佛國西共和國特命全權大使ハ正當ニ其ノ政府ノ委任ヲ受ケ右宣書ニ對シテ同意ヲ表シ且ツ兩國全權委員ハ雙方ノ批准書ノ良好適當ナルヲ認メタルヲ以テ該批准書ヲ交換シテ本條約ヲ通ラセリ  
明治四十四年五月十八日東京ニ於テ  
小 村 啓 (太 郎 閣 員)  
オーギヌスト・ジエラール 閣 員

### 追加日清通商航海條約(抄)

(明治三十七年一月二十日官報)

第五條 清國政府ハ清國臣民カ日本國臣民ノ有スル登錄商標ヲ侵害スルヲ禁ズル爲メ必要ナル規則ヲ設ケ且該實ニ之ヲ執行スヘキコトヲ約ス  
清國政府ハ又清國語ヲ以テ編纂シ且特ニ清國人ノ使用ニ供スルタメ作製セラレタル書籍冊子地圖及海圖ニ關シ日本國臣民ノ有スル登錄商標ヲ保護スル爲メ必要ナル規則ヲ制定スヘキコトヲ約ス  
清國政府ハ登錄商標ノ設置シ商標及版權保護ノ爲メ今後同國政府ニ於テ制定スヘキ外國商標及版權ノ登錄ヲ爲スヘシ  
日本國法律規則ノ定ムル所ニ從ヒ正當ニ登錄セラレタル清國商標及版權ハ日本國ニ於ケル侵害ニ對シ同様に保護ヲ受ケルコト勿論タルヘシ  
本條ハ清國ノ安寧ヲ害セムトスル公刊物ノ著作權所有主若ハ販賣人タル日本國臣民又ハ清國臣民ヲ法律ノ正當ナル進行ニ對シ庇護スルモノト解スヘカラス  
第十二條 本條約ハ日本文漢文及英文ニテ調印スヘシ然レトモ將來ノ約章ヲ避ケル爲メ兩國全權委員ハ日本文又ハ漢文又ハ英文ニテ解釋ノ相違アル場合ニ其ノ相違ノ點ハ英文本文ニ照ラシテ之ヲ決定スヘキコトヲ約ス

### 第三種郵便物認可規則

(明治四十四年八月十七日官報)

第一條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケントスル者ハ本規則ノ定ムル所ニヨリ發行地所轄ノ通信局ヘ願出ツヘシ

第二條 第三種郵便物ト爲スヘキ定期刊行物ハ左ノ條件ヲ具備スルモノニ限ル  
一 毎月一回以上連續定期ニ發行スルコト  
二 記載事項ノ性質終期ヲ確定スヘカラサルコト  
三 書籍ノ性質ヲ有セサルコト  
四 政事、時事、農事、工業、商業、學術、技藝、統計等公共ノ性質ヲ有スル事項ヲ報導論議スルヲ以テ發行ノ目的トナシ且汎ク公眾ニ發賣スルコト  
第三條 本規則ニ依リ認可ヲ受ケントスル定期刊行物ノ發行ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ニ見本二部ヲ添ヘ差出スヘシ  
一 願書  
二 記載事項ノ種類  
三 發行人  
四 發行所  
五 發行人ノ住所  
六 發行ノ定日  
第四條ノ一 本規則ニ依リ認可ノ效力ハ認可ヲ受ケタル日ヨリ發生スルモノトス  
最後發行ノ次ノ定日ヨリ起算シ三十日ヲ過キテ發行セザルトキハ其効力ヲ失フ  
第四條ノ二 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ノ發行ハ其ノ定期刊行物發行ノ際ニ之ヲ差出スヘキ郵便局(郵便局ノ集積所)ヲ豫メ發行地所轄通信局ニ願出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ  
第五條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ノ發行ハ其發行毎ニ先ツ發行地所轄通信局及其ノ指定シタル郵便局ニ見本各一部ヲ差出スヘシ  
第六條 第三條第一號乃至第三號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其發行地所轄ノ通信局ニ願出テ其認可ヲ

受ケヘシ此ノ場合ニ於テ發行人ヲ變更セムトスルトキハ新舊發行人連署スヘシ若シ舊發行人連署スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ願書ニ證明スヘシ  
第三條第四號乃至第六號ノ事項ヲ變更シタルトキ又ハ廢刊、休刊、發行禁止ノトキハ其發行日ヨリ三日以内ニ發行地所轄ノ通信局ニ願出ツヘシ  
前項ノ場合ニ於テ發行所ノ他ノ所轄區内ニ移轉セムトスルトキハ認可ヲ受ケタル通信局ノ經由シテ移轉先ヲ所轄スル通信局ニ願出テ其認可ヲ受ケテシ  
第七條 第三條及前條第一項及第三項ノ出願人ハ左記ノ割合ニ依リ手数料ヲ納ムヘシ  
一 新ニ第三種郵便物ノ認可ヲ受ケムトスルトキ又ハ第三條中二事項以上變更ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ金拾圓  
二 第三條中其ノ一事項ニ對シ變更ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ金五圓  
前項ノ手数料ハ通信局又ハ管理事務分掌一等局ノ指示ニ從ヒ郵便切手ヲ以テ納付スヘシ  
第八條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物及其ノ臨時増刊並其ノ發行ハ左記各號ノ一ニ該當スルトキハ其認可ヲ取消スヘシ  
一 第二條各號ノ條件ヲ欠キタルトキ  
二 第四條ノ二ノ願出ヲ怠リタルトキ  
三 第五條見本ノ差出ヲ怠リタルトキ  
四 第六條ノ手續ヲ怠リタルトキ  
五 願出ノ事項ト相違アルトキ  
第九條ノ一 第四條ノ一第二項ニ依リ認可ノ効力ヲ失ヒタルモノ及前條ニ依リ認可ヲ取消サレタルモノ又ハ之ヲ繼承シタル定期刊行物ニ對シテハ情狀ニ依リ再ヒ認可ヲ與ヘサルコトアルヘシ

### 出版關係法規及書式

第九條ノ二 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル刊行物ニ第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタルコトヲ表示スヘキ文字ヲ印刷シタルトキハ發行人ヲ百圓以内ノ罰金ニ處ス  
附 則  
第十條 本規則ハ明治四十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス明治三十三年九月通信令第七十三號第三種郵便物發行規則ハ本規則發行日ヨリ之ヲ廢止ス  
第十一條 從來ノ規定ニ依リ現ニ第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ニシテ本規則ニ抵触セスシテ發行スルモノハ尙其ノ効力ヲ有ス  
第十二條 定期刊行物ハ其ノ刊行物初頁上部ニ其ノ名稱、發行日期、回数、連続番號、發行年月日及何年何月何日第三種郵便物認可ノ文字、次頁以上ハ上部ニ其ノ名稱又ハ略記號、發行年月日及第三種郵便物認可ノ文字ヲ印刷スヘシ但シ冊子トナシタル刊行物ハ最初及最後ノ頁面ノミニ印刷スルコトヲ得  
第十三條 定期刊行物ハ本紙ノ重量ニ超過セス本紙ト同性質ノ記事、廣告又ハ書、畫、圖ヲ印刷シ之ニ本紙ノ名稱、番號、並ニ發行ノ年月日及附録ノ文字ヲ記入シ且ツ冊子ト爲ササルモノニ限リ附録トシテ之ヲ本誌ニ添付スルコトヲ得  
第十四條 緊急時事ヲ報導スルタメ臨時ニ發行スル定期刊行物ノ號外ハ定期刊行物同様に取扱ヲ爲ス  
第十五條 定期刊行物ノ號外ハ之ニ本紙ノ名稱、發行ノ年月日何年何月何日第三種郵便物認可及號外ノ文字ヲ記入

### 郵便規則摘載

(三十二年九月通信令第四十二號)

第二十三條 定期刊行物ニハ其ノ發行者ニ於テ其ノ記事ニ關スル物品ニシテ本紙ノ重量ヲ超過セザルモノニ限リ之ヲ福込又ハ貼付スルコトヲ得  
第三種郵便物ニ關スル願書書式  
(第一號書式)  
(發行所ヲ他ノ通信局區内(當局經由ヲ要ス)ニ移轉スル場合ニ限ル)  
發行所變更願書  
年 月 日 第三種郵便物認可  
舊發行所  
新發行所  
右之通り 月 日ヨリ變更致度候間御覽可相成度及御願候  
年 月 日  
右發行人 氏 名 職  
(發行所々稱) 通信局長 殿  
(第二號書式)  
(見本差出) 由 (朱記)  
發行所變更願書  
年 月 日 第三種郵便物認可  
願 書  
舊發行所  
一一一一



出版關係法規及書式

一一二

右之通り 新發行所 年月日 右より變更致候  
右 月 日 右 日 氏 氏  
東京通信局御中 氏 氏  
名 名

(第三號書式) 發行所 由 (朱記)

發行所 年月日 日第三種郵便物認可  
右 月 日 日 日 氏 氏  
東京通信局御中 氏 氏  
名 名

(第四號書式) 發行日臨時變更届

發行日臨時變更届 年月日 日第三種郵便物認可  
右 月 日 日 日 氏 氏  
東京通信局御中 氏 氏  
名 名

(第五號書式) 發行日臨時變更届

發行日臨時變更届 年月日 日第三種郵便物認可  
右 月 日 日 日 氏 氏  
東京通信局御中 氏 氏  
名 名

年月日 右 月 日 右 日 氏 氏  
東京通信局御中 氏 氏  
名 名

(第六號書式) 第三種郵便物差出局變更届

第三種郵便物差出局變更届 年月日 日第三種郵便物認可  
右 月 日 日 日 氏 氏  
東京通信局御中 氏 氏  
名 名

(第七號書式) 臨時増刊發行届

臨時増刊發行届 年月日 日第三種郵便物認可  
右 月 日 日 日 氏 氏  
東京通信局御中 氏 氏  
名 名

(第八號書式) 發行日變更届

發行日變更届 年月日 日第三種郵便物認可  
右 月 日 日 日 氏 氏  
東京通信局御中 氏 氏  
名 名

(第九號書式) 體裁變更届

體裁變更届 年月日 日第三種郵便物認可  
右 月 日 日 日 氏 氏  
東京通信局御中 氏 氏  
名 名

各種圖書類ニ關スル注意  
一、圖書類ハ總テ見本差出局ヘ差出スコト  
一、用紙ハ可成半紙ニツ折テ用ヒ綴補上必要ニ付左  
備一寸程空欄ヲ設クコト

注意事項

一、第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ヲ其ノ  
發行日以前ニ郵便ニ差出ス場合ハ其ノ刊行物ニ  
「何月何日印刷納本」ト印刷シアルモノニシテ其ノ  
納本日以後ニ差出シタルモノニ限リ第三種郵便物  
ノ取扱ヲ爲ス  
二、第三種郵便物認可規則第五條ニ依ル見本ハ必ス發  
行日前週クモ發行當日迄ニ郵局並ニ指定局ニ差物  
スコトヲ要ス若シ發行日ノ翌日以後ニ差出シタルモノ  
ハ、モノニ對シテハ認可規則第八條ヲ適用スル  
乎又ハ郵便物ノ引受ヲ停止ス  
三、定期刊行物ハ郵便規則第二十條ニ依ル成規各印刷  
事項ヲ必ス印刷スヘキコト  
四、第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ニシテ  
其ノ發行日トニ至リ發行シ得サル時又ハ定日ニ發

行シ得サル時又ハ定日ニ發行シ得ラレサルコトニ  
際シ得ヘキ時ハ必ス發行日臨時變更届ノ提出  
ヲ要ス若シ何等ノ届出モナク定日ヨリ差出レテ發行  
セラル、時ハ認可規則ニモ違背セラル、ニ付第三  
種郵便物ノ取扱ヲ爲サ、ルカ又ハ認可ヲ取消サル  
、事アルヤモ計リ難キニ付注意セラレタシ  
五、第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物及ヒ其  
ノ臨時増刊ニシテ願號ノ外ニ「何々記念號」又ハ其  
ノ他ノ特殊名稱ヲ附スル場合ハ其ノ字格ガ本願號  
ヨリ小ニシテ且ツ其ノ内容ハ平常ノモノト同一種  
類ノ記事ヲ包含スヘキヲ必要條件トス若シ其ノ名  
稱ガ本願號ヨリ大ナルカ成ハ本願號ノ文字カ明瞭  
ヲ缺ク字體ヲ以テ表示セルモノハ總テ別種ノモノ  
トシテ取扱フニ付若シ臨時増刊等特殊ノモノヲ發  
行セラル、トキハ後メ本條件ヲ具備スル様注意セ  
ラレタシ

約束郵便取扱承認規則

(大正十二年二月二十四日郵便省令第二十一號)  
第一條 約束郵便ノ取扱ヲ承認ニ關シテハ本令ノ定ム  
ル所ニ依ル  
第二條 約束郵便ノ取扱ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項  
ヲ記載シタル申込書ヲ所轄通信局長ニ差出シ其ノ承  
認ヲ受クヘシ  
一 願號又ハ名稱  
二 約束郵便トナスニヨリ郵便料ノ低減ヲ受クヘキ

三 差出回数(定期日アルモノハ定期日ヲモ記載ヲ  
要ス)並ニ毎回ノ差出回数(料金を與ニスルモノ毎  
回ノ概算高)  
四 差出郵便官署名無業配三等郵便局ヲ指定スル  
得ス  
五 申込人ノ住所氏名  
通信局長ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ差出郵便  
官署名ヲ指定シ又ハ變更セシムルコトアルヘシ  
郵便規則第二十四條ノ一ノ適用ヲ受ケタル約束郵便ノ  
承認ヲ受ケムトスルトキハ手数料金十圓ヲ納付スヘ  
シ  
第三條 本令ニ依ル約束郵便ノ承認ヲ受ケタル後前條  
第一項各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ後メ其ノ  
旨ヲ所轄通信局長ニ届出ツヘシ但シ郵便規則第二十  
四條ノ一ノ適用ヲ受ケタル約束郵便物ノ願號又ハ申込  
人ヲ變更セムトスルトキハ一事項ニ付手数料金五圓  
ヲ納付シ所轄通信局長ノ承認ヲ受クヘシ  
第四條 前二條ノ手数料ハ通信局長ノ指示ニ從ヒ郵便  
切手ヲ以テ納付スヘシ  
第五條 約束郵便物ノ差出人ハ約束郵便料後納ノ擔保  
トシテ所轄通信局長ノ指示ニ從ヒ通貨又ハ國債ヲ提  
供スヘシ但シ差出人官公署、公共團體、社寺、學校  
又ハ營利ヲ目的トセサル法人ナルトキハ此ノ限ニ在  
ラス  
前項ノ擔保ハ約束郵便差出後ノ異同ニ應ジ之ヲ増減  
セシムルコトアルヘシ  
第六條 差出人約束郵便取扱ノ必要ナキニ至リタルト  
キ又ハ其ノ差出郵便官署ヲ他ノ通信局區内ノ郵便官  
署ニ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ所轄通信局長ニ

出版關係法規及書式

一一三



届出ツヘシ  
前項ノ届出アリタルトキハ約東郵便ノ取扱承認ハ其ノ効力ヲ失フ  
第七條 郵便規則第二十四條ノ一ノ適用ヲ受ケル約東郵便物ニシテ引續キ三月以上又ハ最近一年間ニ五月以上同條ニ依ル兼出ヲ休止シタルトキハ其ノ承認ヲ取消スヘシ  
第八條 約東郵便物ノ兼出人左記各號ノ一ニ該當スルトキハ約東郵便ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ  
一 本令ニ違反シタルトキ  
二 約東郵便料ヲ規定ノ期日迄ニ納付セザルトキ  
第九條 前二條ニ依リ約東郵便ノ承認ヲ取消シタルモノニ對シテハ其ノ情狀ニ依リ再ヒ約東郵便ノ承認ヲ與ヘサルコトアルヘシ  
第十條 本令ニ依リ所轄通信局長ニ提出スヘキ書類ハ總テ約東郵便物兼出郵便官署ヲ經由スヘシ但シ通信局長ト兼出郵便官署ト同一行政市内ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
第十一條 第六條乃至第八條ニ依リ約東郵便ノ取扱承認ノ効力ヲ失ヒタルトキハ第五條ニ依リ擔保ハ之ヲ兼出人ニ還付ス但シ料金ノ滞納アルトキハ該擔保(國債ヲ擔保トナシタルモノナルトキハ之ヲ賣却シ其ノ金額ヨリ賣却費用ヲ取去リタル殘額)ヲ未納料金ニ充テ過剩額ハ之ヲ還付シ不足額ハ之ヲ追徴ス

**郵便規則摘載** (明治三十三年九月號) (信資令第四十二號)  
第二十四條ノ一 第三種郵便物ニ非サル印刷物ニシテ毎月一回以上繼續刊行シ且發行ノ都度其ノ當月又ハ其ノ翌月中ニ一月ノ發行ニ付百通以上兼出スモノハ約東郵便トシテ承認シタル場合ニ限リ其ノ料金ヲ前條ニ該當スルモノハ重量五十匁又ハ其ノ端數毎ニ其ノ他ノモノハ重量三十匁又ハ其ノ端數毎ニ金一錢トス  
第二十三條第二項ノ規定ハ前項ノ印刷物ニ之ヲ準用ス  
第六十四條 定期刊行物、書籍及印刷物ハ別ニ定ムル所ニ依リ所轄通信局長ノ承認ヲ受ケ約東郵便ト爲スコトヲ得  
第六十四條ノ二 約東郵便物ハ通知ヲ要セザル留置ト爲スノ外他ノ特殊取扱ト爲スコトヲ得ス  
第六十四條ノ三 約東郵便物ニハ日附印ヲ押捺セズ兼出人ニ於テ左記諸形ノ印章ヲ押捺スヘシ  
直徑八分  
乃至一寸  
兼出約東  
局名郵便

用フルトキハ其ノ幅二寸以上トシ宛所ハ或ルヘク左ノ例ニ依リ明瞭ニ記載スヘシ  
何(縣)何々(配屬郵)局区内  
何(町)字何番地  
第六十四條ノ六 約東郵便物ハ郵便官署ノ指示ニ從ヒ其ノ願號又ハ名稱及箇數等ヲ記載シタル郵送票ヲ添ヘ之ヲ兼出承認ヲ受ケタル郵便官署ニ兼出スヘシ但シ郵便官署ニ於テ必要アリト認メタルトキハ其ノ兼出場所ヲ指定スルコトアルヘシ  
第六十四條ノ七 郵便官署ハ兼出人ヲシテ約東郵便物發送上必要ナル區域毎ニ之ヲ結束シテ兼出サシムルコトアルヘシ  
第六十四條ノ八 郵便官署ハ必要ニ應ジ兼出人ニ對シ約東郵便物ノ見本ヲ提出セシムルコトアルヘシ

**約束郵便ニ關スル注意**  
一、約束郵便ノ申込ヲナサムトスル者ハ申込書(第一號形) 擔保提供書(第二號形) 及見本一部ヲ兼出スヘシ  
二、約束郵便取扱承認規則(以下取扱承認規則ト稱ス) 第五條ノ擔保額ハ當該郵便物一箇月分郵送料ノ倍額以上トシ其種類ハ現金又ハ國債ニ限ル但シ國債ノ價格ハ額面ニ依ル  
三、國債ハ擔保提供書(第二號形)ニ種類、額面、記號番號枚數及附屬利札等洩レナク記載スヘシ  
四、願號又ハ名稱、兼出箇數、兼出局、申込人又ハ其住所ヲ變更セムトスル時ハ第三號形ノ願書又ハ願

書ヲ兼出スヘシ  
五、兼出箇數増加ノ場合ハ前號願書ニ不足額ニ相當スル擔保金額ヲ記載シタル擔保提供書(第二號形)ヲ添付スヘシ兼出箇數減少ノ場合ニ依リテハ願書餘白ニ還付ヲ受ケヘキ擔保ノ種類ヲ附記スヘシ此記載ナキトキハ當局ニ於テ便宜査定スヘシ  
六、申込人ノ變更ハ願書(第三號形)ニ新舊申込人連署スヘシ舊申込人連署ヲ得サルトキハ變更ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ書類ヲ添付スヘシ  
新申込人ニ於テ舊申込人ノ提供セル擔保ヲ繼承セムトスルトキハ願書ニ其旨ヲ記載シ之ニ價額證書又ハ受領證書ヲ添付スヘシ  
又新二擔保ヲ提供スルモノニアリテハ必要ナル擔保金額ヲ記載シタル擔保提供書(第二號形)ヲ添付スヘシ  
七、擔保ノ組替ヲセムトスルトキハ還付ヲ受ケヘキ擔保及ヒ之ニ代ルヘキ擔保ヲ詳記シタル請求書(第四號形)ヲ兼出スヘシ  
八、申込人ニ於テ手数料又ハ擔保ノ納付ノ通告ヲ受ケタルトキハ通達ノ指定ノ箇所ニ納入スヘシ  
九、手数料ハ當局又ハ兼出局ヘ納入スルモノトス此ノ場合ハ承認書交付ヲ以テ手数料領收ノ證トス  
十、擔保ハ現金ハ郵便局ニ納入シ證券ハ日本銀行ニ寄託シタル上其受領證書ヲ當局又ハ兼出局ニ兼出スモノトス納付人ハ以上孰レノ場合ニ於テモ領收證書又ハ受領證書ヲ取置クヘシ  
十一、手数料及擔保ヲ納入セザル間ハ願出ニ相當スル約東郵便ノ取扱ヲナサス  
十二、申込人ハ取扱承認規則第六條ノ郵送票用紙ヲ第五號形ニ依リ調製スヘシ但シ同票ハ複寫紙ニヨリ

二通ヲ作成シ内一通ハ兼出人ニ於テ保管シ置クヲ便宜トス  
三、約東郵便ヲ取消サムトスルモノハ第六號形ニヨリ其願書ヲ兼出スヘシ  
四、擔保ノ還付ハ當局ヨリ之ヲ納付人ニ通知ス但シ拂返ハ左記方法ニヨリ取扱フ  
一、現金ハ指定郵便局ニ於テ擔保ヲ爲ス  
二、證券ハ當局ニ於テ受領證書ニ擔保ノ事由ヲ證明シテ交付ス  
前項ニ依リ現金ノ擔保又ハ受領證書ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ領收證書又ハ受領證書相當額ニ受領證書印ノ上之ヲ兼出スヘシ  
十五、證券利札受領ノ爲メ印鑑證明ヲ必要トスルトキハ願書第七號形ヲ兼出スヘシ  
十六、約東郵便ニ關スル印鑑ハ常ニ一定シ置クコトヲ要ス改印シタルトキハ保證人ヲ立テ速ニ届出ツヘシ  
十七、外國ヘハ約東郵便トシテ兼出スコトヲ得ス

**約束郵便ニ關スル願書**  
**書式**  
(第一號形)  
**約束郵便申込書** 東京商報  
一、願號又ハ名稱  
二、約東郵便トナスニヨリ郵便料、郵便規則第二十四條ノ一ノ適用ヲ受ケタルモノハ其事由、郵便料ノ概算ヲ受ケサル候ノ一ノ適用ヲ受ケタルモノハ第三種郵便等種別ヲ記載ス(記號)

**約束郵便擔保提供書** 東京通信局長 殿  
一、金壹百圓也 現金  
又ハ  
一、第四分利公債證書額面壹百圓也  
内 圓  
百圓券ハ號五〇三壹枚、但大正九年十二月(券面記載年月)漢以降利札附屬  
右東京商報ノ約東郵便擔保トシテ提供ス  
年 月 日 日本橋區區役所町壹番地  
東京通信局長 殿 甲 野 太郎 郎  
殿

**約束郵便變更願(願)**  
大正元年十月一日約甲第一〇〇號承認東京商報新兼出局、又ハ新兼出箇數又ハ新願號又ハ



出版關係法規及書式

新住所 何々々
舊住所 何々々
右及御届候(右承認相成度候)

東京逓信局長 何 某團

約東郵便申込變更願

大正元年十月一日約東第一〇〇號承認東京商報
新申込人 住所 何 某團
舊申込人 住所 何 某團

約東郵便物送票

大正元年十月一日約東第一〇〇號承認東京商報
東京逓信局長 何 某團

Table with columns: 願號又ハ名稱, 重量別箇數, 氏名, 出人名, 合計, 摘要

又ハ 大日本帝國政府四分利公債贈書額面壹百圓也
東京逓信局長 何 某團

印 置 印 住所 何々 某

右東京商報約東郵便擔保利札受領ニ付印置證明被下度候也

出版關係法規及書式

ト稱スルハ師範學校中學校高等女學校ニ關シテハ生
用圖書トシ小學校ニ關シテハ教師用圖書及兒童用
圖書トス

第五條 檢定シタル圖書ハ文部省ヨリ官報ヲ以テ其名
稱、冊數、定價、目的トスル學校並學科ノ種類、發
行ノ年月日並該圖書ニ記載スル所ノ著譯者及發行者

第十三條 第四條ニ依リ圖書中修正スヘキ條ヲ指定シ
タルトキハ一箇年以内ニ其條ヲ修正シテ該圖書ノ檢
定ヲ追願スヘシ此期限內ニ修正追願セザルトキハ該



(備考) 本件に關しては昭和二年九月一日發行の單行本又は月刊以上の雜誌より之を實施中の處、昭和四年六月七日更に週刊以上の出版物に對しても分割運付許可相成旨追加せらる。

出版ニ關スル取締諸法令

刑法 (抄)

第七百七十五條 撰製ノ文書圖書、其ノ他ノ物ヲ頒布若クハ販賣シ又ハ公然之ヲ陳列シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同シ
第七百三十條 公然事實ヲ揭示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其ノ事實ノ有無ヲ問ハズ一年以下ノ懲役若クハ罰金又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ罰金ニ出ツルニ非サレハ之ヲ罰セズ
第二百三十一條 事實ヲ揭示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
第二百三十二條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス
民法 (抄)
第七百九條 故意又ハ過失ニ因リ他人ノ權利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス
第七百十條 他人ノ身體、自由又ハ名譽ヲ害シタル場合ト財產權ヲ害シタル場合トヲ別ハス前條ノ規定ニ依リテ損害賠償ノ責ニ任スル者ハ財產以外ノ損害ニ對シテモ其賠償ヲ爲スコトヲ要ス

治安警察法 (抄)

第七百二十三條 他人ノ名譽ヲ毀損シタル者ニ對シテハ裁判所ハ被害者ノ請求ニ因リ損害賠償ニ代ヘ又ハ損害賠償ト共ニ名譽ヲ回復スルニ適當ナル處分ヲ命スルコトヲ得
第十六條 街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、圖書、圖畫、時歌ノ揭示、頒布、朗讀若クハ放吟又ハ言語形容其ノ他ノ作爲ヲ爲シ其ノ狀況安寧秩序ヲ害シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認めムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得
第二十九條 第十六條ノ禁止ノ命ニ違背シタル者ハ一月以下ノ輕懲罰又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス
警察犯處罰令 (明治四十一年九月二十)(抄)
第九日內務省令第十六號(抄)
第二條 各ノ各號ノ一二號當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス
六 新聞紙、雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者
七 新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ノ購置又ハ廣告掲載ニ付強テ其申込ヲ求メタル者
八 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者

警察犯處罰令

(明治四十一年九月二十)(抄)
第九日內務省令第十六號(抄)

御肖像ニ關スル取締方

(明治三十一年十二月二十八日內務省令)
御肖像ハ左ノ各項ニ準據シテ苟モ心得違フ次第無之様厚ク注意ヲ加フヘシ右廣告
第一 天皇皇族ノ御肖像ハ其尊號御稱號ヲ附シアルト否トヲ問ハズ御肖像トシテノ外ハ寫出スヘカラス
第二 御肖像ハ總テ粗造ニ流シ不敬ニ涉ルヘカラス
第三 御肖像ハ不敬ニ涉ルヘキ場所ニ掲ケ又ハ陳列スヘカラス
第四 御肖像ハ露店ニ於テ發賣頒布スヘカラス

菊御紋並禁裏御用等ノ文字濫用ヲ禁ス

第七百二十三條 他人ノ名譽ヲ毀損シタル者ニ對シテハ裁判所ハ被害者ノ請求ニ因リ損害賠償ニ代ヘ又ハ損害賠償ト共ニ名譽ヲ回復スルニ適當ナル處分ヲ命スルコトヲ得
治安警察法 (抄)
第十六條 街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、圖書、圖畫、時歌ノ揭示、頒布、朗讀若クハ放吟又ハ言語形容其ノ他ノ作爲ヲ爲シ其ノ狀況安寧秩序ヲ害シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認めムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得
第二十九條 第十六條ノ禁止ノ命ニ違背シタル者ハ一月以下ノ輕懲罰又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス
警察犯處罰令 (明治四十一年九月二十)(抄)
第九日內務省令第十六號(抄)
第二條 各ノ各號ノ一二號當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス
六 新聞紙、雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者
七 新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ノ購置又ハ廣告掲載ニ付強テ其申込ヲ求メタル者
八 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者

弘曆者ノ外領曆取扱ヲ禁ス

(明治三年四月二十)
(二日太政官布告)
弘曆授時之儀ハ至重ノ典章ニ候處近來種種ノ類曆世上ニ流布候趣無事ニ候自今弘曆者ノ外取扱儀一切嚴禁被仰出候事

本曆略本曆頒布及一枚摺曆略出版法

(明治十五年四月十六日)
(太政官布告第八號)
本曆略本曆ハ明治十六年曆ヨリ伊勢津宮ニ於テ頒布セシムヘシ
一枚摺曆ハ明治十六年曆ヨリ何人ニ限ラズ出版條例ニ準據シ出版スルコトヲ得但明治九年十月內務省甲第三十九號布達ハ取消ス
右布達候事 (內務卿連署)

一枚摺曆出版ノ規定

(明治二十三年十月三十一日文部省令第二號)
(改正明治四十一年文部省令第二十九號)
明治十五年四月太政官第八號布達第二項ニ依リ出版スル所ノ一枚摺曆ハ自今左ノ規定ニ依ルヘシ
一枚摺曆ハ左ニ列記スル事項ニ限リ記載スルモノトス
一年號及紀元ノ年數千支
一月ノ一日
日食其時間

出版關係法規及書式

一 大祭祝日並神社例祭大歌
一 日曜表甲子表庚申表己表
一 二十四節氣及雜節
一 新曆滿月
一 第二號乃至第七號ニ相當スル陽曆日
以上ノ事項ハ東京帝國大學ニ於テ編纂スル所ノ曆ニ依ルヘシ但前各號規定ノ外本曆略本曆ニ掲載セサル事項ヲ記入スルハ此ノ限ニ在ラス

神社寺院ノ守札及神佛號記載ノ畫像出版ニ關スル達

(明治十五年十月內務省令第五十五號)
神社寺院ノ守札ト可認ノモノ及神佛號ヲ記載セル畫像ハ其ノ神社寺院ノ外出版不相成儀ト可心得此旨相達候事但從前屆濟ノ分ト雖モ本文ニ抵触シ不都合ト認ムル場合ニ於テハ更ニ申出ツヘシ

大日本帝國憲法 (抄)

第二章臣民權利義務
第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス
未發表ノ著述ノ稿本ニ關スル民事訴訟法
第五百七十條 左ニ掲タル物ハ之ヲ差押フルコトヲ得

文部省圖書推薦規程

(昭和五年九月一日文部省令第二十二號)
第十二 債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル發明ニ關スル物及ヒ債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル著述ノ稿本然レトモ債務者ノ承諾アルトキハ第三號乃至第八號ニ掲ケタル物ヲ除外之ヲ差押フルコトヲ得

第一條 社會教育ニ裨益アリト認メラルル圖書ニシテ特ニ優良ナルモノハ本令ニヨリ之ヲ推薦ス
第二條 推薦ヲ受ケタル圖書ニハ文部省推薦ノ文字ヲ記入スルコトヲ得之カ記入ヲナス場合ニハ推薦ヲ受ケタル年月日ヲ明記スルコトヲ要ス
前項ノ記入ヲナシタル圖書ニ修正ヲ加ヘタルトキハ其ノ發行者ハ通稱ナク其ノ旨ヲ文部大臣ニ届出ツヘシ
第三條 推薦シタル圖書ニシテ修正其ノ他ノ事由ニヨリ必要アリト認ムルトキハ推薦ヲ取消スコトアルヘシ
第四條 推薦シタル圖書ノ名稱冊數定價發行ノ年月日並著作者及發行者ノ住所氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公示ス推薦ヲ取消シタルトキ亦同シ
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文部省圖書認定規程

(大正十五年一月九日文部省令第二號)



第一條 社會教育ニ裨益アリト認めル圖書ハ本令ニ依リ之ヲ認定ス

第二條 圖書ノ著作者又ハ發行者ニ於テ圖書ノ認定ヲ受ケントスルトキハ其ノ圖書二部及手数料ヲ添へ別紙様式ノ認定願書ヲ文部大臣ニ提出スヘシ

第三條 手数料ハ圖書一部ニ付其ノ圖書三部ノ定價ニ等シキ金額トス出願ノ際文部大臣官房會計課ニ納付スヘシ

(文部大臣ニ於テ必要ト認めルトキハ手数料ヲ免除スルコトアルヘシ既納ノ手数料ハ之ヲ還付セズ)

第四條 認定ヲ受ケタル圖書ニハ文部省認定ノ文字ヲ記入スルコトヲ得

第五條 認定ノ效力ハ認定ヲ受ケタル後修正ヲ加ヘタル圖書ニ及ハサルモノトス但シ修正ニ付文部大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニアラス

第六條 認定ヲ與ヘタル圖書ニシテ修正ヲ要スルモノアリト認めタルトキハ期間ヲ定メ之ヲ修正セシムルコトアルヘシ

第七條 認定ヲ受ケタル者本令ノ規定ニ違背シタルトキ又ハ文部大臣ニ於テ必要ト認めルトキハ當該圖書ノ認定ヲ取消スコトヲ得

第八條 認定シタル圖書ノ名稱、冊數、定價、發行ノ年月日並著作者及發行者ノ住所、氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公示ス

(前條ノ規定ニ依リ認定ヲ取消シタルトキ亦同シ)

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年文部省令第二十二號通俗圖書認定規程ハ之ヲ廢止ス

從前ノ規定ニヨリ認定シ又ハ認定ヲ申請シタル圖書ハ本令ニ依リ之ヲ認定シ又ハ認定ヲ申請シタルモノト看做ス

(別記) 様式 圖書認定願

圖書ノ名稱	冊數	著作者ノ姓名	發行ノ年月日	定價
住所氏名	住所氏名	住所氏名	住所氏名	住所氏名

右ノ圖書認定相成度該圖書二部及手数料金……相添此段及御願候也

年 月 日

住 所

氏 名

文部大臣 宛

軍隊教育用圖書檢閱規則

(大正七年一月陸軍省令第二號)

第一條 軍隊教育ノ目的ヲ以テ陸軍官憲ニ於テ發行シタル圖書圖書ノ檢閱ハ陸軍官憲ノ檢閱ヲ受ケタルモノニ限リ軍隊ニ使用セシム

第二條 本規則ニ依リ檢閱スヘキ圖書圖書ノ名目ハ之ヲ告示ス

第三條 第一條ノ圖書圖書ヲ檢閱スル者ハ其ノ檢閱物ノ檢閱ヲ陸軍官憲ニ出願スルコトヲ得

前項ノ檢閱ハ東京府下ニ在リテハ陸軍省、其ノ他ノ地ニ在リテハ所在地附近ノ軍隊ニ於テ之ヲ行フ

第四條 檢閱物ニハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 檢閱物ノ體裁ハ概ネ陸軍官憲ニ於テ發行シタル

附則

本令施行前ノ規定ニ依リ檢閱済ノ檢閱物ニ限リ本規則第六條及第八條ノ規定ヲ適用セズ

本令施行前ノ規定ニ依リ檢閱済ノ檢閱物ニ限リ本規則第六條及第八條ノ規定ヲ適用セズ

教科用圖書檢定規則

(明治二十年五月七日文部省令第三十五號改正)

第一條 教科用圖書ノ檢定ハ師範教育令中學校令高等女學校令小學校令及教則ノ旨趣ニ合シ教科用ニ選スルコトヲ認定スルモノトス本規則ニ於テ教科用圖書

モノト同一ナルコト

二 檢閱物ハ他ノ色別、幅尺、文字ノ大小字體、圖書、冊數、枚數、行數及毎行ノ字數ハ陸軍官憲ニ於テ發行ノモノト異ルヘカラス

三 檢閱物ハ紙質脆弱又ハ粗惡ナルヘカラス但印刷鮮明ニシテ製本鞏固ナルコト

四 檢閱物中伸縮膠製又ハ數種ヲ合本トスル必要アル場合ニハ見木ヲ添ヘ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケタヘシ

第五條 檢閱物ヲ檢閱シ前條ノ條件ヲ具備シタルモノナルトキハ出願人ニ檢閱済證書ヲ交付ス

第六條 檢閱済證書ニハ其ノ表紙アルモノハ題名ノ右肩ニ其ノ他ノモノニ在リテハ見易キ位置ニ(大正)何年何月何日(改版シタルモノニ在リテハ第何版)陸軍省(陸軍某隊)檢閱済ト記載スヘシ

第七條 檢閱済ノ檢閱物改版シタルトキハ前ニ交付シタル檢閱済證書ハ其ノ効力ヲ失フ

第八條 檢閱ヲ受ケサル圖書圖書ノ檢閱物ニ第六條ノ記載ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十三條 第四條ニ依リ圖書中修正スヘキ箇所ヲ指定シタルトキハ一箇年以内ニ其修正シテ該圖書ノ檢定ヲ追願スヘシ此期限内ニ修正追願セサルトキハ該圖書ハ檢定ヲ與ヘス

第十四條 檢定ヲ得タル圖書ハ每冊表紙又ハ扉ニ年月日及文部省檢定済何學校何教科用ノ文字ヲ記載スヘシ但小學校教科用圖書ニ在リテハ仍兒童教師用ノ別ヲ附記スヘシ

第十五條 檢定ヲ得サル圖書若クハ第六條第七條ニ依リ檢定ノ効力ノ及ハサル圖書ニ文部省檢定済其他之類ニ屬スル文字ヲ記載シテ發行シ又ハ情ヲ知りテ其ノ圖書ヲ受託販賣スルコトヲ得ス

第十六條 第十五條ニ違背シタル者ハ二十五圓以内ノ罰金又ハ二十五日以下ノ懲罰ニ得ス

第十七條 圖書ハ其全部備ヒタルモノニアラサレハ檢定セズ

第十八條 第六條第七條ニ依リ檢定ノ効力ノ及ハサル圖書ニ文部省檢定済其他之類ニ屬スル文字ヲ記載シテ發行シタルトキハ其檢定ノ効力ヲ取消スコトアルヘシ

第十九條 第二條第二項ニ依リ檢定ヲ請フ者ニシテ帝國内ニ住所ヲ有セサルトキハ檢定ニ關スル一切ノ事項ヲ代理人ヲ定ムヘシ

第二十條 檢定ヲ得タル圖書ノ發行者ハ次學年ノ始ヨリ起算シ五箇年間其ノ圖書ノ供給ヲ止ムルコトヲ得但特別ノ事情アル場合ニ於テ文部省ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條 檢定ニ在ラス

前項ニ規定セル期間満了後其ノ圖書ノ供給ヲ止メントスルトキハ發行並ニ檢定済年月日ヲ具シ其ノ前年

出版關係法規及書式

ト稱スルハ師範學校中學校高等女學校ニ關シテハ生使用圖書トシ小學校ニ關シテハ教師用圖書及兒童用圖書トス

前項ノ教師用圖書トハ教授スヘキ事項教授上ノ注意及應用ニ關スル事項等ヲ記載シタル圖書又ハ該圖書ニ附屬シテ兒童ニ示スル目的トスル掛圖類ヲ云フ

第二條 圖書ノ發行者ハ該圖書ノ檢定ヲ文部省ニ請フコトヲ得

外國ニ於テ發行シタル圖書ハ左ノ各號ノ一ニ當ルモノニ限リ發行者ニ於テ其圖書ノ檢定ヲ文部省ニ請フコトヲ得

一 師範學校中學校又ハ高等女學校ニ於ケル英語獨語佛語ノ教科用ヲ目的トスルモノ

二 小學校ニ於ケル英語ノ教科用ヲ目的トスルモノ

第三條 第二條ニ依リ檢定ヲ請フ者ハ圖書一種ニ付其目的トスル所ノ學校一種毎ニ第一條第二項ノ掛圖類ハ二部ノ定價其ノ他ハ二十部ノ定價ニ等シキ手数料及該圖書二部ヲ檢定願書ニ添ヘ文部省ニ納ムヘシ但檢定ヲ得タル後定價ヲ増加シタルトキハ本文ノ例ニ準シ其差額ヲ追納スヘシ

定價ノ記載セサル圖書ハ檢定セズ

第四條 第二條ニ依リ檢定ヲ請ヒタル圖書中尠少ノ修正ヲ加フレハ檢定ヲ與フルコトヲ得ヘシト認めルモノアルトキハ其檢定ヲ檢定出願者ニ指示スルコトアルヘシ

檢定ヲ與ヘタル圖書中修正ヲ要スルモノアリト認めルトキハ其ノ修正ヲ發行者ニ指示シテ修正セシムルコトアルヘシ

發行者前項ノ指示ニ從ハサルトキハ其ノ圖書ノ檢定ノ効力ヲ取消スコトアルヘシ



出版關係法規及書式

九月末日迄ニ文部省ニ届出ツヘシ  
 第二十三條 第十四條若クハ第十五條ノ規定ニ違背シ  
 タル者又ハ第二十二條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケス若  
 クハ届出ヲ了セシテ圖書ノ供給ヲ止メタル者ノ發  
 行ニ係ル圖書ニ對シテハ檢定ヲ行ハサルコトアルヘ  
 シ  
 第二十四條 第二條ニ依リ檢定ヲ請フ者ハ甲號書式ニ  
 依リ第十三條ニ依リ追願スル者ハ乙號書式ニ依リ又  
 檢定ヲ得タル圖書ニ修正ヲ加ヘ檢定ヲ請フ者ハ丙號  
 書式ニ依リ届出ツヘシ

教科書檢定ニ關スル願  
 届書式

(甲號書式) 檢定願

圖書ノ 名册	卷冊ノ 數	著譯者 氏ノ住所	發行所 氏ノ住所	發行ノ 年月日	目的トス ル學校ノ種
-----------	----------	-------------	-------------	------------	---------------

右ノ圖書御檢定相成度該圖書……部及手数料金相添  
 此段相願候也  
 年 月 日

住 所  
氏 名  
宛 名册

(乙號書式) 檢定追願

圖書ノ 名册	卷冊ノ 數	著譯者 氏ノ住所	發行所 氏ノ住所	修正 年月日	目的トス ル學校ノ種
-----------	----------	-------------	-------------	-----------	---------------

右ハ年月日附檢定願出候處年月日ノ御  
 指示ニ基キ今般修正發行致候間尙御檢定相成度該圖  
 書……部相添へ此段相願候也  
 年 月 日

(丙號書式) 修正檢定願

圖書ノ 名册	卷冊ノ 數	著譯者 氏ノ住所	修正 年月日	目的トス ル學校ノ種	修正 事項
-----------	----------	-------------	-----------	---------------	----------

右ハ年月日檢定願ノ處修正發行致候間御檢定  
 相成度該圖書……部及手数料金……相添へ此段相願  
 候也  
 年 月 日

住 所  
氏 名  
宛 名册

読 書 人 の 雑 誌  
 東 京 堂 月 報  
 毎 月 一 回 定 價 十 錢

掲 載 廣 告 索 引

ア アトラス社(營業廣告)……九三〇 アトリエ社(日本畫實習帖)……九四三 アトリエ社(芥子園畫傳)……九四三 阿部商店(營業廣告宛印刷器)……二五三 青野文魁堂(繪圖解釋其他)……二七	イ 育成洞(高文試驗の受方其他)……九六三 岩波書店(理化學辭典其他)……前付一 岩波書店(法律學辭典其他)……一七一 岩波書店(歌集經雷集以後其他)……一七二 岩波書店(四種基本雲形圖其他)……一七三	ウ 内田老鶴圃(物理学通論其他)……二二二 上田泰文堂(春日神社文書其他)……九六二	エ オム社(電氣工學汎論其他)……九四四 岡村書店(四智幾何學の能力解決其他)……二〇二 大倉書店(大英和辭典其他)……二一八 大倉書店(大英和辭典其他)……二一九 大同山書店(伊勢物語に就きての研究其他)……九六一 歐文社出版部(人試突破の對策を語る其他)……一八一	カ 家事及裁縫社(小學裁縫科指導案其他)……二二四 改造社(シエントフ選集其他)……七五〇 開拓社(標準英語單語集)……一八八 開拓社(英語類語辭典)……一八九 金原商店(内醫科臨床の爲に其他)……七三二 考へ方研究社(考へ方叢書一覽表)……七三二 本報發行部(觀世流改訂諸本)……三〇九	キ 基督教思想(基督教倫理學序説其他)……九四〇 共益商社(科學辭典其他)……九四四 共立社(實用金屬材料講座其他)……一九四	ク 九段書房(世界大地圖其他)……一六三 栗田書店(經濟面の讀み方其他)……七六三	ケ 啓成社(大實踐國語教育其他)……二〇一 啓成社(基督教大辭典其他)……二一九 啓成社(新英和大辭典其他)……一八〇 研究社(僕の英語辭典其他)……一八一 研究社(修身倫理其他)……一七二 健文社(ドストエフスキ研究其他)……一七三 健文社(童心雜筆子と遊ぶ其他)……一七三	コ 共立社(新修高等數學講座其他)……一九五 京文社(交響管註釋其他)……二三八 協調會(日本人口頭研究第二輯)……九五二 牛山堂(馬で去つた女其他)……一四七 近代社(祥裁・子供服)……六八二 金星堂(現代囃歌全集其他)……七五一
--	--	--	--	---	--	---	---	--

掲載廣告索引

一一三三







<p>豊國社 (日活・キネマ・松竹) 二二四          法律評論社 (法律年鑑 其他) 一九五          芳文堂 (源氏物語講義 其他) 一九七          寶文館 (日本文法論 其他) 一七三          北海出版社 (新小學算術指導書 其他) 一九八          北海出版社 (新青年學校教本 其他) 一九九          北星堂 (ニッポン・フオアヤン) 二六〇          北陸館 (日本水産動植物圖鑑) 二七〇          北陸館 (日本昆蟲圖鑑 其他) 二七四</p>	<p>目黒書店 (交際外國地理 其他) 二〇七          モナム (最新教育學概論) 二七四          有精出版部 (幾何のあたまたま 其他) 二七三          有斐閣 (社會政策原論 其他) 二八〇          有朋堂 (國漢文要語辭典) 二八五          有朋堂 (精説國文法 其他) 二八七          雄山閣 (觀風新語) 二九四          雄風館 (金融機構論 其他) 二九五</p>	<p>松邑三松堂 (日本貝類圖譜 其他) 一九八          丸善株式會社 (金屬材料及加工法・金屬) 二二二          滿洲文化協會 (第二次滿洲國年報 其他) 二二二</p>	<p>三笠書房 (ドストイエフスキイ全集 其他) 二二六          瑞穂書院 (有由錄歌ミ防人歌 其他) 九七三</p>	<p>明治書院 (字源) 七三三          明治書院 (古事記新講 其他) 七三三          明文堂 (實用園藝 其他) 七三八          目黒書店 (內的生命觀 其他) 七三六</p>	<p>龍吟社 (明治編年史 其他) 一九四          料理の友社 (料理之友) 一四〇          立命館出版部 (赤字時代の財政諸問題 其他) 二二六          立命館出版部 (俳句新釋 其他) 二二七          糧友會 (日本主要食品營養圖解 其他) 九三六</p>	<p>樂浪書院 (明治史研究 其他) 二二六</p>	<p>養賢堂 (應用植物及動物 其他) 一八六          吉川弘文館 (幼學綱要 其他) 一九六</p>	<p>良書普及會 (地方制度講話 其他) 九〇〇          良書普及會 (行政法規提要 其他) 九七一          林平書店 (言海 其他) 七四九</p>
---	---	--	--	---	--	----------------------------	--	---

# 江戸文學研究 山口剛

## 津々たる興味

文學博士 藤村 作

日本文學大辭典のために書かれた山口剛君の原稿を整理した限で、今本書を讀むと全く別人に接するやうに感ずる。それは他所行き、これは平常態度の君を見るやうに感ずる。恐らくこの兩面を併せ見ることは、君の學者として、又作家としての全貌を見るにもつとも便利であらうと思ふ。辭典のために書かれた君の原稿は、余等の定めた執筆要項にもつとも忠實な整然たるもので、隨つて原稿整理の勞のつとも少いものであつた。一言にいへば、もつとも辭典向きに出来た原稿であつた。然して君の平生雜記等に發表された文、即ち本書に收録された文は、

辭典の原稿とは大いに趣を異にするものである。自在奔放な構想を持つもので、豊富な資料を持つ人の、自由な座談でも聽くやうな文である。普通の順序、普通の形に拘らない所に、實に津々たる興味がわいてくる。余は始めて辭典の原稿に接した時は、實に意外の感をなしたものである。本書に表れた君の面目は、その平生の面目で、これこそ君の學者として、又作家としての、もつとも作らない顔貌を見せた文を集めたものである。第一編は上方文學館で「四鶴好色本研究」以下十篇、就中自からの五篇が特に有益で、かつ興味絶かである。第二

編は江戸文學館で「京傳賣書紙に関する一小説」以下十三篇、余は賣書紙の研究にもつとも得る所が多かつた。付録は源氏物語研究で「ものけし」と「ものまされ」に関する考證二篇を収めてある。いづれも君の博識と豊富なるうん着を示して、君にきき今日、君のための好記念たるべきものである。村松編の外は、江戸文學を中心とした研究であるが、その源流及び關係をたどる時は、久しい古へにさかのぼり、又遠い支那、インドにも及んでゐる。そこに君が尋常の學徒でなかつたことを見る。君の博學は諸論文に現れた君を多辭の人としてゐる。しかしその多辭は決して厭ふべき冗辭ではなくして、人をひきつけて行く興味多い閒辭である。(中略)

と源氏物語との比較對照の内にも、君の思ひつきの秀技なるを感じしめる點が散々ある。そのどこまでを信じ得るかについては人々各意見もあらうが、かりいふ見方もあり得べきことは誰も首肯するであらう。さうして誰しもが恐らくその對照の面白さには引かずられずにはゐないだらう。淨むりの五段脚鏡が、簡の五番の番組から出たといふ説は新しくはないが、それから四鶴の五人女の五巻、各巻の五章の組織にまで及んだ思ひつきはすこぶる奇抜である。が、しかし、これに關しては、説を省いてあるので、例の興味多い説述を讀むことの出来ないのは惜しい。江戸文學研究者として君を失つたことは、我が學界の非常な損失である。幸に本書の如き好記念を得たことはせめてものことである。五十嵐博士の序文と、會津八一、富田空樹兩氏の跋文とは、よく君の風貌をしのばしめるものがある。(東京朝日新聞)

(題簽) 會津八一氏 菊判七五九頁 定價四圓八拾錢 東京堂發行



★ 各語學界の代表的辭書と參考書 ★

訂補 佛 教 大 辭 典	大 辭 典 改 修 言 泉 全 六 冊	訂 增 新 撰 俳 諧 辭 典	修 改 新 式 辭 典	新 譯 露 和 大 辭 典 普 及 版	新 和 佛 辭 典	訂 增 新 佛 和 辭 典	新 譯 獨 和 辭 典	新 式 獨 和 大 辭 典 普 及 版	大 獨 日 辭 典 大 版	新 譯 英 和 辭 典	大 英 和 辭 典 全 二 冊
縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓
縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓
縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓	縮 大 版 一 七 圓

大倉書店 町場茅橋本日本京更 番八三二京東・座口替振

一一三九

！ 舉壯の望待界語逸獨全りた燦華光

(本見容内) 著郎一信張登 風竹

# 大獨日辭典

版及普

這般本書の第一版(大形)を出すや、果然稀有の名著大著として絶讃激賞を浴び、爾來屢々版を重ねて江湖の御愛顧に添ひ來つたが、全國の學生、研究者諸氏よりの「普及版」を出せの熱望に應へ、茲に形容を改め、而も大形の半價にも足らぬ驚異的廉價を以て、この「普及版」の發賣を斷行するに至りました。

この著者！この内容！  
この價格！學生界の人  
氣を獨占した十年度出  
版界話題の壓巻はこれ

頁〇八七一 入函列六四  
錢十八圓四價特  
(限部萬二)  
錢三十三 料送留書

「縮刷と申しても、内容は毛頭縮小せず、却つて大獨日出版後に發見せる誤字、誤植等は、凡て訂正してあるだけ、普及版の方が改善せられてゐる……」  
著者「普及版の序」より  
斯くて今や我等は、數百千の宣傳より、先づ「實物」に就て、各位の御検討を俟つ次第であります。

譯獨文和式削添  
五一送〇三・二島大・社

材教獨和  
六〇送〇九 定善社

文信通業商逸獨實用  
五一送〇〇・二郎一俊島大

習練譯獨文和  
六〇送〇九 定善社

番八三二京東替振 大倉書店 町場茅橋本日本京更

一一三八



本邦唯一の料理雑誌

# 料理の友

二十餘年の歴史を有する料理報國の大殿堂

月刊雑誌料理の友  
 一部 五十銭  
 送料 二  
 半年(送費共) 三  
 一年(送費共) 六  
 圓圓錢

**▲主婦は一家圓滿の糧に!**  
 料理が美味しければ一家全體が幸福で、自然主人も外食しませんから五十銭の誌代は百倍になつて戻る。

**▲お嬢さん方はお嫁入道具に!**  
 學問があつても、美貌でも、お料理が下手では夫になる方が不幸です。本誌をよめば、どんな料理のコツでも判つて立派なお嫁入りの資格が出来る。

**▲料理業者は商賣繁榮のために!**  
 本誌をよめば時代の空氣に觸れるから、お客様の吸引策の呼吸が判る。

**▲料理人は座右の好伴侶として!**  
 貴方が一生手放せない「料理の友」を利用していくらでも貴方の向上發展が出来る。

**▲お醫者さんは病人料理の御参考に!**  
 時代は正に一九三四年です。お粥と卵だけでは患者が満足しません。料理の友には新研究の病人料理が次々に發表される。

**▲食通は趣味のために!**  
 凡ゆる料理の紹介と研究が發表されるから貴方の御満足が得られる。

**▲教師はその教材資料に!**  
 時代に相應しい料理が堪へず發表されるから生きた教育が出来る。

振替東京市小石川區 料理の友社 電話 振替東京市小石川區 電話 振替東京市小石川區 電話

久松潜一 文學博士	麻生磯次	兒山信一	手塚昇	片岡良一	湯地孝	池田龜鑑	大西貞治	倉野憲司	藤村作 文學博士	久松潜一 文學博士	大西貞治
増萬葉集の新研究	近世生活と國文學	日本詩歌の體系	源氏物語の新研究	井原西鶴	樋口一葉論	宮廷女流日記文學	古代純日本思想	古事記の新研究	上方文學と江戸文學	上代日本文學の研究	古代日本精神文化の研究
三・一〇四	三・一〇四	三・一〇四	二・一八四	三・一〇四	三・一〇四	三・一〇四	三・一〇四	三・一〇四	二・一八二	三・二八二	三・二八二
岩田九郎	守隨憲治	平泉澄	平泉澄	平泉澄	平泉澄	平泉澄	平泉澄	平泉澄	竹岡勝也	山中謙二	小林健三
奥の細道詳講	日本戲曲選	建武中興の本義	武士道の復活	國史學の骨髓	闇齋先生と日本精神	中世に於ける精神生活	中世に於ける社寺と社會との關係	我が歴史觀	近世史の發展と國學者の運動	西洋史概説	日本神道史の研究
二・二〇四	二・一五二	二・一〇四	二・一八四	一・一八四	一・一五二	四・一〇八	三・一〇四	三・一〇四	三・一〇四	三・一〇四	二・五〇四
發行所 東京市牛込區(34)牛込二丁目四十五番地 至文堂											



婦人之友社出版の雑誌、書籍、日記類は三十年來の信用あるものです

# 月刊 婦人之友 子供之友

大平 茂著  
家庭向きフランス料理 税價 一〇〇

田中よね子著  
四季の家庭料理 税價 一〇〇

醫學博士 大森 憲太著  
母と子の榮養學 税價 一三〇

醫學博士 田村 均著  
育兒讀本 税價 一三〇

醫學博士 佐久間兼信著  
安産讀本 税價 一五〇

婦人子供洋服裁縫大講習録 (二冊) 一圓八十錢 (六冊) 九圓八十錢

## 羽仁とも子著作品集

◆一冊一圓(一冊一圓二錢)七十冊五圓十三錢◆

17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
家	信	牛	若	子	家	家	家	夫	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦
み	信	牛	若	子	家	家	家	夫	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦
ご	生	き	庭	庭	事	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦
り	生	き	庭	庭	事	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦
ご	生	き	庭	庭	事	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦
の	生	き	庭	庭	事	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦	婦
信	心	篇	る	す	本	(下)	(上)	篇	卷	卷	(中)	(上)	(下)	(中)	(上)	篇

東京豊島区 婦人之友社 電話大塚三七八一  
振替東京壹六〇〇

わかりどのの魅惑!  
オール映畫界の教科書  
口繪に、本文に、懸賞に、  
皆様の伴侶たる  
本誌を!

毎月五日發賣  
日映畫一本の  
雑誌

日活  
—日活唯一の機關誌—  
定價參拾錢

キネマ  
—映畫百般—  
定價四拾錢

松竹  
—松竹唯一の機關誌—  
定價參拾錢

東京市小石川區日向水町三五  
豊國社  
電話大塚(86)六〇八



# 見よ！電氣雜誌のキング！！

◎「遞試」の發展は電氣雜誌界の驚異であります、本誌發行部数は毎號歴史的の大増刷を續け、目下電氣雜誌中で之に匹敵するものがなく、電氣雜誌界第一の實力を把握して居ります。

◎見られよ！本誌の内容を、卷中凡て眞摯なる研究記事を以て充滿され、本誌が常にモットーとする實力第一主義に基き、誌面は常に熱のある新進氣鋭の人々の爲めに提供し、眞に青年技術者の自由論壇として、潑刺たる生氣に溢れ、輓近の電氣學界の主要なる研究問題の推移と傾向は本誌を藉けば立所に充分と知り得る事がある。

◎更に基礎となるべき主要學科は絶えず講座として連載し、又本誌の生命とする遞試に關する迅速且精緻なる報導と統計等は他の全く追隨はおろか企及し得ない本誌獨特のもので受験者諸君より非常な信用と絶讃とを博して居る。



本誌定價 每月一元二角五分 全年十二元 郵費在內  
 本誌定價 每月一元二角五分 全年十二元 郵費在內

發行所 **遞試社**  
 振替東京七三六七二番  
 電話銀座五四七一番

▲創刊大正十四年十一月  
 ▲毎月一回一日發行  
 (第三種郵便物認可)  
 遞試關係電氣  
 工學書壹百餘  
 種發行見本呈

●●專檢のことなら凡て遞試社へ！

## 專檢カード式參考書

專檢全科の巧妙なる一握的豆教科書！  
 このカードは專檢全科目を要領よく縮約し、  
 整へれば完全な參考書となり、散すれば獨立  
 したカード式解答集となる。紙面に絶大  
 無限の特色を發揮する好參考書は之れだ。  
 ◇定價各函六十錢◇送料四錢◇

專檢突破の最捷徑はこの專檢講座！  
 に行届いた講義、質問回答は親切無比、講義  
 は各卷一、二科目の讀切、會員には十大特典  
 あり。◇全八卷一巻一圓廿錢 (内容見本無代進呈)  
 ◇全八卷九圓也◇

東京・銀座・西八  
**遞試社**  
 東京電・二七六三  
 一七四五



天下の嶮！  
**專檢征服の王道！今や全く成る！！**

## 專檢受験講座



白隱禪師著書 宮裡祖泰編

四六判上製函入全一冊

一一四六

最新刊  
冠頭  
註解

# 白隱禪師法語集

定價壹圓  
送料十錢

本書內容

- 白隱禪師略傳
- 辻談議
- 夜船閑話
- 座禪和讃
- 遠羅天釜話
- 安心ほこりたゞき歌
- 假名法語
- 主心お婆粉引歌
- おたふく女郎粉引歌
- 寢ほけの眼覺
- 大道ちよほくれ
- 見性成佛丸
- 寶鏡窟記

吉田助治著  
童話の日の本史

- (1) 美しい國
- (2) 寶の國
- (3) 難波の堀江
- (4) 奈良の都
- (5) 平安の都
- (6) 十五夜の藤
- (7) 赤旗の光
- (8) 白旗の光
- (9) 鎌倉の山
- (10) 神風の國
- (11) 笠置の山
- (12) 吉野の宮

岡本瓊二著  
兒童課外讀本

- 明治天皇御偉業
- 軍神乃木大將
- 海の勇將東郷元帥
- 勳王楠木正成
- 忠誠王楠木正成
- 天下第一 豊臣秀吉
- 大將軍 夷德川家康
- 奇傑 新海舟
- 維新 西郷隆盛
- 豪傑 新西郷隆盛
- 八郎源為朝
- 發明王 エチブソン
- 汽車發明 エチブソン

以上各六四六一全一冊  
定價各六拾錢 送料十錢

振替東京三三〇七番  
電話神田三〇二番

文陽堂書店

東錦市一ノ八區

最新刊

# 馬で去つた女

D.H.ロレンス著 宮西豊逸譯

三四六判 定價一圓

送料八錢

廿世紀初葉の世界が生み出した怪偉なる天才D.H.ロレンス。彼は不可思議な感覺を働かせて眞の人間の行くべき方向を嗅ぎ出さんものと青い瞳を炎のやうに見開いた奇怪な動物である。彼は偽善的現代文明社會なるものにくるりと背を向け人間の熱い血の中に、大自然の野性の中に、眞の生活と救ひを求めやうとした。偽と醜と惡とを憎み、眞善美を飽くまで追求しやうとした彼の熾烈な情熱は全世界を震撼せしめた藝術作品となつて麗はしく花を開いた。彼逝いて五年、ここに彼の代表的短篇が纏めて譯出せられ、發禁よりまぬかれてロレンス研究家の机上に贈らるるに至つたのは、また大いなる欣快事ではなくて何であらう。

内容

馬で去つた女  
櫻草の道  
二番に好き  
ロードンの屋根  
鷺島市  
運命の一觸  
母の娘

牛山堂の  
俳句書類

- 水原秋櫻子著 俳句新講座 定價各一圓三十錢
- 同 評釋百句添削百例 定價一圓五十錢
- 同 句集良夜 定價一圓五十錢

一一四七



西勝造先生著

便秘

全一冊・菊判型本綴  
美裝函入・印刷鮮明  
紙數二三〇頁  
正價貳圓

送 內地十四錢  
料 領土二十錢

最新刊  
現今治療醫學の進歩發達は眞に驚くべきものであるが、凡ゆる疾患が便秘に原因してゐることが明瞭になつたのは極めて新しいことである、而乍ら之が最近の治療醫學に對し如何なる意義を有するかに關して記述された邦文書は皆無であつた。  
著者は之を遺憾として多年の研究と日子を費し本書を著述せられたのである。  
本書の内容は佛蘭西原著に倣ひ  
第一章便秘の歴史的考察第二章結腸の生理學  
第三章便秘の分類第四章便秘の類別診斷第五章第五章傷害性便秘第六章機能性便秘の治療第七章第七章より成り、其の説く所懇切適易にして讀者は快々裡にそれを讀破し便秘の眞體を會得する事極めて容易なるべく、敢て多忙なる臨牀醫家各位に謹みて本書を推薦する所以である。

西勝造先生著

アチドージスとアルカロージス

全一冊・菊判・紙數二五八頁・挿圖三二個  
正價二圓八十錢 送料十四錢

著者は日本精神の研鑽に從ふこと多年、深く考ひ、厚く思ひ慮り廣く眺め漸くにして本書を公にせらる。日本精神の眞體を知らんとする者は讀めざる。一面は歴史、他は體系的着眼によつて示すことにより我國に於ける若き學徒の此方面に關する知識の最低限度を示さんとした。  
本書は著者が駒澤大學に於て講義せるものを全體として編述したもので極めて判り易く倫理學の全般について論述してゐる。  
隔月發行、講座式の單行本、斯界一流大家執筆、第一回「神道精神」第二回「日本精神論」第三回「日本儒教」第四回「武士道精神」第五回「水戸學精神」第六回「日本國體論」第七回「日本國民性」以上既刊本秋までに「日本佛教」「日本精神史論」「日本精神研究方法論」を以て完成の豫定。  
服部博士を會長に多數試驗委員の執筆に依てなる本講義は平明懇切を極め、一讀難解の漢文を讀破するに足る。文檢受驗者は勿論斯學に志すもの、一ヶ年にて卒業而も一ヶ月僅かに一圓廿餘頁、僅か一ヶ月に於ける講義は何人にも直ちに了解せられ、僅か六ヶ月間の勉學に依つて日本製圖學校より卒業證書を授けらる。特典あり、一ヶ月僅かに一圓廿餘頁の講義を授けらる。要求に應じた適切な講義を授けらる。要求に應じた適切な講義を授けらる。要求に應じた適切な講義を授けらる。

文學士 伊藤千眞三著	日本精神讀本	紙數二三〇頁 正價貳圓	全一冊・菊判型本綴 美裝函入・印刷鮮明
文學士 馬場文翁著	最近獨逸倫理學綱要	紙數二〇〇頁 正價貳圓	全一冊・菊判・紙數二五八頁・挿圖三二個 正價二圓八十錢 送料十四錢
文學士 馬場文翁著	倫理學概論講義	紙數二〇〇頁 正價貳圓	全一冊・菊判・紙數二五八頁・挿圖三二個 正價二圓八十錢 送料十四錢
文學士 馬場文翁著	日本精神研究	紙數二〇〇頁 正價貳圓	全一冊・菊判・紙數二五八頁・挿圖三二個 正價二圓八十錢 送料十四錢
文學士 馬場文翁著	漢文學講義	紙數二〇〇頁 正價貳圓	全一冊・菊判・紙數二五八頁・挿圖三二個 正價二圓八十錢 送料十四錢
文學士 馬場文翁著	機械製圖法講義	紙數二〇〇頁 正價貳圓	全一冊・菊判・紙數二五八頁・挿圖三二個 正價二圓八十錢 送料十四錢
文學士 馬場文翁著	落款印譜大全	紙數二〇〇頁 正價貳圓	全一冊・菊判・紙數二五八頁・挿圖三二個 正價二圓八十錢 送料十四錢

院書洋東 地番十目丁二町間久佐區芝市京東  
番五三一芝話電 番九四九六五京東座口替振

店書堂光文 區鄉本市京東  
番七四三二 番七〇七二 番七〇七二



る現版及普文漢

宇野博士  
鹽谷博士  
諸橋博士

東京帝大教授  
文學博士  
宇野哲人

東京高師教授  
内野台嶺

一高教授  
佐久節

東京帝大教授  
文學博士  
鹽谷温

孝經大學中庸新釋

全一冊  
價一・二〇〇

●斯學の三巨星  
各その専門を  
こころを擔當し  
原文は勿論語を  
入釋大に互に互  
微に通入に互に

論語新釋

全五冊  
價一・五〇〇

●宇野博士の尤  
得意とする論語  
ついでに切實に  
解いて懇切に  
者は勿論語の  
必讀の書也。斯  
讀者の學問に

孟子新釋

全一冊  
價一・一〇〇

●孟子研究に專  
の著者が語通  
訓讀大意に專  
ついでに懇切に  
想したる孟子の  
研究の必要を

唐詩選新釋

全七冊  
價一・五〇〇

●本書は著者が  
身創の嚴正な  
新しき現代的批  
を試みて解の判  
受も試みて解の  
勉勵者唯一参考  
を勉勵者唯一参考

唐詩三百首新釋

全七冊  
價一・八〇〇

●本書は著者が  
脚所著の博士の  
年所著の博士の  
訓讀大意に專  
餘論語の五段注  
て餘論語の五段注

る現版及普文漢

文部省督學官  
坂井喚三

國學院教授  
文學博士  
小柳司氣太

陸軍教授  
高成田忠風

大正大學教授  
近藤 正治

文學博士  
中山久四郎  
陸軍教授  
鹽野新次郎

莊子新釋

全一冊  
價一・〇九八

●著者が透徹精  
なる頭腦を傾注し  
て本文訓讀大意  
通釋の五項目に  
けたる註解を附す

老子新釋

全三冊  
價一・五〇〇

●本書は哲學の  
家小柳博士の獨  
相見解を古學者  
新説を參酌して  
の釋を試みたるも

文章軌範新釋

全一冊  
價一・一七〇

●文章軌範の明文  
も著者の新釋によ  
つて初めてその眞  
價を味ふべし又々  
得難き好参考書。

古文眞寶新釋

全六冊  
價一・八〇〇

●近藤教授多年の  
研究を傾注せるも  
の既刊類書に講  
追評を許さざるも  
斷然類書界現角

十八史略新釋

全二冊  
價一・二〇〇

●十八史略の講義  
は深山あるが獨  
設し訓讀項目を新  
大意に互に互に互  
したる類書無し。

發行所 東京・神田 弘道館

發行所 東京・神田 弘道館







文學士青木武助先生著

菊判一四〇〇頁、五卷通計七、〇〇〇餘頁、  
本文別紙上質紙背皮製小口、マールブル  
最モ堅牢最上製本

定價 各卷六圓五十三錢  
送料(留書) 內六圓五十三錢  
鮮、滿、臺六十二錢

一一五四

# 新訂 大日本歴史集成 卷五全

## 新訂發賣

古事記・風土記の昔から、昭和の現代に至るまで、光輝ある帝國の歴史を叙した著述は、その類も  
數も、數へきれない程であるが、そのあるものは餘り一方の見解にのみ偏して、多くの公論・定説  
を顧みず、あるものは細りに流れて、國民的說話を忘れ、過ぎて多量の資料にのみ因はれて中  
心を失ひ、あるものは有力なものであつても、時代を徒費するものに止まるので、歴史と資料との不  
なく、中読するものは、現狀で、小學校、中學校、高等女學校、師範學校等の教科書の組織を學ぶ  
便に、讀まれること、費用、時間、努力の三者、これを悉く補ふべく、その組織を學ぶの努力を古  
の公論・定説を集めて、無数の參考資料を集めた一大國史圖書館として、日本歴史の一切の史料を  
個人の小傳・地名の解説、歴史地圖、各種の圖表を添へるなどして、日本歴史の一切の史料を  
細密な智識と共に、よつて導く教師の利便を、他、如何なる史書にも優り、國史の一切の史料を  
よつて完し、これによつて、第五卷末に添へた中等教員檢定試験問題と解答(明治十八年該試験開始以來  
今日に至るまでの日本史の問題)の如きも必ず受験者のよき友となるであらう。

東振會社發行所  
東京・銀座・西三丁目一六番  
電話六〇一七六・五八六六  
文録社

## 大同館出版新刊圖書報告

◆武田完二著◆(四六列最上美本 紙數五百餘頁) 正價金貳圓五拾錢 送料金十四錢

# 豊太閤出世録

短日月で天下を統一し將  
師の大事を備はれた日本  
國民的快男兒太閤秀吉は  
大人物であつただけに味  
へば味ふ程研究すればす  
る程その大きさが知られ人  
間的親しみをもち得るの  
である。

〔正史記録に據て成れる太閤記〕 本書は此一冊で太閤の生涯を物語る活歴史ならしむべく著者が正史記録に據て研  
究考證しつゝ、趣味の讀物とせし苦心に成れるもので叙述は雄麗無比本書こそは正  
に國民的待望久しき清新な歴史文學の魁であらう敢て各位の一讀を希ふ。

武田完二著 ● 趣味江戸城大奥秘史 各將軍の人物と其間門關係を中  
心に幕府政治の表裏を展開す 正價金貳圓 送料十四錢

小林 博著 ● 大阪城悲劇の真相 大阪城の悲劇は秀頼の出生に初  
まる本書は考證正確に説き盡す 正價金貳圓 送料十四錢

芦間 圭著 ● 少年史傳 日露戰爭物語 日露大戦を語り盡して餘すなし  
現代國民必須の讀物一讀を希ふ 正價金貳圓 送料十四錢

奈良島知堂 ● 少年史傳 軍神廣瀨中佐 旅順閉塞で戦史上に花をかざり  
し中佐の詳傳著者苦心に成る 正價金貳圓 送料十四錢

湯淺城二著 ● 少年史傳 軍神橘中佐傳 此の軍神の輪轉生活を體得して  
祖國を永遠に泰からしめよ 正價金貳圓 送料十四錢

原田芳起著 ● 日本小説評論史序説 諸博士が學界を益する好著  
もので研究者必讀の詳解書 正價金貳圓 送料十四錢

藤井紫影序 ● 西鶴世間胸算用詳解 大坂の社會相の種々を説きし  
醉ひ給へ大好評である 金貳圓八拾錢 送料十四錢

植村邦正著 ● 西鶴好色五人女詳解 千古變りなき肉慾愛慾の秘境に  
町人物最初の作で金を描いて深  
刻な極り文學史上珍しき存在なり 金貳圓八拾錢 送料十四錢

尼形美宜著 ● 西鶴日本永代藏詳解 町人物最初の作で金を描いて深  
刻な極り文學史上珍しき存在なり 金貳圓八拾錢 送料十四錢

岡田 稔著 ● 西鶴日本永代藏詳解 町人物最初の作で金を描いて深  
刻な極り文學史上珍しき存在なり 金貳圓八拾錢 送料十四錢

東京市神田區 大同館發行所  
東京・金町三丁目一八番  
電話七二七

一一五五







# 硝子

工學博士 難波元弘序

工學士 上田清著  
理學士 太田廣太郎

現代文明に於ける硝子の地位は益々重大である。近代生活の明朗性は、此透明性且耐久的にして、成形加工自由なる工業材料に負ふ所が多い。試みに家屋から硝子窓を、婦人から硝子鏡を、軍人及探險家から双眼鏡、望遠鏡を、潜水艇から潜望鏡を、學者から顯微鏡を、最後に酒場からコップを、夏の家庭から硝子器を取去れ。憂鬱、混濁、暗黒、圓り難きものがあらう。

斯の如き重要な關係を國防、學術、産業、社會の各方面に有し、且四千年の歴史ある硝子に關し、其物理的及化學的性質を明かにし、最新の製造方法を説く良書のなかつたことは、恰も羅針盤なくして航海する様なものでなかつたか。本書は我邦硝子工業界の權威たる旭硝子會社の上田工學士及太田理學士が、多年の工場經驗を經て、研究所の研鑽を結し、推稿を重ねて始めて成れるもので、殊に第一編に於て硝子の相律的研究及光學的性質並に耐久性に重きをおける點、第二編に於て原料が硝子に熔融するゝ場合の化學變化及硝子素地の良否の判定等に力を注げる點は有益である。吾々の信ずる處によれば、西洋にもちよつと此位纏つた硝子書は最近ないと思ふ。

A5 特別裝幀入 811頁 234圖  
價 4圓80銭

工政會出版部・東京市神田區昌平橋際・振替東京27724

一一五九

## 第一編 汎論

1. 起源並に沿革 起源、沿革
2. 成分と種類 一般硝子の成分、硝子の分類、光學硝子の分類、各種硝子の分析表
3. 熔融と凝固 融點と凝固點、相律、一成分系、非安定狀態、即ち過冷却狀態と失透現象、轉移、二成分系、三成分系
4. 粘度及表面張力 粘度、表面張力
5. 機械的性質並に熱的性質 比重、抗張力、抗壓力、彈性、彎曲強度、硬度、脆弱性或は衝擊強度、比熱、熱傳導度、膨脹、異常膨脹、耐熱性、寒暖計用硝子の熱的係數
6. 徐冷 歪、徐冷
7. 光學的性質 硝子に依る反射、屈折、硝子に依る光の分散、硝子に依る光の透過又は吸収、可視光線に對する吸收、紫外線に對する吸收、赤外線に對する吸收、レントゲン線に對する吸收、保護眼鏡、乳白硝子、摺硝子及型硝子に依る散光、光線の作用
8. 金屬並に氣體の硝子中への擴散 金屬の擴散、氣體の擴散
9. 電氣的性質 摩擦電氣、電氣傳導度並に電氣抵抗、常溫より高温度、硝子の電解作用、硝子の破壊電壓、透電係數
10. 化學的性質
11. 硝子の本質

## 第二編 製造法

1. 原料 珪酸、硼酸、磷酸、酸化曹達、酸化加里、酸化石灰、酸化バリウム、酸化鉛、アルミナ、酸化亞鉛、マグネシヤ、カレンツ、副原料
2. 原料調合 調合計算、調合化、バッチの調製
3. 高温測定法 ゼーゲル管、氣體寒暖計と標準溫度、電氣抵抗高温度計、熱電高温度計、輻射高温度計及光學高温度計、高温度計の檢度
4. 燃料 固體燃料、瓦斯體燃料
5. 硝子耐火物 耐火粘土の種類及性質、ムライト質耐火材料、珪石質耐火材料及珪石煉瓦、硝子坩堝の形狀及其製作、タンク・ブロック
6. 硝子窯 熔融窯、徐冷窯、坩堝窯、細工業
7. 調合原料の熔融と熔融素地 原料と硝子化反應の考察、熔融方法、清澄、熔融素地に見出さるゝ缺點、熔融素地の均質性、熔融素地の流
8. 硝子器の成形 埴類、電球バルブ、押型硝子、管狀及棒狀硝子、板硝子、空調硝子及其加工
9. 光學用硝子 原料及調合、熔融、成形及製品の檢査、眼鏡硝子、其他、レンズ製作法

附録  
索引

再版出來



## し全てめ始、で出書本興復の教佛

第十卷	第九卷	第八卷	第七卷	第六卷	第五卷	第四卷	第三卷	第二卷	第一卷
明治高僧傳	日蓮	道元	榮西	親鸞	法然	弘法	傳教	聖德太子	日本佛教
増谷文雄	馬田行啓	圭室諦成	奥山道明	山邊習學	友松圓諦	高神覺昇	鹽入亮忠	江部鴨村	眞野正順

全十卷内容

# 日本佛教聖王者傳

刊行に際して

わが祖先の生んだ偉大な精神を萬人の手に取り戻し、これらの聖者の生活に合一したといふ熱烈な希望は、彼らの精神をわが中に生かし、現世に行願の世界を成就することにである。そしてこれが宗教復興の途であり現代の理想である。この意味に於てわが佛教界の第一線に立つ諸氏は日本佛教の精華を代表する十餘の聖者を選び全く新しく全く自由に生きた傳記を創造し現代大衆の要求に正しく應へようとするのである。

第一回 配本 弘法  
第二回 配本 日蓮  
第三回 配本 明治高僧傳

昭和十年二月より毎月一冊づつ、刊行  
四六判上製・各巻約三二〇頁

價定 一圓二十銭 (十二銭料)

東京・京橋三ノ四  
日本評論社  
電話京橋六一九二(一)・振替東京一六番

一一五八





**絶対信頼** すべ **北星堂** 受験 **参考書**  
 北星堂の本は欧米の讀書界に於いても一大好評を博して居ります

<p>長谷川康氏譯註【廿五版】定價七十五錢 六冊  <b>エングスツァンピール講義</b>  <small>入試問題の根本を成す所 三十卷、難読本の要約を 得ざるを得ない良書</small></p>	<p>南日恒太郎氏校訂          清水起正氏譯註【百卅四版】  <b>ユスオヴライフ講義</b>  <small>書及 八冊 定價 十九錢</small></p>	<p>中野謙次氏 共編 (譯註懇切好評)  <b>ソノワンダブック講義</b>  <small>定價一圓 八錢</small></p>	<p>清水起正氏譯註【廿五版】  <b>ユニオン第四講義</b>  <small>定價一圓 八錢</small></p>	<p>山崎 貞氏譯註【五版】  <b>繪ナシナル第三本解釋</b>  <small>定價一圓 八錢</small></p>	<p>山崎 貞氏譯註【五版】  <b>繪ナシナル第四本解釋</b>  <small>定價一圓 八錢</small></p>
---	---	---	--	---	---

最も便利にして要を得たる無類の單語集！  
**北星堂版「英語重要單語集」**  
 オクスフォードポケット版  
 最新活字印刷 定價 50 錢

<p>山崎 貞氏著【十三版】定價一圓卅錢 八冊  <b>新英文法の根底から</b>  <small>英文法に對する確たる 基礎をつくらしめ、 知識を正確に修め、 しむるに無類の良書</small></p>	<p>花園兼定氏著【八版】定價一圓三十錢 八冊  <b>英文作文の根底から</b>  <small>入試問題を避け、 最善に 應用例と練習問題の 作文練習を面白く 読者の良書</small></p>	<p>花園兼定氏著【十五版】定價一圓卅錢 八冊  <b>英文法の輪郭</b>  <small>片寄しい英文法を面白く スラスラと読み去り、 書き取り、知らず 中に英文法を習得せしむ</small></p>	<p>清水起正氏著【六版】定價一圓七十錢 十冊  <b>英文法新講義 (詞動)</b>  <small>最近英文法に於ける 大體の最新説を悉く つぎつぎと修め、 つよつよと成れるもの</small></p>	<p>花園兼定氏著【十四版】定價一圓七十錢 八冊  <b>英語會話と隨筆</b>  <small>先づ英語の知識につ いて説明し、小説の 方を修め、小説の たる會話を教へて居る</small></p>	<p>北野吉内氏著【三十版】定價二圓十錢  <b>新聞英語の讀み方書方</b>  <small>新聞中譯者の名として 知られて居る、本書 にしては、本邦一 の文法研究の 三書を修めし たるもの</small></p>
--	---	--	---	--	--

東京市神田區 北星堂 振替東京  
 錦町三の十二 一六〇二四

一一六〇

<p>ドストイエフスキイ全集          全十八卷 菊大版・每卷八〇〇頁          毎月拂二、五〇・一時拂四、二〇〇</p>	<p>フルウスト全集          全十五卷 四六判・每卷四〇〇頁          毎月拂一、五〇・一時拂二、〇〇〇</p>	<p>日本傳説研究          全八卷 四六判・每卷四五〇頁          毎月拂二、〇〇・一時拂一、五〇〇</p>	<p>唯物論全書          全十八卷 新四六判・每卷二五〇頁          毎月拂一、六〇・一時拂一、四〇〇</p>	<p>現代ソヴェト文學全集          全八卷 四六判・每卷五〇〇頁          毎月拂一、五〇・一時拂一、〇〇〇</p>			
<p>百鬼園隨筆 内田百間著          定價一〇〇錢・二〇</p>	<p>續百鬼園隨筆 内田百間著          定價一〇〇錢・二〇</p>	<p>鶴 (百鬼園隨筆ノ三) 内田百間著          定價二、五〇錢・二四</p>	<p>滿洲國 (繪と隨筆) 長谷川春子著          定價一、五〇錢・二四</p>	<p>雨の念佛 宮城道雄著          定價一、五〇錢・二四</p>	<p>評論展 望 谷川徹三著          定價二、五〇錢・二四</p>	<p>自然と勞作 白柳秀湖著          定價一、八〇錢・二四</p>	<p>花鳥小品 萩原井泉水著          定價一、八〇錢・二四</p>

東京市神田區 三笠書房 振替東京  
 四三〇一(33)段九話電 六九〇二二京東替振

一一六一